幣社に列せらる、著す所明訓一班抄等あり、嘗て疏して曰く、三檣の洋舶數百千艘を造り、大砲數百千門を鑄て、天下の僧徒に許すに肉食妻帶を爲すを以てし、武を講じ以て防禦を大にせん、今海内の寺院總て幾十萬あり、之を用ひば以て數十萬の兵を出すを得んと、又嘗て蝦夷を感り、書を幕府に獻じて曰く、蝦夷の地北は魯西亞に接し、西は滿州に隣す、我國北門の鎖鑰たり、風島魯國の蠶食に遭はゞ後來の隱憂測り難し、諸ふ蝦夷を賜ひて封地となし、躬自ら臨みて開拓鎭撫し、異類を驅逐して長く地方を殺んせんと、事終に聽かれずして止む、齊昭死後十年ならずして、果して樺太千島交換の事あり、其卓見人意の表に出づる、亦以て徵すべきなり、齊昭の詩歌字々慷慨、句々憂憤、氣節溢然として、讀者をして、感泣せしむるに足る、

敵あらはいて物見せむ武夫の
　彌生なかはの睡りさましに

うき雲のかゝらはかゝれ世の中の
　かゝ見にうつる秋の夜の月

楠中將

豹死留レ皮豈偶然。湊川遺跡水連レ天。
人生有レ限名無レ窮。楠氏精忠萬古傳。

獻三琵琶一表

今玆甲寅之夏、皇宮罹レ災駐二蹕於外一、亡レ慙二鄭虔統海一、泊二攝之浪華浦一、淹留旬餘、幾内縣然、臣齊昭仰レ想行宮之狹隘一無レ以レ慰二宸襟一、俯レ慨二靖廬猶儉一未レ能レ伸二皇威一、歷二陳三鄙見一於征夷府一、而才疎二論迂一、未レ審二采用捨如何一也、齊昭頃獲二華櫚材長三尺許一手一製二琵琶一面一、窃つ方二行宮之災一、雅樂寶器、得レ無レ鬻レ烏有一邪、乃因二關白政通公一、獻之一行宮一豈敢望レ補二管絃之闕一乎、萬機之暇、或命レ侍臣一、彈二還城之樂一、歌二太平之頌一、洋々乎レ盈二耳一、乃内以レ紓二宸憂一、外以レ鎭二狄邪一、此器有レ裨焉、臣竊爲二天下一祝之、

明治三十六年六月廿七日、更に正一位を追贈せらる、

○贈從三位松平賴德

東京市本所區北二葉町三十四番地

子爵　松平賴安

松平賴德は、水戸の別封宍戸の領主主税頭賴位の長子にして弘化三年九月家督し、大炊頭に任じ、從五位下に敍す、元治元年水戸の藩内に、騷亂さし起り、鎭撫の爲め、藩主慶篤が目代として、彼の地に赴き、料らずも非分に落ち自殺せり、今その遺骸を尋るに、元來水戸に於ては、奸黨天狗黨とて、藩

士兩派に分れ、爭論止む時なし、奸黨には市川弘美、佐藤信近、朝比奈泰尙等、その巨魁となり、内々幕府に取入り、故中納言齊昭が施行せし善政を破壞せんとす、かゝる處に近年外人跋扈、兼情憤激の餘り、天狗黨なる田丸稻之衞門、藤田小四郎等、齊昭の遺旨に本づき、尊王攘夷を唱へ、諸國の同志を語らひ、太平筑波兩山に柵籠り、幕命を遵奉せず、弘美信近等、其機に乘じ、徒黨を引具し、江戸に馳登り、之を幕府に訴へ、慶篤に迫り、おのれ等、執政の職に昇り、擅に政令を發行す、國住居の執政榊原照典大に驚き、齊昭自筆の遺誡を懷中し、いそぎ慶篤が許に參り、理非明白に諫爭し、又國中有志の士民も引續き馳參し、諫書を捧げ、奸邪を黜く可き由を申しかば、慶篤これを聞入れ、七月十七日、信近泰尙が職を取りあげ、國元にさし還へし、獨弘美は幕軍諸共に、野州出張中なればとて、其沙汰に及ばず、かくて弘美は常州下妻にて藤田小四郎等が軍兵と戰ひ、散々に敗北し、一先づ手勢を纏め、江戸の方に引退かんとする途中、信近泰尙に出逢ひ打連れて水戸に歸り徒黨を集め、城内に柵籠り、君命と稱して、睚眥の怨ある者までも、誅戮を加へし程に、國中以の外に騷動す、慶篤此由を聞き、片時もすて置く可らずとて、直さま幕府に申請ひ目代賴德を遣はし、先頭馳參りたる、有志の者共之に隨ひ、八月四日出立同き八日片岡驛に至る、然るに田丸藤田等、大勢引連れ、此處に待受け、同く附從ひ水戸城に入らんとしければ、奸黨多人數、城南吉田に土壘を築き發砲し、たやすく近附く事を得ず、道を替へ城東那珂の湊なる、廻資閑に赴きしに、爰にも敵兵嚴しく防戰に及びしかど、難なくこれを打破りて滯陣す、其後神勢館に移り、人を遣し、再三信近泰尙等を曉諭すと雖も、聞入ざるに依て、再び湊村に引取り、度々合戰に及びぬ、是より先き、幕府太平筑波の者共を賊徒と名付け、近隣諸藩に追討の軍を出さしむ、今度太平筑波の兵、賴德に附隨ひ同じく湊村に籠りければ、諸藩の兵之を圍み、賴德は賊徒に一味し、其大將となりたる姿に推移り、進退爰に窮まり、幕府の監吏戸田五介が申入れし旨に任せ、一先づ江戸に引取り、事の次第を、慶篤に聞えあげんとて、家人少々召連れ、湊村を去り、西郷地村に至りしを、幕吏幷に奸黨、これを欺き、城下の南郭に推寄め、幕命を以て官位を褫き、領地を沒收し、一族松平萬次郎に預け、十月五日、白刃の刑に處す、賴德從容として、坐に直り、衣服を着替へ、後事を託し三度南方を拜し、腹切て失せぬ、其父賴位も、連坐して官位を削られ弟妹子女、皆他家に預けらる、無慚といふもおろかなり、附從ひし家人共二人は戰死し、二十六人は斬られ、七人は自殺し、二十人は獄中に病死せりとかや。

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從三位を贈らる

○贈正四位藤田次郎左衞門

茨城縣水戸市上市梅香
藤田熊雄

藤田次郎左衞門、名は一正、字は子定、幽谷と號す、初めは與介後次郎左衞門と改む、其先は小野篁より出づと云ふ、家祖某武藏より來り、常陸國那珂郡飯田村に居り、後水戸下谷街に徙り商となる、父は與右衞門言德、母は根本氏、次郎左衞門商家に生れ、幼より學を好み、長久保赤水に從て江戸に在り、高山彦九郎來り見て大に之を偉とし、妻はすに其女を以てせんとす、時に頗る大志あり、刻苦書を讀み、忠孝の大節を明にして、以て末俗を振起し、正氣を扶持せんと欲し、謁見招邀、屢に儒流の表に出で、卓然として自ら立つ、會々立原東里、一藩の文柄を操り、誘掖奬勵して、薦擧尤も力む、文公次郎左衞門を閨閤の間より拔擢して、彰考館の生員に補す、其名遠邇に顯はる、幕府執政松平定信、之を聞て其文辭を觀んことを求む、次郎左衞門君臣の大義を論じ、正名論と題し之を呈す、時に年十八、幾もなくして父歿す、世俗父母の喪に居る五十日にして吉に就く、服闋ありと雖ども徒らに空名を存するのみ次郎左衞門も亦國制に從ひ喪を除くと雖も、家に在る時は苦に堪ぬ塊を枕とし、宴會を避け慶弔を絕ち、謂語を作らず、酒肉を御せず、其朝夕の奠を設け、戚容人を動かす、三年にて喪を終ふ、其間禮を讀むの餘、古人喪に居るの善き者を編次して、喪制の得失を論述し、題して二連異稱と曰ふ、是時に當り、魯人數々蝦夷地に來る、幕府諸國に令して備を設けしむ、然れども昇平日久しく、文恬武熙、復外患あるを知るものなし、次郎左衞門深く外國の情を察し、奮然として海防の策を講ず、以爲らく苟も兵を強くせんと欲せば、士民をして方ふことを知らしむべし、若能く時世柔を好むの弊を去り、仁義を重んじ名節を崇ばゞ、士民は將に長上の爲めに死なんとす、今北虜の計歲一歲より切なり、之を鎭むるに靜を以てせんと欲するは、時を知らざるも亦甚しと云べし、寬永天草の變の如きは、戰國を去ること未だ遠からず、槃據の諸侯往々時の聲を伺ひ、曉將悍卒腋下に老死することを甘せざるもの所在皆是なり、故に務めて無事を示し、靜に以て之を鎭めしなり、今は海內宴安に溺れ、鼓舞作興するも猶振はざるをそる、昔し北條氏蒙古の使を斬り、天下を率ひて之と戰はんと欲し、諸國をして軍用を資せしめ、つひに十萬の衆を西海に殲すを得たり、今虜使の來る、甘言重幣を以て我を誘ひ、嗣疑虛喝を以て我を懾す、豈一日の安を偸で、優禮厚賜して

天下の士氣を惰らしむべけんやと、是に於て論建する所あり曰く、此言行はるゝを得ば、之を大にしては天下の紀綱を振ふべく、之を小にしては一國の政刑を明にすべしと、然るに年少く位卑く、言忌諱に涉り、不敬に座して廢黜せらる、乃ち退て賢豪奇傑の士と交遊し、其議論を上下し、高山彦九郎、蒲生君平等と相聯ぶこと最も深し、居ること三歲前職に復す、文公文學を崇尙し、義公の緖を纘ぎ、必ず日本史編纂の業を終へんと欲す、次郎左衞門修史の始末を論述して、義公深意の在る所を明にす、武公の封を襲ふに及び、高橋廣備と同じく總裁となる、鉛槧の餘出入風議し、頗る其言を盡すことを得たり、武公も亦紀綱を振起し、言路を開き、大に庶政を修明せんと欲す、次郎左衞門素より經綸の業を以て自ら任じ、上は天朝の典刑より、以て幕府及び水戸藩祖宗の法令に至る迄、其源委を推究し、諸家の故事、貨財の政、田賦の制、官爵田祿、祿度名數等を博酌し、凡そ治敎の法、綱維を擧げ節目を詳かにし、乃ち言ふ、仁政の要は己を修め人を治め、外內を合するにあり、國を治むるには大德を以てし、小惠を以てせず、庸人の論を破りて古今の勢を審にし、道德事業を一にして其大體を存し、寬猛並び用ひ、威惠兼ね施し、剛柔正直、互に用を相爲して、時を相て弛張し、風俗を變化し、其施設の方の如きは、厚生利用正德に在り、厚生は以て食を足し、利用は以て兵を足し、正德は以て之を信にす、是聖賢治を制するの大要なり、孔子の春秋を作るの志周公の法を修め、文武の道を興すに在り、我水戸幕府の懿親を以て、威義二公の緖を承け、苟も舊く蔕制を修めて之を兼用し、通變神化するときは、揆を先聖に同ふし、庶くは以て大道を天下に明にするに足らん武公屢々召し見、誠を開て諮詢せらる、既にして高橋廣備入て吏職に補し、次郎左衞門出でゝ濱田奉行となる、時に同列は皆一時の名士なり、相勉ひるに忠義を以てし、敢て少しも自ら貶し、苟も合ふことを求めず、次郎左衞門嘗て治民の策を講究し、固より持論あり、大約煩擾を去り、橫斂を除き、力役を均ふし、彙併を破り、修惰を禁ずるを以て勸農の要となす、然ども其事大體に關係し、之を一郡一邑に施すことを得ず、遂に情を陳して職を辭す、後再び史館總裁となる、而して一時事を共にせしもの、亦相尋で職を罷む幾はくもなく、武公薨ず、哀公の時班を通事に進む、次郎左衞門久しく史局に在り、古今を商搉し、治亂盛衰の機、其由る所を審かにし、大は神聖經世の迹より、細は地理譜牒の類に至るまで、考據明確、前人未だ發せざる所を發す、年知命に躓え學ぶ所行はれざるを以て、乃ち文章に托せんと欲し、其胸中の蘊蓄未だ一斑を吐露するに及ばず、文政九年十二月朔日病歿す、年五十三、水戸常盤原に葬る、丹氏を娶り二男五女を生む、長熊太郎夭す、

次は誠之進なり、次郎左衛門狀貌奇偉、志氣豪邁にして、平生儒を以て自ら名のるを耻づ、經史百家の學兼綜せざるなく、異端を黜け左道を排し、迷を指し惑を辨じ、皆其膏肓に砭す、經を說くときは仁孝一本の義に歸し、治を言ふときは正教一致の說を主とす、國體を論ずるに至りては、天地ありて然る後に君臣あり、天朝開闢以來、神器を擁し天位を踐み、皇統綿々として之を無窮に傳ふ、民天朝を仰ぐこと天と一なり、以て天孫を奉戴すべし、天皇の尊き宇內二つなし、是豈夷狄邪氣の得て干犯すべき所ならんや、神聖極を建て基を開き、之を変るに堯舜周孔の道を以てす、邦家の治日に文明に趨く、今學者名義に晦く、或は漢唐を指して戎狄に比し、或は明淸を稱して中國となす、皆朝制に遊へり、東照宮禍亂を平定し、皇室を翼戴す、然るに拘泥蔽固、冥然悟らざるもの、或は隣東を輕んじ、或は皇室を陋なりとす、是皆學者の惑にして、神州の靈なり、人能く天朝を尊び、周孔の道を崇ぶときは、國體以て明にし、彝倫以て叙つ、然る後に政敎俱に全く人心純一なり、幕府の皇室を尊ぶときは、諸侯も亦幕府を敬ひ、諸侯の幕府を敬ふときは、卿大夫も亦諸侯を敬ふ、然る後に上下相保ち、萬邦協和すべしと、乃ち同志の士と、名を正ふし義を明にし、大道を扶植する所以を講究し、其子弟を敎育するに、名節を砥礪し、士氣を振起するを以て務となす、居常禮を履み家を治むる嚴肅なりと雖ども、時に或は客に對し、酒を命じ節を擊て高歌し、其幽鬱の氣を洩す、年僅に强壯なるに、白髮頭に滿てり、嘗て哀公の春秋鼎盛にして、未だ儲嗣あらざるを憂ひ、晩に國統を固くする所以のものは、言はんと欲して未だ果さず、一朝溘焉たり、其平生焦思苦心するもの、毫も施す所なく、半途にして廢せり、然と雖とも其沈鬱滯積の氣は、子の誠之進を待て發し、烈公を輔けて、國家を經紀するの大策を講じ、海內を風靡して、遂に明治維新の首唱となる、是其經綸の業を傳ふるなり、其學の如きは會澤恒藏之を傳へ、著述身に等しく、學問德業共に海內の宗師となる、次郎左衛門の志二人を得て以て大に顯はれたりと謂ふべし、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる、

○贈正四位藤田誠之進

茨城縣水戶市上市樂書
藤田熊雄

藤田誠之進、初め虎之助といふ、名は彪、字は斌卿、東湖と號す、水戶藩の士次郎左衛門一正の次男なり、幼より奇穎稍々長じて武藝を嗜み、其だ讀書を喜ばず、年弱冠を超ゆ、慨然として自ら奮て曰く、絳灌文なく隨陸武なし、是古人の笑ふ所なり、大丈夫奈何ぞ學ばざらんやと、遂に勤苦して書を讀む、文政七年米國人、常陸國大津に上陸するものあり、幕府代官吉山善吉等をして事由を按驗せしめ、待つに漂泊陸に上るの例を以てす、初め父一正竊に彪に謂て曰く、頻年醜虜邊海を窺窬し、傲慢にして禮なし、然るに世擧て姑息無事を喜ぶ、今又放還の策に出で、一日の安を苟もせば、堂々たる神州一具眼の人なきを示すなり、吾甚だ之を愧づ、汝速に大津に赴き、竊に動靜を伺ひ、若其放還に決するを審かにせば、直に夷虜を屠にし、然る後に官裁を請ふべし、乃ち一時の權宜に出づと雖も、庶くは少しく神州の正氣を伸ぶるに足らん、吾不幸にして女子多く唯汝一男あるのみ、汝死せば吾祀絕へん、是吾と汝と命窮るの時なり、汝愼慮するなかれ、彪慨然として父の命を奉じ、將に發せんとす、俄に飛使あり米人を放還せしことを傳ふ、因て止む、時に年十九なり、一正江戶に祇役するに及び、之に從ひ吉田愚谷の家に寓し、劍書を學ぶ、一正戒めて曰く、文武の道相待て用を爲す偏廢すべからず、汝腐儒汪生の行爲に倣ふことなかれ、武人劍客の流に甘ずることなかれ、之れに依り其居る所の室に命づけて不息といふ、蓋し諸を乾の象辭に取れるなり、齊昭此時公子にて藩邸に在り、親ら不息の二大字を書して之に賜ふ、既にして父一正の病篤きを聞き、遽に途に上り、晝夜乘行家に歸ると雖も及ばず、悲哀號慟、喪を終へ父の祿を襲ぎ、私に心制を持するもの三年、進物番なとり、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、時に館務漸く弛み、會澤恒藏職を辭す、彪館局の大弊五事を論じて曰く、心術正しからざるもの宜しく館職に居るべからず、曰く正人實學宜く獎奬すべからず、曰く撰職の還宜く彪に在る可らず、曰く史業督課宜く追蹤す可からず、曰く盛文務飾宜く助長すべからずと、反覆辯論數千言、又一書を裁して江戶史館總裁川口助九郎に與へて、過を引き間を乞ふべきを勸む、議論劃切、文辭雄健、此に於て人始めて力を家學に專らにするを知る、江戶水戶史館隔離し、正義の士皆水戶館に群居するを以て、助九郎等議り二三館僚を江戶に移し、其勢を殺がんとし、其愛憎なきを示さんが爲めに、彪等數人をして國を探り、徒否を決せしむ、彪曰く、江戶に抵り、君の左右に咫尺する、事情輕きにあらず、安ぞ兒童の遊嬉に倣ひ、閑を探りて之を博せんや、文政十二年の秋、齊脩哀公病篤く繼嗣未だ定まらず、老臣幕府の庶子清水氏を請ふて嗣となさんとす、根本三十郎書を馳せて之を彪に報ず、彪時に史館にあり、書を見て曰く、是國家の大事志士命を捨て國に報るの秋なり、直に大夫山邊兵庫の邸に至り謂て曰く、事急なり大夫盍ぞ杉山千太郎と謀らざる、盍し千太郎は兵庫の信ずる所なり、彪家に歸り父の疆を淚に祭り、占筮するに

吉ならず、乃ち策を投じて曰く、吉を見て行き不吉を見て止るは尋常の人事のみ、大事に至ては固より吉凶を以て其節を變ずべからず、今や死を決せり不吉既に兆す、復何ぞ筮せん、因て神主に謝し、兵庫以下と倶に發し急行江戸に抵り、戸田忠太夫、會澤恒藏等と、水戸支藩松平大學頭に謁し論陳す、大學頭も亦力を盡すことを約せり、已にして齊脩薨ず、遺命ありて國を齊昭に傳ふ、幕府之を允し、彪等即日東歸す、天保元年那奉行となる、召に應じ小石川邸に至り、安民固本の說、修文奮武の論を述べ、其歸るに臨み、公手づから親筆を賜ふ、後幷人會澤恒藏、鈴木莊藏等數人を讒殺し、之を外に出し、藩府の正議を一網に打盡す、彪同僚と相謀り以爲く、郡奉行は疎外の職なりと雖も、頗る樞要の地たり、夫れ之に居るは公の信任厚きを以てなり、今藩府變革此の如し、凡そ建議する所皆な中より之を阻し、上下の情を隔絕し、公の誠意をして孤ならしむ、因て上書して屢々小人を退け、君子を進め、正氣を挽回するの議を陳す、驛使の江戸に往來するもの、每月六次、未だ一次も那奉行の上書なきは非ず、齊昭も亦親書を下して慰諭す、然れども讒諛先づ入り奈何ともすることなし、彪口舌を以て爭ふべからざるを知り、病と稱して出でず、朋黨の論益々熾んなり、齊昭大に怒り、川瀨七郎右衛門、石河德五郎を小石川邸に召し、問ふに事情を以てす、二人陳述して餘力を遺さず、公釋然たり、彪召されて通事となり、日に左右に昵近す、六年藩府吏に轉ず、十年齊昭命を發し明年を以て藩に就かんとす、齊昭方に務めて武備を修め、又士大夫を戒め、田祿多寡に因て兵馬器械を備へしめんと欲す、巨室世家皆軍用に乏し、其或は罪を獲んことを恐れ、竊に黨を結で齊昭の就藩を妨げんとし、小番頭及物頭の職を激し、各箱子を書して之を藩府に達せしむ、藩府狀を以て聞す、齊昭大に怒て曰く、姦人比周して君を要す、藩府一人の之を制するものなし、奉職亡狀なり、遂に事情を按問し、其事に與る水戸の執政有司を罰せんとす、彪小石川邸執政に謂て曰く、事固より亡狀なりと雖も、勃々之を公に聞する者は、江戸有司にあらずや、今水戸有司罪を蒙り、吾儕謹を免る時は、何面目ありてか復水戸の諸士に見んや、執政聽かず、彪罪を引き病を移して辭職を乞ふ、因て職を免と先手物類の班を以て、史館編修に充つ、幾くもなく擢でられて側用人となり、馬廻番頭に班す、齊昭藩に就くに及び、從て水戸に徙る、議行はれず、將に職を辭せんとす、人彪を譖する者あり、今井金右衛門參政たるを以て彪心に不平を懷き、又家計窘急、勢ひ職に居ること能はず、故に正議に託して職を辭せんとす、齊昭手書を賜ふて曰く、吾汝を信ず、汝反て吾を疑ふ、汝去らば吾亦致仕せんとす、彪跡甚だ嫌疑に涉り、又今井に連及せんことを恐れ、敢て退かず、適ま執政命を傳へて金を賜ふ、曰く子屢行役に苦む、其或は資用乏しからんを察し、斯賜ふものあり、彪賜を受け退て奥右筆局に入り、金を以て局長に託し、且つ曰く、彪固より貧し、嚮きに行役の日斯賜ものあらば、何ぞ之を辭せん、又今日行役の命あらば、敢て辭せずと雖も、今故なくして之を受くるは、夫れ之を貨と爲すなり、辛に執政に謝せよ、飢餓すと雖も此の如き賜を拜せず、執政も亦強ゆる能はずして止む、翌年金右衛門出されて寺社奉行に移る、之に先だつ一日彪之を聞き齊昭に謁して、金右衛門を止めん事を請ふ、齊昭曰く有司屢々告ぐるあり、金右衛門人言を容れず、既に人望を失ふ、是れ外補する所以なり、彪曰く、金右衛門峭直氷清、惡を疾むの心餘りあり、物を容るゝの量に乏し、是職を取る所以なり、其面折敢言に至りては、執政之を憚り監察之を畏る、佞邪小人尤も之を忌むは、未だ嘗て金右衛門の右に出づるものあらず、已に之を遠くるときは、小人竊に手を拍て相慶せんとす、齊昭曰く汝宜く執政と議るべし、彪因て執政結城寅壽を見て曰く、金右衛門は救ふこと能はざるか、寅壽愕然として曰く能はずと、彪遂に上書して、平生言はんと欲する所を陳し、門を杜き病を移して辭職を請ふ、安島彌次郎來り、齊昭の命を傳へて曰く、曩日の上書深く吾心に感ず、吾將に之を思はんとす、汝病を移して、家居

すと、乃ち浮言沸騰、吾甚だ之を愛ふ、請ふ吾が爲めに暫く出て、事を視よ、彪感激して命を奉ず、仍て人に語て曰く、吾史傳を讀み、常に潔身自重の士は、退を知て進を知らず、當路事を用ふるの臣は進むを知て退くを知らざるを慨む、因て亦其退く者固より貧賤に處す、故を以て勢利に恬なり、其進む者漸く富貴を致て願望の念ある所以なりと、今にして之を思へば、君臣の情義固より已を得ざる者ありて其間に存す、猶ほ富貴貧賤のみ之をして然らしむるに非ざるなり、夫れ人臣の君に事る、苟も道義に志すもの、孰か進て其道を行ふことを欲せざらん、又孰か退て其義を全ふするを欲せざらん、其疎外の職に在るや、一事一議、動もすれば有司の掣肘に苦み、君を見ること罕にして肝膽を吐くに由なし、故を以て其心常に憂鬱憤激し、一政一事の體を失ふものある毎に謂らく、國事殆んと去れりと、有司に建議し、可かざれば以て己を拒むとなし、温顔之を容れば、其或は欺かるゝを疑ふ、君に上書するも、亦多く矯激過實の辭あるを免れず、是其進み難き所以なり、親密の地に處るに至りては、其意の如くならざるや、君臣和樂固より其喜びに堪へず、其意の如くなるや、相與に殿上に歎息し、又相與に君前に獲議し、諷議論辯復遺憾なし、君臣の間顔情稔熟し、自ら大事にあらざるより甘、面折廷事に忍びず、其或は直言抗議するも、君視て常となし、君

怒るときは臣謝し、臣激する時は君諭し、昨者は爭ふて今日は和す、是れ其退き難さとする所以なりと、亦以て君臣遊遇の實を見るべし、齊昭方に一國の人材を網羅し、内外に布列す、皆號して職に稱へりとなす、然れども古今に通じ事體に達するに至ては、彪實に之か冠たり、故に齊昭の眷遇尤も渥し、入ては機密に參與し、出でゝは四方に應對し、議論風生、事に留滯なし、齊昭新令を出す毎に、彪一たび事を執れば、頃刻にして成り、辭理明暢、他人精思すれども及ぶこと能はず、當時謀議の臣に乏しとせず、然れども氣魂の大なる智慮の明なる、盤錯に遇ふて挫けず、紛擾に至りて亂れざるに至りては、彪を推して全才となさゞるを得ず、凡そ齊昭の施爲公明正大にして、天下の耳目を一新せしもの、彪尤も力あり、惜かな功業未だ半ならず、弘化元年四月、幕府俄に齊昭を召す、幕府讒を信じ齊昭を以て異志を懷くものとなし是命あり、禍變測られず、齊昭將に途に上らんとす、彪時に病に臥し、衆醫以て出で難しとなす、彪以爲く、此行は死すとも且つ辭せず、區々たる病痾の如き何ぞ意に介するに足らんと、慨然として自ら奮ひ、別を母及び妻子に告げ、心に永訣を誓ひ、五月二日黎明家を辭す、行程四日の間、粒食二三椀に過ぎず、其苦知るべし、凡そ三藩の主參府する時は、即日將軍閣老をして第に就て賀せしむるは例なり、是時之を闕く、皆曰く公必ず嚴譴を獲んと、彪竊に思ふ、事既に發せば膊を噬むも及ぶことなし、其未だ發せざるに先だち、早く之が計を爲さんには若かず、臣子の變に處する、身を殺し裏を訴ふるときは、或は其志を憐み其言を信せん、徒だ口舌を以て爭ふときは、愈々猜疑を來し奇禍を受けん、嘗て聞く幕府監察に櫻井莊兵衛と云ふ者あり、其人善を好み氣慨ありと、乃ち從容一書を遺し、莊兵衛に賴り臺聽に達せば、庶くは萬一を挽回すべきかと、意既に決す、一詩を留めて親朋に訣れんと欲し、君辱臣當死、死豈辭可の句を獲たり、齊昭國老執政及び彪を召して曰く、吾他事を以て罪を獲るは固より辭せざる所なり、但異志を懷き謀心を藏くすを以て疑ひを受くるときは、威公以來相傳の意荒せん、吾不幸にして喬なからしめば、徒に憾を呑て死なん、苟も天餘年を假さば、必ず冤を雪がんとす、汝等吾意を體せよと、彪退き愾然として謂らく、吾過てり、幕府の公を疑ふ所以のもの既に深し、其處分蓋し既に定まるならん、若し萬一公不良の跡あらば、吾肢體を寸裂して、以て公の讎に代るは固より其分なり、今公の精忠日月と光を爭ふ、不幸にして讒人之を間す、然るに臣たるもの、死を以て之を訴ふる時は、彼將に言はんとす、水戸藩辭の以て自ら明すべきなく、其臣自盡して罪を贖はんとす、然らば公の冤を明にせんと欲して、反て讒者に口實を與へ、身を殺して國に害あり、不忠不孝孰か是より大なる者あらんやと、幕府遂に齊昭に致仕を命じ、國を慶篤に傳ふ、國老以下罪を獲るもの數人、彪も亦職を奪はれて、小梅邸に禁錮せらる、其家四隣の境凡そ寸隙あるもの、皆板を以て之を塞ぎ、嚴に門戸を鎖し、奴僕と雖も出入すること能はず、北隣鈴木某の墻を穿ち、纔に米薪を輸すの道となす、故に家奴井を汲ひ、一日一再に過ぎず、朝夕爨炊の用に供するの外、復浴を取ること能はず、夏天蘇滯、蒸暑人に逼り、發汗淋漓として衣服日に汚る、一度皮膚を掻けば、蠻蝨爪に入る、此間文天祥の事に感じ、瞑して正氣歌あり、又囘天詩史の著あり、後聽されて鄉里に歸り、親故と相往來するを得たり、是より遠近來りて教を乞ふ者日に門に塡つ、嘉永六年、米國の使節相州浦賀に來る、幕府齊昭を起して防海の策を諮る、齊昭彪を江戸に召して原職に復す、天下風雲を想望し、四方知名の士爭ひ來て其門に集る、彪夙に外事を思ひ計畫甚だ熟す、然れども持論或は時と合はず、慨然として寶刀雖染洋夷血、却憶常陽舊草廬の句あり、慶篤其志節に感じ、誠之進の三字を書して之を賜ふ、是より改めて通稱となす、亦文武を兼ぬるを以て學政を督せしむ、安政二年十月二日の夜、江戸地大に震ふ、彪馳せて齊昭の謚室に至り、促して園庭空濶の地に避けしむ、室梁忽ち墮ちて彪壓死す、時に年五十、水戸常磐原に葬る、事京師に聞へ、　天皇震悼し人を失ふを歎じ給ふと云ふ、彪山口氏を娶り、四男五女あり、長は小野太郎夭す、次は健家を嗣ぐ、三は任、四は小四郎と稱す、彪人と爲り容貌魁偉、眼光人を射る、人一見して其聰明に服す、而して才を愛し衆を容れ、苟も才長所あれば推奨して措かず、劇職に在りと雖も、常に異能の士を延き、酣暢其忻歡を談じ盡す、時に或は詞瞩酬唱、詞來喚發す、其餘事も亦人をして屈服せしむ、此時に當り海内の士人才を論ずる時は必ず指を彪に屈し聲名天下に震ふ、父一正質學を講究し、涵畜淵邃未だ施すに及ばずして歿す、彪天資豪爽、夙に大志あり、一旦明君に遭遇し大義を明にし、人心を正すを以て己が任とし、敬神奮武を以て、政教の根本となす者、蓋し家學に基かざる者なし、故に之を事業に施すに方り、猶諸れを饌笥に取るが如し、慷慨激烈、大事に遇ふ毎に、死を以て自ら誓ひ異避する所なし、亦皆遺訓に遵へるなり、著す所回天詩史、常陸帶、弘道記述義、心の賸、東湖偶筆、詩文集等あり、

明治二十二年二月十一日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位戸田忠太夫　孫　正六位勳五等　戸田忠正
愛知縣愛河國豊橋町東八丁百六番地

戸田忠太夫、名は忠敞、蓬軒と號す、初め、通稱は銀次郎、後ち忠太夫と改む、蓋し公命に從ふなり、其先は權大納言藤原公時より出で、其裔康光戸田彈正少弼と稱し、參州田原城主たり、康光の曾孫有信、始めて水戸藩に仕へ、祿三百石を賜はる、其玄孫忠寘、其子忠信、忠信の子三左衞門忠之は忠太夫の父なり、母は安島氏、文政年中、齊脩公病篤くして世子なし、老臣中幕府の公子を請ふて嗣とせんことを謀るものあり、忠太夫聞て大に憤激し、同志數人と江戸に至り、水戸の連枝松平大學頭を見、血胤のあるを舍き、他より嗣くの非を痛論す、大學頭も亦之れに同意せり、齊脩遺命あり、嗣子乃ち定まる、之を齊昭 烈公 と曰ふ、既にして忠太夫等、告すして國境を越えるを以て譴責を蒙る、天保元年忠太夫擯でられて通事となる、六年用人に遷り又側用人となる、幕府西城災あり、齊昭大材を献ずるに當り、忠太夫其事を掌るを以て、將軍文恭公嘆賞し、白銀及び時服を賜ふ、忠太夫恩寵に感じ、時服は之を親戚に頒ち、白銀を以て車架の大砲を造り、以て海防の備となす、是より先外國船屢〻近海を航行し、或は漂民を救助し、薪水を乞ふを名として海岸に上陸し、時々要港に繋泊するものあり、又は大小砲銃を放ちて住民を威嚇し、邊海を騷擾せしこと少からず、齊昭深く之を憂ひ、心を海防に盡すを以て、忠太夫が善く心を大本に用ふることを稱せらる、十年忠太夫參政に進み、尋で執政に陞り、弘道館を設け、田圃の經界を正す事を務め、各〻功あり、因て俸祿を增し千石を給せらる、弘化元年五月、幕府齊昭を江戸に召して致仕を命ず、忠太夫も亦嚴譴を受け、俸祿を削ふて小石川邸中に幽錮し、明年小梅の別邸に徙し、守吏を置き人の出入を嚴禁す、三年にして幕府之を釋すと雖も、有司尚罪ありとし、水戸に徙して、俸を削り出門を許さず、後數歲始めて赦さるゝを得たり、嘉永六年、米國使艦浦賀港に來る、將軍齊昭を召して海防の事を諮詢す、齊昭亦忠太夫を起して以て內外の事務を掌理せしむ、慶篤亦深く忠太夫を信じ、藩政の事大小となく之に任ず、忠太夫心を竭して慶篤を翼け、啓沃の功頗る多しと云ふ、安政元年復執政となり、祿を增して千三百石を食む、此に於て愈々齊昭に尊寵せられ、常に藤田誠之進と相提携して事を執る、是に於てか世人水府の二田といひ、以て之を目貫せしと云ふ、蓋し戸田藤田俱に田字あるを以て謂ふなり、二年十月二日、江戸地大に震ふ、忠太夫變に罹りて不命に死す年五十二、事九重に聞え、孝明天皇深く震悼し給へりといふ、忠太夫資性、溫和聰敏、容貌整秀、眉目蓄くが如し、平生疾言遽狀あることなく、人を愛し士に下り、終日客に對し、怡々として倦意の色を見ず、其大事を議し大節に臨では、毅然として犯すべからざるの概あり、人呼で大臣の

器度となす、其事を處するや、形勢を察し規畫を定め、廣く詢り博く議りて、的當を得るに非されば敢て爲さず、是を以て君公も深く信任し、朋友も亦敬愛し、正人君子忠太夫の爲めに薦引庇蔭せらるゝもの頗る多く、爲めに忠言讜議も能く上達することを得て、天保の政彬々として大に觀るべきに至るは、忠太夫の功少からざるなり、忠太夫和歌を嗜み、其詠する所甚だ多し、歌集あり印して世に傳ふ、初め齊昭海內に率先して、海防に備ふるに當り、領內に令し、梵鐘銅佛等を收め、之を以て大砲を鑄造せんとす、忠太夫諫めて曰く、鐘を毀ち錢となせし例あれども、潘佛は之を毀たざらんことを請ふ、齊昭曰く何の故ぞや、曰く甚だ俗見に似たりと雖も、潘佛には耳目鼻口備はるを以て、下民の佛を信じて佛理を解せざるものは、君上は情なき所置なりと言ふも測り難し、且つ大なる佛像は銅を得ること多きも、僅に五六尺の者は幾許の量に直ること能はず、之に依り怨言を來すは是甚だ惜む可なり、齊昭曰く汝の言理なきにあらずと、齊昭後に之を結城寅壽に問ふ、寅壽曰く大佛を毀ちしこと、幕府曾て之を爲し、今其寃するに及び水戸酒戸村に葬る、齊昭其墓に表して篆額を賜つて旌忠と曰ふ、又豐田亮に命じ、其碑文を撰ばしむ、男銀次郎名を忠則といふ、忠太夫の後を襲ひ執政と爲り、亦方を勤王に盡す、奸黨の爲めに幽囚せられ、慶應元年七月五日、四中に死す、或は云ふ薨殺に罹ると、年三十七、

べきにあらず、忠太夫更に請ふて曰く、唯水戸上町谷中光臺寺に安置せる潘佛のみは、冀くは之を存せられんことを、夫此佛の緣故は先年士人不法の事ありて、暇を賜はりし者あり、其家士主家の斷絕を悲み、其子を養育して再興を期せんとす、然るに子も亦不幸にして死せり、因て後世の紀念となさんと欲し、自ら食料を節し費用を減じ、貯蓄積年始めて之を造立せり、故に之を存して忠誠を勵ませんと欲するなり、齊昭又之を寅壽に問ふ、曰く唯一軀を殘す時は偏頗の處置となし、却て僧徒の怨を來すべし、因て其に之を毀つに若かず、忠太夫又曰く、既に彼佛も免れざるものとせば、之に代ふるに石像を以てせんことを請ふ、寅壽又之を拒み無用の入費とせり、忠太夫更に碑を建て忠臣の蹟を存せんことを請ふ、齊昭もついに忠太夫が懇到至誠心を用ゆるの周密なるに感じ、史臣に命じて碑文を撰ばしむ、此事今に至るまで人口に膾炙し、忠太夫の美德を賞し、寅壽の剛愎を惡まざるはなし、忠太夫すべて其行爲勤王の大義に關するもの、蓋し藤田彪に下らずと云、

思ふことありて
國のためよの爲せちに思ひつゝ
はなにこゝろもそまぬ春がな
此春吉野にいたりける人の許へ
こゝろあらは花にとはまし木かくれて
三つの寶のありしむかしを

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる、

○贈正四位安島帶刀

東京市麻布區霞町
安島信義

安島帶刀、初の名は忠誨、後信立と改む、通稱初め彌次郎、後に帶刀と稱す、本姓は戸田氏、三右衛門忠之が次男にて、戸田忠太夫が弟なり、同藩なりける安島彦之允信順に養はれて其家を嗣ぐ、帶刀少き時、藩主權中納言齊脩、多病にして子無きを以て、世嗣を定められんとせしに、其頃舍弟齊昭、いまだ敬三郎と申て、賢明の聞えありしに、老臣等これを忌み憚り、將軍家の公達を申請ひて、おのれ翼戴の功に誇らんことを謀る由を聞き、兄忠太夫と江戸邸に馳參じ、身命を捨て爭論數日に及びしかば、其議は遂にやみにけり、齊昭世を乘るに及びて、帶刀小十人組より、郡奉行勘定奉行を經て、小姓頭となる、帶刀つねに帝陵の荒廢を歎き、建議していへらく、我邦開闢以來、皇統連綿として、君臣の分天地と共に易ること無きは、世の知るところなり、されば神祖以來歷代の山陵は愼みて修繕を加へらるべきに、朝家衰へ武家の世となりしより、大方は荒草に埋れ見る影もなく其所をだに知る人されなるは、淺ましき次第と謂べし、先君義公ふかくこれをうれたみ、修繕のことおぼしたゝしかど、いまだ果さずして世を去り給ひぬ、願くば君義公の志を繼ぎ、上は忠を天朝に竭し、下は天下義士の憤を散と給へ、但し事時機を失へば善と雖も成りがたし、此頃幕府、令を發して庶政を釐革す、今におひて墜典を興し、山陵を修理し給はゞ、功を幕府に藉して其の事成り易かるべしといふ、齊昭この議、尤可然と思はれつれど、程なく致仕籠居の身となりて、これを行ふこと能はず、帶刀もまた君側を去り、小普請觸頭といふ役に移りぬ、その頃水戸の一族松平頼讓、紀伊家に就きて齊昭が罪なきよしを訴ふることありしに、帶刀と會澤恒藏、原田兵介、三人の所爲に出たりといふ者ありて、岩瞰線を讒き、官舍に押こめらる、かくて四とせを過ぎ、幕府齊昭の冤を察し、また國政を與り聽かしめ、三たりも罪ゆるされて家に歸ることを得たり、帶刀また小納戸となり、小姓頭取より、側用人に進み、學校奉行を兼ぬ、間もなく幕府水戸家に仰せて、洋製の軍艦を造らしむることありしに、帶刀その工役を監督し、事はてゝ後恩賞を蒙り、班を馬廻役の上に進められる、その後齊昭再度罪かうふりて蟄居し、ささに遠ざけられたるともがら、此機に乘じ幕吏と交通し、さまざま秘計をめぐらしけれど、帶刀執政となり、藩主を輔佐し、よろづ公平に沙汰せしかば、士民悦服し、國中よく治まれり、然るに別勅の詮議はじまりて、帶刀齊昭が内意を承け、かゝる大事をしいだせりとの不審を蒙り、安政六年四月二十六日、評定所に於て、寺社奉行松平伯耆守宗秀これを糺問す、帶刀少も懼るゝ色なく、證を引き理を盡して、其誣狂を辯せしかどきかれず、九鬼長門守精隆に預け、八月二十七日、其つみを誅ひ、左の罪文を宣告して、遂に自刃を命せらる、

右之者儀、御館より一橋家御相續有之候、當刑部卿御養君に被仰出、西丸へ御直し可被爲有哉との儀、衆々風聞等承知に及び候處、近年專ら右世評等有之、此の上自然天運に被爲叶右の通り御治定に相成らば無此上恐悦之御儀と一藩難有儀に存居り、右風聞之趣折にふれ前中納言殿へ入御聽候處、右樣の儀申唱るもの有之候ても程能く申消し猥りに口外致間敷、寄々藩内之者も心得違無之樣申聞可證旨急度御沙汰有之處、右申上候節御氣色御不興と申にも無之、右は紀伊殿も被爲在候御儀に付、右樣之御沙汰有之候得共、自然世評の通り相成候はゞ御滿悦可思召と普通の人情を以つて御意内を推量り、衆て口外をもいたす間敷旨被命候趣申立ながら、假令外用向申遣候文通端書に候とも、同家來在京役鵜飼吉左衛門並に同人悴鵜飼幸吉、右世評の趣大慶同意の旨等書き加へ申遣し、同藩茅根伊豫之介より同樣の儀に付猶勘辨可致旨、右吉左衛門父子へ申遣候趣、追つて伊豫之介より噂に及び候をも其儘にいたし置き、去年七月中元御家來、當時松平薩摩守家來日下部伊三次、上京の砌市中酒店に於て及出會候は、俄別盃の事と申立候得共、既に同人上京の上吉左衛門父子申合、不容易儀堂上方へ入説致し、傳奏衆より同人へ勅諚御渡しに相成次第に至る上は、全俄別盃との申分紛敷、其上去午年九月十八日、鵜飼父子より此もの宛の書狀二通、並に日下部伊三次宛此もの迄指出候書狀都合三通の文意にても、是まで專ら彼もの共と同意相働候明證相見え、一體御養君の御儀御大切の御儀にて、たとへ御主君御内命有之候ても、御諫言をも可申職掌の處、却て御意内を推察致し候樣、鵜飼父子へ文通に及び候處、猶右の者京地にて種々奸計を廻らし、公武御確執にも可及場合に至候段、對公儀不憚儀、右始末不屆に

付、切腹申付る、

帶刀死に臨み從容として一首の歌を詠ず、

玉の緒の絕ともよしやわが君の
かけのまもりとならんと思へば

また囚中よみうたあまたある中に、

誰か爲のねきことそとは玉くしけ
二荒の山の神やしるらん

などいとあわれなり、帶刀死する時年四十八、[1]親戚その屍を申請て水戸に歸葬せしが、文久二年十一月、幕府朝命を水戸家に傳へて前罪を赦し、その後を收錄し、信義をもて家を嗣しむ、

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる、

○贈正四位茅根伊豫之介

愛知縣今治部今治町小松崎太郎方　茅根伊豫太郎

茅根伊豫之介は、初めの名を爲宜、後に泰と改む、字は伯陽、水戸の藩士伊左衞門爲敏が遺腹の子なり、叔父爲敬、父の家を繼しかば、これが養子となりて、櫪中納言齊昭に事ふ、伊豫之介幼にして遊戲を好まず、母これに讀書を授くるに、ひねもす倦むことなし、年長ずるに及で力學篤行、常に疾言遽色あることを見ず、その頃一藩の宿儒たる會澤恒藏、藤田誠之進等、皆その器識を稱して、後二十年、吾輩の志を成すものは、この少年なるべしといへり、齊昭もまた其學行を賞して、かず〳〵物を賜ひ、天保の末に、弘道館の舍長とす、弘化元年、齊昭幕府の旨にたがふ事あり、致仕して國を嫡子慶篤に傳へ、有司等も罪かうむるもの多し、然るに執政結城寅齋朝道は、幕吏に交通せるをもて、猶其職に在りて、威權肩をならぶるものなかりければ、伊豫之介これを惡み、其下風に立つことを欲せず、然るに弘道館教授頭取會澤恒藏、彼が意に逆ひ職を罷められしかば、伊豫之介ますます憤怒に堪へず、直に意見を述て職を辭し、家塾を開て、子弟に教授し、常に謂らく、進て力を國家に竭すこと能はざるときは、退て人才を養育し、他日の用に供ふべしと、されば其道、神を敬し、民を愛するを本として、王を尊び夷を攘ふの大義を明かにす、齊昭その志をめで、默而識之學而不厭誨人不倦といふ、本文を手書して賜ひけるにぞ、ますます感激して、其業を務めける、斯て齊昭罪ゆりて、再び國政を聽くに及び、伊豫之介も亦出仕し、安政元年、小十人組となり、弘道館訓導を兼ぬ、明年郡奉行に轉じ江戸邸に移り、四年學校係を兼ぬ、この學校は、はやく天保年中に創造ありしかど、程なく國事一變して、其業行はれざりしに、こたび前教授頭取會澤恒藏復職して、文武二道を振興せんとす、伊豫之介大に喜び、學令一篇を草しこれを上りければ、やがて聿意に本づき、衆議を斟酌して學則を定めらる、この冬伊豫之介小姓頭取に轉じ、秘書內帑の事をも掌り、又右筆頭を兼ぬ、かゝる處に幕吏、將軍家の特命なりとて、齊昭を別邸に押こめければ、伊豫之介驚き歎くこと大かたならず、所詮この冤を晴らさんには、尋常論辯をもて、事ゆくべきにあらずと思ひ定め、先づ執政安島帶刀と商議し、諸藩の志士をもかたらひて、さまざま計策を廻らしけるに、朝廷いかに聞こしめされけん、別勅を水戸藩に賜ひ、幕政を匡輔すべき旨仰下さる、伊豫之介すなはち建議して、聖主寬仁、幕府專橫の罪を問はず、猶これを扶持して、其職を盡さしめんとし給ふ、我君はやく勅意を奉行し、天下の大計を定めたまふべしと申しに、藩主慶篤、私に計ふべきに非ずとて、先づこれを幕府に告ぐ、大老井伊直弼、かくては號令多門に出で、幕府の爲めゆゝしき大害なりとて、老中間部下總守をして、其議に與る者を搦め捕らしむ、六年四月二十六日、伊豫之介をば評定所に召上て、つひに糺問あらんとす、伊豫之介今は逃るゝ道なしと覺悟し、其子熊太郎がまだ幼かりけるを、膝近く呼寄せ、

五言古詩一篇を賦して是を授く、

長鯨橫レ海驕。妖氛蔽日昏。奈何春秋義。
舉世付空論。簧言入二左腹一。羅織斥二宗藩一。
顚辨旣無レ他。痛哭聲每呑。忽値紫泥詔。
遠傳レ自二天閽一。我公感且喜。禍福寧遑レ拑。
脩攘製幕府。正將レ答二至尊一。皇天未レ悔レ禍。
逮捕驚二禁垣一。況此螻蟻微。塵粉亦何怨。
嗟予眞不肖。學術無二淵源一。壯歲得二虛名一。
要地浴二殊恩一。感遇不二自揣一。欲レ撑二狂瀾一。
報效無二涓埃一。疎漏忽禍根。今日逢二窮鞫一。
豈復望二平反一。丹心猶如レ火。誓欲レ雪二君冤一。
生前所レ未レ報。竊期椒山言。

かくて評定所にゆきければ、寺社奉行松平伯耆守宗秀、汝在朝の公卿に交通し、幕政を誹謗し、一橋殿をして、將軍家の世繼にせんとたくみしにあらずや、かく事覺はるゝうへは包むも詮なし、眞直に白狀せよといふ、伊豫之介色を正くしてこは奉行職の仰とも覺えず、某不肖には候へども、一藩の政務にも參與する身なれば、いかでかかる正無き事をつかまつるべき、疑心暗鬼を生ずるの習ひ無根の讒口、上聽を惑はすこと無きにしもあらず、其證據はかう〳〵にて候と、少しもよどむ事なく申陳べしかば、さしもの宗秀、難ずること能はず、

重ねて尋問ふ子細あり、退て後日の沙汰を待つべしとて立去りぬ、此後糺問數度に及びしが、つひに竹中圖書頭に預け、八月二十七日、斬罪に處せらる、其申渡文に曰く、

右之者儀、外夷御取扱の儀に付、前中納言殿思召の趣御認有之候御直書を、京地詰同藩鵜飼吉左衞門並鵜飼幸吉等へ相遣候儀は、其時の御内命を請け取計の儀に候はても、右は於公邊近年厚き御世話も被爲在、當今第一の御政事にて、尤も御憚可有之儀を堂上方へ被仰遣候は如何に有之候哉、其心付も無之、却つて前中納言殿思召の趣貫通可爲致と、右體御世話有之候重事を不憚、此者存意の次第をも相認め、右吉左衞門幸吉へ指遣候故、右を烏丸下長者町芳兵衞借家、儒醫池内大學を以て、青蓮院宮三條内府殿へ指出、又は御養君の儀刑部卿殿に可被爲立路傍の浮説承り、其段前中納言殿へ申上候、右樣にも相成間敷旨被仰聞御喜色の御樣子に有之候迚、天運に被爲叶候樣、此上精力を盡し候ても、御不興の儀は有之間敷との御意内を推察、假令へ主家の爲筋に候ても輕蔑の身分を不憚、御養君の儀は紀伊殿又は一橋殿兩公の内にて異論兩説に候得共、自然一橋殿には賢明の長君ゆゑ、御治定に相成候はゝ、天下の御爲め且水府の爲にも、可相成候間、厚く勘辨可致樣、前中納言殿御直命に紛敗を幸吉へ及内狀候故、同人父子に於ては右をも御内命の儀と心得、品々奸計をら廻し人心惑亂爲致、既に公武御確執にも可及場合に至り候始末、不屆に付死罪申付る、

かねて期したることなれば、ちつとも臆せず、端坐して頸さしのべたる有樣、殊勝にしておそろしきまでに見えければ、太刀とる人、おのゝぎふるへたりとかや、さて親屬ども假りに遺骸を、小塚原に埋めおきしが、文久二年十一月、幕府朝旨を水戸藩に傳へ、其罪を追赦し、一子熊太郎家名相續して後、これを祖先の墓地に歸葬することを得たり、伊藤之介死する時三十六、別號を寒綠といふ、其著述、投策餘錄、息距備考、詩文集等あり、又評定所にて糺問せられし始末を書綴り、鞫訊筆記と名附け、序文をも添へたり、其文眞名假名打交り、古雅にして條理亂れず、されば此人漢學に長するのみならず、國學にも達したりしこと、これを見ても知らるゝなり、

明治二十四年二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる、

○贈正四位高橋多一郎

茨城縣水戸市上市櫻町

從六位勳五等 高橋諸隨

高橋多一郎、姓は平、名は愛諸、字は敬卿、柚門と號す、水哉堂幽竹山窓は其別號なり、水戸藩士諸往の長男、母は堀口氏、文化十一年十一月十七日、水戸城西寺町の邸に生る、其先は内大臣平重盛より出づ、幼にして穎悟、讀書習字を國友尙克に學ぶ、又擊劍泳水の術を學び、最も泳水術に長ず、年十三當時の長老、俳諧の筵を設く、多一郎其席に臨み、「白菊はみおりの外のなかめかな」の句を詠せしかば、一座之を異とす、年十五家計餘裕なく、武器を整ふ能はざるを憂ひ、毎月使用する食用米の搗夫を廢し、必ず自ら之を舂き、其雇賃に當る金錢を貯ふ、後數年果して其金錢を出し、武器若干を購求せり、天保四年四月廿七日、初めて登城し藩主烈公に謁す、十年三月、床机隊戰士を命ぜられ、十一年八月、諸往致仕す、多一郎家督を受け、歩行士を命ぜられ、十一月歩行目附に遷る、是月邸地の内數畝を割き、之を藩に献納し、新道開鑿を乞ふ、初め寺街は東に通路あり、西に行路なく、袋街なるを以て便宜を缺く久し、多一郎が開路を乞ふや、藩其近接の地若干を收めて道路を開き、人々交通の便を得るに至る、今の寺町下金町の通路是なり、十二年八月、奥右筆を命ぜらる、弘化元年五月、幕府蜚語を妄信し、烈公を罪し、駒込の別墅に幽居せしむ、順公未だ弱冠ならずして封を襲ぐ、支族松平頼胤、松平播磨守、松平大學頭、小石川の邸に入り藩政を攝す、執政戸田忠太夫、側用人藤田誠之進等も、亦貶斥幽閉せらる、權臣結城寅壽朝道等勢力を振ひ、烈公父子を離隔し國事を擅にす、多一郎奮然として以爲らく、主冤を洗雪し、國事を挽回せずんば死すとも瞑せずと、乃ち先輩の士と謀り、刻苦焦頭する日夜他事なし、十月馬廻組に外補せらる、二年三月、金子孫二郎と共に江戸に潜行し、一書を紀州大納言治寶に呈し、烈公の冤枉に沈みある事を愬訴し、其の辯明を請ふ甚切なり、三年正月、權臣益盛焰を張り、會澤恒齋、原田兵介等九人を監禁す、多一郎憂憤に堪へず、茨吉次郎、茅根伊豫之介、野村彝之介、鮎澤伊太夫等、數十人を誘掖して、切實に協議し、松平容敬、細川齊護、及び閣老阿部正弘に建言して、詳細に分疏し、以て洗雪挽回の策を講ず、當時幕府の内容たるや老女に御用掛なるものあり、政務に關係するを以て、後宮の勢威或は政府の右に在り、多一郎窃に以爲らく、事情斯の如し、一は正路を踏で力を盡すべく、一は權道に依り志を伸べざる可からずと、乃ち濱田平介を紹介人とし、幕府の醫師にて後宮に出入する、阪玄曲、伊東宗益、湯川安道等に書信をなし、主冤を詳述して、女官を諷する事を乞ふ、既にして多一郎、退隱の老女是生、及び經定院に面晤し、丁寧反覆懇語の經年に出る事由を説く、兩婆頗る其忠愛に感じ、後宮に出入して、老女及び女官を諷諭する、其難回なるを知らず、

漸くにして女官も烈公の寃罪を知り、其赦免を圖るものあるに至る、時に板橋源介小石川邸に在り、江戸の事情を水戸に通じ、多一郎は水戸の事狀を江戸に報じ、互に相待て力を盡し經定院是生に面じ、皆前說を敷衍す、是時も烈公の幽居を拜し、一絕を賦す、

何料流離五閱年。拜瞻龍閣淚潸然。
微躬戀々彷徨處。依舊幽煙遮面前。

七月權臣の忌む所となり、祿を褫はれ蟄居を命せらる、二年三月、烈公の幽冤始めて氷解し、幽屏を解くに至る、時に贈之進詩一篇を贈る曰く

義氣從來感鬼神。嗟君報國不謀身。
六年艱苦知多少。回得艷陽三月春。

四月舌疽を患ふ、烈公之を聞き、躬親ら藥を製し、用法一通を書し、以て之を賜ふ、是時に當り外國軍艦屢々近海に出沒し、互市を求めんとす、幕府爲めに邊塞を警戒し、更に攘夷の令を發する內議あり、桑原治兵衛之を聞き、軍艦を製し大砲を造るを以て、蠢海の急務とし、縷々之を說き、多一郎に意見を靑む、多一郎之に答る數百言、其要は兵艦を整へ巨砲を備ふるは、蠢海の急務なりと雖も、幕府の有司人物に乏しく、却て老女の政權を弄する弊あるや久し、今急務中の急務は、人傑の登用を實行し、後宮の權柄を芟除し、以て大樹の方針を確定し、上下衆て和の心を協し、戰の志を立て、而て事を處せざれば、區區說輿く變じ、朝に攘夷の令をなし、夕に和戎の命あるに至らん、故に天下望を屬する侯伯を擧て、蠢海の大政を任じ、先づ內憂を去り以て外患を禦はざるべからずと、十一月蟄居を免せられ、小普請組となる、三年十一月、又江戸に抵り、尾藤石川伊藤、及び處士林伊太郎等を訪ひ、幕政の振興を謀り、併せて藩政の回復を圖る、五年十二月、步行士に遷る、六月米國の軍艦浦賀に來り、水師提督通商互市を求む、其聲勢驕傲なるを以て、人心恟々たり、七月幕府烈公を起して幕議に參せしむ、因て多一郎大に志を得、力を外患の事に盡す殆んど盧日なし、八月藩政を改革し、結城寅壽を禁錮し、其黨與を黜く、十二月矢倉奉行に遷り、安政元年十一月、寺社役に轉じ、二年五月郡奉行に晉み、北郡（當時藩內を四分す其一部）を管す、十一月奧右筆頭取を命せられ、三年春召されて小石川邸に至る、是より先二年十月二日、戶田藤田の二士、震災に罹り死亡す、結城寅壽之を聞き、時勢の變遷するを察し、金圓を變更に與へ之を欺瞞し、陰かに書を其子伊之介、及び谷田部藤七郎に送致し、密計秘策を指嗾す、谷田部等直に之に應じ、大嶺庄左衛門、加藤木左內衛門、橫山兵藏、大森金八郎、根本新八郎、及び醫師十河祐元外數名に謀り、先づ烈公に後嗣き所爲ある誣言をなし、頻りに之を流布し、蹟で烈公に反心あるは、風說の如く其實ありとし之を筆記し、幕吏淵川內膳、秋山半

蹙、會津人水野清兵衛、佐賀人古賀大一郎、熊本人福田源兵衛、土州人大久保要、福山人石川和介等を、其邸に訪ひ、經定院是生に面じ、皆前說を敷衍す、是時も烈公の幽居を拜し、一絕を賦す、

何料流離五閱年。拜瞻龍閣淚潸然。
微躬戀々彷徨處。依舊幽煙遮面前。

七月權臣の忌む所となり、祿を褫はれ蟄居を命せらる、二年三月、烈公の幽冤始めて氷解し、幽屏を解くに至る、時に贈之進詩一篇を贈る曰く

義氣從來感鬼神。嗟君報國不謀身。
六年艱苦知多少。回得艷陽三月春。

四月舌疽を患ふ、烈公之を聞き、躬親ら藥を製し、用法一通を書し、以て之を賜ふ、是時に當り外國軍艦屢々近海に出沒し、互市を求めんとす、幕府爲めに邊塞を警戒し、更に攘夷の令を發する內議あり、桑原治兵衛之を聞き、軍艦を製し大砲を造るを以て、蠢海の急務とし、縷々之を說き、多一郎に意見を靑む、多一郎之に答る數百言、其要は兵艦を整へ巨砲を備ふるは、蠢海の急務なりと雖も、幕府の有司人物に乏しく、却て老女の政權を弄する弊あるや久し、今急務中の急務は、人傑の登用を實行し、後宮の權柄を芟除し、以て大樹の方針を確定し、上下衆て和の心を協し、戰の志を立て、而て事を

嘉永元年三月、又江戸に到り、紀州人遠藤勝介尾州人尾藤應

毫も烈公に告げざるに由り、烈公が使節の登營を拒む、必然なるを察し、先づ烈公の職を解き、以て發令したるなり、二公及び諸侯、其非を述て建議する者尠からざるも、幕府報せず、多一郎慷慨啻ならず。幕府遠大の策なくして、徒らに和議を主とするの不可なる事を論議し、周旋最も力む、五年正月、小姓頭取に班し、世祿百石を賜はる、是より先米使下田港の不便を說き、別に江戸近傍に開港し、商館を建て交易を自由にせん事を要求して止まず、幕府林大學頭を京都に遣し、勅許を請ふ聽されず、是月幕府又閣老堀田正睦を上京せしむ、正睦陰に陽に言語を飾り、三家以下諸侯の意見皆開港にある事を奏上し、又彦根藩士長主膳、利を以て九條關白尙忠を誘し、朝議を動かし、開港の勅許を得んとす、孝明天皇老中の誣奏を明察し給ひ、更に三家以下諸侯の衆議を執り、言上すべき勅旨を賜ふ、幕吏錯愕爲す所を知らず、百計唯朝議を壅蔽せんとするに在り、四月井直弼大老職に昇り、閣老を更迭し、紀伊大納言齊順の子慶福を將軍の世子となし、權力を擅にす、六月に至り幕府外國との條約書に調印し、之を奏上す。　天皇大に震怒し、勅許を經ずして擅に條約したるを責問し、三家大老の內一人の上京を命ず、大老之を奉ぜず、七月六日將軍薨ず、秘して發せず、獨大政を私し、德川慶恕を致仕せしめ、烈公を駒込邸に幽し、一橋慶喜松平慶永を罪し、

天下の事已れより出づるにあらざれば萩焉たらず、勢威を張る底止する所なく、其最も甚しきは、主上の廢立を圖るに至る。多一郎痛憤して事斯に至る、洵に臣子國に殉するの秋なり、大老の暴威挫かずんばあるべからずと。執政大場一眞齋と共に。小石川邸に至り、密策する所尠なからず、島津齊彬皆て參內し、天機を伺ふに當り、　天皇深く幕吏の驕傲と外人の陵屈を軫念せられ。天下の爲め力を出すべき、內勅を賜ふ、齊彬奮て之を奉じ、藩內櫻島に於て、陰に數千の兵士を鍛鍊し、機を見て之を率ひ、幕吏の罪を問ひ、將に大に爲す事あらんとす、多一郎金子孫二郎と、窃かに相謂て曰く、時勢此に至る、非常の業をなし以て勅旨を發揚せずんば、國事復爲すべからずと、乃ち薩人西鄉吉之助、大山格之助、堀忠左衛門、越前人橋本左內、其他の志士と結托し、東西相應じて大老を斃し。義兵を大阪に起し、松平慶永を迎へ總裁となして、以て內憂外患を勦絕せん事を謀る、西鄉屢々京都江戶に往復し、大山は削髮して江戶邸に在りて最も盡力す、是月島津齊彬俄かに卒す、志士之を聞き落膽する甚し、然れども義舉固より止むべきにあらざるを以て、多一郎能く善後の策をなせり、八月八日、天皇攘夷の勅を幕府に下し、特に順公に詔し之を列藩に廻達し、以て將軍を輔翼せしむ、其勅諚十七日の夜を以て磯川邸に達す、順公敬畏措かず、之を奉行せんと欲し答書

を奉り、斯夜多一郎に命じ、水戶に在る執政以下に示し、奉行の事を告げしむ、多一郎書夜兼程水戶に至り、君命を執行す、而して多一郎順公の意を體し、大場一眞齋、茅根伊豫之介外數名と身を致し、勅諚の廻達を圖る甚だ周到なり、大老百方策を施し之を防止し、閣老間部詮勝を京師に遣り、先づ烈公幕府を襲ふの野心ある事を奏し、志士の勅旨を奉せんとするものは、諸大夫藩士處士の別なく、小林民部權太輔、鵜飼吉左衛門、同幸吉、梅田源次郎、頴三樹三郎等、數十人を逮捕す、加ふるに九條關白尙忠と相謀り、正議を執る三公以下の諸公卿を落飾せしめ、靑蓮院宮をも相國寺に幽閉せり、九月水戶の士民變を聞き南上し、江戶又は小金驛に至り、衆思を集め以て勅諚を廻達し、烈公の寃罪を雪がんとするもの數千人、順公以爲らく、是金高にあらざれば就ぞ能く之を制せんやと、乃ち多一郎と孫二郎に命じ之を鎭せしむ、曾て多一郎孫二郎と協製事を處し、共に國事を擔任するを以て、士民望を屬し、名聲自ら高く、人皆兩田（八月日藤田を指して兩田といふ）死歿後、始て巨擘を得たりとし、敢て名をいはず、金高と呼び、二人の舉措に由り進退するに至る、因て順公二人に命を下したるなり、多一郎士民の議論を抑揚し、勅諚回達主寃洗滌の二事は、躬親ら擔當し焦燥しあるを以て、其輕舉を誡め、歸藩して待つ所あらしむ、而して其士民中百餘名を留めて八幡驛に移し、尋で門奈

千之介、佐野竹之介、海後磋磯之介等を八幡に遣り、特に勇氣與奮志節鍛鍊を奬む、是義舉の準備に出でたるなり、多一郎が義舉を慮る甚深く、十月矢野長九郎、關鐵之介の二士を山陰山陽北陸諸道に、住谷寅之介、大胡聿藏の二士を南海西海兩道に赴かしめ　各藩に面し忠愛の義氣を激勵す、關は途に京師に至り、近衛忠熙に內謁し、大老を斃し以て義兵を起し、勅旨を發揚するの密計を告げ、其內奏を乞ふ、其趣旨蓋し九閣に達すと云ふ、六年四月、大老益々威柄を弄し、執政安島帶刀、鮎澤伊太夫、長州人吉田寅次郎等數十人を逮捕す、是時多一郎、山崎獐藏、川崎孫四郎を大阪に遣り、義兵の武器糧食を準備せしむ、妙法院宮家臣佐々良東雄、處士島男也等も亦村助す、五月水戶の士民又南上して、江戶小梅の別邸に至り、衆力を以て大老の逆焰を挫折し、以て勅旨を宣べ、主寃を雪がんとするもの數千人、多一郎命を奉り、孫二郎と共に之を鎭撫す、是時に當り水戶の人士、幕府の內情を察し、其意を迎へ、勅諚回達の停止論をなすもの多きを加ふも、多一郎孫二郎と共に回達論を主張するに由り、是を激派と稱し、停止論者を目して、鎭派と唱ふ、八月幕府命を下し、烈公を水戶城に永く蟄居せしむ、是月安島帶刀、吉田寅次郎等は死刑に、小林民部權太輔、鮎澤伊太夫等は遠島に、其他刑罰を蒙るもの數十人、是を戊午の獄といふ、九月政執以下、幕

府の内旨に依り寵を蒙る、十月多一郎も亦罪を獲て水戸に歸る、其發軔に際し、堀忠左衛門來りて、大老斬除の決行を促す、多一郎曰く、倘し輕擧して事を誤らば、其悔腑を噛むも及ばず、宜しく遐算なきを慮り、他日を以て事を遂ぐべし云々の意を以てす、十一月職祿を褫はれ、私宅蟄居の命を蒙る、十二月開老安藤信正、磯川邸に來り、傳奏衆の書面を示し、勅諚を幕府に返納すべき命を傳ふ、順公之を有司に謀る、有司概ね府命に從はんとす、士民之を聞き、大に激昂し、幕吏の威嚇を畏れ、以て主上より賜ふ勅書を幕府に納むるの理由なしと云ひ、有司の說を駁し、或は有司の說を贊するあり、返納不可返納の論兩立して、軋轢する甚しく、不可返納の論者數百人、長岡村に集り、威力を張り以て返納論を壓倒せんとす、人之を長岡勢といふ、不可返納數千言を縷述して、烈順二公に建言す、多一郎之が首唱たり、既にして大老斬除大義唱導の計畫稍熟するを以て、木村權之衛門をして、堀忠左衛門、田中直之進等に告げしむ、堀等答ふるに、今同志の士多く西歸せるを以て、其東上を待て事を起さん云々を以てす、多一郎又告て曰く、幕吏勅諚返納を促す甚だ急なり、故に期を綴ふすべからず、大老斬除の如きは水戸の志士を以て之に當らん、因て速かに西歸の志士をして東上せしめ、斬除の機に應じ義兵を大阪に起されん事を云々、堀等之を諾し、堀及び高崎猪太郎の二人、是月十七日鹿兒島に赴く、萬延元年正月、多一郎孫二郎と謀り、多一郎は先に大阪に至り、義擧の準備を司り、孫二郎は江戸に至り、大老斬除を指揮する事とし、水戸數百の志士を以て義擧に備へ、又佐野竹之介等二十餘人を擇んで、大老斬除員に指名す、而して薩人京師に出るの報あり、乃ち下野隼次郎、檄を得て群集に告げ、大阪に聚合する策を定め、權之衛門鐵之介、其要領を江戸薩邸の同盟に告ぐ、因て田中直之進其意を體し、又鹿兒島に赴く、二月十八日、有司命を發し多一郎を逮捕せんとす、多一郎去て朝倉五郎兵衛の家に匿れ、一書を有司に贈る、其文に曰く

狂愚蚤偏の私儀、本家小松了意、元和年中御奉公仕候以來、本末共累代の御厚恩を奉蒙、取譯私儀は、兩君樣御代非常の御高恩を奉戴且御政務筋へ相携り候勤筋役々被仰付、御側近被召使御至親間の御儀迄も深く奉承知、已に弘化甲辰御國難以來、乍不及御洗冤一條に付ては千辛萬苦愚忠をも盡し候處、報恩萬分一にも相當不仕候、倘又一昨戊午七月、老公再御愼當上公幷一橋樣にも御同斷、扨々殘念徹骨髓て痛憤仕候折、已未八月廿七日、公邊より上使を以被仰出候趣相聞、御家の御大變御危難旦夕に迫り、御家中一統殉難の覺悟に罷在候處、上公尊慮を以て駒込御殿へ三輪友衛門

一同御使被仰付、御兩方樣御列坐の處にて、上使御諚等萬一御辭命の內勤云々有之候はゞ、御家老にて申張御請不申上、上公御隱居被仰出候節は御繼嗣の御方云々、又は御後見等は一切請申間敷との尊慮を奉伺、小石川御殿へ立歸り候へば恐多くも上使を差留、御殿中は勿論御門內外迄騷動に有之依て友衛門一人命を請ひ、小臣儀は尊慮を以金子孫二郎三浦賛男一同壯年有志鎭靜に差向彼是仕候內、上使御入來辭命は御家老杉浦兼次郎殿受取御前へ奉差上候に付、諸生の族は金子孫二郎差押段々奉伺候へば、老公御後暗なき申文義御坐候由、御達は勿論拜見も不被仰付候へ共、右の儀奉承知候以來、倘々寢食不安同志申合洗冤の手續種々手を替へ周旋仕候得共、ナカ〳〵大業の儀一朝一夕に幕吏の腑拔同樣儀容易に不申候、乍去我君の後暗きと被申候事を、オメ〳〵生を偸み屈居送光仕候は臣子の分、一日も難相立一念及此候へば、其衝恨欲泣果如何に候哉、私儀前後危難の間に處し候事殆んど二十年、臣が愚忠天地照覽も可有之、他日人臣の分を盡し國恥を奉雪候所存に御座候間、重き愼をも侵し道理仕候、甲辰御國難の節、奸臣共謀計を以御父子樣御間御離間申上候一條、御國冤洗雪の爲骨折自他有志の眞情、天下國家の事情書類り遠近橋と名付け申候書冊二十四卷、私筐に秘し置間拘共へ差預け置申候、もはやかゝる天下國家の御危難御一覽に備申度、且一昨年勅諚被爲蒙候處、御返納可被遊御事、扨々名義と申も相立申さゞる御儀、東照宮樣御先祖樣以來御代々樣御忠孝是にて水の泡と被爲成候儀故、誠に大切の御時節とて委細は不可返納の論著し候者も有之、更に不申上、幕吏の意の儘に致置候はゝ、神州滅亡に可相成、絕言語泣血仕候、何も時節到來と武士の根情覺悟仕り罷出候、此段御重役樣にて宜數御披露可被下、恐々頓首、

是月廿日、多一郎氏名を磯部三郎兵衛と稱し、長子庄左衛門、志士黑澤愛藏、小室治作、大貫多介を拉て出發し、途中旅裝を更め、骨董商の體をなして、道を中山道に取りて西上し、三月二日十三峠を越し、木曾川を渡り太田宿に一泊す、翌三日風寒く雪大に降る、多一郎黑澤等に謂て曰く、天祿は必ず出來たぞと、大老斬除是日果しして。井伊大老を櫻田門外に要殺せり、六日大阪加見屋嘉兵衛の家に着し、庄左衛門等をして、佐久良東雄、山崎川崎に告く、偶々內藤文七郎も來會せり、多一郎諸士を會し、義舉に關する準備萬般を指示し、山崎川崎內藤を京都に遣し、陰然有志の紳紳家、及び諸太夫に告ぐるに、不日義を唱て大に事を起すの意を以てし、且志士の集合如何を窺はしむ、然るに早已に四田の變事機關に報じ來り、東都伏見大坂に在る幕吏、日に日に警戒を嚴にし、搜索も亦

甚しく、志士多く踪跡を匿す、多一郎移て島男也の家に潜居し、或は料理店に酔狂の體をなして物色を避け、東西志士の上阪を待つ、堀高崎先に鹿兒島に着し、田中も亦至り、關東の事情を同盟に告ぐ、大久保市藏、大山格之介等幹旋啻ならず、島津茂久に出兵を乞ふ、再三再四、茂久三月十三日を以て、參觀を名として東上し、尋で大久保等糧食準備の手配をなし、兵士を東上せしむる事に決するも、島津周防の抑制するを以て、出發するを得ず、茂久も亦瀬高より西歸す、孫二郎は伏見に於て、幕吏に捕はれ、志士集合するものなく、幕吏探索益密なり、廿二日の夜多一郎生玉明神の馬場先河内樓に志士を會し、明日を以て住吉驛に移り、後圖を爲すべきを告げ男也の宅に歸る、廿三日黎明捕手數十人其宅を圍む、多一郎、庄左衛門及び川崎を率ゐ、豪然として其圍を突く、捕手逡巡して退く、多一郎徐歩し秋の坊北隣の茶店春日屋に憩ふ、捕手又來る、多一郎吏に就くを屑とせず、短劒を抜き腹を剖す、店主驚て他に移らん事を乞ふ、多一郎之を肯ず、左手にて腹を押へ右手に劒を提げて出づ、捕手甚だ恐怖し逃去る、多一郎又徐行し四天王寺の宮侍なる、小川欣司兵衛を訪ひ、泰然として告て曰く、余は櫻田事件の首謀者にて、當地に義兵を起し、皇威を輝さんとし事成らず、今を以て死するなり、請ふ暫く席を貸し呉れよ、小川之を諾す、又曰く吾佩來る短刀は、祖先小松大和守甲州に在て武田信玄より受けたるものなり、倘し幸便あれば鄉里に送り、幸便なければ斯寺に納めよ、又所持の金は、遺骸の所措費、及び汚したる座席の修理費に充て、其殘餘は子之を使用すべしと云ひ、辭世の歌を朗吟し、血を以て之を襖に書し、從容復腹を屠て終る、享年四十有七、辭世の歌に曰く、

鳥が鳴く東健夫の眞心は
　鹿島の里のあなたとぞ知れ

幕吏遺骸を醜とし、檻りに四天王寺域内に厝く、是時川崎は途上捕手に圍まれ自殺し、山崎大貫は逮捕せられ、獄中に死す、小室は後に自殺し、黒澤は逮捕を免れ、内藤は捕へらるゝも後免されたり、後數年幕府朝旨を奉じ、葬儀をなし後を錄する事を許す、文久三年六月、鮎澤伊太夫、遺骸を護衛して水戸に下り、常盤原に葬る、十月廿六日、順公孫二郎の四男芳四郎を以て其後を襲がしめ、世祿百石を賜ふ、即ち諸隨なり、其歸葬に當り、中川宮親王、親ら閽門殉死の四字を書して之を賜ふ、世以て比類なき榮譽とす、多一郎烈順二公に事へ、知遇信任を蒙る頗る厚く、國家の大計を諮詢せらるゝ事尠からず、能く報効を以て自ら期し、就中順公を翼贊啓沃したるは、其力最も多きに居る、藤田誠之進曾て評し、天資忠愛至誠動人果敢而百器識と云ふ、其著す所庚戌日記、兩毛記行、

更級日記若干、遠近橋廿四卷あり、明治二十二年五月二日、朝廷其忠誠を追賞せられ、靖國神社に合祀せらる、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる、

○贈正四位金子孫二郎

茨城縣水戸市鞆五軒町　金子訥

金子孫二郎は名を敬孝といふ、水戸の藩士川瀬七郎右衛門敎徳の次男なれど、同藩の士金子孫三郎能久の養子となるをもて金子氏を名のれり、はじめ藩主中納言齊脩子なく、舍弟敬三郎を以て世嗣とすべかりしに、執政の者其將軍家の公達を迎立んと謀るものあり、孫二郎同志の人々を語らひ、さまざまに奔走して其議を止め、遂に敬三郎を立つ、後に中納言齊昭として世に賢明の聞えありしはこの人なり、天保年中、孫二郎歩士目附たり、其頃藩士兩派に分れ世に之を正黨奸黨といふ、孫二郎武田正生と共に、上書して所謂正黨を助く、後に吟味役より、奥右筆を經て郡奉行に進む、弘化三年齊昭譴口にかゝり罪を蒙りて、國を嫡子參議慶篤に讓り、別邸に蟄居す、奸黨時を得て孫二郎が職を停め、大番組におとしたれど、猶忌嫌らひて、公族松平頼譲が齊昭の寃を、訴出でしを、孫二郎が計らひなりとて、食祿を褫ぎこれを官舍に禁錮す、其後齊昭罪をゆるされ、孫二郎も我家に歸ることを得たり、嘉永六年、また郡奉行となり、三年を經其功勞をもて、班を先手同心頭にすゝめらる、安政三年、國中大風雨ありて、田穀みのらず、齊昭孫二郎を江戸邸に召して、其狀を問はれしに、つぶさにこれを陳し、救恤の策を上りしかば、和歌を賜ひて其志を賞美せらる、孫二郎職に在ること前後十五年、學校を興し、田賦を均くし、部内よくおさまれり、ある時一編の書を著し、檢田の法殖産の制を論じ、これを恩の露と名づく、是より先きに吉成又左衛門信貞といふ者、郡宰となり民心を得たり、されば前に吉成後に金子ありとて人々其功を賞しあへり、五年八月八日、朝廷水戸家に別勅を賜ひ、仰下さるゝ旨あり、孫二郎若年寄杉浦兵三郎安等と江戸邸に馳參し、處鴬に說勸め、遂に朝旨を奉行せしめんとす、幕府これを聞き、水戸の家老安島帶刀、京都留守居鵜飼吉左衛門等を捕へ、又京都所司代酒井若狹守忠義をして、別勅を下されし事、政令二途に出で、大亂の基なれば、早く返納せしめらるべしと、强ちに奏請し、傳奏廣幡中納言、此事聞召させらるゝ由仰られしかば、老中安藤對馬守信正、慶篤の許に往向ひ、勅書返納あるべしといふ此事やがて水戸に聞えければ、正黨の人々大に怒り、主上我君を頼み思召し、別勅を賜はりしは、こよなき武門の面目な

るに、何でう故なく返納する事やある、萬一さる勅諚あらんには、直に朝廷にこそ返し奉るべけれ、幕府にさし出すべき謂れ無しなどいひ爭ふにぞ、藩吏これを制しかね信正に返納の期猶豫せられんことを、請しかど許さず、若し遲滯するにおいては、主家の爲め惡かりなんといひければ、藩吏懼れて又其旨を水戸にいひ遣り、群議さま〴〵なる中に、前家老大場一眞齋（主膳正景淑）進み出で、こたびの事よも誠の朝命にはあらじ、必定幕府有司の、計らひとこそ覺ゆれ、若し彼等が意に任せなば、尊王の道に背き佐幕の策に違ひ、一旦は無事に似たれども、終に國勢を振起すべからずと申ししかども、猶返納の議に決し、件の勅書を江戸に持行んとす、壯士等今はこらへかねˎ途中にて奪取んと、こゝかしこに屯集し、國中以ての外に騒動す、烈公聞きて打驚き、高ならで、誰かはこれを鎭靜すべきとて、孫二郎と高橋多一郎とに命じて往諭さしむ、これは二人の氣節名望他にすぐれたれば、國人かく並稱して、此ものゝ言とし聞けば、兎にも角にも違背はすまじとての事なりとぞ、かくて二人馳ゆき利害を申諭し、一とまづ退散せしめつれど、素よりおのれ等も勅書返納の事、偏に大老井伊直弼が所爲なりと憎み憤りゐたれば、內々相議していへらく、奸臣朝命を蔑如し、祖制を壞り、外夷を親み義士を殺す、かくても猶やまざるにおいては、德川氏二百餘年の業も、忽ち地に墜ん事疑あるべからず、今はたゞ奸臣を斬り禍根を斷つべしとて、薩藩の志士岩下佐次右衞門方平、有村雄介兼武、堀忠左衞貞馨、高崎猪太郎等を語らひ、其隙を伺ひける程に、幕府の命により齊昭水戸に移され、孫二郎等も江戸を立去んとす、此時同志の何某忍びて告來り、速に事を擧んといひけるに孫二郎おしとゞめ、かゝる大事は疎忽にすべからず、萬一仕損じたらんには、其禍はかり難し、暫く身を潛め時機を伺ふべしとて、後期を契り水戸に歸りければ、即ち其線を探ぎ、忽ち籠居せしめらる、其後幕府また朝命を傳へ、返勅の催促しきりなり、孫二郎時至りぬとて多一郎と熟議し、江戶なる同志にかくと告遣るに、堀忠左衞門等踏國せんとする折節なれば、しばし待たれよといひけれど、いやいや此機失ふべからず、奸臣一人打取らんには、さのみ他力を頼むに及ばず、いつまで猶豫すべき事かはと、かたみに心をはげましつゝ、多一郎は西國の同志を募らん爲め上方に行き、孫二郎は明年三月三日を期し、江戶にて事を擧んとす、とかくする程にことしも暮れて、明る年の二月十八日、孫二郎子息勇次郎と共に我家を忍び出るとて、和歌二首を唐紙障子に書しるす、

（ますかゝみ清きこゝろは玉の緒の
たえてし後ぞ世に知らるへき

君の爲世の爲つくす眞こゝろは
二荒の神もみそなはすらん

又一封の書を藩吏に送り

罪蒙りたる身にして申さんはかしこけれど、外夷の傲慢無禮なる、いかに叡慮を惱ませたまふやらむと思ひ奉るのみならず、前中納言の君長く罪に沉ませたまへる事、臣下の身にとりて心苦しき限りなり、こたび其寃を雪ぎ、今の中納言の君をして、勅旨を奉行せさせまゐらせんが爲めに、身を捨て難を犯し、愚直勇次郎諸共に發をば立去りぬ、此事よきやうに、聞えあげさせ給へかし、

と書きのこし、姓名を西村東右衞門と改め、間道より江戶にゆきて、有村雄介に對面し、しか〴〵と物語れば、雄介感する事大方ならず、されど我同盟の者子細ありて歸國せり、奸魁を誅せん事は、我等兄弟に任せらるべしと、請けれど孫二郎は承引にず、彼者一人打ちたればとて、後日勤王の兵起ることなからずんは、大業成就し難かるへし、まづ此度は若者どもの手なみを試み、首尾よく仕おふせたらんには、某貴殿と共に忍びて都におもむき、機に乘じて義兵を擧ぐべし、其時貴殿馳歸りて君侯に說き、軍を率ゐて東上し給はば、鎭西の志士招かずして馳集らん、此事貴殿ならでは頼むべき人なしといふ、雄介げにもとて、舍弟治左衞門を（　）て斬奸の擧に加はらしむ、さて三月朔日になりぬれば、佐野竹之助、齋藤監物等、孫二郎が隱れ家に、來會するもの十餘人、かばかりの無勢にてはと、いふ色の見えけるに、孫二郎膝打たゝき、目ざす敵は唯一人、十餘人にして一人を打ん事、いとも〳〵やすかるべし、猶も逸束なしとならば、孫二郎老たりと雖も、眞先かけで打入らんに、やはか仕損ずべきと申ければ、一座の人々誠にさなり、さりながら御手をおろし給ふまでも無し、我々身命を拋ち、屹度打とめ申すべし、貴殿は生殘り、後日に義兵をあげん事こそ肝要なれと、異口同音に返答す、孫二郎すなはち方略を授く、まづこの壯士を二列に分け、一人走りかゝりて敵の前驅を衝かば、彼必ず驚て其度を失はん、その時左右より起り立ち、乘物目がけ切て入らば、其首を獲ん事疑あるべからず、一人首を提て走り、又一人は用意の訴狀を持て、老中の第に首告し、又一人は同じく國持大名の邸にかけ込み、又一人は我等の許に馳來て、其場のありさまを注進せよ、此外別にいふべき事もなし、今生の名殘なればとて夜一夜酒くみかはし、翌朝立別れ、孫二郎と雄介とは品川驛に宿りて、あすの首尾いかにと待ゐたるに、三日の朝時ならぬ大雪ふりたれば、十餘人の者共は簑笠に身をやつし、大老直弼が登城する處を、櫻田門外に待うけ、難なく其首を打とりぬ、二人かくと聞き、夜を日に繼て、伊勢國四日市宿で馳着

る、折しも薩藩の有司坂口某雄介を旅宿に待ちうけ、其國に護送せんとす、雄介竊に孫二郎に向ひ、某國に歸ると雖も、再び忍出ん事いとやすし、貴殿は知らず顔して、某と同じく、伏見までゆき給へ、かしこにて同盟の士を、呼集んと思ふはいかにといふ、孫二郎其意に任せ伏見なる薩摩邸に馳せ入りぬ、此時櫻田の變上方に聞え、幕府令を傳へて嚴しく其黨與を搜り索る程に、同志のともがらちり〳〵になりて匿れ潛み、來會するもの一人もなし、孫二郎雄介に伴はれ、ひとまづ西國に赴き、世の動靜を伺はんと欲して、一封の密書を薩侯に上る、其文に

方今內憂日に深く、外患日に迫り、天下の變不可測、竊に聞く　聖上深く之を憂ひ、大に宸襟を惱ませすと、誠に恐悚に堪へず、然るに幕吏の爲す所、華夷混淆、冠履顚倒して、一日の苟安を偸む、苟も人臣たるもの、誰か敢て慨歎憤激せざらん、今や敎孝等同盟の士協力して、奸魁井伊掃部を櫻田門外に斬戮し、馳て近畿に來り、將に諸藩の志士を會し、勅意を進奉し幕政を規正し、以て大に皇運を挽回せんとす、蓋し此擧あるは、鎭西中國の志士も亦皆諒知する所なり、伏て惟るに貴藩先侯、天資英邁、夙に大志を抱かれ、天下の爲に志慮を盡さるゝ一日に非ず、侯今其遺業を繼せられ、家聲を墜さず、干城の臣を愛育し、雄名自ら今時に盛なり、これ志士の深く景慕依歸する所なり、侯若し此機に乘じ鎭西中國の志士を鼓舞し、大擧して禁闕に赴かば、則ち天下の志士蕃發會集して內憂外患を剪除し、洵に以て宸襟を安じ、皇威を耀すに足らん、敎孝侯の馬右にありて、畢生の死力を出さん事を是期す、伏て請ふ、英斷あらんことを、とぞ書たりける、されど坂口は孫二郎が同行することを許さず、獨雄介を監護して立去りぬれば、孫二郎跡に留りゐて、兎ても角てものがれ難しと思ひ定め、此時までに懷中にひめおきし、數多の文書を取出し、悉くこれを燒捨つ、同き十五日伏見奉行より、捕手數十人をさし向け、彼の邸門を取圍む、孫二郎かねて期したる事なれば、端座して縛に就き、江戶に赴き稻葉伊豫守が邸に預けられ、文久元年七月二十六日、斬に處せらる、ときに年五十八、其宣告文に曰く

右の者逐吟味候處、外夷へ被爲對候御處置振等品々申唱、重き御役人へ及亂妨手筈等同志の者へ及申置、其身は存念の筋有之候迚、同藩清細四男佐藤鐵三郎を召連、松平修理太夫家來有村雄介、俱々身分を僞上京可致仕成候段、不恐公儀仕方不屆に付、死罪申付る、

同き三年七月、幕府朝旨をもて其罪を追赦し、屍を小塚原より水戶に歸葬することを許し、子息久維して家を繼しむ、初め櫻田の事はて〳〵、佐野竹之介、大關和七郎等、閑老脇坂中務大輔、また細川越中守に就て、自首せし時、さし出し〳〵訴狀讀テ脇坂公執事ニ上言シ奉リ候、執事御儀御賢明ニ在セラレ、天下ノ御政道、邪ナク御取計ヒ遊バサレ候儀ト存シ奉リ候間、草莽之我々共、申上候ハ恐入候へ共、存詰候儀伏藏ナク別紙ニ相認メ高覽ニ入レ奉リ候、追々御大老井伊掃部頭殿所業ヲ洞察仕候所、權威ヲ恣ニ致シ、我ガ意ニ叶ハザル忠誠厚キ人々ヲバ、御親藩初公卿衆大小名御旗本ニ限ラズ讒誣致シ、退隱幽閉等仰出サレ候樣取計ラヒ、中ニ就ク外戚ノ儀ニ付テハ、盧鳴ノ猛勢ニ恐怖シ、神州ノ大害ヲ釀シ、容易ナラザル事共指許シ、御國體ヲ穢シ、恐ナガラ叡慮ヲ惱シ奉リ、勅意ニモ違背シ奉ルノミナラズ、御護位ノ儀ヲ全フ候段、奸曲ノ至リ天下ノ大罪人ト申スベク存ジ奉リ候、右罪狀ノ儀ハ委細別紙ニ認候故、御熟覽御賢慮ノ程祈リ奉リ候、扨右樣ノ奸賊御坐候テハ、此上將軍家ノ御政道ヲ亂シ、夷狄ノ爲ニ制セラレ、禍害ヲナシ候儀眼前ニ之アリ、實ニ天下ノ御安危ニモ拘リ候儀ト存ジ奉リ候故、此度天誅ニ代リ候心得ニテ、斬戮仕リ候事ニ御坐候、毛頭公邊へ御敵對申上候ニハ之ナク、且ツ全ク我々共忠憤ノ餘リ、天下ノ爲ト存詰候テノ事ニ御座候間、嚴刑ノ御處置遊サレ候共御恨ミ申上ズ候、依テハ元主人家、罷責ヲ蒙リ候樣ノ儀ハ之ナキ樣願ヒ奉リ候、將又此上ハ天下ノ御政事正道ニ御復シ、忠邪御辨別遊サレ、殊更夷狄ノ御取扱ニ至リ候テハ、祖宗ノ御明訓御遵守在セラレ、華夷外內ノ辨、得ト御勘考遊サレ、御國威ヲ損シ申サズ候樣、御判談ノ程渴望シ奉リ候、此段罪萬死ヲ顧ズ申上奉リ候、恐惶謹言、

別紙

皇國千萬世、天日嗣連綿照臨シ給ヒテ、伊勢ノ神宮モ上古ニ替ラセ給ハズ、神道ヲ尊ビ勇武ヲ尙ビ給フ事、自然ノ遺風餘烈ナレバ、古ヨリ遠略ヲ展べ給ヒ、且ツ夷狄ノ禍之アリ候ヘバ、精々退攘シ給ヒシ事、古史ニ著シク、今更稱揚シ奉ルニ及バズ、武將ノ世トナリテハ、弘安ノ蒙古ヲ鞏ニシ、文祿ノ朝鮮ヲ征スル事共、神州ノ武威ヲ海外ニ輝シ候儀、人口ニ膾炙スル所ナレバ、是亦贅言ヲ待ズ、東照宮ニ至リ給ヒテハ、尊王攘夷ノ御志深ク在セラレ候ハ申上ルニ及バズ、勃興ノ御盛時ナレバ、其初諸蠻夷來航通商等ヲモ許シ置レ給ヒシカドモ、諸蠻夷モ異服シ、覬覦ノ念ヲ逞スル事アタハズ、然ル所東照公、終ニ其深害アル事ヲ洞見シ給ヒテ、洋敎ノ禁ヲ嚴ニシ給フ、大猷公ニ至リ、益邪敎ヲ驅斥斬戮シテ、三眼ノ明ヲ四海ニ輝シ給フ事、誠ニ千古ノ英見卓識ニテ、後嗣ノ遵奉シ給フベキ所ナリ、扨近時ニ至リ候テハ、夷狄ニ狡計賄賂ノ者多ク出テ、萬國ヘ通信貿易ヤ、遂ニ小ヲ併セ弱ヲ制シ、次第ニ境域廣大ニ相成候勢ニ

乗ジ、屢神州ヲモ覬覦スルニ至ル、去ナガラ打拂ノ令之アル時ハ、格別ノ事ハ仕出ス事モ成得ズシテ打過ヌ、天保十三年、打拂ノ令ヲ停メ仁恤セラレシヨリ、頻ニ來航シ、既ニ數ヶ年ノ間ヲ期シテ來ルニ至ル、中ニ就ク嘉永癸丑墨夷浦賀ヘ入港、威暴ヲ示シ難題ヲ申掛候以來、征夷府ノ御處置方、古今時勢ノ變革モ之アリ、一概ニ御國威ヲ御振張遊バサレ難キ儀ハ、治世ノ風習左モ之アルベキ事ニ候ヘ共、申マデモ之ナク、夷狄貪慾元ヨリ饜ク事ナク、殊ニ狡謀講計ヲ挾ミ、覬覦ノ念ヲ逞ク致シ候故、詰リ耶蘇ノ術中ニ陷リ、神州ノ泰否ニモ拘リ候重大ノ事ニ候處、華夷ノ辨和戰ノ議、始終著眼ノ大基本、御廟議御一定ノ上、諸御制度御變革之ナク候テハ、時勢ニ於テ相叶ハザル儀ニ候ヘ共、近來諸藩夷御扱振推察仕候テハ、慄ナガラ一定ノ御廟算如何之アルベクヤ、去ル卯年マデハ追々内備厳整ノ御達モ之アリ、邊海ノ御守衛仰付ラレ候大名ニ至リテハ、多年防禦ノ爲ニ國力ヲ費シ、忠勤ヲ勵マシ候處、測ズモ去ル辰年、和親交易御取結ノ上、恐多クモ征夷將軍ノ御居城ヘ、夷賊共登城仰付ラレ、剩ヘ御饗應尊敬ヲ盡サレ候有樣、春秋城下ノ盟ヲ取ルノ比較ニ非ズ、神州古來未曾有ノ御失體ニテ、實ニ冠履倒置ノ御處置ト可申驚歎ノ至リニ候、縱令御國政ノ儀ハ、關東ヘ御任セニ相成居候迚、斯ル重大ノ事件第一勅許モ在セラレズ候儀ヲ、全ク掛リノ有司數輩ノ了簡ヲ以テ、五ケ國本條約差許シ、將軍家御印章ノ御書翰マデモ差遣サレ候始末、何程倫安ノ末俗、戰爭ニ及ビ候儀ヲ恐怖致候迚、天下後世ヘ對シ、大義名分ト申モ之アリ、武門ノ例ニ連ナリ、二百年ノ恩澤ニ浴シ居候テハ、悲泣ノ至ニ堪ヘズ、況ヤ徳川家譜代恩顧ノ士、東照宮ノ神靈ヘ對シ奉リ、沈默傍觀致シ居候儀、廉恥之ナクト申ベク、決テ相濟ザル事ナリ、扨陳ルマデモ之ナク、天下ノ聞見スル所ニ候ヘ共、前件夷狄交易ノ儀如何樣ニモ勅許申請度所存ニテ、去ル巳年春堀田備中守上京致シ、賄賂金錢ヲ以テ關白殿下ヲ誑惑致、勿體ナクモ 龍眼ヲモ暗シ奉ルベクト、陰謀秘計一方ナラズ候處、今上帝聰明絶倫、千歳不世出ノ聖主ニ渡ラセラレ、皇國開闢以來、尊嚴ノ國體、淳厚ノ風俗、今上ノ御代ニ及ビ、夷狄ノ爲ニ消却汚穢致サレ候テハ、第一伊勢神宮御初御代々ノ御神靈ヘ對サレ、帝王ノ御任濟セラレズ、尤戰ヲ好セラレ候ニハ之ナク、國體ヲ失ハズ、萬民安堵ニ遊サレ度トノ叡慮ニヨリ、賢クモ一七日ノ内、供御御絶遊バサレ、石清水等ヘ御祈誓籠サセラレ、關東ヨリ如何樣申立ラレ候共、一切御許容遊サレ難ク萬一非常ノ節ハ縱令萬里ノ波濤ヲ越、孤島ノ中ニ終リ候トモ、御懐在セラレズ候ヘ共、泉涌寺ヲ御離レ遊サレ候事、忍サセラレ難クト、窃ニ宸襟ヲ御察シ遊サレ候御事

ニ、風カニ拜承仕候、吁嗟海内ノ人民、誰カ感激悲泣セザランヤ、此時ニ當リテ神州ノ命脈、實ニ累卵ヨリ危キ事ナリシガ、百官群臣忠憤切迫ノ餘リ、八十八人ノ堂上方、禁中ヘ馳集リ、萬死ノ力ヲ盡シ、其外有志ノ大小名勤王ノ至忠ヲ獻ゼシ故、三公御初彌增感憤遊サレ、安政乙卯、三港其外近畿及數ヶ所ノ開港、幷夷狄永住邪教寺取建等ノ儀ハ、一圓御許容遊サレ難キ趣、勅命ヲ以テ御下知在セラレ、猶又内地人心ノ居リ合如何ニ付、大小名ノ赤心モ知シ召サレ度、尤衆議奏聞ノ上叡慮決セラレ難ク候ハヽ、伊勢大神宮ヘ御神慮伺ヒ奉ルベクトノ御儀ニテ、三月廿八日議奏傳奏衆ヨリ、堀田備中守ヘ御返答書差下サレ、俄ニ下向仰出サレ候趣ノ處、夷狄ヘ内條約ノ儀ハ既ニ指許サレ候事故、諸大名ノ赤心、有體ニ叡聞ニ達候樣ニハ相成ラズ、之ニ依テ表向天下ヘ意見建白ノ達ハ之アリ候ヘ共、蔭ヨリ某等ヲ以テ專ラ西洋ノ事態ヲ強大ニ主張シ、交易御指許ハ、一時ノ權宜御據處ナク、萬一關東ノ御趣意ニ違ヒ候テハ、家ノ爲ニ相成ズト、吉凶禍福ヲ以テ遊說致シ、猶又御三家方ヘハ御建議ノ文意認メ直シ候樣、御内諭之アル由ニ候ヘ共、水戸前中納言殿ニハ、關東輔弼ノ名將ニ之アリ、尊王攘夷ノ御論始終一致ノ御方故、御廟算何書ト云一冊、當今ノ急務ヨリ將來ノ大害マデ、丁寧誠實ニ建白致サレ、尾張大納言殿ニモ

御内諭ニ泥マズ、京師ノ御意ニ基キ、御處置之ナク候テハ、相濟マズト申立ラレ候由、實ニ有難キ事ト謂ツベシ、其後彌勅許ノ有無ニ拘ラズ、關東ノ御決斷ヲ以、假條約御許ニ相成候趣ニ付、御三家ニテハ尾張殿水戸殿。御三卿ニテハ田安殿一橋殿、御家門ニテハ越前殿、忠誠無二ノ御方一同登城ニ相成、將軍御對顏願レ候處、御所勞ニテ御達之ナク、依テ元老井伊掃部頭初メ御呼出、勅命御遵奉之ナク、假條約御差許ニ相成候テハ、將軍家御違勅ノ罪御遁レ遊サレ間敷候、東照宮以來御代々樣ヘ御對シ遊サレ候テモ、如何之アルベキヤ各方ノ了簡承リ度旨、御一同御演述ニ相成候處、御目前ニテハ掃部頭始メ異服致シ候由ニ候ヘ共、執頭ノ威權ヲ以テ不日ニ條約指許シ、恐多クモ將軍家ヲ御不忠御不孝ニ陷レ奉リ、徳川氏ノ御稱號ヲ千百歳ノ後マデモ穢シ奉リ候ノミナラズ、將軍家御大病、人事ヲモ御辨ヘ之ナキ御砌ニ乘ジ、無實ノ罪ヲ羅織シ、御親戚ノ御方々ヲ禁錮シ奉リ、其他正議ノ松平土佐守始兩三人、御威光ヲ以テ無證ニ隱居致サセ候所業、惡ムニモ餘リアリト申ベク、且又御幼君ノ御時節ヲ幸トシテ、御三家方ノ權威ヲ擯カン爲、御連枝又ハ家老ニテ、本家主家ヲモ押領掌握セントノ奸曲ノ巧之アル、松平讃岐守、水野土佐守、竹腰兵部少輔等、徒黨ニ引入レ、種々ノ計奸ヲ逞シ、且ツ我意ニ隨ヒ申ス

ル正議ノ士ヲバ貶斥致シ、東照宮以來ノ美意良法、追日破壞ニ及ビ候事、長大息ノ至リニ候、其後八月ニ至リ叡慮ノ餘リ、三家大老中ノ者上京致シ候樣、重キ勅書御下ニ罷成候處、御請ニモ差支、尾水兩家ノ儀ハ不束ノ儀之アリ憤申付、掃部頭儀ハ御用多ニテ上京相成難ク、且ツ先竈堀田備中守等取扱ノ儀、今更致方モ之ナク、依テ嚴重申附候旨、議奏衆マデ申立、己ガ逆罪ヲ逃レ申ベクト相巧ミ、間部下總守ヲ上京致サセ、專ラ恩威ヲ以テ押付候所存ニテ、賄賂ヲ用ヒ、九條殿下ヲ徒黨ニ引入、內藤豐後守へ命ジ、御讓位ヲモ遊サレ候樣要シ奉リ候へ共、三公方御賢明ニマシマシ聖主ヲ輔佐シ奉リ候ニツキ、朝威確乎トシテ、御撓ミ遊サレズ、之ニ依テ無實ノ御罪ヲ申觸シ、底司殿近衞殿二條殿、御落飾御愼ミ遊サレ候樣取計ヒ、其他諸大夫初メ何一ツ罪科之ナキ者ヲ召捕、關東へ差下シ、夫々非道ノ所置致シ、專ラ虎狼ノ猛威ヲ以テ天下ヲ屏息セシメ、議內ノ開港、幷ニ邪敎寺御取建等本條約指許シ、且ハ靑蓮院宮樣御英邁ヲ忌奉リ、御失德之アル樣申觸シ、御寺務取放幽閉シ奉リ候所業、恐ナガラ 玉體ニモ迫リ奉ルベキノ機顯然ニテ、北條足利ノ暴橫ニ均シク、共ニ天ヲ戴カザルノ國賊ト謂ツベシ、嗚呼此儘ニ打過ナバ、赫々タル神州一兩年ヲ出デズ、內地ノ奸民邪敎ニ厭キ、彼ガ勢焰ヲ助ケ、皇國ノ奸賊半身低頭シテ、彼ガ正朔ヲ奉ゼム事、掌ノ上ニ視ルガ如シ、苟モ人心之アル者ハ、實ニ痛哭長大息ニ堪ザル事ナラズヤ、然ト雖モ東照宮ノ德澤未ダ地ニ墜ズ、御三家御一門ニハ、尾張殿、水戶殿、一橋殿、越前殿、阿波家、因幡家ノ如キ、德川家輔佐ノ良將モ之アリ、外諸侯ニモ、薩州仙臺福岡佐賀長州土佐宇和島柳川等、天下ノ爲メ忠憤ノ念日夜息ラザル、有名ノ諸侯少カラズ候ヘバ、內ハ則チ御家門方將軍家ヲ輔佐シ奉リ、專ラ內政ヲ修メ、外ハ則有名ノ諸侯、一意忠ヲ盡シ、武備ヲ整ヘナバ、神州ノ恥辱ヲ一洗シテ、叡慮ヲ安ジ奉リ候事天地ニ誓ヲ疑ア事ナシ、依テ當今ノ事態概略ヲ記シテ、天下ノ公論折衷ヲ待ヲ、左祖シテ天下ヲ興起セント欲スルナリ、周ノ衰ル婦人スラ、愼梓セズシテ國家ノ亡ルヲ憂ヘシニ、マシテ二千年餘ノ天恩ヲ戴キ。二百年來東照宮ノ恩澤ニ沐浴スル者、誰カ報效ノ念ナカランヤ、草莽ノ小臣痛憤切齒ノ餘リ、寢食ヲ安ゼズ、日夜恨ヲ呑テ時勢ヲ憂ヘシガ、彼ガ罪惡日ヲ追テ增長セバ、豈惟德川家ノ罪人ノミナラムヤ、實ニ神州ノ逆賊ナリ、天地神人同憤時ニ乘ジ、天下諸藩ノ同志ト、合力同心シテ、天下ノ奸賊ヲ誅伐シ、神罰ヲ蒙ラシムル者也、

又壯士等銘々、愚中にせし書に、

墨夷浦賀へ入港以來、征夷府ノ御處置、縱令時勢ノ變革之

アリ、隨テ御制度モ變革ナクテハ、相成ガタキ事情之アリ候トハ申ナガラ、當路ノ有司專ラ右ヲ口實トシテ、一時偸安畏戰ノ情ヨリ、彼ガ尨鴨ノ勢焰ニ恐怖致シ、貿易和親、登城拜禮ヲモ指許シ、條約ヲ取替シ、蹈繪ヲ廢シ、邪敎寺ヲ建テ、ミニストルヲ永住致サセ候事、神州古來ノ武威ヲ穢シ、國體ヲ辱メ、祖宗ノ明訓孫謀ニ戾リ候ノミナラズ、第一勅許モ之ナキ儀ヲ指許サレ候段、天朝ヲ蔑如シ奉リ候儀ニ之アリ、重々相濟ザル事ニテ、追々大老井伊掃部頭所業ヲ洞察致シ候ニ、將軍家御幼少ノ御砌ニ乘ジ、自己ノ權威ヲ振ハン爲、公論正議ヲ忌憚リ候テ、天朝公邊ノ御爲筋ヲ深ク存ジ込ミ候御方々、御親藩ヲ始メ公家大小名御旗本ニ限ラズ譏誣致シ、或ハ退隱或ハ禁錮等仰附ラレ候樣取計ヒ候儀、夷狄跋扈容易ナラザル砌ト申シ、內憂外患日ヲ逐テ益迫リ候時勢ニ付、恐多クモ一方ナラズ宸襟ヲ惱サレ、御國內治平、公武御合體、彌長久ノ基ヲ立サセラレ 外夷ノ侮リヲ受ザル樣遊サレ度トノ叡慮ニ在セラレ、公邊ノ御爲メ、勅書御下ゲ遊サレ候歟ニ伺ヒ上奉リ候處違背仕リ、猶更諸大夫始メ正議ノ人々ヲ召捕、無實ヲ羅織シ、嚴重ノ處置致サレ、甚敷ニ至リ候テハ、三公御落飾御愼、粟田口親王ヲモ幽閉シ奉リ、勿體ナクモ 天子御讓位ノ事マデ醸シ奉リ候件々、奸曲至ラザル所ナシ、豈天下ノ巨賊ニアラズヤ、右罪科ノ儀ハ、委細別紙ニ認メ候通リニ候、カヽル暴橫ノ國賊其儘ニ差置候ハヽ、益々公邊ノ御政體ヲ亂シ、實狄ノ大害ヲ釀成候儀眼前ニテ、實ニ天下ノ安危存亡ニ拘ハリ候事故、痛憤默止シガタク、京師へモ奏聞ニ及ビ、今般天誅ニ替リ候心得ニテ 斬戮セシメ候、申マデニハ之ナク、何卒此上ハ聖明ノ御勅意ニ基キ、公邊ノ御政事正道ニ御復シ、尊王攘夷、正誼明道、天下萬民ヲシテ富嶽ノ安ニ處セシメ給ハン事ヲ希ノミ、聊菊國報恩ノ微忠ヲ表シ、伏テ天地神明ノ照覽ヲ仰グ所也、

これ皆孫二郎と、高橋多一郎と草案しけるとなむ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位會澤恒藏

實城縣水戶市上市雀神町

會澤 姜

會澤恒藏、名は安、字は伯民、正志又欣賞と號す、其先は駿州より徙て、常陸國久慈郡諸澤村に居る、大中臣輔親の苗裔威公の時、總兵衛なる者、徵職を獲て始めて仕ふ、父名は恭敬廉吏を以て稱せらる、母は根本氏、天明二年五月廿五日、江戶下谷の家に生る、恒藏幼より銳敏にして學を好み、藤田次

郎左工門に師とし事ふ、刻苦勉勵、嶄然頭角を見はす、寛政十一年、彰考館写字生となり、享和三年留付列となりて江戸に徙る、文化元年父大阪に行役して病に臥し、母氏も疚を患ひ廢粥僅に口に入るのみ、恒藏兼程大阪に赴き父に侍養し、日夜力を盡せども、醫藥効なくして歿す、月餘にして根本氏も亦歿す、恒藏東西奔走し、艱苦萬狀なるも、猶能く古禮に隨ひ、心喪を服すること三年、哀毀人を動かす、常に父の體魄を客土に托するを歎き、乃ち衣食を節減すること十餘年、漸く大阪に至り、柩を護して歸り、母の墓に祔するを得たり、父母の忌日に至る毎に、齋戒沐浴して客を謝し、悲慕新に喪を免るゝもの、如し、元旦佳節に當り、君家の儀式纔に畢れば必ず先づ墳墓を拜するを例とす、幽谷嘗て曰く、大舜は五十にして父母を慕ふ、吾伯民に於ても亦云ふと其純孝知るべきなり、初め十歳の時、孝經を受け粗大義を了り、慨然として曰く、之を行ふこと能はざる者は人に非ざるなりと其家塾舍を距ること一里許、早朝に學に上り夜半に歸る、風雪雷雨と雖も敢て怠ることなし、數年にして學業大に進む、一日柳堤（水戸上下市邑に在る堤）を過ぎ、親戚の來るに逢ふも、扼腕疾行して知らざるものに似たり、怪み問へは始めて驚き謝し曰く、今日幽谷先生の節義を談ずるを聽き、意氣爲めに激昂して、身體飛動し、他を顧みるの暇さなきが故なりと、其幼年よりして、孝義に感するの切なる是の若し、蒲生君平常に幽谷の家に寓し、毎に恒藏の人と爲りに感じ、諄々と奬勵せり、又曾て人に語て、會澤生は沈毅にして卓識あり、後藤田氏の學を傳ふるものは必ずこの子ならんと言ひしとぞ、恒藏又好で劍を擊ち槍を舞はし、且兵書を講じ率ね晝日なし、一夜甲を衷して峻坂を上下し、以て其身體を練磨す、見るもの或は笑て狂夫となせり、武公曾て曰く、文士の武を好まざる古今皆然り文士にして武を好む、恒藏が如きものは豈得易からんや、幽谷も亦曰く、之の子弱冠なれども慷慨にして大節あり、讀書擊劍斗升の祿に汲々たらず、泊然として自ら守る奇と云ふ可しと、文化元年、歩士に列し諸公子に伴讀す、時に烈公儲に五歳、殊に恒藏を尊信し、恒藏も亦心を竭くして輔導する事十七年、烈公の學は實に恒藏に賴りて成るものといふべし、七年米國船常陸大津村に至り陸に上りて徘徊し、其形勢を圖書す、村人之を捕へて官に告ぐ、恒藏藩命を以て往て應接す、米人二人敢て實を吐かず、恒藏憤激詰問數回、彼遂に屈服し拜疏して止まず、恒藏曾て新論七篇を著はし、國體の重すべきを始めとし、外夷の情況を詳かにせざるべからざるを論ず、尾藤高藏（江戸の儒者）等見て深く嘆賞す、此書海内に傳播し、九州中國士人の家は、殆と之を藏めざるものなきに至り、士氣を振起せしもの、之を以て第一著歩となせりといふ、九年幽谷歿し、

恒藏彰考館總裁の事を攝す、是より先き大日本史題號の事を論じ、私に大日本史と稱するを駁せり、其證明確、人大に識見に服す、是歳齊脩病あり、繼嗣の議起る、恒藏同志と馳せて江戸に赴き、死を誓て論議す、繼嗣定まるに及び、即日水戸に歸る、天保元年、齊昭恒藏を擢で郡奉行となし、二年通事に班し、調役となり藩府の事務を管す、恒藏建議して曰く、中興の業を成さんと欲せば、宜く祖宗の典章を修むべし、因て文獻志を編せんことを請ふ、小人の爲めに譏問せられ、出て復彰考館總裁となり、其藴蓄を施すこと能はずして止む、齊昭國に就くに及び、親ら恒藏の家に臨むもの二回、大に言路を開き讜言を納る、恒藏常に顧問に備はり、啓沃の功多きに居る、齊昭も亦義公の遺志を紹き、大に學校を興さんとし、問ふに古今の制度を以てす、因て學制略説を著はして之を進む、齊昭諸臣に命じて、學校中に祭るべき神を議せしむ、恒藏議を上りて曰く、神州の制は神州を本に立つること、堯舜孔子立教の意に符合すべし、夫れ人道は本に報るを以て第一とす、三種の神器に忠孝の教え自ら寓せるに本づき、天照大神を本に立られんか、然ども　天子を祭るは非禮の禮なり、天祖天孫を輔佐し奉れる諸神の内に、然るべき神もあらん、唯文字のみを以てすれば、菅公又は義公然るべきも、孔子と對するには、神代の神にあらずんば、人の敬意に關繫すべし、且文武合一の制なれば、武神には健御雷　、文神には天兒屋根命然るべしと、齊昭遂に武甕神を祭ること、定む、今弘道館中に在る鹿島神社是なり、十六年恒藏小姓頭となり、弘道館督學を兼ぬ、其著す所の廻瀾論を以て、應司馬白に献せしものあり、關白之を宮中に捧げ、靈廟に達し叙賞を蒙りしと云ふ弘化元年、齊昭俄に致仕して藩政一變す、有司恒藏を嫌忌すること甚しく、明年致仕を命ぜらる、因て是より想齋と號す、齋内猶悒々として、大に齊昭の冤を訴へんとす、恒藏同士を慰諭し、藩の支族松平大學頭頼譲をして、衆に代り申上し、紀伊大納言を見て申訴せしむ、有司聞て大に怒り、恒藏を水戸仲街の官舍に禁錮す、其嚴戒囹圄の如し、乃ち嚢中を探り、朱藍二硯を得て之を磁器に磨し、箸を噛て筆となし、孝經考、江湖負嚢詩文等若干を稿し、ついに無用の人を輔して、有用の人となすの説を作りて曰く、穢多は元來人類に齒せざるものなり、然とも皮革の製作は穢多の業とする所、夫れ鼓鞳の類は、神祇に戰時に用ふる器なり、其外皮革は甲冑又は禮儀の服に用ふること多し、昔朝廷の制に皮革を製する者、鍛戸甲作の百工と同じく、品部雜戸等にして、農耕を業とする良民と別あることなし、今の穢多の類に非ざるなり、蓋し牛皮鹿皮等を、百濟戸狛工等より納めたる故遺風、漸々變じて穢多の業となりたるならん、是後世因襲の弊にして道理に

適せざるなり、周考工記に、國人匏人韗人等、皮革を製するもの、何れも輪人輿人等の百工に異なることなし、然れば國左衛門を平人として雜戸の長となし、一村の地を與へて皮職人を支配せしむへしと、此言當時に行はれずと雖も、明治維新に至り、穢多も新平民たるを見るに至る、是恒藏の先見と謂つべきなり、嘉永二年齊昭の寃解け、恒藏も亦家に歸るを得たり、六年米國使艦浦賀に來るに及び、幕府齊昭を起して外國の議に參せしむ、恒藏の遠識、此事あるべきを既に二十年前に知り、委く其禦侮の策を講せり、茲に至り亦日夜憂慮し、殆と寢食を忘れ、又策を畫して齊昭父子に上り、或は書を羽倉用九、川路左衛門尉に贈り、和議の非を極言す、慶篤恒藏の忠誠に感じ敎授を命じ、安政二年、再び小性頭督學と爲す、是歲將軍温恭公、特に恒藏を召し見る、齊昭時に手書を賜ふ、中に益々實學を唱導し、今日の恩に負くこと勿れとの語あり、五年秋齊昭謎を蒙り一藩憂憤す、恒藏命を奉じて周旋甚だ力む、慶篤其年老て力を國家に盡すことを感じ、屢々賞賜あり、文久二年、天下多事、議論紛紜たり、恒藏深く之を憂ひ、時務策を著はして一橋刑部卿に献じ、彼此の大勢を審かにし、富強の實効を成すの意を述ぶ、此歲馬廻頭上に班し、祿を增し四百五十石を賜ふ、三年七月十四日病を以て家に歿す、年八十二、城西千波原先塋の側に葬る、小林氏を娶り三男六女を生む、恒藏性篤實純厚、强學力行、夙に大志あり、常に天下國家に報効する所あらんと欲す、狀貌端莊、寛厚にして寡默、禮を履み規を守り、謙讓にして苟もせず、故舊に厚ふし長老を敬し、貴賤少長となく誠信を以て之に接し、粗鄙暴悍の者と雖も、相見るに及では心折れ意降り、敬慕の意を生せざるはなし、最も講說を善くし敢て大言壯語をなさず、從容辨說し、聽くもの自ら竦動せり、凡そ子弟を敎育する、悌順を尚び客氣を戒め、名節を砥礪し士氣を振起するを以て務となし、其長ずる所を誘導して、未曾て蹙迫束縛せず、學識德望蔚として海內の師表たり、從學の士四方より至るもの、勝て數ふべからず、諸侯遙に贄を取て道を問ふ者あり、其家を治むる儉素を主とし、非衣蔬食して晏如たり、初めは性氣弱にして病ひ多し、衆醫誚ふに讀書を廢せざれば、三十年を過ぐること能はざるべしと、恒藏曰く苟も然らば徒らに爲すことなきに終らんのみと、尚益々勉め書を讀て輟まず、常に飲食を節し起居を謹み、頗る心を攝養に用ひ、遂に高年に至れりと云ふ、恒藏嘗て曰く、吾人食ふ所の米は、天祖の天狹田長田稻の餘、衣る所の服は其蠶服殿の神衣の餘なり、尤も重せざる可らざるなりと、故に病に罹るに及び、衰憊日に甚しきも、猶扶け起されて後に食に就く、家人其臥しながら食はんことを勸む、恒藏曰く、食は天祖の重せらるゝ所、且邦君の賜ふ所な

り、如何ぞ臥しながら之を食ふに忍びんやと、死に瀕するまで變ることなし、其謹勅率子此類なり、恒藏神聖の大道を明にし、六經の蘊を極め、尤も意を經綸の業に致し、慨然として國家の患を憂ひ、名を正ふし義を明かにし、大道を扶植するを以て己が任とす、其史學は則ち貫穿馳騁、治亂興亡の源を詳にし、經書は則ち經を以て經を證し、而て後儒說の如きは、廣蒐博採して參考に備ふるを旨とす、常に曰く、賢者の能く聞くは、聞くに一なればなり、駑馬の千里を致すは、進むに一なればなり、駑驥の材ありと雖も、一進一退せば永だ至るを見ざるなり、曰く士は弘毅ならざるべからず、弘なるが故に立て之に安んず、毅なるが故に立て撓まず、是を以て其志一なり、譬へば水の壑に趨くが如く、一決疑はずして、自ら其才を盡すときは成らざるもの鮮なし、其志已に立たば、先づ一大眼孔を開き、口を以て書を讀むことなく、心を以て之を觀るべし、然ば則ち衆說の是非胸中に了然たるものあらん、是所謂る眼光紙背に透るものなりと、寛政壬子北虜東蝦に至る恒藏時に年十一、日に幽谷に待る、幽谷慷慨論說するや、恒藏幼なりと雖も亦感憤激厲し、土を擡して爽となし之を笞ちて嬉ひとなす、稍長ずるに及び、以爲らく侮を禦き威を揚ぐるが如きは、戎兵の用謀將猛士の任なり、若夫れ左道民を惑はし家國を狀奪するの患は、倫を明かにし名を正ふし、祓淫を拒き人心を正し、以て彼か本謀を伐つに非れば、其未萌の孽を消すこと能はず、天の我に命ずる所以のもの夫れ此に在るか、然ば則ち思を凝らし書を讀み道を講じ、異端邪說を息め、以て君父の大德深恩に報ずるにあらざれば不可なり、又曰く近時洋學者あり、其地理兵法器械の制を講ず、資を以て我用に供するは國家に大益あり、然るに耳學の徒憒乎として大道を知らず、彼說に眩し其論を守り、我を卑め彼を尊び、百事摸倣して、爭ふて外國の美を稱し、其大羊の俗たることを察せず、彼狄猾に陷るもの、安ぞ洋學者之が媒たらざるを知らんや、人の禽獸に異なる所以は、人倫を明にするにあるのみ、洋人の五品に於ける、其君父を輕んじて胡神を尊び、一夫一婦にして一君二民の義を知らず、禽獸と何ぞ異らん、但其胡神を奉じ人心を蠱惑し、朋黨を結び死生を誓ひ、頑然として君父に抗し、以て人の家國を傾覆し、其逆焰の煽ぐ所、殆んど六合に遍からんとす、然ば今日洋學奇怪の說、他日邪を唱ふるの資となる者を禁じ、大に國體を明にし、天下をして天神を尊び君父を敬し、終を愼み遠きを追ひ、悉く彼の愚民を誘惑するものと相反せずんば、終に彼が爲めに乘せられんとす、然るに今知らず徒らに正心誠意を論じて、詩書執禮の何物たるを審にせず、或は小慶曲謹にして國家の大體に達せず、或は專ら功利に走て諸を道義に本づけず、其漢籍を說くものは、

西土を尚慕して我君父を尊ぶ事を知らず、國史を讀むものは天朝に資て以て治化を賛けたまふことを知らず、却て商周を置て夷狄に比し、殊に我君父を尊ぶは周孔の道にして、周孔を誦するは祖宗の政教を奉する所以なる事を忘れ、空論閑議と更む、後從五位下に叙し伊賀守に任ず、文化年中寄合組及び小姓を歴て、文政十二年使番となる、是冬中納言齊脩病ありて世嗣を選ばるゝに、舎弟齊昭然るべしとありしかど、時の執政等、其の英敏なるを忌み、將軍家の公達を迎へ立てんとす、正生主君の舎弟をさしおき、餘人を立る事やあると罵り、同志の士四十餘人と共に、江戸なる小石川の藩邸に馳參じ、身命を抛て爭論せしが、程なく齊脩薨じ、舎弟齊昭嗣子たるべき旨遺言ありければ、前件私曲の計らひは止みにけり、天保元年、正生京師に使し皇女降嬪を賀す、十二月前年暇を乞はずして同志士と江戸に赴きたる罪を責めて職を停めらる、其後一月ばかり經て、舊職に復し、又目附に遷る、翌二年の冬、藩士正妍兩黨に分れ、會澤恒藏等數人斥けらる、正生痛く憂ひ嘆き、金子孫二郎等と同く之れを論救す、三年七月寄合指引より小姓頭となりて、小石川邸に徙る、七年用人に補し、十年參政に進み水戸に歸る、十一年齊昭弘道館を創建するに當り、正生命を受けて其事を掌る、是より先き幕府西城災あり、齊昭木材を献ず、正生其事に與るを以て、幕府其勞を賞し、時服及び白銀を賜ふ、十二年復小石川邸に移る、

○贈正四位武田正生

茨城縣水戸市上市田見小路

武田猛

武田正生、字は伯道、如雲と號す、初め彦九郎と稱し、修理

上書して世子を補導し、諸生を奬勵し、文武を振起すべきを諭す、十三年大番頭に轉じ水戸に歸る、弘化元年、幕府齊昭に致仕を命ず、齊昭幕府の咎めを蒙り駒込の邸に蟄居す、正生深くれ之を憤り、竊に江戸に往きて無實の罪を申啓かんとせんが、齊昭之れを聞き、自筆の書を賜ひて、思止るべきよしを諭す、正生感泣し一旦旨を奉ずと雖も、尚以爲らく君の臣を誡むるは固より此の如くなるべし、然れども君冤を蒙り國事日に非ならんとす、苟も臣子たるもの豈能く忍ぶべき所ならんや、竟に志を決し、十月十三日、吉成又左衛門信貞と共に江戸に赴く、時に一首の歌を詠して志を述ぶ、

木かくれて人に問はれぬもみち葉も
散りてこそしれ赤き心を

二十日書を、時の老中水野越前守忠邦に呈す、其文に、前中納言殿在國中御用モ有之候間、一旦參府被致候、當四月被仰出候處、御用モト御座候上ハ格別ノ御儀ニモ被爲在間敷、併シナカラ昨年厚ク御稱美モ御座候故、何レ吉兆ニ可有之抔ト、家中共彼是評判仕候處、參府翌日被仰出候段、家中一統仰天悲歎仕候、右樣御手輕ニ參府被仰出候事ト、嚴重被仰出候處ニテ奉推察候ヘハ、乍恐深キ御疑ニテモ被爲在候樣ニテ、當家ノ瑕瑾無此上、第一家中共一日モ相安ンジ兼ネ候仕合ニ御座候得共、被仰出候趣ニテハ驕慢幷ニ御制度ニ關レ候トノ御沙汰ニ有之、猶々一統疑惑仕候、私儀中納言殿相續翌年目附被申附、追々小姓頭等被申付、一昨年迄若年寄相勤メ候間、中納言殿公邊へ御忠節ノ志深ク御座候段、委細ニ相心得居候處、先ツ一事ヲ申上候ニ、中納言殿在國中禮服ニテ江戸表ノ方へ相向ヒ、公方樣遙拜被致候儀、每朝怠リ之レ有ラレス候次ニ峰壽院樣同樣遙拜被致候儀、每朝怠リ之レ有ラレス候段、側向並奥向ノ者共一同承知仕居候、頃細ノ事ノ樣ニハ御座候得共、右一事ヲ以テモ驕慢ニ無御座段ハ御推察被爲在候樣奉存候、御制度ノ儀何等ノ御品ニ可有之哉、相辨へ不申候得共、水戸表ノ儀ハ先代ヨリ儒道被相用、代々葬祭等モ、公邊御振合ト異同仕候儀ハ、今ニ始マリ候儀ニ無之、尤モ薩州ニテ一向宗制禁ノ由、會津ニテ神道相用ヒ候由ノ類、聊カ公邊ト異同仕候儀、水戸表ノミニ限リ候ニモ無之樣奉存候、此度ノ御察當モ右等ノ類ニハ有御座間敷哉、扨御察當御座候上ニモ押テ相行候ハヽ、相濟申間敷候得共、中納言殿氣質公邊ヨリ御察當御座候儀ヲ押テ被相用候樣ノ儀無之段ハ、是亦私共年來明白ニ相心得候儀ニ御座候、如此度被仰出、源威殿以來例モ無之候處、一應御尋モ不被爲在、俄ニ被仰出候段、臣下ノ身分誠以驚キ入リ悲歎仕候、水戸表數十萬人、士民ノ內ニハ改正ヲ好ミ候者計モ無之候ヘハ、右ノ者共彼是レ風評等申立テ候ヨリ、右等御調ヘニ

相成候半カ、此度家老共夫々御咎被仰付候者ノ内、御除キニ相成候結城寅壽儀、一昨年頃ヨリ第一ニ取計ヒ、次ニ戸田銀次郎、次ニ鵜殿平七儀ハ極老、殊ニ耳遠ニテ日々ノ出仕モ用捨被致、月番等モ全クハ相勤メ不致候處、却テ平七儀ハ重ク御咎メヲ被仰、寅壽儀ハ何等御沙汰無之ヲ以テ奉推察候ヘバ、畢竟風評等御取用ヒニ罷成候様ニ疑惑仕候、家老共ノ儀ハ幸不幸御座候トテ聊カ申上候筋ニハ無御座候ヘ共、萬々一右中納言殿行狀等モテ種々行違ヒノ儀入御聽候テハ殘念至極ニ奉存候、御疑ヒノ筋モ被爲在候ハヽ、一々箇條ヲ以テ中山備前守始メヘ御尋ニ仕度儀ト奉存候、備前守始メ役人共空シク苦心仕ル儀トハ相見ヘ候ヘ共、私儀乍不肖、前文ノ通リ年來役人ヲモ相勤メ、當節表方ニ罷在候トテ默止罷在候テハ相濟不申、殊ニ家中有志ノ者、一統疑惑仕居候儀ヲ言上不仕候テハ、不相濟儀ト存シ誥メ、重役共ヘモ不申立、同役共ヘモ相談不仕、全ク一己ノ了簡ヲ以テ出府仕此段奉愁訴候、心事所詮書面ニ認メ取揃候間、御直ニ御尋罷成候ハヽ、不敬ノ罪ハ如何樣被仰付候共、本懐ニ奉存候以上、

之に依り幕府命じて、正生を小石川邸に護送す、懲其罪を責めて水戸に幽し、先手同心頭に附し、隊卒をして之を警衛せしむ、後に職祿を褫ひ致仕を命ず、因て耕雲齋と號す、居ること五年にして赦され、嘉永六年、弘道館武場掛となり、特に月俸を賜ふ、安政二年、再び大番頭となり、學校奉行を兼ね、尋で參政に復し、小石川邸に徙る、三年執政に進み學校を總理す、正生いたく知遇に感じ、心を竭して士民を奬勵せしかば、一番の風俗大に改まり、人材次第に世に顯はる、齊昭屢々書をあたへて嘉賞し、又自作の太刀一振を賜ふ、齊昭の子慶篤の代となりても任用せらるる事最も重かりき、此時幕府外國の請に任せ、五港を開き貿易を許す、正生適病に臥して、久しく出仕せざりしが、書を齊昭に上りて其不可なる事を陳ず、言頗る剴切なり、五年幕府朝旨を列藩に傳へて、外國の處置を上陳せしむ、慶篤の建議する所幕議と合はず、幕府論旨を更めんことを諭す、正生建言するに幕府に阿諛し、祖宗の遺訓に違ふこと勿れと云ふを以てす、慶篤之を納る、既にして幕府齊昭を幽閉し、遂に外國と條約を結べり、之に因り海内騒然たり、八月朝廷慶篤に勅諚ありて、幕府を輔け撫夷の功を奏せよと仰下されしかど、幕府之に從ひ奉らず、正生痛く憤激し、慶篤に勸めて迷に之を諸藩に披露し、倶に力を合せて、勅旨を奉行せんとす、幕府其所爲を惡み、九月内命を傳へて職祿を褫ひ水戸に還らしむ、六年八月、幕府齊昭を水戸城に幽し、且つ逼りて勅書の還納を促すこと甚だ急なり、是に於て一藩士民憤激して、議論沸騰す、萬延元年二月、正生書を

慶篤に上りて曰く、

勅書御返納ノ儀ニ付テハ、昨年十二月二十五日、諸向ヘ御達シ有之、京師ヘ御使ヲ以テ、御直ニ御返納遊サレ度段ハ勿論、面々存意書取ヲ以テ申立候趣尤ニ付、執政始メ役々罷登リ、一藩存意ノ趣、精々可申立候トノ御事ニ御座候問、定メテ幾重ニモ厚ク御申立ニ相成候儀ト愚考仕候處、右ハ如何ノ御都合ニ被爲在候哉、其後無餘儀御事情ニテ、公邊ヘ御納メ可相成旨、御請ニ相成候哉ニ付、今更不得止御次第ニ可有之トノ趣、追々傳承仕候得共、尚厚ク御判談被遊度、依テ恐存ノ趣左ニ申述候、元來勅書ノ儀ハ天下ノ爲メ、徳川御家ノ爲メ、厚ク思召シ込ラレ、深キ叡慮ヨリ被仰出候御事ニテ、早速御奉承不被遊候テハ、叡慮ヘ對サセラレ濟セラレザル御事ニ御座候處、時勢無御據是迄御遷延被遊候上、此度御取戻ノ儀、傳奏衆ヨリ手輪ヲ以テ御沙汰ニ相成候事、彌公邊御輔佐行屆カセラレザルニ御筋ニ相當リ、夫ノミナラズ前中納言樣ニテ、京師御取繕ヒ被遊、右樣ノ勅書御下ケニ相成候抔、譏者ノ說モ御座候折柄、萬一御筋違ノ事、御領掌被遊、空ク御返納ニ相成、公武御確執ヲ開キ、堂上方意外ノ御大難ヲ釀シ成シ、詰リ　主上ノ御禍ヒニモ及セラレ候樣ノ御事ニモ成リ行キ候テハ、何共恐縮ノ至リニ候、深キ叡慮モ水ノ泡ト罷成候ノミナラズ、夫ガ爲メニ不測ノ大禍ヲ生シ、前樣御冤罪モ千戴洗ヒ難キ御儀ニ至ラセラレ候モ測リ難ク、實ニ容易ナラザル御次第ニ及ビ可申ト過慮仕候、此度ノ御沙汰ニ相背キ、御返納ニ不相成候テハ、此上兩公御艱難ノ程計リ難キ旨、追々申唱ヘ候得共、右ハ一時利害ノ俗見ニテ、元ヨリ公邊御扶助ノ思召シヨリ仰出サレ候、勅書ノ儀、公邊ニ於テモ深ク御敬承遊バサレベキ御筋ニテ、毛頭御隔意ヲ生ジ候御譯ニハ有之間敷、却テ御返納ニモ相成候ハヽ、彼是讒者ノ口實ニ陷リ候儀モ可有之、左樣相成候テコソ、此上兩公御難ノ程計リ難キ御儀ニ成リ行キ可申、若又一旦傳奏衆ヨリ御沙汰ニ相成候儀ニ付、其儘御返納ニ不相成候テハ、如何トノ御事御座候ハヽ、是迄御回達モ御遷延遊バサレ候御次第ヨリ、此節時勢不得已御事情等、委細御使ヲ以テ御申詰モ在ラセラレ候上、叡慮御伺ヒ遊サレ、誠ニ無御餘儀御都合ニ有之候ハヽ、其節御返納遊バサレ候共、一應ノ御伺ヒモ無之、公邊ヘ御指出シト申儀ハ、御事體如何可有之哉、威義御兩公以來、御代々樣京師御尊崇在ラセラレ候、御家風モ此節ニ至リ一旦ニ廢絕致シ候樣ニテハ、何共歎ケ敷次第ニ有之、臣子ノ身ニ取リ痛心至極申上樣無之候、何卒一時ノ利害ニ御泥ミ遊バサレズ、天下後世迄御名義相立、御家風ヲ仰キ奉候樣、幾重ニモ御勘考在ラセラレ、公邊ヘ厚ク御申立ニ相成候樣仕度、

不堪至願奉存候也、

然るに局中に於ては奉還の議略決したる處、適々櫻田の事あり、還勅の議遂に止む、然れども藩内猶穏ならず、慶篤之を憂ひ、三月正生を江戸に召して藩内の鎮撫を命ず、七月復學校掛りを命ぜられ、十一月岡田信濃守、大場一眞齋と同心合體、政事公平なりしかば、人心やうやく靜まりぬ、是より先藩士大津彦五郎之綱等二百餘人、藩地の西郡玉造村に屯集し、攘夷の議を唱ふ、論旨矯激にして、擧動頗る國法に觸る、有司制、ること能ず、慶篤正生をして鎮撫せしむ、是時齊昭既に薨せり、正生書を慶篤に呈して曰く、烈公の遺志を繼ぎ、大義ばすかにして、政令を施すときは封内必ず靜謐に歸すべしと、を明信濃守及び一眞齋等と相議り人を遣し、之れを諭しけれち士彦五郎等畏りて、即時に皆解散せり、文久元年五月、藩乃有賀半彌、岡見留次郎等、江戸高輪、東禪寺に設けある英國公使館を襲ふことあり、幕府正生等を責むるに、藩内を鎮制すること能はざるを以てし之れを黜く、明年の冬、再び舊職に復し召されて江戸に抵る、此折幕府正生を大城に召し、老中板倉周防守勝靜、命を傳へて曰く、幕府一橋中納言を京師に遣はし、大阪海防の事を督せしめんとす、因て有志の士數人を率ひ、中納言に從て西上すべしと、既にして朝廷慶篤部し、明春を以て入覲せしめ、特に勅して正生等を召す、三

年正月京師に抵る、三月慶篤入覲するに及んで、正生公武の間に周旋し、又縉紳及び諸藩士と往來し、益々尊攘の策を議す、之れに依り正生の名朝野に重し、慶篤東歸の後、別勅ありて滯京し、慶篤の弟左衞門佐昭訓を輔佐し、禁闕を警衞す、五月一橋中納言外夷拒絕の詔を奉じ、東に下らんとするに及び、正生江戸に至り大場一眞齋と、心を協せ慶喜を助け、朝旨を奉行せんとせしかど、老中小笠原壹岐守長行、外國の使臣と密議することありて行はれず、正生大に憂ひ、別に後圖を爲さんとす、七月水戸の沿海を巡視し、益々防禦の備を整ふ、九月調練總司を兼ね、冬南郡を巡る、是より先き激論の徒、水門小川潮來三鄉校に屯集して攘夷を唱ふ、慶篤正生に命じて、之れを監督せしむ、元治元年二月、從五位下に敘し、伊賀守に任ず、偶ま四月田丸稻之衞門、藤田小四郎等、筑波山に據り事を擧ぐ、奸臣市川三左衞門等幕府へ内訴し、追討を名として、諸生數百人を率ひ、出府して慶篤を詰問し、國政を擅まゝにするに及んで、正生を嫉むこと甚しく、遂に其職を褫ひて死に處せんとす、慶篤可かず、國に歸らしむ、時に外事方に急に海内紛騷し、國事殆と爲すべからざるに至らんとす、正生憂憤死を以て國に報んと欲し、長男彦衞門及び孫金次郎、三男小藤太、四男源五郎等を從ひ、密に水戸を脫出して、將に幕府に上訴せんものと、下總國小金驛に抵る、時

に幕府志士の江戸に入るを禁じ、路梗て通せず、二男魁介も亦江戸より來り從ふ、有志の徒水戸を出で來り集る者二千餘人、皆淹滯數旬に渉る、市川三左衞門等、此虛に乘じ、其黨類を引連れ、水戸に立歸り主公の命なりと號して、正義の人々を獄中に押籠め、頗る殘暴を極めしかば、慶篤大に打驚き、支藩松平大炊頭頼徳に目代を命じ、往て鎮靜せしむ、正生頼徳を迎へ之に從て東し、八月十日水戸城南吉田村に抵る、三左衞門の徒、銃砲を發し之を街南に拒ぎ、城中に入ることを得ざれば、頼徳と共に隊伍を整へ、那珂湊に遁く、而して正生手兵を統轄同所の要地たる館山に營し之を護る、幕府若年寄田沼玄蕃頭意尊を總督となし、幕府の歩兵及二十餘藩の兵を以て來り攻む、正生善く戰ひ、屢攻兵を破り、防戰するもの殆と七十餘日、是より先き頼徳囚かれて水戸に抵り死を賜ふ、既にして榊原新左衞門等幕府に自首す、正生山國兵部、田丸稻之衞門、藤田小四郎等と相議し、去て上國に赴き、親下に伏して素志を訴へんと欲し、十月廿三日衆千餘人を率ひ國を發して北に出で、常陸大子に至り追兵と戰て之を破る、下野を經て上野に出で、十一月十六日、高崎藩兵と下仁田に於て大に戰ひ之を破り、信濃に入る、諏訪松本兩藩兵、和田嶺を防守す、擊て之を郤け、十二月十一日、越前新保驛に至る、大雪路を埋め糧食給せず、諸士饑寒に迫り復進むこと能はず、諸藩兵を出して前後を遮る、正生書を金澤藩監賀永原甚七郎に贈りて曰く、

傳承候得ば、道路御警固成され候趣、御苦勞千萬深察仕候、一體我々共通行の儀は、定めて御承知も可有之候得共、故同藩結城寅壽の殘黨、市川三左衞門等の讒匿に由り、恐多くも公邊の御嫌疑を蒙り候に付、源烈公積年の素懷も、今日に至り磨滅仕候段、臣子の情實遺憾に御座候間、是非共主家の縁族に投し、歎願仕候心得に御座候、決して外諸侯へ對し、接戰の存寄毛頭無御座候、就ては道路無差支爲御通せ被下候樣奉願候、

甚七郎其請を許さず、正生更に一書を作り甚七郎に託して、一橋慶喜に呈せしむ曰く、

臣正生等負罪ノ身ヲ以テ嫌疑ヲ憚ラス、天下ノ大禁ヲ顧ミス、軍裝衆ヲ率ヒ諸州通行致候段、深率恐入候得共、好亂挑戰ノ意毛頭無之、實ニ不得已ノ勢ニ御座候、抑尊攘ノ儀ニ於テハ、正生曾テ烈公ニ昵近シ親シク敎訓ヲ蒙リ、又襄ニ閣下ニ從テ京師ニ詣リ、諸縉紳家ニ出入シ、 聖天子攘夷ノ實効不擧ヲ宸憂シ玉フ由領承感佩仕リ、感激恐悚、自ラ已ムコト不能、以爲ラク朝旨ヲ奉體シテ醜夷ヲ退攘シ、國威ヲ皇張スルハ是レ武臣ノ責任ナリト、爾來戞劣ヲ不顧、尊攘ノ大義ヲ天下ニ伸ンコトヲ期シ、益々烈公ノ遺訓ニ服

麿スルノ外無他事罷在候、然ルニ御聞及ビモ可被爲在、逆臣結城寅壽ノ殘黨市川三左衞門等、奸謀ヲ企テ徒ヲ結ビ讒ヲ構ヒ、金鐵一鑠ノ勢ヲ以テ、烈公ノ御遺業ヲ悉ク破壞シ、殘暴ヲ極メ候折柄、遂ニ本國ニ於テ數度戰爭ニ及ビ候段、同藩ノ爭ヒ不本意千萬ニ御座候得共、臣等因循罷過候テハ、烈公積年天望公邊ヘ被爲盡候御偉業モ泯滅仕候ノミナラズ、恐多クモ戊午以來、天朝ヨリ被仰出候、攘夷ノ實効ヲ可奏トノ勅詔モ水ノ泡ト相成、醜夷益々跋扈シ、神州ノ正氣地ヲ拂ヒ候場合ニモ可至、遺憾無此上、臣等粉骨碎身、到底醜夷ヲ掃攘シ、微忠ヲ天朝公邊ニ盡シ度夷情ニ御座候、事情ノ始末ハ別紙ニ相認メ奉入高覽候間、臣等今日ノ進退ニ立至リ候段、閣下御賢察被成下度、伏テ奉願候、

甚七郎此書を受け、幕府の大目附に由り、之を慶喜に達せんことを請ふ、大目附聽さず、此に於て永原等は正生に談判し、降伏の順序を爲さしめたり、依て正生は重ねて降伏狀を差出したり、其書に曰く、

私共多人數引率、是迄罷登り候次第、先般書取を以て奉歎願候通り、聊か素意上達仕候趣意に御座候得共、何分當節の身柄に陷り候上は、願書御取上に難相成段被仰渡奉畏候、然る處事實の行違ひより移り來り候儀とは申乍、公邊御人數へ打合候儀も有之、殊に軍裝にて是迄致滯行、諸藩動搖爲致候段、實に天下の御大法を犯し不相濟儀、深恐入奉存候に付、尊藩軍門に向ひ一同降伏仕候、何卒此儀可然被仰立如何樣にも御處置被仰付候樣、伏て奉願候、右樣言上仕候上は、元より決死罷在候儀、彼是申立候筋は無之候得共、只先般奉歎願候通、如斯成り來り候事情は、實に其關れも御座候事にて、曾て奉對公邊聊か後閊き意念を懷き、大不敬の擧動相働き候樣にては、千載の後死して流賊の汚名を蒙り候間、武門の情を以て此段は尊藩に於て別て御酌取り、宜しく御辨解被下候樣奉願候、決死の一語、他に申立候儀無御座候、

之に依り甚七郎來て正生を見て、反覆推問し、頗る其意を領せり、二十四日幕府の命を以て、正生以下を敦賀に拘し、應應元年二月四日、斬に處せらる、年六十三、首を水戸に梟す、正生人と爲り端正にして威望あり、夙に尊攘に志し、名節を重んじ、博く武家の禮節に通じ、傍ら文雅を好み畫を作る、常に客を好み士を愛し、慷慨義氣を振勵するの概あり、而して身を持する嚴格、人に接する至誠、時務を裁する明爽なり、故に人皆其風采を欣慕す、屢々艱難に處し百折撓まず、遂に大義を天下に伸べんと欲し、志を齎して殉す、辭世の歌に、

討もはた討たるゝもはた哀れなり
日本心の亂れそめしを

時に西本願寺僧正生以下の屍を理め墓を建つ、後人其側に一祠を設け、松原神社と號す、　今上天皇北陸御巡の際、正生以下の國難に殉せしを追賞したまひ、祭粢料五百金を賜ふ、明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる、

○贈正四位山國兵部　山國共徳

山國兵部、通稱を初め喜八郎と稱し、後兵部と更む、名は共昌、水戸藩士孫左衞門共綿の嫡男なり、若年の頃より兵法を好み、早くその蘊奥を極め、別號を止戈堂といふ、文化中家を繼ぎ、馬廻組大番組小姓等を經て、文政六年、小納戸役となり、軍用掛を兼ね、天保三年、藩中黨論起りて、人心いと安からざるに、兵部、武田正生等と共に、正議を執りて撓むことなし、この歳八月通事に轉ず、十一年先手同心に班し、又軍務を司る、折しも藩主中納言齊昭、大に武事を講じ、兵制を改む、兵部專ら力を用ゐ、功勞少からざるをもて、名刀を與へて、これを賞す、甲辰の變には、俄に職を奪はれ、久く官舍に禁錮せられしが、四年を經て家に歸ることを得たり、嘉永六年、小納戸役に班し、再度軍用役となる、齊昭幕府の命によりて、海防の事を掌るに及び、戸田忠太夫、藤田誠之進等と、同く江戸邸に召し、籌策を推問せらる、府下の士大夫、兵部が名を聞き、來りて兵法を學ばんとする者多し、安政五年、武具奉行にすゝみ、目付を兼ね、井伊直弼幕府の大老たる時、水戸藩に別勅を給はりたれど、藩士等彼が勢におそれて、これを奉還すべしと云ふ者多し、兵部爭論して屈せざりしをもて、俄かに職を停められ、明る年の冬幕府の命により、本國に禁錮せらる、されど文久二年、舊職にかへり、明れば三年三月に、處篤に從て上京す、東歸の後、處篤物を與へて、其勢を賛す、甲子の夏、田丸稻之衞門、藤田小四郎等、太平山に屯集して擾夷を唱ふ、遠近以の外に騷動す、兵部君命を承はり、馳せゆきて利害をさとし、解散せよとすゝめけれども、彼等皆從はず、然るに兵部、實は彼が黨類なりと申す者ありければ、忽ち職を停められて、其家に屛居す、間もなく松平頼徳、宗藩主處篤の目代として、水戸に赴きけるに、市川黨に支へられ、城内に入ることを得ず、那珂湊に橫竄る由をきゝ、國家の大事、坐視す可らずと、夜にさきれて忍び出で、かしこに赴き、頼徳に謁す、兵部年老ひたりといへど、意氣盛にして、身もまた健なりければ、頼徳たのもしきものに思ひ、軍務を打任せける程に、兵部すなはち采配を執て、其兵士を指揮す、進退皆宜きに適ひ、味方しば〳〵勝利あり、而るに

頼徳仔細ありて、幕軍と講和しけるにぞ、兵部は武田正生等と共に越前敦賀へ捕へられ、同年同月同日にきらる、時に年七十三と聞ゆ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位大場一眞齋

京都市新町通下立売下ル東側　大場景爲

大場一眞齋、名は景徹、通稱は彌右衞門、水戸藩の士なり、中納言齊昭に仕へ、累進して大寄合頭となる、安政五年勅諚の降るや、藩論分裂せるに際し、奉勅實行の議を固執し幽黜せらる、文久二年朝命を以て一眞齋を起たしむ、屢々朝幕の間に往復して、盡瘁する處あり、元治元年從五位下に敘し、主膳正に任ぜられてより、禁闕守護を以て終身の志となし、常に本藩の反對黨に窘められて、毫も屈撓せず、維新の際鈴木重義と共に、賊徒掃蕩の勅命を奉ふし、明治四年一月十五日歿せり、年六十九、

明治三十五年十一月、特旨を以て正四位を贈らる

○贈從四位青山量介

茨城縣新治郡佐賀村大字田伏　青山勇

青山量介、名は延于、字は子世、雲龍又抽齋と號す、幼名榮三郎、後に量介と改む、水戸藩の士、一之進延孝の第三子なり、安永五年二月廿五日、水戸田見小路に生る、三歳にして人の數名を讀むを見て之を默記す、父之を奇とし、方名及干支の類を書して之を授くるに、一として之を記誦せざるなく、日に增して百餘字に至る、父益々之を奇とし、年十四に及んで立原萬に業を受けしむ、尋で彰巧館寫字生となり、力を古文に專らにし、柳文を手寫し、文才大に進む、年廿二、立原に從つて江戸に游び、紀平洲、山本北山等に交を結ぶ、當時水藩の文學最も隆興し、高橋坦室、藤田幽谷、川口綠野等皆聲譽あり、量介之と鎖を並べて先を爭ふ、獨り文辭に至つては、量介の擅にして、他の遙に企及すべからざるところなりと稱せらる、享和元年年廿六、佐野氏を娶る、此年九月父癨を病んで沒す、量介乃ち家を翦ぎ、翌年館職を罷めて步士となり、更に小十人に班して、再び彰巧館に入る、翌年召に應じて江戶に至り、文公に侍讀するの傍ら、父の修する所の神祇考に據り、神祇稿六卷を撰み以て之を獻ず、越て文化三年、進物番に班し、俸金十五兩を賜はる、此年禮儀志を獻ず、又明徽錄十卷を著はし武公に奉る、後召に應じて江戶に至るや、武公特に之に命じて明徽錄を講せしむ、武公每に曰く、文士にして武を好むもの唯量介と會澤恒藏のみと、量介に命じて槍を弄せしむ、其宴を倚古閣に賜はるや、武公親ら酒を行りて之を勞す、公子齊昭亦席に在り、親字を得て量介に賜ひ、代つて賦せしむ、量介乃ち古風一篇を賦して以て獻ず、武公又命じて賜宴詩歌の序を作らしむ、當時哀公量介の爲めに明徽錄の序を賜ふ、文化十四年、齊昭亦明徽錄の跋を賜ふ、夫より益々力を著述に用ゐ、文苑遺談、詞林摘英、皇朝史略等皆此時に成る、文政六年外船の東海に來つて薪水を求むるあり、水藩兵を出して之に赴かしむ、量介等馳て之に至れば、外船既に去れるを以て、乃ち家に還る、既にして江戶總裁に任ぜられ、小納戶に班し、百五十石となる、乃ち家を提けて江戶に移る、館僚皆之を重ず、盤年皇朝史略を哀公に獻ず、公之を嘉賞して曰く、異邦史略の書あり、而して海內未だ之れあらず、何ぞ之を刻せざると、既にして人あり哀公に上書して謂へるあり、本史の剞劂未だ成らず、之に先つて史略を刻するは甚だ其當を得ずと、哀公一日岡井琢に問ふに此事を以てす、適〻瓶中に芍藥を揷み之を床間に揭ぐ、岡井乃ち之を願て曰く、此花美なりと雖も何ぞ牡丹を害せんと、哀公大に悅んで直に皇朝史略を梓に上せしむと、後哀公親ら之に序して量介に賜ふ、量介曾て哀公に建言して、水戶藩史を修めんことを請ふ、哀公之を許して、新に史局を開き以て藩史を修せしむ、量介日夜拮据して之に從ひ、檢討筆生を督して、一卷成る每に之を上り、幾何ならずして略稿を成す、體裁總て史記に倣ひ、威公より文公に至る迄を世家となし、其卷凡七卷、姬妾公族家人傳となし凡そ二卷、列傳又十二卷、其他儒林歌人孝子循吏藝術方技姦臣の諸傳に至る、總て卅六卷議して名を東藩文獻志といふ、量介の子延光弱冠にして亦之に任じ、其列傳の如きは、延光の撰する所半に居るといふ、文政十年の冬、小石川邸災に罹る、哀公避けて涵德亭に居る、量介夜往きて其起居を伺ふ、近臣之を止めて曰く、涵德亭は姬妾の侍する所、猥りに往くべからず、量介曰く今日の事安ぞ常例を以て論ずべけん、公の身邊只姬妾の侍するのみ、何を以てか非常に備ふることを得んと、乃ち參政に向つて之を論辨し、竟に近臣をして侍衞せしむるに至る、平生の剛直皆斯くの如し、又曾て建議して曰く、其國史の刻已に成る者、未だ藏庫の設けあらず、萬一災に逢ふが如きことあらば、又如何ともすべからず、速に庫を設くべしと、有司皆其迂を笑ふ、量介願みず數々之を請ふて止まず、有司も亦竟に之を拒む能はず、後樂園の側に庫を建て其刻板を之に移し、其幾かに罹るや藩邸災あり、人皆之を稱し、哀公亦特に量介の功を稱せらる、哀公の病革まるや、儲嗣未だ定まらず、人心恟々として其堵を安んせ

ず、志士皆憂慮して窃に藩を脱し、或は之を幕府に訴ふるものあり、或は之を宗室に謀るものあり、この論一度び沸騰するや、景介執政に見て曰く、方今の事苟一奸人の其間を伺ふものあらば、其或は威公の血胤を今日に絶つに至るも未だ知るべからず、余嘗て上書して此事を論ずるや、公之に報して曰く、吾決して人の子を養はずと、公の意既に決せること斯の如し、卿等何故に逡巡するやと、執政曰く今日何ぞ此事を以て論ずるを得べけんや、若し之を論ずる時は、太だ不遜に渉るを如何せんと、景介曰く、これ國家の大事なり卿等何ぞ猶り歴世の恩を念はざるやと、執政答ふる能はず、景介乃ち府中侯に至りて之を論じ、竟に繼嗣定まるの之を烈公となす、天保元年從つて水戸に居り、書院番となり、家に在りて子弟に教授す、前後從學するもの數百人、翌年筑波山に登りて筑波紀行の著あり、又此年を以て續皇朝史略を著はす、翌年小姓頭取に轉ず、曾て烈公の藩に就くや、南地を巡遊す、景介之に從ふ、又鹿島紀行の著あり、之を烈公に献ず、五年烈公皇朝史略を、智恩院法親王に献ず、親王諸れを　天朝に献じて乙夜の覧に供ふ、　帝之を嘉みし、宮人をして書を親王に報せしむ、親王又之を烈公に傳ふ、烈公之を景介に賜はる、景介感喜して曰く、陪臣の光榮之に過ぐるものあらんや、永く之を家寶となすべしと、乃ち謹んで詩を賦し之を献ず、

誰道長安萬里遥。一封瓊簡降雲霄。
不是君恩深似海。史編爭得遂天朝。

六年は恰も楠公の死を距る五百年に當る、景介湊河行一篇を賦し、裝して一軸となし、之を攝津廣岩寺に贈る、其後執政藤田貞正の江戸に赴く折、景介一絶を作て之を送る、其詩に、

相送仙坡湖上亭。回頭鴻雁滿郊坰。
到日君公如有問。爲言宿麥幾莖青。

蓋し麥苗鴻雁の食する所となるも、官に嚴禁ありて之を驅去するを得ず、人民皆之を憂ひとなすを以て、景介之を諷したるなり、貞正江戸に到り此事を以て烈公に白す、爲めに其禁を弛めらる、八年祝姫松姫庸姫五郎麿六郎麻呂の諸公子の水戸に下るや、景介六十二の老體を以て遥に之を江戸に迎ふ、一日烈公親ら甲を擐きて打毬の戯をなす、景介又命を奉じて陪游す、壯健概ね斯くの如し、翌年又職を以て江戸に往く、適々宇和島侯滞邸に至れることあり、侯夙に文名あり、烈公景介をして之に接伴せしむ、景介乃ち詩を賦して侯に献ず、侯も亦其韻を次して之を賜ふ、十一年烈公再び藩に就く、三月上巳文武の諸臣を率ゐて、禊事を城西の箕川に修し、流觴の戯をなす、是より先景介役を畢りて水戸に還り、此日陪して此游を俱にし詩卷後序を作る、是年烈公創めて弘道館を水戸に設け、教授頭取の官を置き、其人を擇ぶに於て政府の議

論百出して決するところなし、烈公の明決、直に景介を擢でゝ教授頭取となし、小姓頭に進め役料二百石を賜はる、是に於て下太夫に列し、始めて馬を蓄ふ、烈公の撰にかゝる彼の弘道館碑文の如きは、景介の命を奉じて刪潤するところのものなり、越て十三年八月弘道館成り、始めて子弟をして文武を講せしむ、時に年六十七、翌年正月城東火を失す、景介馬に跨つて之に赴き、臨路馬より墜ち纔かに家に還りて醫療を受け、客を謝して專ら之を養ふ、八月廿六日登城して病再び發し、輿に扶けられて家に還り、九月六日遂に逝く、年六十八、景介人と爲り剛直にして諛を惡む、故に流俗の爲めに容れられず、而して武烈兩公尤も之を優遇す、景介其知遇を感じ、言を盡くして隱すことなし、左右或は竊笑し以て迂と爲す、而して景介顧みず云ふ、

明治三十五年十一月六日、特旨を以て從四位を贈らる、

滋賀縣大津市上官石町
鵜飼幸吉

○贈從四位鵜飼吉左衛門

鵜飼吉左衛門、名は知信、字は子熊、水戸の藩士新右衛門眞敎が第二子なり、同宗幸吉知盛が後を繼ぎ、天保中小十人組に列し、京邸の留守居役手添となり、程なく馬廻組に轉じ留守居役に進む、其頃幕府仰渡さるゝ旨ありて、齊主齊昭俄に致仕せらる、此事全く奸臣等が所爲に出たりと聞き、憤怒に堪へず、橋本參議實麗に就きて其冤を訴へ、再び國政を與り聽かしめんとす、奸吏これを聞き大に怒り、水戸に召還して其職を停む、嘉永六年復職し、又京都に移り、大番組となり、勝手掛をも兼たり、齊昭これに意を諭して、近年外國の船舶、しばしば海邊に出沒して、其經測りがたし、然るに攝津和泉の海港、させる防禦の設けなし、萬一事あらば、禁闕を驚し奉るの慮なしとすべからず、余深くこれを憂て幕府に建白したれども、いまだ兎角の沙汰もなし、此事もし朝命に出たらんには、いかでか打すて置べき、汝いさ鑒下に在り、よく〳〵思慮あるべしといへり、さるに仍て吉左衛門公卿の間に周旋して、只管攘夷の說を主張す、しかのみならず、楠氏の遺蹟を探らんため、河内、和泉の神祠佛刹を歷回り、舊記遺聞を求めてこれを献ず、また山陵の荒廢を悲しみ、京都町奉行付屬平塚瀧齋と力を合せ、搜索考證すること年久し、瀧齋が山陵考若干卷を著はししは、この人の力多かりしとかや、安政二年十月、關白鷹司政通ひそかに吉左衛門を召、　主上汝が主の誠心を叡感ましまし、その造れる劍をもて、玉座の御

はし、事に關るものを逃捕し、四大臣を勦ぞけ、吉左衛門父子を江戸に檻送し、松平飛彈守利謀の邸に囚す、六年八月二十七日、齊昭を駒籠の別邸に抑こめ、吉左衛門罪魁たるに由て、父子ともに傳馬町獄中に斬らる、其宣文に曰く、

其方儀外夷御取扱の儀に付、前中納言殿思召の趣御認有之、御直書度々同藩茅根伊豫之介より指越、右直書は鳥丸下長者町芳兵衛店、儒醫池内大學を以て、青蓮院宮三條家へ指出候樣、前中納言殿御内命の由をも、伊豫之介より申越、右は國家の御爲筋と相心得候ても、御政事向に拘り重大の儀に付、一概に宮堂上方へ書面差出候儀は、對公儀御憚酌も可有之筋に付、取計方も可有之候處、度々大學を以て右向々へ入内覽、殊去午年正月比、御養君の儀に付、世上區々の風聞有之折柄、一橋刑部卿殿年長賢明の御方に付、御同人へ御治定相成らば天下の御爲、水府の御爲とも可相成勘辨可致旨、猶伊豫之介書狀を以申越、右は其比同藩側用人相勤候安島帶刀より、刑部卿御養君に可被爲やの儀、路傍の風聞有之難有申越候儀も有之、右御運命にも相成候はゝ、前中納言殿御滿足にも可被思召哉と存居候段、一藩同意に付密に推量り悖幸吉申合是亦池内大學を以て、青蓮院宮三條家へ、右書狀指出又は前中納言殿御憤被仰出候に付、御憤解に相成候樣、其外御同人御罪狀御所向より關東へ御尋有之度旨、是又大學を以て三條家へ内願致し、或は松平陸奥守家來、日下部伊三次も同樣爲内願上京、同人儀は前中納言殿御内命を受け、御所向致手入候事の由申聞候儀も有之、一同彌決心尙伊三次申合頻に周旋致候故、既に水戸殿へ重き勅諚御指出其方へ御渡に相成候上、猶幸吉申合候て右勅諚は同人幷伊三次へ相渡、兩人爲致出府候段、不恐公儀致方、右始末不屆に付、死罪申付る、

親戚私に其屍を小塚原に埋む、吉左衛門拙齋又聒翁と號す、詠歌をよくし其集を蛙の聲といふ、死する時六十二歳、三子あり、嫡男は即ち幸吉なり、次男知彰三男信敏、流刑に處せられ、未だ其地に赴かず俄に朝命あり、罪赦され知彰家を繼ぎ、父兄の屍を水戸に歸葬することを得たり、吉左衛門刑場に臨む時監吏に向ひ、某一命は惜むにたらず、主君にいかなるうきめを見せ申やらむ、これのみ心に懸り候といひしに、水戸殿にはさせる御咎も、無きよし承りぬと答へしかば、さらば心やすしと、笑を含みて死しけるとなむ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○從四位鵜飼幸吉

滋賀縣大津市上百石町　鵜飼幸吉

鵜飼幸吉、名は知明、水藩の士吉左衛門知信の長子なり、同藩なる福地政次郎虞廣延が門弟となり、神發流の砲術を學び、其秘奥を極め、藩主の賞賜に預ること、幾度といふ數をしらず、安政四年小十人組にに列し、京都の留守居助役となり、父と共に京師に居る、外國の事起るに及び、父子專ら攘夷の義を唱へ、五年八月ひそかに勅書を帶し、夜を日に繼で江戸に赴き、之を主家に達す、程なく事あらはれ四人となり、榊原式部大輔政恒に預けられ、六年八月廿七日、罪を經ひ其首を梟せらる、年三十二、其宣告文に曰く、

右之者儀外夷御取扱向の儀に付、前中納言殿思召の趣有之候御直書等、度々同藩茅根伊豫之介より指越し候故、右御直書は鳥丸下長者町上る町芳兵衛借家儒醫池内大學を以て、青蓮院宮三條家へ指出候樣、前中納言殿御内命の由をも伊豫之介より申越、右は國家の御爲筋と相心得候ても、御政事向へ拘候重大の儀に付、一概に宮堂上方へ書面指出候は、被對公儀御憚酌も可有之筋に付、取計方も可有之處、其度々大學を以右向々へ入内見、殊去午年正月比、御養君の儀に付、御同人に御治定相成候はゝ、天下の御爲水府の御爲にも可

相成勘辨可致旨等、猶伊豫之介より書狀を以て申越、又は其比同藩側用人相勤安島帶刀よりも、刑部卿殿御薨君に可被爲成哉と申越、路傍の風聞も有之難有旨等申越候儀も有之、右御運命にも相成候はゝ、前中納言殿御滿足にも可被思召哉と存居候段は、一齋同意に付密に御意內を推量、此者共申合是又池內大學を以て、青蓮院宮三條家へ右書狀指出、又は前中納言殿御愼被仰付候に付、御愼解相成候樣、其外御同人御罪狀御所向より、關東へ御尋有之度旨、是又大學を以て三條家へ內願致し、或は松平薩摩守家來、日下部伊三次も同樣內願として上京致し、同人儀は前中納言殿御內命を受け御所向手入致し候事の由申聞候儀も有之候よし、此者共に於も彌決心、猶伊三次申合、頻に周旋致し候故、水戶殿へ重き勅諚御指出、吉左衞門へ御渡に相成候次第に至り、殊に幸吉は右勅諚伊三次一同守護致し候節、小瀨傳左衞門と申變名相名乘罷下り、其上重き御品柄に付着の上は直樣御館へ可指出の處、小石川春日町旅人宿長右衞門方へ一旦着、追て安島帶刀宅へ密に持參同人へ相渡候段、御品柄へ對し不敬の至り、剩へ幸吉は水戶殿に於て右勅諚諸家へ回達は勿論、遊・奉扴も無之由を以て、御所向より右御催促有之候樣、又は綸旨御指下し相成候樣、周旋方の儀伊三次より申越、或は紀伊用達町人世古格太郎よりの書狀の趣にも、先達て御指出有之候、勅諚は僞書に有之扴と申越候迚、右書而持參鷹司殿家來森民部權太輔方へ罷越　綸旨御指出方の儀頻に相勸候節、只管願意を可遂爲め、世上へ浮說等取交重き御役人の身分等の儀不輕�recを以て、同人へ論談致し或は恐多き事共をも民部太輔に申聞相賴み、剩へ右體不容易　綸旨の儀相望候は主命故歟、自己の周旋に候哉と同人より等受候節、主命に有之旨取繕及答候段、假令右　綸旨の儀は事を不遂候共、不恐公儀致方、右始末不屆至極に付、獄門申付る、

幸吉獄に在るや、同四森民部權太輔と俱に審を受く、民部幕吏の意を承け、詭辭を以て死を免れんことを圖り、言ふ所皆實にあらず、幸吉之を惡み力辯して止まず、吏遂に民部の言を以て據となし、此獄を斷ずといふ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる、

○贈從四位櫻任藏

東京市本所區新小梅町水戶邸內　櫻　眷　雄

櫻任藏、初め名を一雄といひ、後眞金と改む、字は飛卿、月波山人と號す、常陸國眞壁郡の人なり、本姓は小松崎、父を玄達といふ、家世々醫を業とす、任藏初め相良六郎と稱し、又村越芳太郎といふ、幼より大志あり、方技の士なるを喜ばず、

年十六、水戶に來り藤田彪に從學す、性酒を嗜み、氣を使ひ人を凌ぎ、豪俠を以て自ら許す、然ども苦學勉勵も亦衆に超ゆ、塾生中遊惰なる者あるときは、任藏忠告容も假借せず、子弟集り議して曰く、彼農夫の子なり、輒もすれば士人を辱む、無禮も亦甚し、因て任藏を刺さんとす、適莊司謙齋に告ぐる者あり、謙齋急に任藏を招き櫃中に匿し難を免れしむ、已にして任藏を潮來村宮本茶村に托す、茶村の塾生頗る多し、任藏塾長となり、子弟を磨礪するに尊王の大義を以てす、之が爲に塾風一變し、人々義氣を尙べり、茶村任藏が高山彦九郎、蒲生君平を欽慕するを見て、謂て曰く、吾曾て君平の書を藏ひ、今之を失ふ恐くは屛風の下張りとせしならん、一日任藏屛風を破り其中を搜索す、茶村外より歸り屛風の破れたるを見て怪み問ふ、是れ任藏の爲す所たるを知り、其輕易に言を發せしを悔ゆ、任藏塾に在て書を讀む、一夜寒甚し、技癢の搖漾を綴ひ、窓前を過ぐるを見て衣を解て之に與へて曰く、余重襲尙寒を覺ゆ、故今之を汝に與ふるなり、技癢大に喜び金を以て任藏に托せんことを請ふ、任藏聞ふ能幾錢かある、曰く金一分半と、任藏驚て曰く、余は一錢の貯なし、汝が富み能斯の如きか、任藏出でゝ下總に遊び、途上櫻花の滿開するを見て去るに忍びず、日將に沒せんとするを以て、樹下の落花を拾ひ袖に收め、椎崎村一農家に宿す、先づ席に着き櫻花を出して席に撒し見て之を樂む、小婢驚き返り告ぐ、主人の來るを見て任藏俄に拾ひ又之を袖に收む、妻女之を目して狂人となす、潮來を去る二里、松林中に大池あり、大膳池といふ、相傳ふ怪物あり之に棲むと、中屋傳七といふ者、鰻鱺を池に養ふ、人恐れて守る者なし、任藏をして之を守らしむ、任藏池邊の小屋に在り日夜書を讀み、又池邊を徘徊して狐狸等の盜食を防ぎたり、任藏高山蒲生の遺書を索めんと欲して二毛に至らんとす、途にして疫を病み一寺に投じ救助を乞ひ、病漸く癒え足利に至り、高山の日記數葉を得、歸路一錢の貯へなく、合力を乞ひ僅に甘藷を買ひ之を食ふて飢を免れ、大膳池に歸るに及び、父沒するの訃信あるを見て直に走り、晝夜兼行して家に至る、後ち喪服を着け麻を以て髮を結ひ、酒肉を絕つもの三年、人其孝を稱す、天保年中、江戶に出で、水戶邸の黑鍬頭を勤む、寓舍の妻先妻の女を虐待し、殘酷を極む、人繼妻を恐れ敢て父に告ぐるものなし、任藏之を憐み親戚に謀り其夫を諭す、夫怒て繼妻を逐ふ、女任藏を傷とし其來るを見て一書を贈る、任藏之を讀むに妻たらんを請ふの書なり、即ち怒て曰く、余義心を以て其苛虐を免れしむ、今之に酬るに不義を以てせんとす、久しく止まるべき所にあらず、因て即日行李を携へて他に移れり、任藏蚤く父を喪ひ、母を迎ひ奉養を盡さんと欲すと雖も、清貧洗ふが如く、

從僕と共に按摩を業として僅に口を糊するに過ぎず、因て請ふて幕府の厮卒となる、已にして守門の卒となり、又小普請方物書に遷る、川路左衛門尉の知を受け祿を得、始めて母を迎て共に居り、餘りあれば寒士を收養す、一日出で女子の河邊に彷徨するを見怪で故を問ふ、女の曰く兄あり無賴將に兒を娼家に賣らんとす、兒深く愧ぢ水に死なんとす、任藏之を憐み携ひ歸り、後之を士人に嫁す、其行義率ね此類なり、弘化元年烈公謫を蒙る、任藏之を聞き慨然として曰く、公の廣斷は豈一藩の憂のみならんや、天下與廢の關する所なり、是より公の冤を雪がんと欲し、乃ち藩の士人と謀り、職を捨て日夜奔走し、凡そ幕府の有司及び、諸侯の重臣志士等、苟も聲息の通ずべき限りは、訪問疎辨せざるはなし、老中阿部伊勢守臣石川和介と善し、之に賴りて伊勢守に上言す、和介も亦大に力を盡せり、烈公の冤解け、米國使節始めて來に及び、任藏之を憂ひ、幕府下吏中西忠藏と謀り、石川和介を招き、人を屏けて急務を論じ、烈公をして大議に參せしめざれば事復爲すべからざることを論ず、和介も亦之を然りとなし、伊勢守に內陳する所あり、幕府遂に烈公を起して機務を參決せしむ、是時に方り諸藩有司の士、皆攘夷の議を主張し、議論紛々たり、任藏西鄕吉之助、吉田寅二郎、長岡監物等と交り、殊に吉之助と親し、薩州藩主島津薩摩守其志に感じ、名刀を

賜はる、安政二年、江戸地大に震ふ、烈公任藏に米百俵を賜ふ、任藏悉く之を貧り百錢に換へ、封紙に櫻花散と記し、窮民に施與して一錢を剩さず、又烈公より吉野行宮故棟の竹を以て製する目貫に、

行末の代々を忘るな廣柄や
箱根の雪をわけし心を

を描金せしものを賜はるとあり、烈公又七人口の祿を賜ふ、五年、幕府外國互市の勅許を請はんが爲めに、老中堀田備中守を京師に遣はす、任藏曰く、此時を失はゞ王權復すべからず、夷狄擾ふべからず、因て中西忠藏をして潛行京師に入り、關東の情狀を同志に報じ、且畿內の形勢を偵知せしむ、井伊掃部頭大老となり、權勢を專にし、恣まゝに外國と條約を結に至る、島津薩摩守王室を挾んで、天下を匡正せんと欲し、將に京師に朝せんとし、未だ境を出でずして暴に卒し、時勢爲めに一變せり、任藏自ら京師に抵り、時勢を察し將に機を見て爲す所有んとし、薩州の人有馬新七と俱に木曾路を經、彥根領內を過ぐる時、捕吏の爲めに物色せらる、因て一夜新七と同じく歌妓を旅亭に招き、酣飲歌舞して他なきを示す、捕吏も亦疑はずして去る、然ども直に京に入るを得ず、西して山陽諸國を巡り、有志の士を訪ひ、丹波より間道京師に入り、縉紳に見へ意見を陳し、去て伊丹に匿る、而して吉野に入り、

後醍醐天皇の陵を拜し、十津川を過ぎ紀伊に遊び、還て大阪に至り、萩原鹿右衛門の家に潛み、姓名を變じて渡邊純藏と曰ふ、安政六年七月六日、暴に病て沒す、年四十八歲、任藏詩歌を好み、其遭遇する所苦樂喜悲、一々之を詞章に寫す、任藏初め江戸に出る時、友人其朴野なるを見て之に戲れんと欲し、一夜吉原娼家に誘ふ、酒酣にして任藏猶袴を脫せず、因て强て之を解けば補衲の縕に半身を掩ふあるのみ、腰より以下は裸體なり、一座爲に轟然たり、然ども任藏敢て意となさず、任藏曾て人に語りて曰く、天下の英雄實に其人なし、吾好て有名士人を訪ふに其儀容尊大、然らざれば悧恰油滑にして、應對頗る常人にわらざるものゝ如し、一事を問ふに及び忽ち對を措くこと能はず、率ね是れ邊幅を修むるの小人のみ、藤田彭名を誠之進と賜はるとき、奥向の坊主を招き祝宴を開く、任藏も亦宴に與る、彭戲言間滑一座歡笑す、任藏默座して言なし、酒酣にして興熟し、彭倍々談笑して止まず、任藏憤然として曰く、今や皇室衰頽言ふべからざるの時に當り、坊主輩酣飲嬉戲す、夫れ之れを何とか言はんや、曾て推尊せし先生すら此の如し、今より先生と稱せず東湖と呼て可なりと、東湖慰諭すれども聞かず、益々之を罵る、諸生集りて任藏の手を執り之を外に出せり、坊主等の如きは城狐社鼠の類なり、東湖と雖も强て其歡を買ざるを得ざる者あり、是れ當時の狀態なり、然らざれば正義も遂に達するを得ざるの憂あればなり、任藏の至誠隨處に煥發し遯くる所なきは、抑々亦壯なりと謂ふべし、東湖曾て人に語て曰く、櫻氏の相貌は多月の瘤々たるが如し、又人を刃殺し來る如きの風ありと、任藏菊池容齋と親し、容齋か寫す所の像は、能く其丰神を描けりといふ、妻春子は石黑德兵衛次女なり、一男一女を生む、琴書を能くし歌を詠じ、善く其夫に事へ、艱難を共にし、幕府任藏を索むると頗る急なり、嗣妻子に及ばんとす、春子二子を携へて常陸鹿島藩勝下村田口秀實の家に匿る、後徙て水戶支族松平氏の長倉陣內に潛む、偶々病を得て歿す、文久年中水戶藩任藏の功を錄し、其子泰雄を召して祿を賜ひ、士林に列す、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

勝野豐

○贈從四位勝野豐作

勝野豐作、名は正道、盍山と號す、江戶の人なり、父を六太夫正弘といふ、寬永中其先祖正清、武勇拔群の聞えあり、幕府旗下の士阿部四郎五郎といふ者、客禮をもてこれを招き、

己が祿の半をわかちあたふ、正清死後子孫世々、二百石を領して、阿部氏の門客たり、豐作器量父祖に劣らず、文武兩道に達し、賓客を愛し、ひろく四方の名士に交り、又水戸の藩士、藤田彪、安島帶刀、高橋多一郎の人々には、わきて親しかりければ、前中納言齊昭がおしこめられし時、藩士等寃を訴へん爲に、江戸に來るもの、多く豐作が家にやどる、豐作厚くもてなし衣食をも供給し、周旋奔走すること大かたならず、齊昭其志に感じ、手づから忠報國の四大字を書して贈らる、豐作幕吏等が外國と盟約を結べることを聞き、慨然として謂らく、彼れ正議を用ゐずして、目前の無事を謀り、自ら滅亡を招かんとす、我家累代旗下の門客となり、亦幕府の餘澤を受く、座視してこれを救はざるは義にあらず、今親藩のうち、水戸家ならでは賴むべきものなし、されど水戸は朝廷の力により、朝廷は水戸を賴ませたまふにあらざれば、事成就しがたかるべしとて、潛に京都に趣き、かしこの名儒、梁川新十郎、梅田源次郎、賴三樹三郎等を語らひ、伊丹藏人につきて、青蓮院宮尊融親王に謁し、攘夷の勅命を關東に下したまはらんことを請ふ、親王内々奏聞にや及ばれけん、安政五年八月、遂に別勅を水戸に下したまひぬ、幕府此こと必定說客浪士の所爲なるべしと思ひ、隈なく探索せしかば、事露見に及び、源次郎、三樹三郎また薩摩の士日下部伊三次等ことごとく捕はれてけり、豐作かねて覺悟の事なれども、徒らに死せんは智慮淺きに似たりとて、日頃諸人と往復の文書を燒棄て、水戸邸なる大野謙介が家にひそみかくれゐければ、幕吏其妻と二子正倫正滿とを禁獄し、豐作がありかを責め問ふに知らずと答ふ、吏怒りて汝小兒にあらず、正しき父の行へを知らぬ事やあると、嚴しく拷問しけれど、正倫殺さばころせ、知らぬ事は是非なしとて、一言をも發せず、かくて豐作は、謙介が家に病死す、時に安政六年十月十九日、年五十一なり、謙介ひそかに其屍を水戸村に葬る、正倫三宅島に流され、程なく赦にあひて歸り病死せり、弟正滿は保三郎と稱す、水戸家豐作が忠義を追賞し、これに食祿をあたへて士籍に列す、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる、

○贈從四位大久保要　大久保親正

大久保要、名は親春、字は子信、別號を靖齋といふ、常陸國土浦の藩士なり、幼少の時兩親に後れ、義父清左衛門親仁にそだてられ、祖母に事へ孝道を盡し、不潔の物たりとも、他人の手にかけず、自ら取扱ひ其ひまに書を讀み字を習ひ、聊怠る事無し、文政の初め中小姓となり學校教授を兼ね、其頃江戸において、平山行藏、竹中與左衛門といふ者、兵學の大家たりしかば、之に從ひ其法を講習す、折しも藩主幕府より、鹿島矢城西郡の海防を修むべき旨申付られ、要をして其事を掌らしむ、天保年中、監察に任じ、刑法を掌り、後また市尹を以て兵學教授を兼ね、要兵を講ずるに多く長沼流を用ると雖も、諸說を參酌し、拘泥する事なし、且つ平生子弟をして、本朝の歷史を讀ましめ、凡そ此道を學ぶ者、唯勝敗の跡にのみ注目し、我國體と、良將忠臣の苦心せし所以を知らざれば、眞の兵學に非ずといへり、其のち學館頭に轉任するに及で、舊來學風の固陋なることを憂ひ、水戸藩なる藤田次郎左衛門會澤恒藏等と謀り、これを矯正せんとて、名儒藤森恭助を聘招し、更に文武學校を開き、人材を敎育す、將軍家日光社參の時、藩命を受け外山臺を嚴固せしが、太平打續き、武備廢弛の折柄なれど、親春さま〴〵心力を盡し、萬端手落なく行屆きたれば、人皆感じあへりとぞ、弘化元年藩主幕府の奏者番寺社奉行となり、要其要務を司どる、嘉永二年藩主、大阪城代に轉任し、要又其公用人となり、翌年かしこに引移る、六年主命に由り、大阪近海防禦の爲め、地形を巡檢し、兵士を訓練す、是より前には、藩士の劍術華法に流れ實用に當らざりしを、要いたく辨論し、在阪の人々を誘ひ、西洋の火技を修行し、數多の巨礮を鑄造せしめ、其一つに神雷忽奮神州氣、發器却擊國船といふ句を鐫りつく、是すなはち國體を尊崇し、夷狄を攘ふと雖も彼長を取り、我短を補ふの意なり、さてこそ後日露船渡來の折り、武備よく行屆きたりとて、藩主の感賞にも預りたれ、この程の事かとよ、幕府の老中上京し、兵庫開港の評議あり、藩主一通の封事をさゝげ、道土邊境は格別なれど、畿內の要地に、異船の繫泊を許るされなば、皇威を汚し、宸襟を惱まし奉らん事、いと畏き次第なりと云ひしかば其議は遂に止てけり、これ藩主の意見に出ると雖も、要贊成の力多かりしとぞ、安政五年藩主に從ひ江戸に歸り、翌年幕命に由り土浦に於て禁錮せられ、程なく病の床にふし、十二月十三日、六十二歲を一期として身まかりぬ、文久二年、幕府朝旨を傳へ、其罪を追赦し、墓石を建る事をゆるす、抑要が、嚴譴を蒙りし仔細を尋るに、當時士風漸く頹れ權貴に諂ひ、栄利を求るもの多かる中に、おのれ獨直言を好み、時政を誹議し、おまつさへ四方の志士に交り、名公貴卿の愛顧を受け、俗吏の忌諱に觸れしのみ、させる罪狀あるに非ず、されども要本より一死を期し、更にこれを辨解せず、或時獨言に、我寃枉は數年を待たずして、おのづから解ることあるべしと云ひしが、案の如く間も無く、井伊頭を失ひ、安藤驅を襲が

れ、幕政改革、朝恩を泉下に拝せしを見れば、櫻田坂下の變はかねて知りつるかと思はるゝなり、要容貌端正、言語爽快にして、器量衆人にすぐれ、兵學武藝は言ふに及ばず、詩歌書畫にも拙からず、常に王室の式微を歎き、南北朝の事を論ずる時は、齒を喰しばり兩眼に涙を浮べ、高山正之、蒲生君平は異世の知己なりと云へり、又水戸の先代賴房光圀の德を景慕し、彼の藩の名士戸田藤田等と交り、中納言齊昭が寃罪を雪がんため、力を盡しゝ事大かたならず、家貧しけれど、人の困窮を憐み、彼は志士何がしの子なり、これは名家それがしの孫なりなど、其父祖の德を稱美しつゝ、衣服米金を贈りしこと、いくらといふ數をしらず、來訪ふ人あれば、貴賤親疎を擇ばず、即刻對面し、長坐するとも、倦色を見することなく、若し嘉言善行を聞く時は、これを筆記して遺忘に備ふ、又役所に於て、屬吏のために兒案を設け、法帖筆紙をも取添へ、習字のたよりとす、彼等は心に染て習はずと雖も、猶これを廢せず、其人を導くの心の厚き事、想ひやらるゝなり、藩祖の墳墓甲州に在り、年月を經て其跡さだかならず、要自らかしこに趣き、古書舊記を取調べ遂にこれを尋出し、懷刀記一篇を書綴りて、藩主に上りしかば、藩主大に喜び、是より以後毎年使者を立て祭儀を取行はしむ、要が著作は此懷刀記のみにはあらず、土屋家系譜二卷、花宇津保五卷、武林隱見錄一卷、土屋累代言行錄一卷、正氣堂叢書二十卷、雜錄十卷あり、

明治廿四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位齋藤留次郎

茨城縣水戸市上市神輿寺內　齋藤ソデ

齋藤留次郎、名は利叢、水藩の士市左衞門利致の二子なり、安政五年、堀田備中守京師に入ると聞き、留次郎京師に到り、其動靜を伺はんと欲し、竊に藩地を去り、追捕を避けて奥州に入り、兩越を歷て間道より京師に入る、されど譏察太嚴なるを以て留まること能はずして歸る、勅書の降るに及び、同志と共に江戸に至り、周旋尤も力む、幕府勅書を收還せしめんとするに當り、有司藩家の難を重ねんことを恐れ、將に命に從はんとす、留次郎慨然として曰く、勅書は豈之を奉還するの理あらんや、今幕府の過るもの、是朝旨を矯め我を恐嚇せんとするに在り、如何ぞ彼有司の兇謀を懼れ、我君を不義に陷るべけんや、吾一死を以て之を爭はんと、因て書を作り烈公に上て曰く、

臣微賤ノ身ヲ以テ、敢テ妄ニ上書ス、恐懼ニ堪エズ、然ドモ方今時勢容易ナラザルノ日ニ當リ、苟モ聞見スル所アリ、默シテ言ハザル恐クハ反テ不忠ノ罪ヲ重ネン、是ヲ以テ死罪ヲ冒シ、敢テ狂愚ノ言ヲ陳ズ、抑神祖ノ三藩ヲ建置スルヤ、天朝ノ藩屏幕府ノ羽翼トスル所以ナリ、我威嚴二公深ク其意ヲ體シ、以テ國政ヲ施行ス、故ニ一國其德化ニ服シ、士民皆節義ヲ重ンズ、君公襲封以來、先志ヲ繼述シ庶政ヲ修明シ、中ニ就テ學校ヲ建設シ、親ク碑記ヲ撰ミ明カニ其趣旨ヲ示スニ於テ、士民益々忠孝廉耻ヲ崇尚シ、天下ノ士亦其卓識ニ服ス、國ラズ甲辰ノ冤ニ遭ヒ、盛業中廢實ニ痛恨ニ堪エズ、然ドモ祖宗以來、忠孝ノ風未ダ衰ヘズ、加之今公英明、天朝ヲ尊ビ幕府ヲ敬シ、能ク其家聲ヲ隆ニス、朝廷實ニ倚賴スル所アリ、是レ其特勅ヲ下シ幕府ヲ輔翼セシムル所ナリ、尤モ宜ク速ニ勅意ヲ奉ジ、以テ大政ヲ匡正スベシ、廟堂ノ議臣敢テ之ヲ知ラズト雖ドモ、方今將軍幼冲ノ日、三藩ニ在テハ宜シク同姓諸藩ト合議シ、輔導翼亮以テ天下ヲ制馭シ、然シテ後ニ神祖ノ意ニ負カザルベシ、唯今日ニ至リ、懿親諸藩ト雖モ、有司尚或ハ之ヲ進退ス、是時勢ノ變然ラシムル所ト雖モ、豈ニ神祖羽翼ヲ設クルノ意ナランヤ、故ニ假令幕府ヲ敬スルモ、時宜ヲ斟酌セズ、徒ラニ小節ニ泥ミ、以テ大義ヲ失ハバ、其將タ朝廷ヲ奈何セン、皇上深ク天下ヲ慮リ以テ特勅ヲ下シ、是實ニ本藩ノ光榮尤モ宜ク、速ニ遵奉スベキ所ナリ、然ドモ幕府ノ利ニアラズ、故ニ流言浮說、以テ今公ヲ動カシ、勅旨ヲ奉ズルヲ得ザラシム、奸謀亦甚シ、萬一　皇上逆鱗重ネテ責問スル所アラバ、獨今公ノミナラズ、君公モ亦將タ何ヲ以テカ之ニ答ヘン、今君公屛居講慎、幕命ヲ重ンジ嫌疑ヲ遠ザク、臣竊ニ之ヲ察セザルニアラズ、然ドモ事幕府ノ安危ニ係リ、之ヲ匡救セズ、恐ラクハ祖家ニ追孝スル所以ニ非ズ、臣亦竊ニ惟ニ君公朝命ヲ重ンゼザルニ非ズ、蓋シ必ズ深思遠慮、將ニ時機ヲ待チ以テ之ヲ奉行セントスルニアリ、然ドモ人生測リ難シ、萬一諱ムベカラザルアラバ、則チ奸人益々横ニ、人心解體、國家必ズ土崩ノ勢アラン、是臣カ過慮スル所ナリ、請フ非常ノ英斷ヲ以テ勅旨ヲ遵奉シ、諸藩ト協議シ、幕吏ノ臧否ヲ正シ、天下ノ人才ヲ登庸シ、內政ヲ修メ以テ外患ヲ攘ヒ、永ク宸襟ヲ安ンゼラレンコトヲ、是蓋シ君公ノ其職分ヲ盡シ、以テ神祖ニ報ズル所以ナリ、臣激切ノ至リニ堪エズ

と、玆に於て絕命の詞を屬し、萬延元年二月廿四日、城中に自殺す年卅一、其歿するを聞き、諸士退勅の不可を論ずること益切となり、勅曾若し水戸を發せば、之を途に奪はんとを謀る者あるに至る、有司具に其の死狀等を幕府に白し、返納の期を緩にせんことを請ふ、既にして櫻田の變あり其議竟に罷む、蓋し還勅の議を變するに於ては、留次郎一死の力、實に其大なるものと謂ふべし、文久三年中川宮、一死報國の四字を書して、

之に賜ふ、明治元年、藩亦命じて其後を繼し祿を賜ふ、
明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位高橋庄左衛門

茨城縣水戸市上市櫻町

從六位勳五等 高橋諸隨

高橋庄左衛門、名は諸德、字は士翼、幼字は龐之介、後庄左衛門と改む、水戸の藩士多一郎愛諸の長子なり、天保十三年壬寅二月十一日を以て水戸城西寺街に生る、幼より茅根伊豫之介に從て學び、讀度日に踰る、嘉永三年某月年甫て九歲、祖父醇民に隨行し茨城郡成澤村の温泉に浴す、其歸途金澤坂に憩ふ、醉酗の馬丁暴言を吐き、誹謗して醇民を侮る、醇民之を叱責す、庄左衛門其傍に在り刀柄を握て曰く、汝吾が祖父君を凌辱するか、倘し無禮を加へば吾汝を兩斷にせんと、馬丁驚愕謝して去る、茅根伊豫之介之を聽き、一篇の詩を贈る曰、

風神秀徹九齡童。欲以一刀殉乃翁。
數尺小松培養厚。願觀異日凌蒼穹。

又砲術を磐地政次郎に、拔刀術を增子三郎太夫武和に馬術を堀口幸左衛門に、水術を皆川八十吉に學び、最も砲術水術を善くす、安政三年三月、茅根伊豫之介江戸礫川邸に移るを以て更に原市之進を文學の師となす、四年三月歲十六、床机隊戰士を命せらる、弱年にして是命あるは特選に出たるなり、既にして井伊大老威福を弄し、內政に於ては驕傲を極め、百事己の意の儘にし、外事に於ては恐怖する事甚しく、爲めに遠大の策を講ずる能はずして、唯々諾々外國の要求を容れ、五年六月擅に通商貿易の條約をなせり、天子宸怒し之を責問するも、大老之に應せず、大老益々叡旨を奉行する者を忌憚し、水戸烈公を駒籠の別墅に幽屏し、昆張越前兩侯を斃し、また將に天子に逼て皇位を動さんとす、八月、天子外患捕攘の、勅旨を幕府に賜ひ、べつに順公に詔し、勅諚を公布しその効を奏せしむ、大老また之を防遏し、王公士庶の別なく、或は幽閉し或は逮捕し、以て天下の正議を鉗む、九月同志の士と共に總州小金驛に集合し、力を勅旨公布、主冤洗雪及び、藩政振興に盡し、之を建議す、後數日順公の諭旨を奉じ、水戸に歸る、幾ばくもなく駒籠別墅の護衛を命せられ、祇役して烈公に勤仕す、時に多一郎及び同胞の志士礫川邸に在るもの數十人、庄左衛門內藤貞之介貞維中根藏太郎政定朝倉五郎衛門政通金子勇二郎維久と刎頸の交をなし、共に身を國家に致し斃而止の誓をなし、互に往復して奉勅と雪冤とを謀り、又內憂外患捕攘の事を議る甚だ切なり、六年四月述悔詩史を作り多一郎に呈す、

述悔詩史

不肖諸臣子之變、欲粉骨碎身盡回天之力、以致忠孝之大節、而其志不能伸、痛憤感慨不能自止、賦七言絕句一篇、記微衷於紙上、以呈大人、每一句、諸遯逃之胸懷、以溫憂憤之氣云、

天下方今累卵日。宸庭誓把櫻花筆。
君冤未洗海東濤。攘虜何時尊帝室。
天下方今累卵日

方今天下之勢、內則風俗之衰頹日甚、外則蠻夷之窺窬歲熾一歲、去歲六月與洋夷結條約也、不馳一介之使於、朝廷、而私爲城下之盟、偸一時之安、以汚 神州之威、豈非臣子之所痛恨大息哉、曩者閣老間部總州之諂京師煽邪議也、聖主確然不動攘夷之志、而奸臣滔天之惡遽而不止、遂逋天下有志之士、其勢將遇於 聖主也、當斯時、三百諸侯未起勤王之兵、以誅天下之逆賊、覩望時勢、以傾一身之利害、遂使幕府之政、益極其暴矣、由是觀之、不斬除姦賊、則天下之安危未可知也、不攘攘洋虜、則 神州之正氣不得伸也、余雖不肖、覩天下之形勢、腰刺泣下、不知所言、

宸庭誓把櫻花筆

昔北條高時之專權也、後醍醐天皇流謫困阨、蒙塵絕島、當斯時、兒島高德者、夙抱勤 王之心、誓死於天地神祇、欲與復王室、誅除逆賊、其行宮白樫樹之事、千載之下尙足以激忠臣義士之氣矣、今夫間部總州之所營爲、實與往昔鎌倉諸臣之所爲無異也、當其抵京師、欺罔 天德、廢立 天子之勢、殆將成矣、雖然天下閭閻之士、無與高德共白樫樹而勤 王者、神州之安危未可知也、嗚呼當今日之至難、不挽回 神州之衰運、則國家之厚恩何日而報乎、窃惟方今天下之人、皆知有寇安風流之樂、而不知累卵之憂在眼前也、今也天下之人與幕府之暴政、不能誅天下之逆賊、表尊 王攘夷之心、以致今日之衰頹、是何意乎、故爲人之臣者、不可不鑒元弘建武之亂、以盡君臣之義、而伸 天子之聖意於天下也、余也以東藩之微臣、在僻壤千里之外、然削白樫樹、輔弼 王室者、質諸鬼神而不愧、高德之靈今日而有知、未必欣然於九泉之下也、

君冤未洗海東濤

余也不幸而 君父之難、日夜盡力乎國事、欲一雪君冤以明人臣之義也、我前納言公神武英明、夙用力於 王室、欲攘夷狄于絕海萬里之外、以揮 神州固有之威武、去歲六月墨夷幸于神奈川、欲逞無饜之欲、而廣堂之政無一出于遠大之策、倫安姑息以敷 神州之生靈、時我公與尾公及越公登大城、議攘夷之事、而幕府奸臣尤忌憚之、遂矯大將軍之命、七月六日使尾越二公致仕、幽居我公、則屛居於駒邸、豈非

臣子之所痛憤哉、八月　朝廷下　勅於幕府、特　詔令納言公、布之於諸侯、共輔彌幕府以奏修攘之効、公敬畏欲奉行焉、佞邪小人諂諛百端、迎合幕旨、以妨公之盛意、且支封三侯欲參預政事奪宗室之權也、至乎九月之初、有志之士被黜斥者十餘人、而磎駒兩邸非常之變、亦將不可測矣、由是國濟之士、慷慨悲憤、馳到江戸、論奉　勅之義、拼雪冤之道、而請謁衙兩邸者四百餘人、或宿小金驛、察時變爲應援者千有餘名、余亦其一人也、時兩公下絕三侯、復齊政、以宣　勅旨之命、而慫諭者再三、臣子之情不得已、皆奉命歸于水戸、既而余也、有命抵江戸、守衛駒邸、疑苦枕干之念、日夕無休止矣、於是余窃與內藤貞蹤、中根政定、朝倉政通、金子久維、相約以雪國冤明大義之事、誓諸天地而不變、鞠躬盡瘁死而後止、且書之二大紙、藏匣中、以表其志操矣、自是日夜恐誓詞之不効、以得一時之虛名、欲盡畢生之心、極終身之力、以達忠孝之義也、而不能雪君冤、明大義、歲月荏苒、以至今日、臣子之罪莫大焉、嗚呼當今天下之形勢、日赴衰弱、邦家之事亦就陵夷、而不振、然則挽海東浩瀚之濤、以一洗國冤者、不知其在何日也、

擾擾何時尊　帝室

夫　神州者、太陽之所出、正氣之所發、人無貴賤、受斯正氣、其忠孝勇武之風、冠絕宇內、是以爲臣子者、處世之否塞、則投一身於水火之中、以救君父之難、其正氣所磅礴、萬古不易、故元之窺窓我也、北條時宗斷然斬其使、命諸侯嚴兵備、其精誠之所感、起颶風揚怒濤、塵十萬之兵於海上矣、朝鮮之無禮也、豐太閤絕海進軍、蹂躪八道、豈非　神州之大快事哉、至乎彼海外諸蠻之國、則無君臣之義、父子之親、唯以邪教誑惑人心、其禍惡所極、或弑君父、以奪其位、爲快於心矣、是其爲心、孰與乎禽獸也、我邦至近世、則尚武之風衰頽而不振、於是夷狄始欲試狡謀于我、文化之初、鄂虜侵掠北地、諸夷窺窓西陲、文政甲申之歲、又抵我常北、大津村、其他洋夷之舡糈於邊境、者陸續不絕、閱老大久保加州夙憤洋夷之驕暴、乙酉之歲斷然布攘夷之令於天下、自是洋夷震恐、不敢近於海濱、而天保壬寅之歲閣老水野越州廢乙酉之令、復寬政文化之令、至此洋夷之流涎於中國者益多矣、安政之初、遂以下田港、爲胡虜占據之地、神州之恥辱孰大焉、昔大猷公命長崎奉行曰、日本之地雖一寸一尺、至奢于夷狄、則日本之大恥也、汝宜以死守焉、而至乎今日、則占據之地何啻一寸一尺、夷人或逼于京師之傍、或踏武城之地、其傲慢無禮、其謂之何、而廣堂恐怖、輒許其請、背祖宗之大猷、其罪不容死也、今夫夷狄之患者、實　神州腹心之病也、故天下之人慨然戮力、振起　神州之正氣、則可以絕諸蠻之覬覦、彼若有犯邊塞、則驅夷人、火發舶、羅威於萬里之外、亦不以爲難矣、不然無窮之求又將在目前也、今也將軍幼冲、權姦擅政、而廣堂之逆焰滋甚、不撲滅之、則尊攘之大義決不得伸也、故天下糾合協戮、振固有之威武、以明大義、則廣堂之奸賊、畏縮而退避者、固不容疑也、而天下之人一是一非、遂不能立尊攘之義、以使三眼之明、再耀於今日也、實可謂千載之痛恨矣、余之壯懷至此、不得摅、慷慨之餘、揮冗長之筆、以記向來之志矣、諸藩今也、處國家之至變、身雖孱弱、鼎鑊不懼、水火不避、欲盡臣子之節、以繼大人之志、大人願安意焉、安政六年四月不肖藤繩百拜、

是月大老益勢力を藉ひ、又天下の志士を捕縛す、叔父飽澤伊太夫も亦檻致して傳馬街の獄に繫がる、庄左衛門窃かに之を謀し獄舍の門に至る、獄吏其門に入るを許さず、庄左衛門憤然として、華表柱頭千載後、旅魂依舊到家山、の二句を朗吟して別る、八月幕府烈公に水戸城警居の命を傳ふ、九月烈公水戸に還る、庄左衛門之を守衛して北歸す、十月多一郎罪を獲て水戸に歸る、庄左衛門も亦同く屏居し、日夕几前に坐して卷を釋かず、最も先哲の出處進退を甄別し、自ら期する所は忠孝の大節を全ふするに在り、既にして多一郎の熱計する所は、大老を江戸に斃し、大義を京幾に唱へ、以て大に勅旨を發揚するに在るをもつて、庄左衛門奮て之に從事し、陰かに同盟と焦心協力する日夜他事なし、萬延元年二月十八日多一郎家を去る、庄左衛門之に隨從し、氏名を松井德之介と變じ裝を商人に裝ひ、西上す、三月六日多一郎及び黑澤覺藏良幹等數名と共に大阪に至る、是夜多一郎黑澤と同行し、佐久良東雄を夥町に訪ひ、蓽きに上阪し義舉の準備に力を盡せる山崎猥藏、川崎孫四郎を招き、多一郎の到着を告ぐ、時に內藤文七郎も大阪に在り、山崎等と國事に幹旋す、多一郎陰かに諸士を酒樓に會し、義舉の準備若干件を指授し、將さに大に事を起さんとす、而して櫻田の變即ち水戸人薩摩人が大老を殺戮したるの事、遽旬に聞達し、幕吏が水薩兩藩人及び各藩同志者の踪跡を搜索する甚し、爲めに志士輻輳集合するを得ず、庄左衛門等其物色を避け、機を見て事を處せんとす、廿二日夜多一郎と孫四郎と共に生玉明神社の前烏另也の宅に宿す、廿三日早曉捕手數十人來り圍む、多一郎固より吏に就くを屑とせず二人を拉へ、奮然として圍を突く、兼畏縮して退く、川崎は遺忘の物ありて再び島の宅に至る、庄左衛門等は徐々出て秋の坊の一茶店に休息す、兼又遅跡す、又多一郎と共に奮然として出づ、兼又畏れ數町の外に遁去る、庄左衛門坦然として四天王寺域內小川欣司兵衛の家に至り、多一郎と共に主翁に面接す、多一郎事敗れ死に就くの事由を述べ、席を借りて屠腹し、鮮血流出す、庄左衛門其血汁を注ぎ、榜の障子に

爲天下詠國賊云々の十數字を大書し（云々以下の字は血に染み字體を辨ぜずと云ふ）諫死に能く多一郎の終るを觀察し了り、將さに死せんとするや、小川欣司兵衞其弱年にして死に就くを憐み、庇護して隱匿せんとす、庄左衞門殿を壹して其厚意を謝し、今日余唯死其するの一事あるのみと告げ、

今更に何をか言はんいはずとも
　　壹す心は神や知るらん

と絶命の歌を吟じ、端然自裁して死す、年僅かに十九、幕吏遺骸を醜にし四天王寺域内に厝く、後數年幕府　朝旨を奉じ、歸葬を許す、文久三年癸亥六月廿八日、水戸城西常盤原に葬る、資性沈敏にして氣節を尚び、艱難流離の際毫も屈撓せず、其死に臨み自若として之に處する、人皆稱揚して乃父に愧ぢずと云、明治二十二年五月二日、朝廷其忠誠を追賞し、靖國神社に合祀せらる、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位齋藤監物

茨城縣那珂郡靜村

齋藤德親

齋藤監物、名は一德、文里と號す、式部文靜の長子なり、家世〻常陸國那珂郡靜村鎭座、靜神社祠官奉仕長官たり、監物父の後を承け、其職を奉ず、弘化元年五月、水戸齋主齊昭、幕府の嫌疑を以て、駒込の別墅に幽屏せらるゝや、監物憂憤して已まず、同志と共に誓て其冤を雪がんことを計る、二年三月、潛行して江戸に赴き、閣老阿部正弘の官邸に贈り、書を呈して其冤を辯訴す、其文に曰く、

前中納言殿、昨年五月御隱居御愼仰付ラレ候處、誠ニ俄ノ御儀ニ付、御領中貴賤ノ差別ナク、驚愕悲痛仕候、私儀不肖ノ身ニ御座候ヘ共、幸ニ明社ノ奉仕ニ相任シ、神官ノ長オモ辱フシ、國主ノ行狀聊相察シ罷在候上ハ、空ク沉默仕候儀忍ビ難ク、元來中納言殿平生公儀ヘ對ヌセラレ、忠誠ノ志深ク、御先代ノ遺業繼述ヲ旨トシ、天下國家ノ御爲、日夜辛勤在ラセラレ、忠孝文武ヲ以テ士民ヲ敎育シ、猶更當家ノ儀ハ幕府ノ御羽翼、天朝ノ御藩屏ニ付、一ト通リニ心得候ヲハ相成ラザル旨、時々達モ有之儀故、人々節操ヲ相勵ミ、忠孝ノ大節、文武ノ兩道實用ノ心懸、專一ト仕、邦君ニ從ヲ、太平ノ御恩ヲ報ヒ候、心得ニ御座候、且又國政常典ノ分ハ勿論、皆古道ニ復シ、舊弊ヲ除カレ候事、其節目ノ詳ナルコトハ各々有志ノ者存候儀故、別段申上ゲズ候ヘ共、一昨年政治向、行屆候趣、稱成御褒賞モ、在セラレ候御儀、一國ノ士民歡悅仕候ノミナラズ、天下ノ人モ偏ク、

仰望奉リ候儀ニ御座候、然ル處、昨年ノ御次第、恐レナガラ如何ナル御疑ノ儀在ラセラレ候ヤ、誠ニ以テ慨歎仕候、去ナガラ既ニ御愼ノ儀、御宥免仰出サレ候ヘハ、中納言殿、赤心御明察遊サレ候、御儀ト恐察奉リ候處、政事ノ義ハ御携リ之ナキヤウ、譯ヲノ御沙汰、士民一同重ヲ痛心仕候、萬一御疑ノ廉モ御座候半ニハ、御三家御一體ノ瑕瑾ニ相成、假初ニモ、臣子タルモノ、安心相成ラサル處ニ御座候、何分中納言殿、赤心恐ナガラ御明察遊バサレ、幼君の後見爲サセラレ、一國靜謐、諸民安堵仕候ヤウ、御仁慮ノ程願奉リ候、尤モ寺社、改革ノ事、追々世評モ承リ候ヘバ、一向ニ佛寺ノミ廢シ候ヤウ、申觸シ候義ニ御座候、是ハ猶更源威殿、源義殿、遺志繼カセラレ、神州ノ道、尊崇致サレ候事ニ御座候ヘ共、一體ノ處ハ、寺院祠官ニヨラズ、總テ正邪ノ品相正サレ、大ニ黜陟致サレ候事ニテ、是又委細ノ儀ハ其役人ヘ御尋ナサレ候ヘバ分明ノ儀ニ御座候、萬一モ、是ヨリ國ノ綱紀相弛ミ候ハヽ、士民節義ノ風、薄ク相成、自然ト姦人黨ヲ結ビ利ヲ營ミ候ヲ、天下ノ御不爲ト、相成リ申ベクト存ジ奉リ候、昨年士民一統舊君ノ冤罪相歎キ、憤カナラザル儀ニ就テ、其筋々ヨリ嚴重申渡モ有之候ヘ共、追々已ムコトナク、夫々役筋ヘ願出、御府内ヘモ罷リ登リ、重キ御役方ヘ歎訴仕候、領民ノ致方、皆身ヲモ家ヲモ顧ミズ、只管中納言殿ヲ相慕ヘ罷在候故、餘多ノ中ニハ神與ヲ奉シテ、嗷訴可仕抔、申合セ候向モ有之儀ニ相聞ヘ甚心配仕候、萬々一右樣ノ儀ニ至候ヲハ、何共恐入候儀ト、是又窃ニ過慮仕候、凡ソ下タル者、上ノ善事ヲ慕ヒ候儀ハ、畢竟御政敎ノ行屆カレ候儀ニテ、公儀ヘ對シ當家ノ本意ト奉存候處、萬一譯モナキコトニテ騷動仕候樣、議說等行ハレ、只嚴威ヲ以テ制壓仕候得バ、士民益相激シ、如何樣ノ人氣ニ可相成モ難測奉存候、其上近年異舶ノ患東海ニ相迫リ、防禦御備、大切ノ御時節、重キ御藩屏ノ御家、穩ナラズ候テハ、如何計天下ノ御不爲ニ相成申ス可クヤ、私儀固ヨリ言責ノ官ニハ無之候得共、苟モ天下ノ太平ヲ率所候、職分ニ御座候上ハ、天下ノ御不爲ニ相成ルベキ事存シナガラ默止罷在候テハ、却テ公邊ヘ對シ奉リ不忠ノ筋ニ相當リ恐多ク候間、此段謹テ上言仕候、右等ノ趣何分宜敷御明察被成下、中納言殿、冤罪明白ニ相成、國中靜謐ニ相治リ、天下ノ御爲ニ相成候樣奉願候、猶國元事情ノ義、乍恐口上ヲ以テ可申上候、不敬ノ罪如何樣被仰付候共、本懷ノ至ニ奉存候、頓首謹言、

乃ち命を官邸に待ちしに、吏執へて之を水戸藩に付す、藩之を官舍に禁錮せしむ、居ること四年、嘉永己酉の春、齊昭の冤解くるに及び、同四月赦されて家に歸り蟄居す、十一月に至

て始て蟄居を免さる、安政五年八月、朝廷勅書を水戸に下し、幕吏の違勅を詰り、列藩と協議し以て內憂外患を掃攘せしむ、監物乃ち奮然として同志と謀り、共に勅書を奉行し國家に報せんとす、是より先癸丑甲寅以來、海內多事、尊攘の議大に起る、當初幕府、齊昭を延て防海の議に參せしむ、齊昭苦心畫策大に爲す所あらんとす、而して群小動もすれば制肘し、左支右吾、意の如くなる能はず、丙辰丁巳以後、國事益々振はず、齊昭、亦既に退引す、幕府遂に米人に迫られ、其出府登城を許し、且つ和親開港の條約を締結せんとす、時に海內の志士、幕府の外人に迫られて、姑息なる條約を締結し、竟に國體を損せんことを慮り、之を非議して已まず、物議紛々として起る、幕府乃ち輿論に背違せんことを憚り、開港の勅許を得て、以て物議を鎭壓せんと欲し、戊午の春、堀田備中守正睦をして、上京奏聞せしむ、然るに朝廷之を許さず、勅して更に衆諸侯の議を徵せしむ、正睦已を得ず東歸す、時に井伊直弼出で大老となり、米人の脅迫に驚き、遽に條約に調印す、齊昭其違勅を慮り、急に登城して之を切諫す、既にして朝廷亦其恣に條約に調印するを聞き、三家大老の中、速に上京すべきを命ず、時に將軍病篤し、直弼狼狽爲す所を知らず、遽に專斷を以て、齊昭を幽扉す、實に戊午七月五日なり、是に於て志士皆京師に依て、幕政を匡正せんとす、時に島津

齊彬鹿城に在り、將に上京して大に爲す所あらんとす、適々病あり遽に卒す、朝野顒に望を失ふ、是に於て朝議亦頗る紛錯し、宸襟を安じ奉ること能はず、遂に八月八日を以て、勅書を水戶に下すに至りしなり（庚申三月櫻田の擧たるも、其に奉勅問天の誠に出つ、故に其事跡を叙述するには、戊午關勅の原由より記せざるへからず、是に本傳に此大要を擧くるを必要とする所以なり）是時に當り、幕府は既に開港條約を許し、上は朝旨に違ひ、下は輿論に背き、中心自ら安ずること能はず、是に於て疑心暗鬼を生じ、專ら水戶を疑て之を逆視し、先づ暴威を以て、其勅書を抑遏し、之を奉行することを能はざらしめたり、勅書既に奉行すること能はず、是に於て水戶の有志は、其朝旨に背かんことを恐れ、決死南上するもの紛々として起れり、監物乃ち祠官の長たるを以て、其同志を率て南上し、大に盡力する所あり、有志の總州小金に屯集する者數百人に至れり、然れども幕威甚だ厲しく、未た勅書を奉行すること能はざりき、既にして井伊直弼九月を以て閣老間部詮勝を上京せしめ、先づ梅田源二郎、鵜飼吉左衞門、同幸吉等志士を捕ふること甚だ急なり、其意蓋し威刑を以て、朝廷を脅かし、強て開港の勅許を得んとするにあり、是に於て螯下の有志も、今は形を潛めて四方に散し、海內の俟伯も亦屛息して、敢て幕威に抗するものなく、水戶有志亦た奉勅の志を達すること能はず、已を得ず一旦小金を退散し、時機を待たんとするに至れり、然れども高橋多一郎、金子孫二郎等は百方諸藩の同志と聲息を通じ、誓て奉勅回天の策を建てんと欲し、密に矢野長九郎、關鐵之介、大胡聿藏、住谷寅之助等の志士をして西南諸藩に遊說せしむ、監物亦其徒宮田齋、雨宮鐵三郎、鈴木齋の三人（皆祠官也）をして、潛行上京して事を謀らしめ、又其部下の有志をして仙臺に赴き、藩狀を歎訴せしめたり、是れ戊午己未の交に在りて時勢切迫に會し、監物の殊に悲痛せし所なり、己未二月、高橋多一郎の監物に與へたる書狀は、當時の事情を見るべきものあり、左の如し、

齋啓春暖相催候處、愈御安淸奉賀候、打續國事御周旋御賢勞之趣、每度感激仕候、仙一條も、內外御骨折都合もよろしく、兩人歸郷にも及候よし、仙藩ゟ山形運迄、右之儀一寸相屆御挨拶否不相伺、直に幕府へ申立に相成候處、右書取も、御寃之大意却て不猛樣にて相貰き、義生之至誠も顯候樣、よく書取無、乾と差出申候趣申來候間、梶淸へ爲見申候まゝ、今程御承知と奉存候、仙藩も內外之取扱等、實に懇誠より出候樣、奉存候、此段も一寸申上候、矢長（矢野長九郎なり）關鐵（關鐵之介）無滯歸鄕に相成申候、北陸山陰南海之諸藩を經歷、頗る意氣相感じ、愈增長州義氣堂々之由、爲天下可賀事に御座候、關も喪中旁未面語も不致候へき、例之三神官は北陸通行に御座候哉一寸御序に御申越可被下候（三神官は卽ち宮田雨宮鈴木の三人也）昨日は上公ゟ御親書御下、發元鎭撫之儀、間部下り等の

二郎等は百方諸藩の同志と聲息を通じ、誓て奉勅回天の策を建てんと欲し、密に矢野長九郎、關鐵之介、大胡聿藏、住谷寅之助等の志士をして西南諸藩に遊說せしむ、監物亦其徒宮田齋、雨宮鐵三郎、鈴木齋の三人（皆祠官也）をして、潛行上京して事を謀らしめ、又其部下の有志をして仙臺に赴き、藩狀を歎訴せしめたり、是れ戊午己未の交に在りて時勢切迫に會し、監物の殊に悲痛せし所なり、己未二月、高橋多一郎の監物に與へたる書狀は、當時の事情を見るべきものあり、左の如し、

齋啓春暖相催候處、愈御安淸奉賀候、打續國事御周旋御賢勞之趣、每度感激仕候、仙一條も、內外御骨折都合もよろしく、兩人歸郷にも及候よし、仙藩ゟ山形運迄、右之儀一寸相屆御挨拶否不相伺、直に幕府へ申立に相成候處、右書取も、御寃之大意却て不猛樣にて相貰き、義生之至誠も顯候樣、よく書取無、乾と差出申候趣申來候間、梶淸へ爲見申候まゝ、今程御承知と奉存候、仙藩も內外之取扱等、實に懇誠より出候樣、奉存候、此段も一寸申上候、矢長（矢野長九郎なり）關鐵（關鐵之介）無滯歸鄕に相成申候、北陸山陰南海之諸藩を經歷、頗る意氣相感じ、愈增長州義氣堂々之由、爲天下可賀事に御座候、關も喪中旁未面語も不致候へき、例之三神官は北陸通行に御座候哉一寸御序に御申越可被下候（三神官は卽ち宮田雨宮鈴木の三人也）昨日は上公ゟ御親書御下、發元鎭撫之儀、間部下り等の沙汰も有之旁、悉く御心配被遊候小臣儀は先年北郡寺社之方も相勤候間、愈意のものも多く候半、何分此上靜謐之儀申合行屆候樣にとの、吳々御下知に御座候間、もれ勞駈出し不申候樣、尊兄幾重にも御指揮奉祈候、其趣も又々申上置候樣仕候、何も未だ拙恙不宜幸便呈亂書候、恐々頓首、

二月廿八日

尙々昨今事情も少々有之候間、御出府之節御立寄可被下候

齋藤大兄　　愛諧

安政六年己未二月、間部詮勝開港猶豫の勅許を得て歸東す、益し詮勝は去年上京以來、首として威刑を以て朝廷を脅し、爾後志士の獄に繫かるゝもの殆と數ふべからず、苦楚拷攄、其殘酷を極むると同時に一方には黃白を散じ、私恩を賣り、强て勅許を得んことを力めたり、朝廷確く之を許さゞりしが、其殘酷の甚しきを以て已むを得ず、姑く猶豫の勅許を與へ歸東せしめたるなりと云ふ、詮勝既に京師を蹂躙し、去て關東に下るや、愈々京囚の獄を斷せんと欲し、更に水戶の處分に着手せり、是皆井伊直弼が大老を以て詮勝等を驅使せしなり、同四月幕府は水戶家老安島帶刀等を拘囚し、愈々京囚と併せて大處斷を決せんとす、是に於て水戶有志は今や切迫に堪へず、如何にもして勅書を奉じ幕政を匡正せんと欲し、同五月に及では志士の南發するもの又復沛然として河の決するか如

く、總州小金八幡等各地に充滿せり、時に監物は其同志を率て先づ發し大に周旋する所あり、而て薩藩有志の同盟も、亦既に此頃より相結べり、五月朔日薩藩高崎猪太郎の監物に贈りたる書に曰く、（此書は監物の未だ藩上せざるに先ち江戸より送りたるものなり）左に

爾來打絶御疎情罷過候得共、愈御安康被成御座大慶至極に奉存候、次に私も大之元氣に罷在候間、乍慮外御放意可被下候、爰元安島公抔賊に大變之仕合、慨息千萬御同苦之至に御座候、就ては此一條に依るも御議論被爲有之歟、何分唯拱手しては奸物に制を受、正論之伸候期は有之間敷、是等は尊藩滯宿之折、染々御議論も申上候通りにて、兄にも飽迄御承知之御事故、此節は斷然と御決心非常之御處置被成下間敷や、無左候ては天下之事犬首蛇身に穢され、後世併呑せらるゝより外無之、思へば〳〵一日片時も安んせざる仕合、最早事を擧さへいたせば、名義は十分突立居候世態、返す〳〵も此節は御決心可被下候、

一御決別之折被仰聞候通り、小弟差上候手控、前樣へ御上聞之一條は如何御都合被爲出來候や、何卒此一條のみにても運び候樣、御取斗被下間敷や、左候はゞ又思召之程も可有御座、何分是等之義は時宜御見計ひ可然樣、偏に奉希候、餘即有志中も、此一條御返答一日三秋之思ひに御座候、

一爰元金子君へ御面會、染々御熟論も承り、且小弟愚存之趣も御咄申上、是非御決心之處懇願いたし候得共、何分只今右之時宜に及ばんとすれば、まる〳〵差障る事有之、甚だ大難之處發故、心ならずも打過との御事にて、千萬御尤之御議論、乍去左樣に斗り申居候ては、迚も形勢動搖は六ヶ敷何分にも御有志中御參會、是非運び之付候樣、御議論被成下度、呉々も奉仰候、

一此節御有志中三四十人位も御談合御切出、前樣へ御上書何分御許容を被爲受候處（本書ノマヽ）

一役に立立ざるは不論、一日も早目、勅諚御傳達之御手段被成下候事、

右二ヶ條御有志中御熟論可然御處置被成下度、只勅諚も御傳達無く、非常之御處置も無之候ては、天下中之有志甚だ懐不平候次第、返す〳〵も何分運び被付候樣偏に御賢計可被下候

先は此旨右等之大事、懇願且貴意奉窺度如是候、乍末筆尊體御保護專要奉存候、何卒御吟味次第早目尊報奉仰候、木村君方歟金子君歟へ、御當御遣し可被下候、忽々謹言、

五月朔日　　薩人　高　昇

齋藤大兄玉机下

尊々團君へも、御談合可被下候、此節は又々不能書通、何共不堪之至、可然御鶴聲奉仰候、餘り事を急き候樣、御賢慮も

可有之候得共、全く左樣之義に無御座、早機會十分□□□三字不詳勘考候へば、携手之時節に無之、及緩急候へば、併呑せらるゝより外無之、實に慨慨千萬に御座候、

別紙

一尊藩御決心さへ有之候へば、敝藩有志中は本より眞之決心仕居候に付、一檄を飛し次第直に　京都へ馳登り、可奉守護、國本今少し近く候得ば、爰元奸吏退去之厭候へども、何分長途故其義も出來兼、不得已勢に御座候、國本有志も百人未滿之事に候へども、各決死之者共に候へば、隨分諸藩之應し候內は、相支へ居可申、表向勅諚御傳達被下候はゝ有志外之者共にも、切出大粧之人數に可罷成候、

一爰元弊邸之有志は、僅に指を屈する位、迚も當分之處にては不足爲輕重候へ共、數ならすも御勢に加り、一番艱苦之場を相勤申度、唯展轉尊藩非常之御處置のみを奉仰居候、

書添

一長州吉田一黨奮激、其內四人と歟京都へ馳登り、此節長公御參府を伏見にて相支へ、宮樣三條公近衛公歟を潛行なし奉り、長公之御旅館へ被爲入、得と形勢之御熟論、　令旨を被爲受、早速御出府表向公然と、　勅諚之御趣意を御熟論有之、奸佞屈服に於ては、萬歳御唱へ、若違背に於ては不得已兵革を用ひ、奸物を征討と申趣意にて、爲馳登候段相聞へ、其眞僞は不辨候へ共、申遣者も心得有之者に候へば、全く跡方無之義とも不被同、乍去長公も早御出府被成旁前後諒勘考候へは、たま〳〵其手段は致し候へ共、事ならざる歟と想像仕居候、實に此吉田は豪傑之聞有之候丈け、左樣之處置も有之候半と存、いとすさまじき敷事、氣象も活然たる樣に御座候

一得と當今之事情、枕を割り熟考仕候へば、誠に大變之世態實に腸も斷へん斗りにて慨歎千萬に御座候、何分此節は關君は勿論、犢成御有志方と御熟談如何樣とも、本文二ヶ條之趣意御手段被成下度偏に奉仰候、千萬御處置之六ヶ敷事は、乍承知やひにやまれん仕合、心中御推察可被下候、乍去天下之事は機會こざれは不動者歟いと恨しき事に御座候、大胡君へも以御序可然樣御鶴聲奉希候、此以後御書通申上候時は又々變名いたし、川崎司にて差上候樣可致左樣御心得可被下候、御覽之上は御投火可被下候、無左候へば以後大害を引可申候、松本先生にも御壯剛被爲涉候半、宜敷御傳へ可被下候、返す〳〵も何分早目御報被成下度奉仰候、

此書に據れば、當時薩藩有志の同盟を求めしもの、既に切迫なるを見るべし、蓋し高崎は此歳の春、潛かに水戸に來遊し、（當時嫌疑甚しきを以て、高崎は齋藤某と變名し、肥後人と稱して來遊せしといふ）高橋關齋藤大胡住谷等、諸有志と議

所ありき、故に此に至て此書ありしなり、既にして同八月廿七日、幕府は遂に大獄を斷じ、齊昭を水戸に禁錮し、安島茅根以下諸名士を極刑に處し、爾後長州の吉田寅二郎、越前の橋本左内等以下、凡そ忠義慷慨の士にして、此慘刑に死したるもの擧て數ふべからず、之を戊午の大獄と云ふ、幕吏の暴政を恣にする斯の如し、是に至て水戸有志は愈々切迫に堪へず、或は直に幕吏の首魁を戮し、義を天下に唱んと欲するものあり、然れども爾時尚深慮して決せざりしものは、勅書尚現に水戸に存し、他日之に賴て以て回復するの機あらんことを計りたるなり、然るに同十二月に至り、幕府は遂に水戸に命じて勅書を返納せしめ、日を刻して之を促せり、蓋し彼既に京師を蹂躙し、亦諸有志を刑戮し、既に其目的を達したりとは雖ども、勅書尚水戸に存在するときは、後日再び之を以て運動するの慮なきを保せず、故に今は俄に之を奪收し、愈々禍根を剗盡して以て枕を高せんと計りたるなり、是に於て水戸有志は奮起之を拒み、水戸街道長岡驛に出張して其遮出を防遏せり、然るに幕府の返納を促すや甚だ急にして、若し返納の期を誤らば嚴に處分すべきを告げ、脅すに逸勅の罪を以てし、或は削封を以て脅すに至れり、越て萬延元年庚申正月に至り、返勅の議愈切迫す、監物等同志と共に死力を出して之を拒ひと雖も、事竟に如何んともすべからざるに至る、是於て監物は同志と共に謀り、愈々斬姦義擧を決するの外、他に策なきを以て自ら奮て斬姦の任に當り、同志と約し、各水戸を發し、監物は姓名を變じて佐々木馬之介と稱し、潛行して江戸に入り、金子孫二郎等と事を謀り、或は薩藩の同盟有村兄弟と結び、數々密に會議する所あり、蓋し薩藩の同志は是れより先大抵歸藩し、其江戸に留るものは有村兄弟あるに過ぎず、然れども其同志の薩藩に在る者固より少なからず、故に事の愈々迫るに及び急使を以て之を報じ、共に上京して勅意を奉行し、義擧を謀らんと欲し、監物は同志と共に先づ井伊直弼を誅して、幕吏の首領を鏟し、彼の違勅暴慢の罪を明にして、義擧の唱首たらんことを誓ひたるなり、然れども其事たる萬已むを得ざるに出で、實に忠君愛國の至念に發せざるものなし、故其事を謀るや極めて周密にして、其心を用ふる良に苦めり、三月三日監物は事を擧ぐるに先ち、使を馳せて水戸邸に願書を呈し、先づ藩籍を脫せんことを請へり、蓋し事後累を主家に致さんことを慮り、豫め之に備へたるものなり、此書は同志中其族籍によりて各之を別ち、監物は祠官の長たるを以て、其徒と共に寺社奉行に差出したるものなり、其書に曰く

以手紙啓上仕候、此度別紙之趣、書付を以て奉願上候間、宜敷御取成被下置候樣奉願上度、奉賴候以上、

三月二日　　齋藤監物

小瀨彌一衞門樣

尙々本文大略之段、呉々も御用捨可成下候、尙志願相濟候樣、幾重にも御取成可被下候、

別紙

一我々共、御代々樣御高恩ヲ蒙リ罷在候身分ニテ、奉願候ハ深ク恐入奉存候へ共、此度天下國家之御爲メ存詰メ候大願有之出府仕候、則累代之御恩德ニ奉報候微衷ニ御座候處、萬一御家之御嫌疑ニ渉リ候樣之義有之候テハ、重々奉恐入候、何卒御暇被下置候樣仕度奉願候、此段相濟候樣仕度、宜敷御取成可被下奉願候、

申三月　　海後嗟餓之介
　　鯉淵要人
　　齋藤監物

寺社御奉行所樣

此日監物は同志十七人と共に、曉雪に乘じ井伊直弼を櫻田門外に要し、奮進格鬪果して其志を得たり、監物身重創を蒙り、濺血淋漓、行歩甚だ艱む、然れども意氣激昂少しも屈せず、直に脇坂安宅の官邸に到り、斬奸の狀を訴へ、即日細川邸に幽せらる、同家公用人某紙筆を具して書を需るや、乃ち爲めに一首の自詠を書して與ふ、曰く、

國の爲つもる思も天津日に
　とけてうれしき今朝の淡雪

此月八日死す、年三十九、監物祠官の職に在りて、能く部下の衆を撫し、義氣を皷舞し、誘掖奬勵一にして足らず、故水戸領諸神官の前後之に賴て奮起し、力を國事に致せしもの少なからず、實に神官中の巨擘たり、監物平素學を好み書を善くす、其筆蹟甚だ藤田彪に似たるを以て、人或は之を辨ずること能はずといふ、梅田源二郎嘗て水戸に來遊し、人物を評して深く監物の器識を稱し、曰く高橋多一郎、齋藤監物の如きは、何れの地にあらしむるとも、必ず衆人の長たるべき人なりと、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位佐久良東雄　　佐久良　燉

佐久良東雄、通稱は靜、常陸國新治郡元浦須村の人なり、少にして讀書を好み、時事に憤る所あり、薙髮して眞鍋村なる善應寺の住職と爲りしが、慷慨の心やみ難く、大久保要、色川三中等と交り、皇運の挽回を謀らんと京都大阪邊にゆき、妙法院宮の家臣となり、大阪北久寶寺町に住す、屢々宮に謁し意見

を申述べ御威に預る、高橋多一郎父子、大阪に來りし時は、東雄其間に周旋盡力せしかば、幕府の吏に捕へられ、江戸傳馬街の獄に入り、程なく獄中にてみまかりぬ、
明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位關鐵之介　男　東京市麹町區平町三十六番地　正八位　勳八等　關　誠

關鐵之介、名は遠、字を士任といふ、水戸藩士新兵衛昌克の長子なり、少き時より、讀書を好み大義に通ず、同藩芳根伊豫之介、鮎澤伊太夫と同窓の友たり、米國の軍艦浦賀に來りし時、忍びてかしこに赴き、事情を探りこれを筆記し、有司にしめし意見を述ぶ、其後郡吏となり、歩士に進み、鄉校をた農兵編制の事を掌る、安政五年、北地開拓の命を受け、越後國新潟より海を渡り、蝦夷に入らんとする折節、前中納言齊昭幽閉せられ、又別勅を下し賜はりし事など聞えければ、遠く開拓の業に從はんよりは、近く國難を救ふにしかずと思ひ、夜を日に繼で馳歸り、高橋多一郎等と商議し、同志の士を募集せん爲め、矢野長九郎（長道）と共に、北陸、山陽、山陰の諸道を歷めぐりて、列藩の俊傑と交り、勤王の大義を說き勸む、明る年の春、國に歸り父の喪にこもり、又になり江戸にゆき、金子、高橋等と、井伊大老を打ん事を謀り、薩州の人高崎猪太郎友愛（後五六と稱す）俱に京師に赴き、密に書を青蓮院宮及び陽明家に奉る、其書に曰く、

此節夷賊頻ニ跋扈仕リ、皇國ノ危急旦夕ニ差迫リ、關東ノ宰執敍慮ヲ奉シ、忠力ヲ盡サレヘキノ時節却テ其儀ナク、幼君ノ砌ニ乘シ、專ラ一己ノ暴威ヲ振ヒ、天下ノ大事ヲ處置致サレ、再三勤意ニ違ヒ、本條約迄猥ニ取替シ候ノミナラス、公武精忠ノ人々ヲ召捕ヒ無實ノ罪科ニ陷レ候始末、此ノ先如何ナル事ヲモ忍可申カト、誰迚血淚ニ咽ハサランヤ、實ニ天人同憤ノ次第ニ候、之ニ依テ有志ノ諸侯ヘ申合セ罪科ヲ鳴ラシ、姦賊兩三人誅伐仕リ、奉安　宸襟候樣手段一決仕リ、尙又水戸家ノ儀ハ東照宮ノ深意ニ依リ、忝クモ三藩ノ員ニ備ハリ、德川家輔弼ノ親戚ニモ有之、猶去ル八月中重キ勅書ヲ蒙リ奉リ候以來、至難ノ場合ニ當リ一日片時モ安シ兼候得共、傳達ノ機會終ニ遷延仕リ、愈此度別紙ノ趣ヲ以テ、有司諸藩ヘ竊ニ布告仕リ、京師御守衞第一嚴重ノ取計ヒ仕ルヘク申合セ候間、近頃恐入奉存候得共、御都合ヲ以テ殿閉ニ逢シ奉リ候樣、御取成シ被下置度奉願上候、猶此後ノ處置ニ付急速ニ奉願上候事件可有之候間、此段宜敷奉願卑賤度、ノ小臣恐ヲモ不顧左右ニ言上仕候、至情全ク非常ノ御時節故、軈ヲ忘レ奉哀願候、

別に大老井伊直弼が罪狀を論せし一通の書を添たり、近衞殿大に驚き幕府の嫌疑を憚り、鐵之介猪太郎を戒め早くこゝを立去べしと仰ければ、せんかたなく、江戸に還りけるに、水戸の有司、これを捕へて禁錮す、萬延元年春、金子孫二郎等と忍びて水戸を立去り江戸に赴き、佐野竹之介等と井伊大老を櫻田門外に要擊して之を斃し、其場をさり拔け、因幡より長門を經て、肥後に入り水股の驛に至り、薩摩に入らんとす、然れども國法嚴密にして、其封内に入る事を得ざれば、引還へし、諸所に潛伏し、文久元年、越後國上關村雲母温泉に於て捕はれ、江戸に檻送せられ、明る年五月十一日斬罪に處せらる、時に年三十九、はじめ獄吏口供を書き、其末に花押せしむ、鐵之介筆を取りて、姓名の下死休の二字を花押に記す、幕吏相見て愕然醒若たり、此時水戸の民内藤文七といふ者、罪ありて同じ獄につながる、鐵之介刑場に赴く時、其前を行過き大聲をあげ、文七文七、汝はまだ生てゐるかと呼はり、また家鄉千載公論日、誰謂關東狂少年といふ句を、高らかに打吟じて、死に就きし由、文七獄を出し時、人にかたりしとなん、此人詩作を好み、其號を錦堆といふ、詩集若干あり、また囚中の作を選閱詩稿と名づく、其他西海轉遂日錄、庚申轉遂日錄、南遊遺閱集、文久轉遂日錄等あり、文久三年、幕府朝旨を傳へ、其後を錄す、男誠をして家を嗣がしむ、明治二十二年五月、朝廷其國家に功勞あるを追賞せられ、靖國神社に合祀せらる、明治廿四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位澁谷伊與作　茨城縣眞壁郡下館町七百十二番地　澁谷金吾

澁谷伊與作、名は實行、父を利左衞門といふ、常陸國下館の藩士なり、安政年中、江戸外櫻田の邸に移りすみ、支關番役となり、程なく藩主の側近く召つかわれたれど、別に所存あれば之れを辭し、文久二年、一通の書を家に遺し、都をさして立出でぬ、其後京阪の間を行かひして、諸藩の志士と相謀り、國事に力を竭しける折しも、長門國赤間關に於て、攘夷、軍おこりけるよしを傳聞き、急ぎ馳つきて、其ひれに入りしが、再たび都に立歸り、又の年、中山忠光にかたらどし、小姓頭となり、島原の尾崎澁五郎等と共に、天忠組の四天王と呼れたり、かくて都がたより、御親征の軍差出されんのあらまし漏れ聞え、伊與作其先鋒たらんと勇み立しに、思の外に賊名をおはせられて、幕府より打手の勢向ひ來れば、伊與作いたく打驚き、吾黨の事を擧しは、一朝の怒に乘じて、仕出し

たる暴行にはあらず、いで寃枉を辨明せんと、自から忠光の使者と名乗り、津藩の陣に馳行て、其情實を告げ、猶その君ざるを見て、迂人狂生などゝ言ひおとしむる者もあれど、一にたいめんして、事の仔細を、落もなう申述んと云しに、藩兵ら、こは即答し難き事どもなり、暫し待れよと云つゝ、一藩の人擧りて、其奇才を稱揚せりとぞ、又京阪に在りしをり、間の内にあないして、酒肴調じ持いで、手厚くもてなしけり、姓名を變じ、八木成太郎といひけるが、天忠組の擧は、更に己伊與作は泰然として、返答いかにと待居るほど、ふところよの所業ならねばとて、後には本名を名乗しとなん、豫め死を期り手帖とりいで、世を慷慨せし人たちがよめりし、詩歌をうしたる時、二人の妹の江戸にあるがもとに、扇子に書つけてやりたる歌に、ち誦し居たるに、數日宿陣の爲め疲勞せし故にや、たばからふみをよみむかしの人の蹟を見て れたりとも心附かず、いたく醉て眠れり、其隙を見すかし、操たゝしき人となれかし藩兵集りきて、とかういはせず、腰力を奪取り、繩打かけて今よりは我にかはりてかそいろの本營に送致し、有しやうを鞫問するに、全く勤王報國の爲と思みもとはなれすつかへまつろへひ詰め、仕出しし事なれば、惻むべく惜むべき人なりと、感明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる心せるあまりに、罪ゆるされんことを、幕府に申請たれど、うけひかれず、直に勢州に送られ、明る年又京師に送られて、二月十六日、六角の獄屋にて、安積五郎、岡見留五郎などと相ならびて死刑に處せらる、時に年二十三とぞ聞へし、伊與作其性正直なれども膽力世にすぐれて、氣象激烈なり、幼きより學を好みて、經史に通じ、當時の形勢を洞察し、つら〳〵思へらく、つくへにもたれて、讀書に月日を消費せんは、無益のわざなりとて、國政を論じ、武備を講じ、又久しく泰平に馴れ、惰弱なる、士風を矯正せんと、人に逢ふ毎に、其利害

○贈從四位豐田彦次郎

茨城縣水戸市上市鳥見町

豐田伴

豐田彦次郎、名は亮、字は天功、松岡と號す、水戸藩の儒員なり、父を信卿と曰ひ、好で書を讀む、彦次郎幼にして奇穎史を誦し文を能くし、民間に在て才名夙に鳴る、藩侯之を聞き賜ふに廩米を以てす、江戸に來りて藤田次郎左衛門の門に

寫す、誠之進之と相切劘し、青山瑞弦齋亦善く之に交はる、時に瑞弦齋の父拙齋、江戸藩邸の總裁と爲り諸生に策問す、彦次郎年十九、課對を作る、讀者驚歎す、尋で意を得ずして鄉に還り刻苦書を讀むもの十年、會々齊昭人才を拔擢するに會ひ、彦次郎を召して學職と爲し、彰考館編修を兼ねしむ、既にして、彦次郎飾事志を撰し以て獻ず、齊昭驚異し編修を以て之に委ね、尋で又氏族志を獻ず、其志を撰するに方りて、齊昭致仕し、誠之進囚居す、彦次郎憤激し同志桑原信毅、海保芳卿等と江戸に來り、開老に詣りて寃を辯ず、是を以て罪を獲て家に禁錮せらる、五年にして解く、又四年にして齊昭の寃始めて雪ぐ、彦次郎再び編修に補せられ總裁となる、此間明夷錄を著はし、國難の事を述ぶ、明夷とは諸を箕子の故事に取しと云ふ、尋で食貨志を撰し又兵志を撰し以て獻ず、齊昭薨ず、嗣侯繼述し彦次郎に命じて其功を畢へしむ、刑法志尋で成る、此時今公京都に在り、山陵修復の擧に關し、烈公曾て考究する所の山陵事實を求めらる、彦次郎乃ち輯纂して以て獻ず、其餘未だ成らざる者將に陸續緝輯せんとす、乍ち病に嬰る、されど猶勉强已ず、儼然として机案に對し、正坐して以て筆を把る、元治元年正月廿一日、つひに病を以て歿す年六十、彦次郎人と爲り剛果にして膂力絕倫、書に於ける窺はざるなし、而して尤も史學に邃く、古今に證據し、是非を論辨すること、鑿の絲を吐くが如し、其論を操るに及びては、辭鋒健快、風神陣馬の如し、彦次郎既に絕群の才あり、而して數十年の積學あり、其學ぶや苦む、故に之を得る精、其積や深し、故に之を發する銳、卒するに及びて人皆之を歎惜す、彦次郎著述極めて多し、其命を奉じて撰著する者に北島志、烈公行實、其海防を論ずる者に靖海全書、自ら憂憤を述ぶる者に明夷錄、鷄鳴錄あり、晩年に意を經義に留めて論語時習錄を著はす、班筒持に終り、祿百五十石を食む、明治三十五年十一月八日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位田丸稻之衛門

兵庫縣神戸市柳町五丁目官舍

正六位 勳四等 田丸稅稔

田丸稻之衛門、名は直允、幼字丑次郎、又は左京、後に稻之衛門と改む、水戸藩士山國彌左衛門共綿の次男、喜八郎共昌が弟にして、同藩田丸直諒の養子たり、田丸氏は伊勢の名族、中務大輔具直の後裔なりといふ、天保年中馬廻組に補せらる、權中納言齊昭、封內の田畝を丈量せし時、細奉行となり、與て功あり、後齊昭親書及び白銀を賜ひて其勞を賞せらる、嘉永二年、書院番頭組にすゝみ、戊午の難には、同志

の士と江戸に馳ゆき、君の冤を雪がんことを謀る、かくて明る年の二月、又目付役に轉ず、この時朝廷内勅を藩主慶篤に賜はりしかば、士民諸所に屯集し、勅旨を奉行し、且つ齊昭の罪を釋れんことを、幕府に直訴すべしとて、日々夜々、爭論やむ事なし、稻之衞門命を受けて、これを鎭撫し、又勅書奉還の事起りし折も、其然るべからざる由を辨解し、其功少からず、文久三年、町奉行となる、是より先、齊昭薨じその方さきの人々は、結城が餘黨に擯斥せられ、有に甲斐なき世となり行くほどに、無念やるかた無く、今は唯一命を拋ち、先づ勅旨を奉戴し、朱君尊王攘夷の遺志を達せんとて、藤田小四郎、竹内延秀、岩谷信成、其外同志の者共を語らひ、元治元年三月、筑波山に屯し、稻之衞門首將の任に當り、小四郎等以下銘々其部下を率ひて、これを佐く、同き四月軍を進め、野州日光山に據らんとせしに、日光奉行小倉但馬守等大に異れ、是を宇都宮藩士縣信緝に謀る、信緝さま〴〵に周旋しけるにぞ、稻之衞門等東照廟に參拜し、即日去て太平山に屯し、一紙の檄文を近鄕に傳へ、徒黨を招き、日ならずして來聚る者、二百餘人に及べり、かくて又筑波山に歸りて、軍糧をあつめ、兵器を造り、合戰の用意を整へ、白日往來、旌旗をたて、劒戟をきらめかして、忌憚ることなりしかど、幕府の有司、諸藩の兵士等、皆其勢にや異れけん、敢て近づくものもなく、江戸に注進すること櫛の齒をひくが如し、幕府大に驚きて、數多の步兵騎兵を發し、又近國諸藩に檄して追討の軍を出さしむ、稻之衞門合戰數度に及び、雌雄いまだ決せざるに、市川三左衞門等水戸に於て、松平賴德と戰ふ由を聞き、さらばまづ國中の姦徒を討ち平げ然して後にこそ天下に大義を專ぐべけれとて、俄に山を馳せ下り、平磯に赴きて、武田正生と力を合せ、屢々敵兵を打破りしが、其賴德も榊原照照も、幕軍と連和しければ、せんかた無く、正生と同く兵を率ゐ、木曾路より上京する途中、敵衆に遮止められ、加賀藩の陣に降り、數賀にて斬らる、時に年六十一、母中村氏八十二、幼子鹹次郎八歲、皆水戸にて執へられ、獄中に死す、明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位藤田小四郎

茨城縣水戸市上市櫻香
藤田熊雄

藤田小四郎、名は信、字を子立といふ、父名は彪、字斌卿東湖と號す、前中納言齊昭の知遇を得て、夙に尊攘の大義を講明せしを以て、一藩其學德に風靡し、人材蔚出するに至れり、天保年間齊昭を輔佐し、經界を正し、學校を興し、武備を整へ、種々の良政、多くは彪が帷幕に參して、翊賛する所なり小四郎生れて穎敏衆に勝れ、十二歲にして父を喪ひ、哭泣の情成人の如く、制規の喪を終へ、尙心喪を服する事三年、酒肉を用ゐず、繁華の場に入らず人咸其孝心に感じあへりとぞ、其心喪中、南朝諸忠臣の和歌一首づゝを撰み、自ら其畫像を摸し、一々小傳を加へ、南朝百人一首と稱す、十六七才の頃より、既に大志を抱き、王風式微、外夷驕傲なることを憤り、晝夜寢食を安んぜず、文久三年藩主慶篤に從ひ、上京して諸藩の士に交はり、慶篤東歸の後も、其身はかしこに留りて、縉紳諸家に往來し、專ら尊攘の事を論ず、程無く一橋刑部卿に從て江戸に還り、外交拒絶の勅旨を奉行せんとて、さま〴〵奔走せしに、老中小笠原長行が計らひにて、その事遂に行はれざるのみならず、益々外人を近づくる事になりしかば、小四郎大に憤り、再び上京して關東の事情を奏聞せんといひしかど、慶篤未だこれを許さず、さらば幕府麾下のうちにも、同志の者無きにあらず、新徵組の長たる鵜殿鳩翁は、さるあらくれ武士共を、手下に付けられし程の者なれば、共に大事を謀るに足るべしとて、往き訪ふて物語りせしに、思の外に因循の論を吐きけるにぞ、小四郎忽ち打腹立ち、いでや夷賊を打退け、世の人の目を醒しくれんず物をと、罵りつゝ、水戸にかへり、日頃睦しくものしたる、田丸稻之衞門等と謀り、元治元年三月筑波山に集り、やがて日光山に據らんものと、宇都宮にゆきけるに、こと調はで、太平山に據り、一篇の激文をつゞりて、これを近國諸藩に傳ふ、其文に曰く、尊王攘夷ハ神州ノ大典ナル事、今更申迄モ無之候（其、縷々タル神州、開闢以來、皇統連綿、天日ヲ受嗣セラレ、四海ニ君臨マシマシテ、威稜ノ盛ナル、實ニ萬國ニ卓絕シ、後世ニ至マデモ、北條相州ノ蒙古ヲ鏖ニシ、豐太閤ノ朝鮮ヲ征スル類是皆神州固有ノ義勇ヲ振ヒ、天祖以來ノ明訓ヲ奉セシモノニシテ、實ニ感スルニ餘リアリ、東照宮大猷公ニハ、別シテ深ク御心ヲ被爲盡、數百年太平ノ基ヲ御開キ被遊候モ、畢竟尊王攘夷ノ大義ニ本ヅカレ候儀ニテ、德川家ノ大典、尊王攘夷ヨリ重キハ無之候ハヽ、實ニ勇々數事ナラズヤ、然ルニ方今夷狄ノ害ハ、一日ハ一日ヨリ甚ダシク、人心ハ目前ノ安ヲ偸ミ、加之ニ姦邪勢ニ乘ジ膺懲權ヲ弄シ、內憂外患日增ニ切迫致シ、赦慮御貫徹ノ程モ覺束ナク、祖宗ノ大訓振張ノ期モ無之、實ニ神州ノ汚辱危急、今日ヨリ甚タシキハ無之、假初ニモ神州ノ地ニ生レ、神州ノ恩ニ浴スル者、豈オメオメト傍觀坐視スルニ忍ンヤ、僕等幸ニ神州ノ地ニ生レ、又幸ニ危難ノ際ニ處シ候上ハ、乍不及モ一死ヲ以テ國家ヲ補ヒ、鴻恩ノ萬分ニ報シ可申ト熟悟仕候、依テ熟慮致候處、必死ノ病、固ヨリ尋常藥石ノ療ス

ル所ニ非ズ、非常ノ事ヲ不爲ハ、決シテ非常ノ功ヲ立ツル事ヲ得ズ、況ヤ今日ニ當リ、上ハ聖主ノ宸襟ヲ奉慰、下ハ幕府ノ英斷ヲ助ケ、從來ノ大汚辱ヲ一洗スルニ於テヲヤ、是ニ於テ痛憤默止難ク、同志ノ士相共ニ東照宮ノ神輿ヲ奉ジ、日光山ニ相會ス、其志誓テ東照宮ノ遺訓ヲ奉シ、姦邪誤國ノ罪ヲ正シ、醜虜外窺ノ侮ヲ禦キ、天朝幕府ノ鴻恩ニ報ゼント欲スルニ在リ、嗚呼今日ノ急ニ臨ミ、誰カ報効ノ念ナカランヤ、今誰カ夷狄ノ鼻息ヲ仰ギ、彼カ正朔ヲ奉スルニ忍ンヤ、既ニ報効ノ志ヲ抱キ、又夷狄ノ狡謀ヲ憤リナガラ、オメオメトシテ因循姑息ニ日ヲ送リ、徒ラニ神風ヲ待候儀實ニ神州男子ノ恥ル所ナラズヤ、冀クハ諸國忠憤ノ士、早ク進退去就ヲ決シ、同心戮力シテ、上ハ天朝ニ奉報、下ハ幕府ヲ輔翼シ、神州ノ威稜、萬國ニ輝キ候樣致シ度、我徒ノ素願全ク此事ニ在リ、東照宮在天ノ神靈御照覽可被遊、夫將タ何ヲカ陳セン、

近國の志士これを見て、皆感激憤發、我も〳〵とつどひ來る者多し、其時山岡高歩、北垣國道等、相謀り一篇の哀願書を草し、一橋卿、並に備前因州兩侯に呈して、哀情を陳ずるに如かざる旨を、小四郎を說勸めければ、小四郎も其言に從ひ、書を兩侯に上る、其文に曰く、

小臣等草莽巖穴之小人、分位ヲ超過シ、天下ノ大計ヲ彼是奉申上候儀ニテハ無御座候へ共、先烈公ノ遺訓地ニ墜候事ト奉存候ヘバ、焦心裂腸、所難耐ニ御座候、只々滿腹存込候ハ、一身ノ進退去就、先烈公ノ遺訓、失墜不仕樣奉存候、就テハ一死ノ外無他事覺悟仕候、何分此上ハ攘夷ノ先鋒ト罷成、挈刀横奬、醜夷ノ陣營ニ討入奮死仕、忠義ノ雄鬼ト罷成、奉拜謝先烈公在天ノ靈ニ候事、小臣等之分ニ御座候、隨テ同志ノ者相謀リ、爲攘夷祈願、日光山東照宮之御廟前ニ參籠仕罷在候、乍然聊動干戈、私闘ノ所業ニ落入候テハ、必於大義之上、慊然不仕候間、何卒攘夷先鋒之勅許奉捧度、懇願ニ御座候へ共、九重之天攀升ノ路ナク、空シク巖穴ノ下ニ悲泣仕候而已ニ御座候、伏惟閣下ハ、我先烈公ノ御血統ニ被爲入、且大邦ニ君臨被爲在、大義天下ニ顯明イタシ、東西奉渴望候、就中於小臣等乍恐我君公同樣奉仰候義、誠ニ以テ唐突ノ至ニ御座候へ共、不顧非分、冒鈇鉞之誅奉歎願候、何卒閣下ノ御不棄ヲ以テ、攘夷先鋒ノ勅許ヲ奉捧候樣、御周旋被遊下候樣、萬死ヲ以テ奉懇願候、小臣等固ヨリ草莽巖穴ノ小人、非分ノ願請、罪無所容候へ共、先烈公ノ遺訓地ニ墜候ト奉存候ヘバ、只憤悱悲悶、神亂氣錯、非分ノ事モ忘却仕、先烈公遺訓ノ片端ヲモ奉伸度、心腹迄ニ御座候、伏テ願クハ閣下小臣等ノ重罪ヲ御寬宥被遊下、微忠不才ヲ御愍ミ

草莽巖穴ノ小人、廟堂ノ御大計ヲ、彼是奉申上候儀ニテハ無御座候へ共、先烈公ノ遺訓地ニ墜候事ト奉存候ヘバ、焦心裂腸、所難耐ニ御座候、只々滿腹存込候ハ、一身ノ進退去就、先烈公ノ遺訓、失墜不仕樣奉存候、就テハ一死ノ外無他事覺悟仕候、何分此上ハ攘夷ノ先鋒ト罷成、挈刀横奬、醜夷ノ陣營ニ討入奮死仕、忠義ノ雄鬼ト罷成、奉拜謝先烈公在天ノ靈ニ候事、小臣等之分ニ御座候、隨テ同志ノ者相謀リ、爲攘夷祈願、日光山東照宮之御廟前ニ參籠仕罷在候、乍然聊動干戈、私闘ノ所業ニ落入候テハ、必於大義之上、慊然不仕候間、何卒攘夷先鋒之勅許奉捧度、懇願ニ御座候へ共、九重之天攀升ノ路ナク、空シク巖穴ノ下ニ悲泣仕候而已ニ御座候、伏惟閣下ハ、我先烈公ノ御血統ニ被爲入、且大邦ニ君臨被爲在、大義天下ニ顯明イタシ、東西奉渴望候、就中於小臣等乍恐我君公同樣奉仰候義、誠ニ以テ唐突ノ至ニ御座候へ共、不顧非分、冒鈇鉞之誅奉歎願候、何卒閣下ノ御不棄ヲ以テ、攘夷先鋒ノ勅許ヲ奉捧候樣、御周旋被遊下候樣、萬死ヲ以テ奉懇願候、小臣等固ヨリ草莽巖穴ノ小人、非分ノ願請、罪無所容候へ共、先烈公ノ遺訓地ニ墜候ト奉存候ヘバ、只憤悱悲悶、神亂氣錯、非分ノ事モ忘却仕、先烈公遺訓ノ片端ヲモ奉伸度、心腹迄ニ御座候、伏テ願クハ閣下小臣等ノ重罪ヲ御寬宥被遊下、微忠不才ヲ御愍ミ

被遊下、攘夷先鋒ノ勅許、御願請御周旋被遊下候ヘバ、千謝萬謝、不堪結草之思候、冒萬死、奉待罪日光山之前候、

又老中板倉伊賀守勝靜にも、別に一通の書を上る、其文に曰く、

閣下御賢明ニ被爲渡候段、兼々景慕仕罷在候處、一昨年幕府御大政ニ御預被遊候以來、御中興ノ御新政、追々被仰出、我々共ニ至迄、實ニ大早ニ雨ヲ得候心地ニテ、祖宗以來皇攘ノ大典ヲ振興シ、夷狄積年ノ大汚辱ヲ、洗雪仕候機會到來致シ候ヘバ、乍不及身命ヲ抛チ、神州ノ御爲ハ勿論、幕府ノ御爲、身分丈ケノ御奉公可仕ト奉存候處、其後次第ニ時勢ノ變革モ有之、一昨年復古ノ御事業モ、半途ニシテ相止候姿ニ相成候ノミナラズ、却テ一層ノ大害ヲ生ジ、世ノ所謂四奸ト唱候、越前家、保科家、伊達春山、島津三郎等、宮家堂上方ヲ邪謀ニ引入レ上下ヲ壅閉シ、天朝ヲ奉欺罔、未々外夷モ一掃不仕候ニ、却テ内亂ノ基ヲ釀シ候義、大變ノ義ニシテ、天下ノ安危、德川家ノ存亡、今日ニ指迫リ候上ハ、假初ニモ神州ニ生レ候者、一日モ傍觀可仕場合ニ無之、況ヤ天下ノ御大政ニ御預被遊、天下國家ト俱ニ存亡被遊候御場合柄ニテハ、尚更ノ義ト奉存候、乍恐既ニ閣下ニハ、深ク東照大猷二公ノ御明訓御遵奉被遊、夫々御恢復ノ御事業、御施行ニ相成候程ニ御座候ヘバ、今日ニ至リ空シク沈

默被遊候筋、決シテ無之候ヘバ、全ク時勢不得止義ニ可被爲在哉、一體時勢ヲ計ラザレバ功成リ難キハ勿論ニ候ヘ共、方今危急ノ場ニ臨ミ、時勢ノミ掛念イタシ、尊攘ノ大義御遂奉不被遊候ハヾ、天朝ノ叡慮ニ逆ヒ、祖宗ノ大典ヲ墜リ、眼前ニ天下國家ノ覆滅ヲ招キ候儀ニテ、誤國ノ罪ハ御逃レ難被遊筋ニ御座候ヘバ、閣下ノ御賢明ニテ決シテ時勢ニ御泥ミ被遊候義ハ有之間敷ト奉存候、然ル處只今以テ一號令一擧動ノ天下ノ耳目ヲ一新致シ候御事業、不被爲在候段、如何ノ御懐合ニ有之可申哉、彼是苦慮痛心仕候ヘバ、實ニ身ヲ骨ヲ碎ク計ニテ、至情難默止、同志ノ者共申合、日光山ニ相會シ申候、御法度ニ觸候段ハ、幾重ニモ奉恐入候ヘ得、斯ル御時節ニ候ヘハ、寧ロ瑣細ノ御法度ニ觸候共、祖宗ノ大典遵奉仕候テコソ、名義モ相立可申、宸襟ヲ不奉慰候テハ三千年來ノ御仁恩ヲ、如何可仕哉ト存詰候義ニテ、毛頭他念御座候譯ニハ無之候ヘバ、一同山内ニ相愼ミ罷在一書ヲ以テ御程合奉伺候間、不日ニ奸邪誤國ノ罪ヲ御正被遊、斷然トシテ攘夷ノ令ヲ布キ叡慮御奉ジ被遊、御事業天下ニ相顯レ候ハヾ、我々共如何ナル重科被仰付候共、聊御恨ミ不申上候、若シ又右ノ義、御六ケ敷譯ニモ御座候ハヾ、不得止東照宮神輿ヲ奉ジ、東照宮ノ御遺訓ニ基キ、微忠相盡候心得ニ御座候間、此段宜シク御披露可被下候、

かくて太平山より、また筑波山に歸り、ますます同志の士を募るに、近國他國の浮浪人、こゝかしこより馳せ集るもの、忽ちにして數百人、然して又兵糧軍資を民間に需るに、かねて水戸の浪士とて、鬼神のごとく畏るゝからに、富めるものは金穀を出し、貧しきものは夫役に使はれんことを望み、軍門宛も市の如し、此頃同志のうち、田中英勝等血氣の若者共は、大に噪ぎ立つ別に兵を栃木に募り、遂に干戈を動かすに至れり、幕府やがて慶篤に仰せて、鎭撫せしめられしかど、人々これをきかざれば、つひに追討せしめんとて、永見貞之丞、小出順之助に目代を命じ、歩兵二千五百人を發し、筑波山に馳向はしむ、市川三左衞門も之を機とし、その黨二百五十餘人を率ゐて、先導としてこれに從ふ、小四郎稻之衞門はかくときゝ、目さす敵ござんなれ、みなごろしにして日頃の怨を晴し、奸黨の根を絶つべしとて、同志のうちにて勇敢の聞えある、三橋弘光、須藤孝正、根本義信、竹内延秀、飯田利貞なんど、頼みきつたる人々と、兵卒三百人を引具して、七月七日、高道祖村に於て合戰しけるが、敵味方互に死傷あり、未だ勝負を決するに至らず、明る八日幕府の軍監等は、諸藩の兵六千餘人を驅り催して、黒子邸にすゝむと聞えしかば、飯田利貞が計を用ゐ、對應の戰にては、勝を得んこと難かるべし、朝驅して不意を伐んと、その勢を二手に分け、

一手は高道祖村に向ひ、一手は中上野村に向ひ、夜の明けざるに山を下り、小貝川を渡り大寶村に至る、時に幕府の軍監等、下妻の多賀院を本陣にしたり、まづこれを打破らば、その餘は手に立つものあるべからずとて、其明る九日には、間道をひた走りに走りつき、朝霧の間より、銃砲を發ちかけ、打物をひらめかし、喊の聲を揚てきつて入る、軍監等はかねてより、戰は先陣よりこそ初むべけれ、後陣はその模樣をみて、進退を決せんとて、此夜は枕を高うして、前後も知らず臥し居たるに、俄に大勢押寄たれば、拒ぎ戰ふ擬勢もなく、あわてふためき、取るものも取敢へず、我先にと敗走す、筑波方は得たりやおうと、縱さまよこさまに切てまはる、臆病風のつきたる幕兵は、右往左往に散り亂れ、打たるゝもの數を知らず、此時諸藩の軍勢も、こゝかしこに屯せしが、これをきゝ大に懼れ、ぬけ〳〵に陣をひきしかば、市川の手の者共は、戰ふにすべもなく、水戸をさしてぞ引たりける、小四郎等のがさじ物をとて、一隊の兵を引て、息をもくれず追かけゆき、水戸の城南藤柄町にて、又手いたく戰ひしが、味方はつゞく兵少く、また戰疲れたりければ、ひとまづ筑波へ引かへす、かゝる程に松平頼徳等、市川黨に支へられ、那珂湊に馳入りて、幕府の兵と戰ふと聞えければ、小四郎ますます憤り、兵を率ゐてかしこに趣く、時にその姓名を變じて、小野斌男といふ仔細は、藤田その姓小野にして、參議篤の苗裔なればなり、かくて榊原照煕等、幕府に自訴するに及で、小四郎はこれに從はず、武田田丸等の諸將と共に、一方の圍を破り、兩毛信濃の間に轉戰し、後遂に加賀に至り、敦賀の陣に囚はれしが、明る年二月四日、正生稻之衞門其外の人々と同く斬に處せられぬ、小四郎平生詩をよくし、又書に工みなり、死にのぞみ從容として、文天祥が正氣の歌を、はがらかに打吟じ、その篇いまだ終らざるに、太刀取やと聲かくるとひとしく、首は忽ち地に落ちたれど、その聲なほ朗然として、人の耳にあるが如くなりしとかや、時に年二十四、

明治二十四年十二月十七日特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位原市之進　原　せ

原市之進、名は忠成、字は仲寧、初名は忠敬、任藏と稱し後市之進と改む、別號を不愧齋と稱す、水戸の藩士なり、其先甲斐の勇將原隼人より出づ、十左衞門雅言の二男なり、性穎敏、等儕中に在りて嶄然頭角を見はす、業を會澤恕齋、藤田東湖に受く、東湖に於て從弟たり、成章弘道館に入り居學生と爲る、當時諸家の小傳、及び逸事を敘して、居學筆錄若干

卷を著はす、居ること歳餘、學愈々進み、擢でられて舍長と爲る、弱冠江戸に遊び、贄を古賀謹堂に執る、昌平黌に入り重野士德、秋月子鎬、松本士權、岡天爵等と文字の交を爲す、會々俄羅斯使節長崎に來る、幕府川路聖謨、古賀謹堂等をして、往て之に接せしむ、市之進從ふ、蓋し烈公の聖謨、謹堂に屬し門生を以て從行せしめ以て、應接事情を得むと欲してなり、事畢て還り、羽倉簡堂の門に入り、又鹽谷宕陰、藤森弘庵に從游す、簡堂深く市之進を器重し、聖謨と謀りて將に薦引する所あらむとす、會の爲に召されて竟に水戸に歸る、安政三年擢られて步士と爲り、弘道館訓導を兼ぬ、尋で扈從人と爲り、史館編修を攝す、乃ち家塾を城西五軒坊に開きて生徒を敎授す、從游の者數百人、講學約束を述べ、以て爲學の大要を示す、其意專ら經濟實用を主とす、及門子弟皆道義を講じ氣節を勵ますを以て務と爲す、萬延元治の間、慷慨憂國の士多く市之進の門に出づといふ、是時に方りて、烈公彦根侯と合はず、薄士將に爲す所あらんとす、時に朝廷、幕府の振はず、國事を誤らむとするを憂て、勅を水藩に下して之を匡救せしむ、大老閣老大に懼れ、順公をして勅書を奉還せしめむと欲す、市之進不可奉還の十條を疏し以て上る、會々大老志士の爲に擊殺せられ、烈公また薨ず、天下の局面丕變し、士論益々喧騰す、聞く尊王の義明かにせざる可らず、膺懲の典講せざる可らずと、是に於て朝廷大原重德を遣はし幕府に諭す、市之進慷慨自ら奮ひ、半夜驟起して曰く、時運を回らし橫隕を遏むる正に此の時に在りと、國老大場一眞齋、武田耕雲齋を佐けて江戸に赴き、長藩の桂小五郎、備中の山田安五郎等と、力を國事に盡す、奥祐筆頭取と爲り大番に班す、時に文久二年十一月なり、明年大將軍入朝す、順公亦た隨ふ、市之進公駕に先たちて西上し、公卿の間に周旋し、又關白二條公及び一橋公に謁して意見を上陳す、明年一橋公總督府を京師に開く、市之進に命じ、府中の事を攝せしむ、時に海內多故、東に水戸の亂あり、西に長藩の事あり、而して近畿所在嘯聚隊を成す、一動一靜天下公の風采を仰ぐ、而て經理紊れず、措置井然として民心賴て以て安きもの市之進屠沃の力多きに居る、是歳昭德公薨じて嗣なし、一橋公入て宗祀を承ぐ即日召して機務に參與せしむ、固辭す命を得ず、奥番格奥詰に拜し食祿五十苞を賜ふ、布衣に敘し目附に轉じ百苞を增賜す、國政改革の事を管せしむ、慶應二年　孝明天皇崩ず、特に市之進に命じて山陵及び葬祭の事を掌らしむ、大葬の禮朝廷素と慣例あり、因襲の久しき其弊牢として改む可からず、是に於て舊例古格の禮に合はざるもの盡く祛り、一に古典に復す、識者稱して盛舉と爲す、山陵功竣る、將軍その功を嘉し賜賚差あり、閣老板倉侯と同じく邸を二條に賜ふ、兵庫開港の議起るに及びて、議論沸騰し、互に相齟齬す、江戸に在りて志を得ざるの志士、深く市之進を嫉み、乃ち宣言す、攝港を開くは原某實に之を主張す、原某及び二三用事の臣を除かざれば、此議決して破る可らずと、年少輕剽の輩以て信然となし、間行西上して市之進の旅寓に抵り襲ふて之を刺す、既にして鈴木某なる者板倉閣老の邸に自首す、乃ち幕府小臣の爲す所なるを知る、時に慶應三年八月十四日にして、市之進の齡三十八なり、將軍計を聞て嗟悼し、有司に命じて厚く其葬事を資せしむ、故舊門人商議して東山長樂寺に葬る、市之進貌厚にして、氣宇雅量克く容る、喜怒面に見さず、善く人の緩急に趨る、武田正生の斃に就くや、市之進陰に人を遣はして遺孤を匿し、以て其祀を存せしむ、其學該博經史並び修め、最も國典に精し、また武藝に通じ、詩文はその所長にあらず、然るに才氣煥發、長篇大策筆を援り立ろに成る、著述纂めて富む、多くは散逸して傳はらず、今僅かに護王明神事蹟考、西游記、論史會稿、督府紀略、倘不愧齋存稿若干卷を存するのみ、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位鮎澤伊太夫

茨城縣水戸市上市天王町竹谷蟠方　鮎澤武

鮎澤伊太夫は、名を國維、字を廉夫といひ、水戸の藩士にして、實は高橋諸往の次子、多一郎愛諸の弟なるが、鮎澤正行の爲に養はれ、天保の末其家を繼ぎ、小十人組と爲り、弘道館舍長を兼ぬ、甲辰の變には、兄愛諸等と議し、誓て國冤を洗雪せんと、百方苦辛したる處、却て奸黨の爲めに忌まれ、步士組に左遷し、尋で職を褫はれ、其家に禁錮す、後また出て、倉奉行、寺社役等を歷、安政年中、勘定奉行に進む、戊午の秋勅書の下るや、伊太夫議を上り、速かに之を列藩に廣布せんといひしかど、支へられて行はれず、明年夏幕府大に獄を起し、伊太夫亦召し問はれんとす、伊太夫免る可らざるを慮り、一たび其鄉に歸り、永訣を期して復江戸に抵る、幾ばくもなく評定所に呼ばれ、屢々鞫訊の後獄に下り、罪名未だ定まらざるうち、萬延元年の春、井伊大老刺されしかば、危くも死を免かれ、其年十一月、豐後佐伯に謫せられ、居ること三年ゆるされて國に歸り、勘定奉行に復し奥右筆頭取と爲る、甲子の難、横原新左衛門と、南上して松平頼德を護し、那珂港に據りしが、頼德欺かれて自殺し、武田正生等北行するを見て、他日の恢復を圖るに如かずと、身を脫して京師に走り、大德寺のほとりに羈れ居たるに、時勢漸く來りしか

ば、戊辰正月勅を奉じ、水戸に歸りて郡奉行と爲り、賊徒を追討して奥州白川に到りしに、奸黨市川三左衛門等、間道より水戸に還り、城殆ど危ふしと聞き、伊太夫諸隊を督して臨み、十月朔日弘道館に戰ひ、つひに敵を擊ち斥けしが、其身は流丸に中りて終りぬ、年は四十五なりとぞ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈正五位稻田重藏

茨城縣水戸市上市北三ノ丸　稻田正俊

稻田重藏、名は正辰、常陸國那珂郡國井村の人、孫右衛門が子なり、幼時より水戸藩士田丸稻之衛門の家に事へたりしが、天保中、稻之衛門がすゝめによりて、町方同心となる、金子孫二郎郡宰たりし時、其謹愼樸實なるを以て郡吏に擧ぐ、孫二郎職を罷られ、善からぬもの時を得たりしかば、重藏やすからず思ひ、書を上官に送りて之を論じ、罪蒙りて其職を罷らる、孫二郎再び用ひられしに、重藏も又齋職にかへり、やがて内元締に擧られ、諸士の列に入る、孫二郎が大事を思ひ立ける時、早く其謀に入り、國を立出んとせしが、妻子等之を知りて、引止めなばゆゆしき大事なりと思ひ、一夕酒酌かはし、何氣なく、我此度、所用ありて江戸に趨むくべし、歸りくる日の遲くとも、待わび給ふなとて、孫二郎に從ひ出立ち、異壁郡に至れば、此頃世の中物騒敷、幕府捕手して、此處彼處を守らせけるが、重藏主從の姿を怪しみ、跡を慕ひて馳來るにぞ、重藏窃に孫二郎にさゝやき、此處にて捕はれ給はゞ、大事やみぬべし、某御名を申給はりて死に就くべし、其隙にのがれ去り給へといふ、されど二人が勇氣にや恐れけん、近寄る者も無くて、難なく江戸に着たれど、同盟の士來會するもの多からず、重藏いやいや人を待て期に後るべきにあらず、決斷して行はんに、など衆寡を問ふべきといひしかば、衆議こゝに一決す、櫻田にて重藏眞先に進み、多くの敵と渡り合ひ、身に十餘創を蒙り、その場に死す、年四十七、遺骸は權りに小塚原に葬る、後水戸神崎寺に改葬す、重藏容止樸實寡言、思慮精覈、然れども一たび口を開けば、諄々として情義を明にす、而してその行ふ所また事宜に適中す、皆其沈勇を稱せりといふ、明治二十二年五月二日、靖國神社に合祀せらる、

明治卅五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位佐野竹之介

山梨縣甲府横近習町七九　佐野嘉一郎

佐野竹之介、名は光明、水戸藩士兵左衛門光誠の長子なり、幼にしてよく稗史野乘を讀み、古の武士の風を慕ひ、彼も我も人たるは同じ、我いかでか彼に劣るべきといひしとなり、年長て創法又砲術に達し、藩主齊昭に寵用せられ、小姓となる、別勅の事起りて、江戸に馳行きしに、折ふし幕府、齊昭を水戸に移さん爲め、松平左兵衛督信發をして命を傳へしむ、此時竹之介思ふやう、幕府我君を疑ふこと深し、こたびの御使は、世の常の事にはあらじ、所詮これを斬り殺して幕吏を懲しめなば、その事も自ら止べし、これ我身を殺して主君の禍を救ふ謀なりとて、大津之網等を語らひ、幕使の來るを、今やおそしと待ゐたる程に、執政の人々大に驚き、幕府の仰、我君の大事ならんには、我等といへども、いかでか生て世に在るべき、させる事も無きに、早まりて醜忽のふるまひし、主家の危難を引起す事不可然と、詞を盡し諫しけるにぞ、その結構はやめてけり、されども容易ならぬ企しつればとて、その叔父光大を召してこれに預く、竹之介さる氣はやき男なれば、叔父と口論し、そこにも居られず、同じ國の那珂郡田谷村のかねてしる人なる、田尻知好が許に匿れ居て、或る時知好に向ひ、あさましき世のありさまかな、朝廷に忠節を盡さんとするものあれば、幕府捕へて罪科に處す、これ奸賊井伊が所爲に出たり、某身を捨てゝかれを斬り殺し、王威を四海に耀さんとす、そこには後にとゞまりて、國の護となり給へとて、金子敎孝、高橋愛諸等が、忍び〳〵に事を謀るよしを聞き、これに一味連判し、櫻田にて手いたく働き、數ヶ所の創を負ひけれど、ちつとも屈せず刀を杖にし、老中脇坂氏の門に走り入り、取次の士に面謁し、件の始末を申し述るに、面色少しも變せず、言語分明にしてきく者耳を傾く、言終りて息絶ぬ、時に年二十二、その襯衣に、誠忠の二字を朱書し、又歌二首を書しるす、

敷島の錦の御旗もちさゝけ
　すめら軍の先かけをせむ

櫻田の花と屍は散せとも
　なに撓むへき大和魂

親戚その屍を請受けて、小塚原にうづめしが文久二年七月、朝廷その罪を赦し、鄕里に歸葬せしむ、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位廣岡子之次郎

東京府北豊島郡日袋里村本一〇六九

廣　岡　逸　人

廣岡子之次郎、名は政則、水戸藩士政介則孝が養子にて、實父を林吉次郎以文といふ、幼時人に語りて、學は忠孝を主とすべく、書は姓名を記することを得ば足りなんと云ひしかば、項羽の詞は史傳に見えたれども、幼きものがいかにして、かゝる言をいひ出けんと、人々皆驚き訝みけるとぞ、櫻田にて直弼が首打とり、有村雄清と共に走りて龍の口に至りしが、創重くして歩すること能はず、其首をあたりなる辻番所に差出し、雄清と共に腹切て死す、時に年二十一、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位山口辰之助

東京市麹町區五番町十

山　口　豐　男

山口辰之助、名は正、父を賴母正德といひ、水戸家公子の傅たり、辰之助は其四男なるが、幼時父を喪ひ、母と兄とに事へて、孝悌の道を盡し、兄早世して後、又幼姪を愛してよくその家事を治む、別勅の事起りて、藩士江戸に馳參るもの數千人、此時辰之助、江戸にあり、一日友人住谷信と、酒飲み語らひしに、今度士民奮ひ起り、國事に力を盡すと雖ども、一時の血氣に乘じて、擬勢を爲すもの少きにあらず、もし事のなりがたきを見るに於ては、心變りせんも測りがたし、志士の身を捨て義を守るべきは其時にあり、和殿は何と思へるにかと問かくれば、辰之助につこと笑ひ、某が母こゝに心附かれにけん、國を立出るとき某に打向ひ、此度の事、吾君の寃を雪ぎまゐらせ、勅旨を達せざるときは、再び家にかへりて、此母をな見そと申き、されば某家を去りしより、堅く心に誓ひ、母の敎訓に負かざらんことを思ふより外他事なし、爭でか始ありて終なき、小人にならふべきと答ふ、信手を拍て大に喜び、斯子ありて斯母あり、世に稀なる義母義士にこそと、賛稱せしとなり、かゝりし程に、幕府命ありて、勅書をかへし奉るべしと、使しきりなりければ、藩吏憚れて、是を江戸におくらんとす、辰之助思ふやう、正義の人々、さまざま申止むれども、其言用ゐられず、今尋常の所爲にて、事ゆくべしとも見へず、いざこれを途中にて、奪ひかへし奉らんとて、同志の人々と長岡驛に屯しいたるに、幕吏君命を傳へ、軍兵をさし向け逐道らんとす、辰之助藩兵と同士打せんは無益なり、さらば奸賊の首魁井伊をのぞくべしとて、大關和七郎とともに、江戸におもむくとて、一首の歌を、屏風の紙にしるす、

吹風にこのむら雲を掃はせて
　くもりなきよの月をながめむ

櫻田にて、敵方河西某、手痛くはたらきて、味方の人々、手負ふもの多し、辰之助遙かにこれをみて、あつぱれ敵やござんなれと、走りかゝりて打合ひ、遂にこれをきり伏せぬ、されど吾身も傷夢りて、あゆむ事かなはざりしかば、今は早此までなりと、途中にて腹切て死す、時に年二十九、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位岡部三十郎

茨城縣水戸市上市備前町

岡　部　捨　男

岡部三十郎、名は忠吉、水戸藩士審院番組五郎右衛門忠義が二男なり、三十郎年久しく江戸に住で、よくその地形をしりたれば、櫻田の一擧を企るに、まづ同志の人々の、止宿する所をえらみ、又用意の品々を、調へ置てたよりよかりき、櫻田の事はてゝ喜びに堪へず、一句の俳句を吟ず、

　願ふより嬉しと思ふ今朝の雪

斯てこゝを逃去り、京師にて義擧の事を待ちしに、金子敎孝の事願れしかば、又妻を變じて東に歸りしを、幕府の捕吏に搜し出されて、同志の人々と、共に斬らる、年四十四

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位鯉淵要人

茨城縣東茨城郡西郷村上吉田

鯉　淵　東

鯉淵要人、名は鈴陳、父を數長義長といふ、常陸國茨城郡下古內村諏訪神社の祠官なるが、武藝を好みて劍法の達人たり、藩主齊昭の寃を雪がんとして罪を蒙り、齋藤監物等と同じく、水戸に禁獄せらるゝこと、數年にしてこれを免さる、其後金子孫二郎、高橋多一郎等井伊を狙ふ由を聞き其群に入り、監物と同じく江戸に赴かんとす、或時己が子義次を一間に招き、われ仔細ありて遠く旅立せんとす、汝はゝとに留りてよく家を守れといふに、その顏色常にかわりたれば、義次これを悟り、いかなる事候とも、いづくまでも御供仕らんずる物を、つゝませ給ふは御情なしとえんずれば、要人首打ふり、いやとよ、思ふまゝにしおはせたらばさてやむべし、萬一仕損じたる時、獄吏汝を捕へて糺問せんに、實に知らざる時は、答ふるも易かりなん、さるを知りながら知らずといはゞ、口ごもりてはきと申述がたかれば、中々知らぬこそよけれとて、

戸におもむき、夜な夜なその館を守り、かくなん、

鳥羽玉の夜もすからに忍びつゝ
　まもるは君の爲とこそ知れ

その後同志の人々と長岡驛に屯して、勅書奉還の事をとゞめ井伊をねらふ時その居動を伺ひ、詳に出仕の時刻從兵の多少を聞定め襲撃のたよりとす、事はてゝ後、堀丹波守の邸に囚はれて斬らる、年三十八、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位杉山彌一郎

茨城縣水戸市上市並松町

杉山當忠

杉山彌一郎、名は當人、父を孫十郎と云ひ、鐵砲を製造するを以て水戸に仕ふ、彌一郎その業に工なること父祖に勝れたり、班を留附にすゝむ、前中納言が駒込の邸に幽せられし時、文武の教師をた牀几廻組をもて非常を戒めらる、これ幕吏が害を加ふるを恐れてなり、彌一郎もその群に入らんと思へども、職卑しければ力及ばず、猶主を思ふ心止みがたく、忍びて江

○贈正五位川崎孫四郎

茨城縣那珂郡川田村大字枝川

男　川崎健幹

川崎孫四郎、名は健幹、初め健藏と稱す、水戸領の人にして、善治平長貴の第四子なり、文政九年正月元日、那珂郡枝川村に生る、幼にして英雄豪傑の事を談ずるを好み、常に兒童と遊戲するに、戰鬪に摸する事を爲し、時に或は人を傷つけ、其身も創を蒙りなどせしかば、其父之を憂ひ、こは眞の武家奉公せしむるに如かずとて、天保九年水戸藩士中村與市右衛門の若黨と爲せしに、又人と爭ひしかば、これが方暇と爲り、それより安島帶刀に仕へ、其後嘉永二年、本丸留主方の卒に

補せられ、又安政二年に至り、郡宰高橋多一郎の爲めに知られ、郡吏の職に轉せしか、其冬高橋奧祐筆頭取に移り、野村彝之介代るに及び、また之に屬し、小石川上邸譜請ある折、同僚山崎獵藏と倶に其土木の役に從事し、董督度に適ひ、竣功の後其勞を賞せらる、同く三年歸國を命せられしに、此時外患日に逼り、人心恟々たる有樣なるゆへ、孫四郎大に奮發し、屢々房總の間に往來し、以て同志の便を計りしが、幕府遂々警戒を嚴にし、志士の往來を檢束せしかば、此上は風俗を變じ言語を換へ、以て嫌疑を避くるに若かずと、暫く越後の國南蒲原郡に赴き、越後の言語を覺へて歸る、五年四月井伊直弼大老職に昇り、擅に權力を振ひ、水戸尾張越前等の諸侯を幽し、つひに海內の名士數十人を捕へ、或は貴き方にさへ及ばし、以ての外の騷擾と爲りしかば、高橋多一郎等、つひに大義を思ひ立つ、六年四月、孫四郎乃ち其密意を承け、ひそかに大阪に至る、其折子健藏に與へたる書に曰く、

此度爲國家思立候處出先の摸樣により再會難計候故拜領の品々幷に正順の短刀爲形見差置候間永々重寶可致候貴殿成長候はゝ文武忠孝を勵み御奉公專一に致し可被申候以上

四月十六日　　同　孫四郎
　　健幹花押

川崎健藏

かたみとてのこすことのは身にそへて
　かならず香へ能慶のたちはな

やがて大阪にて、姓名を篠崎源太郎と改め、頗る幹旋盡力せるうち、萬延元年二月、高橋父子亦大阪を志して上り、三月六日孫四郎等に對面し、大に謀る所ありけるが、たゞ〳〵櫻田の擧ありし爲め、幕府の探索嚴重にして、遁れ難く爲りしにぞ、此月廿三日高橋父子つひに自刃して死し、孫四郎も生玉門前にて腹かき切りしが、未だ死せざるをもて幕府の捕吏等之を獄舍に遣りしに、翌日つひに死したりぬ、年は三十五なりしとぞ、間もなく文久三年六月、朝命を以て本國に歸葬を許すの御さたに接し、此月廿七日に及び始めて故郷枝川村に葬るを得たり、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位山崎獵藏

茨城縣東茨城郡吉田村大字酒門町

山崎奬

山崎獵藏、名は恭禮、初め子之吉と稱す、水戸藩の士忠治正憲の男なり、文政十一年十月一日、常陸國茨城郡細谷村に生る、天保十一年の春、撰ばれて中奧使となる十四年の春、郡

吏見習となり、弘化四年二月郡吏に進む、是より先烈公幕謴を獲て、駒込邸に幽居せらるゝや、竊に有志の徒と謀り、之れが回復に力を致せり、安政二年の夏、高橋多一郎北部郡宰たるに及び其部下に屬し、日夜勉勵事務に勞し鄉校を設け、農兵を編する等の事に與りて功あり、十月江戸地大に震ひ、藩邸も災にかゝる、因て廢屋修築の方策を計畫し之を郡宰に謀り木材を運輸し、工夫を募り發遣する等、施設の急務に係るもの、自ら其任に當りて奔走盡力し、猶は川崎孫四郎と力を併せ、部民を率ひ江戸に土木の役に從事する歳餘、安政五年七月、烈公再び幕謴を獲て駒込邸に幽居せらるゝに及び、又有志と謀る所ありたり、八月順公勅書拜賜の日に方り江戸に抵り、日夜國事に周旋す、六年の秋烈公俄に國に就く、猶蔵も從て水戸歸る、幕府順公に命じ勅書を奉還せしむるの事起るや、猶蔵益々奮激、臣子たるもの死を以て國に報ずるとこの秋にありと、誓て家を出で江戸に赴き、川崎と進退を俱にせんことを謀り、高橋多一郎の密旨を受け潜に西上し、身を旅商に變じ、丹波屋榮藏と稱し、浪華に寓居し、陰に雪冤尊攘の事を謀る、萬延元年春高橋等潜匿上阪の日、東武斬奸の策あるを聞き其事の發するや、大に施すことあるを以て、日夜來報の至るを待つ、既にして三月三日江戸櫻田に於て、井伊大老を擊殺せし者ありと京師の間に紛説紛々たり、幕吏高橋等の踪跡を探索最も厳なり、猶蔵孫四郎と謀り、高橋等をして浪華の島男也の家に避けしむ、而して猶蔵は三月二十三日、幕吏の爲めに捕に就き浪華の獄に繋がれ、四月九日獄中に病歿す年卅三、文久三年幕命により、屍體を親屬に下與せられ、墓碑建立を允され、八月水戸に歸葬す、十一月藩命猶蔵の跡を收錄し、男克德を以て嗣かしむ、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位黒澤忠三郎

熊本縣熊本市手取本町
從六位勳六等　黒澤　廸

黒澤忠三郎、名は勝算、水戸藩士林藏勝正の子なり、資性勇壯快豁、武藝に達者たるを以て、躰几廻組となり、安政年中大番組にうつる、常に王室の式微を嘆じ、大に尊攘の說を唱ふ、水藩返勅の議起るや、同志の士と共に長岡驛に屯し、以て忠君の實を擧げんとす、事遂に果さず、即ち蓮田大關有村等十七人と共に井伊大老を櫻田門外に要撃す、當日忠三郎畢生の勇を奮ふて闘ひ、身に數箇所の手疵を蒙り、刀劍殆んど鋸刃の如しといふ、事終りし後九鬼長門守に預けられ、七月十二日遂に死す、後文久三年七月、同志と同じく鄉里に歸葬するを許され、且其後を復せらる、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位大關和七郎

東京市小石川區指谷三
大關恒太郎

大關和七郎、名は增美、水戸藩士黒澤忠三郎の弟にて、叔父恒右衛門增賀の養子たり、安政中に大番組たりしが、井伊直弼を刺んとて江戸にゆき、山口辰之助と共に、身をやつして動靜を伺ひ、櫻田の折手負ながら、細川氏の邸に至り事の由を訴ふ、此時幕府の檢使、大老は恙なし、奥中に在りしは、かの家の扈從頭何某なりといふを聞きもあへず嘲笑ひ、家臣にして主の乘物に、のるものやあるといひければ、檢使赤面して返す詞も無てやみぬ、和七郎容儀、すぐれて氣品高かりければ、公族または長臣の子にやと、人々疑ひ思ひしとなん、松平稠松の邸に囚はれ、文久元年七月二十六日斬に處せらる、年二十六、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位森五六郎

東京市麻布區櫻田町八十番地
森　六藏

森五六郎、名は眞長、水戸藩士使番與左衛門直元が五男なり、同志の人々と長岡に屯しし時に、側用人戸田忠則、きたりてこれを諭し去らしむ、五六郎打笑ひ、去し歳執政安島帯刀ぬし、勅旨の事によりて、命をすてたるにあらずや、これ和殿が叔父御とうけ給はる、和殿はかへりて勅旨を奉せんとするものを、とゞめ給ふはいかにぞやといひしかば、忠則答ふるすべなくて立かへりぬ、櫻田にて五六郎まづ、小銃を井伊が駕輿にうちかけて、前驅のものをかけやぶれば、數多の供人、すは狼籍ものよといふまゝに、捕りおさえんとせしを、早くも小銃をなげ捨て斬てかゝる、これにつゞきて一同奮撃し、終に本望を達する事を得たり、後稻葉伊豫守にあづけられ、かしこにて斬らる、年二十三、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位蓮田市五郎

茨城縣水戸市上市鍛町
蓮田　肇

蓮田市五郎、名は正實、水戸藩士笠助宗道の子にして、町方同

心たり、幼時父に後れ孤となる、學問を好みけれど、家貧く紙筆を購ふべきすべなければ、三たびの食を減じ、その費にきかざりなり、只今の仰かけても存じよらぬ事なりと申しゝかば、有司かさねて、さらば何故かゝる大事を企て、且は名充んと思ひ起し日より、飢を忍びて勉め學び、日夜怠る事なし、きくもの感賞して、この子他日成立する所あるべし、凡義の正否を辨へざるやといへば、市五郎仰には候へども、前中人の及ぶべきにあらずといひわへり、安政の初に、寺社方の納言殿の忠誠無二の名君たるは、天下の遍く知る所なり、しかるに幕府常にこれを疑ひ給ふ故、かゝる事さへの給ふなるべし、それに引かへ大老井伊氏は朝旨をおし遏め、祖先の法手代となる、齋藤監物は神官なれば、職務につきていと親しかりけるにぞ、遂に相かたらひて櫻田の一擧に同盟し、事はてゝ後本多修理亮にあづけらる、幕府の有司これを糺問し、汝等徒黨を聚め大老を擊んとする事、上を犯すの罪免る可らずや、天下の浪人を以て、天下の罪人を討んに、他人の指と雖も、にげ隠れもせで、自首したるこそ神妙なれ、そも〳〵君の祿を食むもの、其命に從ふは理の當然たり、徒らに身を殺すをもて、義とすべきにあらず、こたびの事、まのあたり君命を受すとも、必ず傳聞く所ありて、思ひ立ちしなるべしといふ、市五郎おめたる色なく、こは存じもよらぬ仰かな、和君は前中納言殿が罪蒙りし事、大老の所爲に出たるを以て、我等に命じこれを打取り、怨をはらしゝとのたまふか、さことの給ふ如くならば、水戸の家臣數千人に下らず、などその人なくして、賤しき我々が刺客の謀を用ゐたまふ事あるべき、こたびの事は、水戸家臣のみには非ず、薩摩の人もまたそのむれに入りたれば、君命にあらざる事を知らるべし、抑前中納言は、上を敬せらるゝ事よの常に超たり、こたびの事を

きかせ給はゞ、驚き憂へさせ給はん事、我等に於ても心苦しきかぎりなり、只今の仰かけても存じよらぬ事なりと申しゝかば、有司かさねて、さらば何故かゝる大事を企て、且は名義の正否を辨へざるやといへば、市五郎仰には候へども、前中納言殿の忠誠無二の名君たるは、天下の遍く知る所なり、しかるに幕府常にこれを疑ひ給ふ故、かゝる事さへの給ふなるべし、それに引かへ大老井伊氏は朝旨をおし遏め、祖先の法を壞り、擅に夷狄を近づけ親藩を擯斥す、是天下の罪人にあらずや、天下の浪人を以て、天下の罪人を討んに、他人の指圖をうくる事やある、罪魁を除き國運を挽回することを得ば、身死して餘榮あり、これ小義を捨て、大義を取るなり、如何なる拷訊にあふとも、前中納言殿に、無實の罪をおはせ參らする事は得せじと、申切てければ、有司もその忠誠をや、感じけんまた問ふことも無りけり、市五郎窃にこの問答の詞を筆記し、その奥書に、幕吏もし證言して、我老公に連累せば、吾死すとも目を瞑すること能はず、後にこの書を讀ものからば、吾一點の血誠を亮察して、不遜を咎むることなかれといへり、斬られし時、年は二十九なりとぞ、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位白石平八郎

神奈川縣鎌倉郡鎌倉町　多賀義行

白石平八郎、名は巨棋、常陸國多賀郡大中村の郷士にして、父を平太夫といふ、水戸藩に仕へて士分格に列す、其系は貞純親王の後胤大和守源頼親に出で、子孫世々陸奥國石川郡白石に居る、此に因て氏とす、平八郎人と爲り容貌魁偉、氣宇快豁、身の長高く、眼光人を射る、壯にして勇力あり、ある日途上にて農夫の無禮せしを怒り、是を毆て傷つけゝるに、平八郎と不和なるもの此事を聞きつけて、平八郎農夫の爲めに、辱しめられながら、そを斬殺す事もえせず、おめおめと逃去りぬと、藩吏に密告せし爲めに、其職祿を沒收せられたり、これ當時の藩法なりとかや、されど平八郎か武藝にすぐれ、また父母に孝行なる聞え高きをもて、いくばくもなく職祿を復せらる、幼きより砲術を好み、荻野天山に從ひて研磨せしに、頗る名手の聞えありしかば、藩の老職山邊兵庫頭以下、就て學ぶ者も多かりしとぞ、平八郎また戸田忠太夫、武田彦九郎、山國喜八郎等と親しく交り、常に中納言齊昭が訓を奉じ、努めて名節を砥礪せり、既にして齊昭藩政の改革を斷行せしに、村民兎や角と誹謗する者多かりければ、平八郎いたく之を戒め諭したれど、なほ改ざるまゝ、怒て一人を手及せしに、叨りに人を害したりとて、再び罪蒙りて、獄舍につながるゝこと二年に及びぬ、さて此頃外國の船舶屢々近海に出沒す、平八郎深くかしめ其變あらんことを察し、頻りに海防の事を論じ、米艦の浦賀に入りし折は、砲艦戰書十卷を著はし、之を幕府に献じて意見の程を申述べしかど、其ことたへて採り用ひられず、かくて通商貿易の條約も定まり、世の中いと騒しくなりければ、憂憤の情抑へ難く、大に尊攘の義を唱へ、產業を擲ちて、周旋することありし爲め、家道頗に凋零し、遂に擔石の儲も無き程に至りしかど、少しも意に介する事なく、益々其志を貫徹せんと期せるうち、舍々朝廷より内勅を水戸に下されければ、藩士大に悦びて、之を奉行せんとす、然るに幕府に於ては此事を以て容易ならざる事なりとて、之を奉還せしめんとせしかば、平八郎其子の内藏進と共に奮然として起上り、これ志士報國の秋ならずやと、直に訴狀を懐にし、父子俱に江戸を指して赴きけるに、折ふし幕府命を下し、利根の渡りを止めしかば同志の士と同じく、市川八幡あたりに滞留せしも、いつはつべくあらざるゆゑ、父子大にいらたちひあへるは、つらつら世の形勢を見るに、殆んと乖戻の極に陷りたれば、非常の大事を擧げて鼓舞振作するにあらざればいかで尊攘の大義を天下に伸るを得ん、如かず先づ佐倉城を襲ひ、勢に乘じて横濱に打入り、異人の旅館を燒拂はんにはとて、ひそかに死士を募り集めしに、二十餘人を得たり、さ

れど時機未だ熟せざるまゝ、宍倉村より霞浦に泛び、舟路によりて竊に江戸に入らんと謀りしうち、勅書恙かなく水戸にをさまりしと聞き、一先づ士衆を解散させ、猶忍びやかに謀るひねありしに、水戸には内亂さし起り、佐幕黨勢力を得て、藩論一變せし様なるにぞ、平八郎憤慨禁ずること能はず、再び前日の謀を繼んと、急に舊盟の者を募り、其身かねてより考へ出せる小榴彈丸をもて、横濱襲撃の具と爲し、一日あまたの親朋を會し、歌を豚と酒をくみ交はして離別の意を叙し、やがて暇を告げて立出でけるに、藩内の奸黨早くも之を謀知し、是れゆゝしき大事なりとて、數百人の捕吏をつかはし其あとを追はしめける、平八郎さる巧みのありとは露知らず、稻吉驛に宿りけるに、拂曉あまたの捕手ども不意に飛入り搦んとせしにぞ、父子起あがり大刀を把り、込み入る數人の敵を斫り拂ひしも、父子只二人のみにして、外に援けのあらざれば、力盡きて遂に父子共に殺されにけり、時に年五十、こは文久元年正月二十四日の事なりき、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位森山繁之介

茨城縣水戸市上市鷹匠町 森山繁雄

森山繁之介、名は政德、水戸藩の士にて、五八の子なり、安政の初め、矢倉手代となる、同志の人々と長岡驛に屯し、櫻田の一擧に加はり、戸田氏の邸に囚はれて斬らる、年二十六、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位廣木松之介

茨城縣東茨城郡常盤村三九一 廣木花

廣木松之介、名は有良、水戸の藩士評定所物書席たり、大關和七郎と睦しかりければ、櫻田の企に同盟し、事はてゝその場を逃れ去り、加賀國なる一寺に入り、髪を削りて僧となる、その後同志の人、皆刑せらるゝときゝ太息つき、吾一旦の死をのがれ、今日に至れるは後に國る所ありてなり、今ははや世の中の事せんすべなし、獨生を偸むべきに非ずとて、文久二年三月三日、腹切て死す、年二十五、其後一人の行脚僧水戸にて松之介が家をとむらひ、そが紀念の物をかへし、最後の樣を詳かにかたりければ、家人も久しく其ゆくへを知らざりけるが、初めてこれをきゝ、その義烈を感歎せしとなん、

明治三十五年十二月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位木村權之衛門

茨城縣水戸市上市鷹匠町一 島田方

木村 秀

木村權之衛門は、名を聿、字を季德といひ、水戸の藩士なり、其先は長門守重成に出づ、權之衛門幼にして讀書を好み、長じて小十人目附と爲り、馬廻組に轉じ、兼て應接に任ず、安政の頃、金子敬孝、高橋愛諸等と計り、屢々水戸江戸の間に往復し、又薩藩西郷吉之助、堀忠左衛門等と、東西相應じて尊攘の擧に及ばん事を謀る、折しも朝廷命を幕府及び水戸家に下し、攘夷の擧あらしめんとせしに、井伊大老之を阻格し、憂國の志士は皆捕へて之を殺し、其凶焰日に熾んなるにぞ、金子高橋等之を憤り、つひに東に大老を殪し、西に義兵を擧げんと志し、權之衛門等は其西の手に與す、既にして東の手首尾よく志を遂げ、萬延元年三月、大老を櫻田に打取りしかば、權之衛門等は、關鐵之介、岡部三十郎と、潜かに大阪にゆき、計畫せる所ありけるに、幕府早くも之を察しけん、偵察探索殿重にして、高橋等自殺するに至りしかば、權之衛門は走て九州に赴き、また忍びやかに水戸に歸り、猶も再擧を計りつゝある中、ふと病の床に臥し、文久三年三月廿六日、つひに志を齎らして薨りぬ、年は四十なりしといへり、

明治三十五年十二月八日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈從五位白石內藏進

神奈川縣鎌倉郡鎌倉町 多賀義行

白石內藏進、名は巨規、水戸藩士白石平八郎の長子にして、天資端莊明敏、身の長六尺、少壯より擊劍を好み、江戸に出で跡部主稅輔の門に入り、小野派一刀流の免許を得たり、水戸にて內亂の起りし時、父に隨ひて國事に奔走せしが、常に佩びたる三尺五寸の大刀の鍔に、

魁けて散れやまとの櫻花
よしやうき名は世にのこるとも

といふ歌を刻みつけたりとなん、詞は巧みならざるも、其氣象のさまを見るべし、文久元年正月二十四日の夜、稻吉驛の宿舍にて、父と共に捕吏と戰ひて死す、年は三十なりしとぞ、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位平山兵介

栃木縣栃木警察署
平山節

平山兵介、名は繁義、水戸藩の士、新番組兵藏繁纓が長子なり、身の長ひくかりしが、膂力人に勝れ、諸般の武藝に通達し、わきて劍術に長じたり、安政の末、勅書奉還の事起りしより群議まちまちにして決せず、兵介内々其友住谷信、中島高政等と示し合せ、諸國をめぐり、同志の士を募らん爲め、本國を逃れ出で、こゝかしこを經て、萬延元年の冬、淡路の洲本に至り、姑く足を止めしが、住谷中島の兩人は、京都に於て、幕府の手に捕へらる、兵介大に驚き、江戸に歸り、髪を剃り形を變じ、忍で時機を待居たるに、幕府にては井伊直弼討れし後、安藤信正、老中筆頭と爲り、外國の事務に專任し、貿易の條約をさへ取結たれば、其所爲ますます人望にかなはず、兵介つら〳〵思ひ煩ひ、井伊死すと雖も、安藤なほ在り、櫻田の一擧に續く者なければ、外患終に止む可らずとて、再び水戸に歸り、ひそかに同士の友、小田彦二郎等に打向ひ、いまや安藤勢を得て、朝旨を蔑如し奉り、世の公論を顧みず、かくては先年、金子高橋が、命を捨てゝ事を擧けし、苦心もその詮無きに似たり、とてもかくても國の爲めに、ひとたびは棄る此身なり、いでかやつをも斬てすて、天下の目を醒すべしといひたるに、彦二郎げにもと之に同じ、さてこそ共に大事を企てたれ、同志と共に文久二年正月十五日、小田彦二郎、川邊佐治衞門、黒澤五郎、高畑房次郎、川本杜太郎等と、坂下門の外に潜伏して、安藤信正が登城の折を待ち、やにはに小銃を放ちかけて、徒者をば打散らし、乘物目がけ走りよる、兵介眞先に進み、輿中より逃出んとする信正が、腰のあたりをはたと斫る、されど彼も亦豫て戒心あり、武藝にすぐれしもの共を、數十人召らみ出し、身の衞りにしたりしにぞ、拔合せて遮り戰ふ、其ひまに信正ひとり、坂下門を指して走りゆく、兵介いらつてのがさじものをと、血刀打ふり追かけゆき、あはや一刀の下に討はなさるべう見へし程に、草履取の小者一人、後ろより走り近づき、傘杖もて打てかゝりけるが、兵介これにさへられ、たゆたふ内に、信正は、辛くして門内に逃げ入りぬ、かくて衛士等多勢馳聚り、前後より取圍み、兵介つひに亂刀のもとに斫倒さる、時に年二十二、其の屍を檢するに、懐中に一通の書を所持し、題して軒奸趣意書といふ、其文に曰く、

申年三月、赤心報國ノ輩、御大老井伊掃部頭殿ヲ斬殺ニ及ビ候事、毛頭幕府ニ對シ奉リテ、異心ヲ狹ミ候儀ニ之ナク掃部頭殿ハ執政以來、自己ノ權威ヲノミ振ヒ、天朝ヲ蔑加シ奉リ、只管ニ夷狄ヲ恐怖イタシ候心情ヨリ、慷慨忠直ノ義士ヲ惡ミ、一己ノ威力を示サンガ爲ニ、專ラ奸謀ヲ相廻シ候躰、

實ニ神州ノ罪人ニ御座候處、右ノ奸臣ヲ斬リ候ハヽ、自然幕府ニ於テ御悔心モ出來ラセラレ、向後天朝ヲ尊ビ夷狄ヲ惡ミ、國家ノ安危人心ノ向背ニ御心付サセラル事モ、コレ有ベクト存込、身命ヲ投ウチ候テ斬殺ニ及ビ候處、其後一向御悔心ノ御模樣モ相見エ申サズ、愈暴政ノ筋ニノミ成行候事、幕府ノ御役人一同ノ罪ニハ候ヘ共、畢竟ハ御老中安藤對馬守殿第一ノ罪魁ト申スベク候、對馬守殿井伊家執政ノ時ヨリ同腹ニテ、暴政ノ手傳ヲ致サレ、播部頭殿死去後モ絕テ悔悟ノ心コレナキノミナラズ、其奸謀詭計ハ播部頭殿ヨリ超過シ候樣ノ事件多クコレアリ、衆ヲ酒井若狹守殿ト申合セ、堂上方ニ正志ノ御方コレアリ候ヘバ、種々無實ノ罪ヲ羅織シテ天朝ヲモ同腹小人ノミニ致サン事ヲ相謀リ、萬一盡忠報國ノ志ハゲシク手ニ餘リ候族コレアリ候節ハ、夷狄ノ力ヲカリ押ヘ取ルベクトノ心底顯然ニテ、誠ニ神州ノ賊トモ申ベク、此儘打過候テハ、叡慮ヲ惱シ奉リ候事ハ申ニ及バズ、幕府ニ於テモ御失體ノ御政事ニノミ成行キ、千古迄モ汚名ヲ受サセラレ候樣相成事、鏡ニカケテ見ルガ如ク容易ナラザル御儀ト存ジ奉リ候、此上當時御模樣ノ如ク、因循姑息ノ御政事ノミニテ、一年送リニ過セラレ候ハヽ、近年ノ内ニ、天下ハ夷狄亂臣ノ物ト相成候事、必然ノ勢ニ御座候故、旁以テ片時モ寢食ヲ安ジ難ク、右ハ全ク對馬守殿、奸謀邪計ヲ專ラニ致サレ候所ヨリ、差起リ候儀ニ付、臣子ノ至情默止シ難ク、此度微臣共申合、對馬守殿ヲ斬殺申候、對馬守殿ノ罪狀ハ、一々枚擧ニ堪ズ候ヘ共、今其一端ヲ擧テ申候、皇妹、皇妹御緣組ノ義モ、表向ハ天朝ヨリ下シ置レ候樣ニ取繕ヒ、公武御合體ノ委ヲ示シ候ヘ共、實ハ奸謀威力ヲ以テ、奉奉リ候モ同樣ノ筋ニ御座候ヘバ、此度必定皇妹ノ擯機トシテ、外夷交易御免ノ勅諚、推テ申下シ候手段ニコレアルベク、其義若モ相叶ハザル節ハ、窃ニ天子ノ御讓位ヲ釀シ候心底ニテ、既ニ和學者ヘ申付、廢帝ノ古例ヲ調ベサセ候始末、將軍家ヲ不忠ニ陷レ、萬世ノ後、惡逆ノ御名ヲ流シ候樣、取計ヒ候所行、北條足利ニモ相超候逆謀ハ、我々共切齒痛憤ノ至リ申ベク樣モコレナク候、外夷取扱ノ義ハ、對馬守殿彌增盛勵丁寧ヲ加ヘ、何事モ彼等申處ニ隨ヒ、日本沿海測量ノ儀、盡ク指許シ、皇國ノ形勢委敷彼等ヘ相教ヘ、近頃ハ品川御殿山ヲ彼等ニ貸遣シ、江戸第一ノ要地ヲ、外夷共ニ渡シ候類ハ、彼等ヲ導キ我國ヲ取シメ候ニ、同然ノ儀ニコレアリ、其上外夷懇接ノ後ハ、每ニ指向ニテ密談數刻ニ及ビ、骨肉同樣ニ親敷致シ候テ、國中忠義勇憤ノモノ共ヲ以テ、却テ仇敵ノ如ニ忌ミ嫌ヒ候段、國賊ト申スモ餘リ有ル事故ニ、對馬守殿長ク執政致サレ候ハヽ、遂ニハ天朝ヲ廢シ幕府ヲ倒シ、自分封爵ヲ、外夷ヨリ請候儀ハ明白ノ事ニテ、言語同斷不屆ノ所業ト申スベ

ク候、殊ニ先達テシイボルト申醜夷ニ對シ、日本ノ政務ニ携ハリクレ候様、相願ミ候風說モコレアリ候間、對馬守殿存命ニモ候ハヽ、數年ヲ出ズシテ、我國神聖ノ道ヲ廢シ、耶蘇ノ邪教ヲ奉ジテ、君臣父子ノ大倫ヲ忘レ、利欲ヲ尊ビ候筋ノミニ陷リ、外夷同樣、禽獸ノ群ト相成候事疑ヒナシ、微臣共痛哭流涕大息ノ餘リ、餘義ナク奸邪ノ小人ヲ斬戮セシメ、上ハ天朝幕府ヲ安ジ奉リ、下ハ國中ノ萬民共、夷狄ト成果候所ノ、禍ヲ防ギ候義ニ御座候、毛頭公邊ヘ對シ奉リ、異心ヲ存ジ候義ニハコレナク候間、伏テ願クハ此後ノ處、井伊安藤二奸ノ遺樞ヲ御改革遊サレ、外夷ヲ掃攘シ、敞蕞ヲ慰メ給ヒ、萬民ノ困窮ヲ御救ヒ遊サレ候テ、東照宮以來ノ御主意ニ基キ、眞實ニ征夷大將軍ノ御職任ヲ御勤メ遊サレ候樣仕度、若モ只今ノ儘ニテ、弊政御改メコレナク候ハヽ、天下大小名、幕府ヲ見放シ候テ、自分自分ノ國ノミ相固メ候樣ニ成行候ハヽ、必定ノ事ニ御座候、外夷ノ御扱サヘ御手ニ餘リ候折柄、如何御處置遊サレ候哉、當時日本國中ノ人心、幼童走卒迄モ、夷狄ヲ惡ミ申サヾルモノ、一人モコレナク候間、萬一夷狄誅戮ヲ名トシテ、旗ヲ擧ゲ候大名コレアリ候ハヽ、大宇其方ニ心靡キ候事疑ヒコレナク、實ニ危急ノ御時節ト存ジ奉リ候、且皇國ノ俗ハ、君臣上下ノ大義ヲ辨ジ、忠孝節義ヲ守リ候、御風習ニ御座候ヘ共、今日幕府ノ御處置ヲ見受ケ候ハヽ、忠臣義士ノ壹人モ身命ヲ投ウチ候者、コレアル間敷、幕府ハ孤立ノ御勢ニ、御成果遊サルベク候、夫故此度御改心ノ有無ハ、幕府ノ興廢ニ相拘リ候事ニ御座候故、何卒此度御勤考遊サレ、傲慢無禮ノ外夷共ヲ琼斥シ、神州ノ御國體モ、幕府ノ御威光モ相立チ、大小ノ士民迄モ、一心合體仕候テ、尊王攘夷ノ大典ヲ正シ、君臣上下ノ義ヲ明ニシ、天下ト死生ヲ倶ニ致シ候樣、御處置希度、是即臣等身命ヲ投チ、奸邪ヲ誅戮シ、幕府要路ノ諸有司ニ、懇願愁訴スル處ノ微忠ニ御座候、恐惶謹言、

安藤の家臣等これを讀み、其隱事をあばく事を忌み、ひそかに取捨てけれど、其一通毛利家より出て、遍く世に傳はりしかば、人心愈々激動し、信正を責咎むるもの多く、つひに職を解き蟄居せられるゝに至れりとぞ、（後に聞けば毛利家に一通を遺しゝは川邊佐治衛門の所爲なり）

明治三十五年十一月八日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位小田彦二郎

福島縣福島町福島産

小田朝重

小田彦二郎、名は朝儀と稱す、これも同じく水戸の藩士にて、書院番組源太左衛門朝久が次男なるが、平山兵介に一味して、同志を募る折ふし、下野の人兒島草臣、領地蟄中の命を受け、遊說のため水戸に來りしかば、やがて內意を申述べしに、草臣いたく打喜び、是わが望む所なりとて、打つれて宇都宮に至り蟄中に對面し、又江都にをもむきて、大橋順藏に助力を乞ふ、この時平山兵介は細谷忠齋と稱し、彦二郎は朝田儀助と稱し、猶も內々同志を募り居しに、順藏等幕吏に捕はれしにぞ、今は是迄なりと、文久二年正月十五日、同志の徒儕かに六人、坂下門外に潛伏して、安藤信正が登城の折を待ち、やにはに小銃を放ちかけて、手いたく働き遂に討たれぬ、年は三十歲と聞ゆ、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位川邊佐治衛門

茨城縣稻敷郡江戸崎町

川邊元定

川邊佐治衛門、名は元善、一貫と號す、水戸藩の士佐次衛門元重の次男なり、人と爲り慷慨氣節あり、武藝を好み、就中劒術に妙を得、同藩よく及ぶ者無し、安政の末年、朝廷內勅を水戸藩に下したまふや、幕府大に驚き志士を逮捕す、佐治衛門も之に連座し、藩邸を蟄りて蟄居す、時に平山兵介等潛かに藩を脫け出で、江戸に至り志を遂せんとす、既にして佐治衛門つみゆるされ、文久元年の秋江戸に至り、平山等に一味し、姓名を變じて內田萬之助と稱す、大橋順藏其劒術に長せるを賞し、秘藏の名刀一口を贈りしかば、愈々志を屬せし、あつぱれ武勇を顯して、知己に報せんと念じ居たり、同じき二年正月十五日、同志と約束し早朝より坂下門の外に身を潛め、安藤信正が、登營するを待居たるに、時刻少し早かりければ、一町ばかりこなたに引退き、路行くあきびと、物いひかはしゝひまに、信正遽かに其邸を出て、坂下の方に向ふ程こそあれ、忽ち太刀打はじまりぬ、佐治衛門驚きこは後れたりとて、やにはに馳せつきたれど、敵は早のがれ去り、一味の者共、不ン殘討れぬ、因て心に思ふやう、今は此にて討死せんも其かひ無し、せめての思ひ出に、懷中の斬奸趣意書を、さる可き人に渡し置んと、毛利氏の邸中にかけ入り、桂小五郎（故木戸孝允）ぬしはおはさずや、對面したしと申入れけるに、折ふしこゝに居合せねば、奥平數馬といふ人、立出で來意を問ふ、佐治衛門容を改めて、某は水戸の藩士なるが、今朝安藤對州を討んとして、期に後れたる者に候、同志の者皆討死せしに、某獨り生きて世にあるべきに非ず、遂

かに自殺せんとは思ひしかど、宿志を達せずんば、死後の恨かぎり無し、小五郎ぬしは世にすぐれたる、豪傑なりとこそ聞つれ、あはれ後の事よく取計らひ給ひなば、一期の幸ひこれに過ぎずとて、懐中より件の一通取出す、折ふし小五郎歸り來り、その由を打聞きて、いはるゝ所その意を得たれど、此事某一人して取計ふべきに非ず、郎吏に申て其指揮を請ふべし、暫し待給へとて、急ぎ執政の許に走りゆき、しかじかの事ありと告知らす、其間佐治衛門は數馬と打語りて居けるが、數馬座を立し時をうかゞひ、左の一句を遺し自刃してうせぬ、時に年三十一、毛利侯其義氣に感じ、厚く屍を收めて、小塚原の回向院に埋葬す、三年の冬藩命により水戸に改葬す、

捨生欲發滿胸憤。取義要抽一片忠

明治三十五年十一月八日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位黑澤五郎

茨城縣多賀郡河原子町

黑澤五郎、名は保高、常陸國多賀郡河原子の人俊平の長男、天保十四年五月を以て生る、父俊平深く國事を憂へ計謀する所ありしが、一朝病に罹りて歿す、五郎父の跡を繼ぎ、謁見の格となる、資性剛氣にして武を好み、尤も劒道に長ず、常に憂國の志士と交を結ぶ、文久元年五月、有賀半彌等と諸共に、高輪東禪寺なる英國人の旅館に討入り、かくして其場を免れ、隱忍び居たりしに、平山兵介、小田彦二郎等が、安藤信正を討取らんため、同志を募る由を聞き、そが一味に加はりて、姓名を變と吉野政助といひ、二年正月十五日、坂下門に闘ひ死す、時に年二十、屍を小塚原に葬つ、三年朝命歸葬を許され、十二月日向の先塋に改葬す、後靖國神社に合祀せらる、明治三十五年十一月八日、特旨を以て從五位を贈らる

○贈從五位高畑房次郎

茨城縣久慈郡戸村大字小島

高畑房次郎、名は胤正、常陸國久慈郡小島村の人、世々農を業とす、其祖先は千葉之介平常胤より出づと、幼より讀書を好む、年十六、組頭役を勤む、性豪邁氣節あり、夙に王政の衰微を慨き、幕府の專横を憤る、時に外國使臣の日々跋扈するを憤慨し、黑澤五郎と共に有賀半彌に從ひ、高輪東禪寺に討入り、其場をのかれ出で、久慈郡袋田村の櫻岡八郎、其他諸所に潛居す、後又黑澤五郎と共に平山兵介等に與し、姓名を變じて相田千之允と稱し、文久二年正月十五日、安藤閣老を坂下門外に要擊し、遂に闘死す、三年藩命を以て屍を鄉里に改葬す、元治元年、水戸藩主其國事に殉せしを追賞せられ、嗣子孝介に麻上下帶刀をゆるされしといふ、

明治三十五年十一月八日、特旨を以て從五位を贈らる

◎東山道

○近江國の部

○贈從四位川瀨太宰

滋賀縣滋賀郡膳所町

戸田資慶

川瀨太宰、幼字は外也、初めの名は能安後に定と改ひ、江州膳所藩の老臣戸田五左衛門資能が五男なり、母は水口藩士井崎貞右衛門爲鄉の女、太宰文政二年十二月七日を以て生る、資性庇弱、父母其武辨に任へざるを慮り、長ずるに及で、專ら文を學ばしめ、武を講せしめず、嘉永元年四月、太宰歳三十、出でゝ園城寺の有司、池田都維那の嗣子となる、蓋し父母の意に從ふなり、其後都維那致仕して、菟裘を大津尾花川の湖濱に作りこれに居る、太宰亦園城寺に仕うるを欲せず、因て養父都維那の死後、姓を川瀨と改ひ、嘉永三年三月、膳所藩の重根長敎の介に依り、更に聖護院宮に仕へて其有司となる、嘉永の末西人外に遏り、國威内に衰へ、天下の趨將に近きにあらんとす、太宰慨然身を以て國に許し、務めて四方勤王の士と交り、以て大に爲すあらんとす、而して膳所藩の如きは、素より其桑梓に係るを以て、主として藩中の志士を鼓舞し、且つこれと氣脈を通じ、又當路の上司に遊說し、閤藩をして事に勤王に從はしめんとを圖る、初め都維那財を蓄へ田を贖ひ、生計餘りあり、其歿するに迨て、太宰悉く之を受け以て王事に從ひ、義徒を庇するの資に乏しからざるを得たり、其家大湖に枕し、台嶺を負ひ、山水の勝概を萃ひ、故に號して含秀軒と云ひ、又狂庵或は釆釣亭と稱す、太宰四方の士に交はり、其居の人家に隔絶し、往來密議をなすに便なるを以て、諸藩踈蹈の士、慷慨有爲の徒、每に此に集まる、長州藩士廣岡昕、村松藩士泉仙助、讃岐の人井上文郁等の如き、皆來りて潛居す、太宰また長州に出入し、長藩の傑士に交はること日あり、每に其藩の成敗利害を以て念とす、是より先き朝廷長州藩主父子の御所護衛を罷め、其戍兵を撤して國に就かしめ、三條中納言以下七卿の職を免じ、七卿は長州に奔る、是に於て朝議一變、擯斥の擧中頃に止み、松平肥後守等京都守護職となり、威制を以て諸藩の義徒を逮捕し、輿論

悒々たり、元治元年、長兵將に京に入らんとして天王山に陣を乞ふ、而して言容れられず、且其境内に入るを禁ず、因て海路より、但馬に還る、樹下先づ辭して去り、衆生野を經て播磨網干に到り、舟を傭ひ備前新港に達し、郊外に泊す、備前の士新庄作左衞門等數人來り接す、太宰說くに前言を以てす、新庄等侯に謁するを許さずして曰く、上言あらば侯に傳達せんと、太宰直に筆を採り、書を作りて新庄に托す、將に直に去らんとす、香川關根掛札楢林の四士、亦辭して去る、是に於て太宰三士と森田節齋を備中倉敷に訪ふ、時に節齋殉國錄を編せんとす、太宰屬するに其友人の節に死する事を錄するを以てし、遂に舟を傭ひ嚴島に抵り、舟子を雇ひて九州に赴くを以てす、周防三田尻沖に到る頃、俄に命じて周防に向はしむ、舟子聽さて之を拒む、蓋し禁令あるを以てなり、澤島子信三郎、奮然刀を按して曰く、命を用ひずんば斬らんと、舟怖れて之に從ひ、遂に三田尻に達す、關吏拒んで入れず、太宰即ち其知友を富海港に訪ひ、其介を以て三田尻に入り、三條公に山口に謁するを求む、公の侍臣來て其旨を問ひ、遂に公に謁するを得、因て時事を建言し、諸公卿の太宰府に如くことを諫む、聽れず、去て三田尻に還る、而して諸公卿萩に赴き、ついに山口を去り、長府に赴くに會す、是に於て太宰精一は藩侯に謁せんことを乞ふ、時に藩論分岐、又拒みて入れず、乃ち一封の書を長藩主に呈し、また三田尻に歸る、其文に曰く、

宰相公閣下、醜夷來リシヨリ後、天下ノ勢駸々トシテ委靡衰弱ニ趣キ、攘夷ノ風詔貫徹セズ、天下ノ志士仁人、扼腕切齒憤懣ノ日ニ當リ、閣下猶然トシテ入覲シ、天下ニ先テ尊攘ノ大義ヲ唱ヘシハ、走卒兒童モ賞讃嘆美スル所、固ヨリ贅言ヲ待ザルナリ、然ルニ去年八月、異變不意ニ起リ、閣下ノ志成ニ垂ントシテ成ラズ、奸賊朝廷ノ間ニ跋扈シ、至尊ニ迫リ暴威ヲ逞シ、神州ヲ擧テ禽獸ノ世タラシメントス、於レ是乎閣下傍觀ニ忍ビズ、兵ヲ擧テ賊ヲ討ズルニ至ル、今年七月ノ擧是ナリ、是萬止コトヲ得ザルニ出タルナリ、然ルニ不幸ニシテ軍不利、奸賊益其暴逆ヲ恣ニシ、經テ閣下ヲ指テ朝敵ト稱シ、征伐ノ名ヲ逆用シテ其國ヲ覆サントス、其狡黠質ニ惡ムベク憎ムベキノ至リ、嗚呼此時ニシテ苟モ勤王ノ志アラン者、誰カ閣下ニ依賴シテ報國ノ志ヲ遂ントト欲セザル者アランヤ、然ニ閣下朝敵ノ矯詔ニ畏縮シ、恭順ノ意ヲ專トシテ、却テ奸賊ノ術中ニ陷ルヲ知ラズ、深ク自ラ罪ヲヒキ、七月ノ擧ニ關係セル七人ノ首ヲ刎ネ、其他數年來國事ニ盡力周旋セシ、正義ノ士ヲ幽閉スルニ至ルハ何ゾヤ、所レ謂朝敵ハ幕府及會津等ノ諸藩ニシテ、閣下勤王ノ純然タルモノ、一日モ坐視傍觀スベキノ秋ニ非ズ、豈彼ノ來ルヲ待ンヤ、我ヨリシテ彼ヲ討テ可ナリ、今日ニ當リ假令滿天下ノ諸侯、賊ノ指麾ニ從ヒ我ニ向トモ、是亦賊ナリ、我豈是ヲ許サンヤ、昔楠廷尉ノ千窟ニ據ルヤ、北條氏八十萬ノ兵ヲ以テ是ヲ擊ツ、其指揮北條氏ノ方ヲ出ト雖モ、名ハ光嚴帝ノ勅命ヲ假レリ、然ラバ則延尉モ亦當時關敵ノ名ヲ免レザルナリ、延尉若朝敵ノ名ヲ畏レテ勤王ノ實ヲ廢シ、徒ニ恭順ヲ示シテ干戈ヲ戢メナバ、何ゾ中興ノ功ヲ奏スルニ至ランヤ、閣下ハ則今日ノ延尉ナリ、延尉ノ心ヲ以テ心トナスベシ、果シテ延尉ノ心ヲ以テ心トナセバ、防長二州ハ即チ千窟ナリ、二州ノ兵ヲ以テ天下ニ嘗ラバ、天下固ヨリ畏ルヽニ足ラザルナリ、何ノ恢復シ難キカ是アラン、定草莽ニ在リト雖モ、勤王ノ志一日モ止ムコト無ク、閣下ノ高義ヲ聞テ心頻リニ依賴セシヨリ、去年八月ノ後、大嫌疑ノ中ニ在リト雖モ、敢テ其心ヲ屈セズ、密ニ閣下ノ臣民或ハ天下ノ義士ヲ衣食シ、奸賊ヲ討ジテ報國ノ萬分一ヲ盡サント欲セシニ、豈料ランヤ去年八月ノ辰ヨリ七月ノ戰爭ニ至リ、同盟ノ士或ハ戰死シ或ハ亡命シ、單身孤立盡ス所ヲ得ズ、茲ニ僅ニ同士三人ヲ得テ、上國ヲ發シ大藩ニ入ル、仰ギ願クバ閣下其夙志ヲ改メズ、確乎トシテ勤王ノ大義ヲ唱ヘ、幽閉ノ數士ヲ赦シテ、是ト共ニ恢復ヲ圖ラバ、天下何事カ成ラザル有ンヤ、奸賊其詐術施ス所ナク、首ヲ延テ天誅ニ伏セン、定不肖ナリト雖モ、其謀ヲ與リ聞ントス、區々ノ志願敢テ越俎ノ罪ヲ願ズ、愚衷ヲ左

右ニ呈スルナリ、誠恐誠惶頓首再拝

されど此論遂に用ひられず、それより專藏信三郎に別を告げ、精一と倶に去る、而して更に精一をして、節齋に備中に從遊せしめ、太宰獨り國に歸る、是より先幕吏頗る太宰を疑ひ、日に其擧動を偵ふ、而して太宰人となり、義の爲にするに勇なり、既に之れを知ると雖も、敢て潛匿せず、人あるひは之を危しとす、太宰曰く國の爲めに忠を盡す、我何の罪ありて長逝するをこれなさんやと、慶應元年閏五月十四日、聖護院宮に候し、翌日白川越を經て其家にかへる、捕吏之を北白川村に要し、縛して京獄に下す、二年六月一日、終に斬首の刑に處せらる、時に年四十八、絕命の詩あり

吾今死二于國一。素志終不レ伸。
已矣從容去。九泉多二知人一。

明治廿四年十二月廿七日、特旨を於て從四位を贈らる

○贈從四位中村栗園

京都市上京區下立賣千本西入る
正八位 勳八等 中村和光

中村栗園、名は和、字は子穌、栗園は其號、號を以て行る、豐前中津の人片山東離の第二子なり、人と爲り倜儻磊落、忠孝天性に出づ、幼時惡戲をなして讀書せず、父屢々之を規すれど改めず、一日毋百方慰諭す、栗園沈吟良々久して曰く、兒過てりと、毋大に悅び、其頂を撫して泣く、父亦大に悅び、師を擇で業を授くること三年、四書五經及び文選皆卒業す、年未だ壯ならず、父に請て遊學し、贄を帆足愚亭に執る、愚亭擢でゝ都講となす、既にして、龜井昭陽の門に入る、昭陽古學を主張す、栗園素より洛閩を信ず、意甚だ喜ばず、遂に辭し去て上國に游び、篠崎小竹、齋藤拙堂、野田笠洲、家長韜庵諸名流と交を通ず、學愈進む、小竹之を水口侯に薦め以て儒員となし、中村介石の後を繼がしむ、栗園俗儒庸吏と伍をなすを喜ばず、日に門生弟子と鮮を擘ち酒を飲み醉へば則ち擊劍角觝し、任俠豪奢の游をなす、其貯貨を視る糞土の如し、年廿九、婦を迎て女を生む、乃ち翻然として自ら悔て曰く、今にして已まざれば、吾恐くは妻子を凍餓し、併せて子弟を過らしめんと、頓に舊態を改め撿制甚だ嚴なり、弘化中墨艦浦賀に來る、海內恟恟、栗園慨然として筆を投じて曰く、我豈に腐儒時勢を知らざる者に倣はんやと、乃ち攻守の畧を論ず、居ること數年、墨艦復來り强て互市を請ふ、勢甚だ迫る、幕府之を許さんと欲す、而して朝議執て以て不可となす、物論囂然、藩士黨を分ち內訌將に起らんとす、藩主之を愛へ栗園を超擢して政事に參與せしむ、群小其剛直を忌み、

夜城門に榜して曰く、新參政を殺せと、蓋し栗園をして畏怖職を去らしめんと欲するなり、而して栗園泰然として動かず、某寺僧姦猾衆を誑き財を攫す、栗園藩主に白し其寺を退かしむ、少壯輩之を快とし之を途に要し、口を極めて罵辱す、或は其罪を數へ刀を拔て之に逼る、僧躍て池に投じ合掌南無を唱て流涕し哀を乞ひて僅に免る、僧之を怨み陰に報復を圖る、或人以て栗園に告ぐ、栗園乃ち戒心あり、夜行鎖衣を衷にす、是より先甲賀の處士豐田謙次稼美といふ者、刺を通じて謁を請ふ、栗園素其名を聞く、延て見れば、則ち壯士安東鐵馬、南八郎從ふ、栗園大に悅び置酒款語す、栗園年老て足戶庭を出でず、天下の形勢情實を洞悉するは、此輩書を以て之を告ぐればなり、是に至て謙次三備の間に在り、書を栗園に致して曰く、今志士を募りて二百餘人を得ば某城を屠らんとす請ふ、先生を迎て以て謀主となさん、栗園其事の成らざるを慮り、答書を作り其利害を論じて之を止む、後謙次果して刺客の掩殺する所と爲る、慶應戊辰、伏水の變藩主京に在り栗園を召す、栗園方に飮む杯を擲ち起て勢多に至る、三士あり尾し來り銃を負ひ槍を提げ、白布を以て額を約して曰く、吾亦王事に死せんとす、願くは從行せん、脫藩の罪請ふ之を啓救せよと、栗園其志を壯なりとし、飮ましむるに酒を以てし、遂に率ゐて京に入り、人をして廷臣事を用ふる者に說かしめて曰く、臣昨大津を過ぐ、諸藩の兵屯集、關を閉けて誰何す、行旅窘する甚だし、是徒に怯を賊に示すのみ、若かず一雄藩に命と京畿を衛り、而して六師東下直に賊巢を衝かば、則ち沿道簞迎誰か敢て礫を錦旗に投せん、若し遷延日を曠うせば、賊必ず隣境を誘ひ、亡命を招き險を扼して拒禦せん、則ち天下未だ知るべからずと、岩倉具視之を嘉納し、乃ち書を作り栗園をして之を東海道鎭撫總督に致さしむ、總督栗園を見、其藩衆に先ち王に勤ひるを稱す、且曰く、吾因幡兵五百人至るを俟ち師て以て發せん、子木梨參謀に見え軍事を議すべしと、乃ち馳て訪ふ、辭するに寒疾を以てす、栗園亦强て見るを欲せず、遂に去る、既にして王師東征江戶城を收む、栗園の棄する所の如しといふ、藩主超拔して以て執政となし、事巨細となく必ず諮詢す、栗園感激立所に弊政數條を釐革す、此時に當て侍從綾小路、澁井二氏、京を脫して兵を募り、淡海に至り、栗園を辟して事を謀らんとし、書を作り使を遣し之を招く、栗園之を藩主に諮ふ、藩主欲せず、乃ち辭して曰く、均く王事に勤るなり、然れども臣藩主を棄てゝ行くに忍びず、使者其忠に感じ淚を攬て去る、明治己巳列藩對士を奉還す、藩主知事となり、栗園大參事となり、輔翼治を圖る、職に居る三年、治効漸く見はる、一朝慨然として曰く、吾駑才を以て重任を負ふ、恐くは伐植負乘の譏を招かん、且久しく重職

を叨りにする、或は奇禍を買はんと、因て病を謝して職を辭す、朝廷其勞を賞し、祿若干石を賜ひ以て老を養はしむ、栗園狀貌魁岸、性酒を嗜む、晩に自ら半仙子と號す、世塵を擺脫し日に飲を事とす、盃を把る毎に必ず拜して泣て曰く、是朝廷の賜なりと、學校盛興するに及で、其尊ら洋學技藝を敎へ、而して孝弟の道を以てせざるを憂ひ、當路に上書して之を言ふ、允さず、乃ち鄕人福澤諭吉に書を遣り、痛く之を論ず、著はす所孝經翼、日本智嚢、寤眠錄、栗園詩文鈔、栗園餘稿あり、齡七十有六にして猶健尙は能く飲す、壯と曰ふべきなり、明治十四年十二月二十日歿す、綾野の先塋の次に埋葬す、私諡して文正といふ、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從四位を賜らる

○贈正五位本多小太郎

本多小太郎、名は素行、初め吉之允又隆助と稱し、後に小太郎と改む、膳所の藩士山本隆左衞門の子なり、隆左衞門は本多修理の子なるを以て、小太郎祖父の原姓に復しかくは稱へしとぞ、天保七年、年十七、初めて馬廻組に列し、父に從ひ京都の藩邸に勤番す、父うせて後家督を繼ぎ、地廻水奉行に舉らる、此人天性豪邁にして俗吏たる事を嫌ひ、諸國周遊の志ありと雖も、有司藩法を守りて之を許さず、或日石山寺に詣づ、酒樓に登り、わざと醉倒の狀をなし、腰なる兩刀をそこに忘れ置きて歸りければ、其科に由て、永の暇を賜はりけるにぞ、やがて洛東明暗寺に入り、虛無僧となり、髮をおろし、素行と名のり但馬國養父郡なる明暗寺の出張所に住めり、此時幕府外國に迫られ、和親通商を許しければ諸國慷慨の士、憤激する事大かたならず、小太郎これに交り、專ら尊攘の說を唱へ、皇運を挽回せんと欲す、文久三年の秋、大和行幸仰出され、中山忠光兵を擧けしに、朝議俄に變じ、禁門守衞の長兵悉く追出され、三條西中納言等七卿、長州さして出奔す、小太郎之を聞き、同志平野次郎美玉三平等と申合せ、旬月の內に、但馬銀山に據り、義旗を揚げんとて、次郎長州に赴き、七卿の一人なる澤主水正宣嘉を迎へ、播州まで來りしが、かねて大阪に蓄へ置し軍器を、取寄る手筈違ひ、如何ともすべきやう無き由、但馬表に告げ來りし程に、小太郎いそぎ播州に往き宣嘉にまみえ、時機未だ熟せず、暫く出馬御見合、可然とぞ諫めける、この折屛後に人ありて、臆病者をば斬捨よと呼はりければ、小太郎以の外に憤激し、われ進兵を止むと雖も、尊主憐死を惜む者ならんや、只無謀の妄動、一敗招禍を

懼るゝのみ、乍去衆心既に一決する上は、之を爭ふとも益なし、いでやかたがた進退を共にせんと言ひつゝ、相伴ひて但馬に馳向ふ、然るにはやりをの面々、主將の號令を待ず、代官所を燒き、物品を掠め、亂暴狼籍に及びしかば、幕府旁近の諸藩に命じて、急に之を追討せしむ、宣嘉を始め、頭立ちたる者共、かくては大事成就せずと見限りて、四方に散走す、人々始て小太郎の先見に感とあへりとなん、小太郎身をやつし、明暗寺役僧の體に出立ち、播磨路を過ぐる折姬路の兵士、怪で之を捕へ、京都に檻送す、元治元年七月十九日、次郎横田友次郎等と同く、六角の獄に斬らる、時に年四十五、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる、

○贈正五位粟屋良之助

粟屋良之助は、又良臣と稱す、名は達道、訥菴と號す、膳所藩の士なり、父を彦右衞門と云ひ、周防岩國の人なり、彦右衞門夙に尊攘の志節の士なり、武術を好み槍術に達す、曾て膳所藩の士某を助けて親の仇を復せしむ、因て膳所藩に聘せらるといふ、良之助人と爲り慷慨氣を負ふ、弱冠京師に遊學す、文久三年夏、擾夷の詔下りし頃、良之助同志といひあはせ、横濱の異人館に火をさゝんと、一封の書に其旨申述べ、膳所執政にさゝげしかど取用ゐられず、折から長州藩が、勤王の志深き事を聞き、これを慕ひて、其藩士に交を結べり、其後都の形勢かはり、長州人禁門護衞の任をとゞめられしかば、良之助其國にゆき、尊王のわざに周旋す、父の方よりせうそこもて、膳所に歸れと言來しかど、良之助頭うち掉り、親の仰は重けれど、既に長州に身を任せし上は、今更之に背き、信義の道に違ふ可からず、ゆるし給へといひやりぬ、長州藩主これを聞き、目通り近く呼出して、さま〴〵いひなだめ、旅費を賜ひ、歸國せしむ、長藩の大夫清水某も亦一僕一槍を贈りて膳と爲す、良之助其志に感じ、力なくも立歸る、又のとしの夏、京都三條の逆旅池田屋にて、長州の人々、殺が害せられしことを聞きて打驚き、こを知らせんと、浪華なる彼の藩邸に馳付きしに守堅くして入り難ければ、直に長州に馳下り、これを知らせ久坂義助等とまた上京す、時に筑後の眞木保臣ら山崎に栖遁り、同志の輩を集むと聞き、良之助やがて其許にいり、七月十九日の合戰に立出でしに、良之助かねて足なえたれば、人々これをあはれがり、引さがりて居よと言ふを、聞きもあへず、聲はりあげ、大丈夫命をなきものにせし上は、いかで人のしりへに立たんやと言ひつゝ、槍引

しごきて進み出て、敵方より打出せる砲丸に中りてうせぬ、時に年は二十四なりとぞ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位保田信解

滋賀縣滋賀郡膳所町字膳所柴田但見方

保田裕

保田信解、初め通稱を信六郎といふ、名は正經、近江膳所の藩士柴田勝正の五男なりしが、同藩なる保田正令に養はれて其家を繼ぎ、中老職に任せられ祿五百石を領す、幼より森喜右衛門、高橋作也等に就きて經史及び詩文のわざを研く、元治元年海内大に亂れし頃、信解憤慨に勝へ難く、密かに森高橋等と謀り、勤王の說を主張し、藩政の弊を正さんとせしに却て重役等の憎みを受け、上坂某の讒にかゝり、五月廿四日、召執られて獄舍に繫がる、其後

汝股肱の臣にして、闔藩の望む所なるに、漫に世上の浮說に泥み、妄言を以て衆人を惑はし、遂に幕府の嫌疑を受るに至る、これに因て屠腹を命ず

と申渡され、十一月廿一日、自刃して果てたりとぞ、年いくつか知れず、信解天性豪爽にして勇氣あり、今はのときよめる歌の中に、

數ならぬ賤か玉の緒絕ゆるとも
　絕えぬは君かなさけなりけり

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位森喜右衛門

京都市御幸町通松原下ル、

森祐晴

森喜右衛門、名は祐信、字は子順、梅溪と號す、江州膳所藩の藩士にして、文政十二年九月十五日を以て生る、父を喜右衛門鼎と曰ふ、母は川島氏、鼎才文武を兼ね、人となり剛直、節義を以て子弟を奬勵す、居常語て曰く、凡そ武士たるものは、須臾も武事を忘るべからず、我今日の書生を見るに、多くは詩文に溺れ、漸く文弱の弊を生ず、豈に慨歎せざるべけんやと、一日城中に直す、同僚相語て曰く、近年荐りに戒嚴の事あり、一旦變の目前に起るあらば、之を爲すこと如何と、一人あり答へて曰、僕等速に遁避せんのみ、奮鬪徒死爲すなきなりと、時に鼎坐に在り、色を作して曰く、汝實に本藩の盜賊と謂ふべし、夫苟も士の家に生れ、君の祿を食み、有事の日に方りて、義の爲めにすることを思はず、盜賊に非ずして何ぞや、吾れ藩主の一日も此徒を臣とするを欲せずと、乃ち迫て自殺せしむ、衆百方和解して事漸く釋く、蓋し鼎素より某の言戲謔に出づることを知と雖も、故さらに之を譴め、因て以て士風の頽敗を矯めんと欲するなり、鼎禮味を解し悟道を好み、其所爲往々俗人の意表に出づるものあり、嘗て棺を作り元中の日に至りて、夫妻其上に對酌し、又其日席を岡山の墓間に展べ、獨坐盃を擧げ陶然として高吟せり、鼎既に沒し、長子祐之又早く死す、喜右衛門因て其家を嗣ぎ、祿百石を賜ひ物頭役たり、嘉永安政の際、喜右衛門藩命を受け大阪に遊學し、篠崎彌、藤澤甫に從て漢學を修め、又土浦藩士大久保要に就き、長沼流の兵學を受け、後江戸に遊び、贄を古賀謹一郎の門に執り、以て昌平黌に入り、衆て細川藩軍學師高山觀吾に從ひ、越後流の兵式を學び、又坂本鉉之助の門に入り、天山流の砲術を修め、大に軍事に精通す、文武の業を肄ふこと前後五年、學成つて歸り、藩黌遵義堂の教頭となり、軍事教師を兼ぬ、喜右衛門博覽多識、最も政學に通曉す、是に於て專ら貞觀政要の類を講じ、學生に說くに當世の治要を以てし、傍ら越後流の軍學を教授す、元治中藩主の密旨を承けて、屢々京攝の間に周旋し、又長防豐筑の諸州を歷涉し、各藩の動靜を視察す、是時に當り長兵洛外の各處に屯集し、京師騷擾せり、藩主兵を出して禁闕を護衛す、曾々喜右衛門豐前小倉より復命し、從つて軍務を監督し、謀圖を指畫す、長人の此擧をなすや、蓋し三條以下の公卿、及び長門宰相父子の爲めに、閣下に要請する處あらむと欲するなり、而て其天龍寺に在るもの、本藩太秦の營に來り願書を傳達せんことを請ふ、時に高橋作也、藩主の一橋中納言に呈する、建議案を齎らして入京するに會す、喜右衛門乃ち作也と藩主の旨を承け、更らに其願書の副狀を作り、建議書に代へて、共に之を一橋稻葉の二家に傳達す、副狀に曰く、

昨四日夕、嵯峨天龍寺屯集罷在候長州人數ノ中ヨリ、太秦家來共ヘ使差シ向ケ、口上書一通差出し候、去八月以來長州家、豪　勅勘罷在候義ニ付、洛中ヘ罷出候義ハ恐多候間、別紙歎願、乍内々差出、中納言樣ヘ及披露呉樣候申聞候趣ニ付、別紙一應致披見候處、書面樣々申述有之候次第、至極尤モノ譯に相聞エ、今般長州人罷登候義、右上願の主意ニテハ、實ニ臣子ノ情不得止事ニテ、第一天下ノ事件ニ關係仕、回天恢復ノ深憂ト被察候ニ付、則チ家來共マデ差出候別紙相添ヘ、此段奉申上候義ニ御座候、仍テハ今般罷登候長州人ノ義ニ不拘、今日の形勢窃ニ愚考仕候ニ、異船渡來以後、駸々乎トシテ　皇國疲弊ニ沈ミ、忽チ外患ヨリ内憂迫リ、恐多クモ　帝都マデ年々不穩義引續キ候ヘバ、今日ノ御左右ニヨリ實ニ　皇國ノ御大儀ニ相拘リ候義ト恐察シ率リ候ヘ

バ、今般罷登候長州人へ御懸念ノ御場合ニテハ有之間敷歟、殊ニ長人ノ義ハ當夏御上洛中、寛大ノ旨ト被爲在、至當ノ御處置被爲在候條、御奉敎ノ御旨モ御座候ヘバ、今般歎願ノ趣意速ニ御許容相成候義、則チ至當ノ御處置歟ト乍恐奉存候、素ヨリ御如才ハ有之間敷申上候迄モ無御座候得共、自然御處置方一日ニテモ御遲緩相成候テハ、意外ノ變等出來、忽チ　帝都近邊ニ於テ不穩義出來、所謂兄弟鬩牆骨肉呑噬、全ク醜夷ノ術中ニ陷リ候樣相成候テハ、實ニ瑣細ノ是非ヲ論ジ居候今日ニテハ御座ナク候　皇國浮沈ノ基相決候場合ト奉存候間、速ニ長州人納得仕候樣、朝廷ノ御間ニ御周旋被爲在候樣仕度奉願上候、

其後慶應元年五月十四日、高橋作也等と同じく黨議に座せられて獄に下り、其年十月廿一日死刑に處せらる、時に年三十七、岡山に葬る、喜右衞門刑に臨むや、一書を悵より出し、獄吏に托して曰く、願はくは之を家兒門十郎に遺れと、獄吏取りて之を上司に呈す、蓋し當時の獄事を筆し、附するに詩若干首を以てす、而て其記する處頗る忌諱に觸るゝ者あるを以て、有司遂に之を燒棄すと云ふ、明治元年王政維新の際、藩主妻子を召還し、長子門十郎幼名晴のをして其の家を繼がしめ、祿六十石を賜ふ、喜右衞門性抗直苟も合はず、初め川瀨太宰、神原尊藏等と交際最も密なり、太宰嘗て其友を會し、宴を一酒樓に開く、時に喜右衞門亦座に在り、太宰因て藩所藩に仕ふるの志あるを告げ、且つ謀るに實家に復籍するの事を以てし、懇ろに其周旋を求む、喜右衞門之を非として肯せず、太宰憤然刀を喜右衞門に擬し曰く、侯の仕途を本藩に求むるや、利祿の爲めに非ず、聞達の爲めにあらず、畢竟報國の地位を得んと欲するに過ぎざるなり、苟も我志を知らば、應に義として之を周旋すべし、而て今然らざるものは、其意我宿志を擯斥するにあるや明らけし、是れ實に我徒を賣るものなりと、喜右衞門曰く、復籍の周旋は元私事に屬す、而て子公義を以て我諾否を論せむとするか、何ぞ子の淺慮粗暴なるや、吾輩ふ自今絕交せんと、直ちに起て其席を退く、太宰之を悔ひ、其翌日ら喜右衞門の家に往て其過を謝し、和好を求む、然れども既に絕交を斷言したるを以て、遂に之に應ぜずと云ふ、長人岡村寶齋の膳所に來るや、神原尊藏、澤島信三郎、粟屋良之助、村田精一の徒、之を映波樓に要す、喜右衞門亦會す、酒間時勢の論に及び、尊藏大に斬奸論を主張す、喜右衞門之を非とし其閑牆の不利なるを論ず、尊藏大に怒り目するに奸徒を以てし、將に之を刃せんとす、衆擁して之を止む、喜右衞門節介を尙び權貴に媚びず、曾て命あり近習に拜す、蓋し、藩主を匡輔せしめ、以て治化に稗益せんと欲するなり、喜右衞門固辭して曰く、臣素と一介の書生、疎放に習ひ恭謹に

に耐えず、恐くは敬を侯に失ひ咎を獲んことを、選用其人に非ず、請ふ別人を撰べと、竟に命に應せず、喜右衞門容貌峻峭、凜として威風あり、常に藤田誠之進の人となりを慕ひ、尊王攘夷を以て己が任となす、其時事を談ずる、諤々辨論して忌諱を憚からず、嘗て建議に擬し、新策十篇を作り、題して徹底論と曰ふ、又詩歌を善くす、其詩失題八首に曰く

如今何必訴愁冤。正氣從來萃我門。
縱令身爲醜夷滅。萬古不滅日本魂」
休捻片香懇我魂。視來嗣福自無門。
唯悲委質無微績。結草初思答厚恩」
青天白日貫我魂。胸宇元無一物存。
隷也僻聰逢此禍。願將神鑑鑑狂冤」
全節乃如死若生。狂冤何恨覓難明。
唯悲失鹿中原日。破却吾君萬里城」
要攘醜夷回倒波。漫將策畧當霜戈。
而今唯有山林想。記得當年五噫歌」
從來心事清如水。夢在山林身在市。
梅溪々畔斂株槻。即是先生酒知己」
見楚而作思無邪。雲洞烟窩是我家。
臨節豈爲兒女態。欲招羅月讀南華」
誓亡醜虜欲安邊。一片和魂自浩然。

可學孔明學伊尹。從容倚劍問蒼天」
異國の何處にもなき山櫻
うつしてぞ見むもろこしの春

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位高橋作也

滋賀縣滋賀郡勝所町字中ノ庄　高橋正臧

高橋作也、名は正功、坦堂と號す、江州膳所の藩士正直の男にして、祿七十石を領す、其人となり、質直にして敦厚、幼きより學問を好み、殊に禮典に精し、嘉永年間大阪に至り、篠崎小竹に從學し、居ること數年、學成り藩に歸りて、學校敎授と爲り、常に勤王の論を說きて生徒を鼓舞し、又蠡測篇といへるを作りて、いたく人心を勵ましたりとぞ、藩の重役等之を忌み、京都守護職松平容保の家臣に讒し、竊に長州に通ずと告ければ、遂に森喜右衞門、保田信解等と俱に獄に下り、慶應元年十月廿一日、自刃を命ぜらる、

明治二十四年月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位豊田謙次

豊田謙次、初めの名は徳隣、後ち美稲と改む、字を有秋といひ、蚊渾と號す、近江國甲賀郡池田村の人なり、性鋭敏にして、好で書を讀みよく記臆し、座間の談論人をして厭はざらしむ、又武藝を好み、劍術に達す、二十歳の時、武者修行せんとて郷里を立去り、美濃の國なる高田某に從ひ、倶に諸國を遊歴し、後江戸に入り、其頃此道に名高き、塚田孔平が弟子となる、孔平いたくこれを愛し、岩瀬肥後守に請ひて、其家に寄寓せしむ、折ふし川路左衛門尉聖謨長崎に赴く事あり、謙次之に從ひ東海道を馳のぼるに、親族故舊水口まで出迎へ、さまざま頼み聞ゆる旨ありければ、是非なく故郷に歸り居たり、かくて世の中大にさわがしく、尊王攘夷の論盛なりしかば、謙次忠憤やみがたく、又もや故郷を抜け出で、長防備伯諸國を遊歴し、志士を訪ひつゝ、文久元年作州土居驛に至りしに、驛の長者安東桂次郎といへる者、有志數人と計り、鄉黌を起しわかうどを集め、謙次をあげて之に長たらしむ、謙次も知己の志に感じ、心を盡して文武の業を教授せり、是頃しも幕府の吏等、專横のふるまひ多く、朝廷の思食す所は、はかばかしく事行かざるを見、王室の振興を謀るの徒、頻りに憤激する有様なれば、謙次も慨然として志を決し、元治元年の春の末、門人安東鐵馬と、打つれて都に登り、廣く有志の士に交はり、其間また舊領主たる、水口藩に往來し、勤王の事を説勸めしを以て、藩主も其志を感じ都四條のはとりにある邸宅を與へ、饒米若干を給與せしむ、折ふし肥後の宮部鼎藏等、大に謀るむねありて、謙次亦これに與かる、然るに其謀漏れて、六月五日の夜、會津藩の兵、不意に襲ひ來りて宮部等を殺害す、此折謙次は水口に在りし爲め、危くも其害を免れぬ、これに因て再び作州に赴き、同志を募り居たりけるに、間もなく、長州の兵ども都に入り、合戰起れりと聞き、門人誰彼數人を具し、急ぎ馳上りつれど、はや事はて〳〵、幕吏の浪士を捜索追捕する事、いと嚴重なれば、幾内には身を寄せがたく、江州牛飼村の城多董が家に忍び居て、姓名を廣田稼助と改め、やがて形を變じ、或時は農夫となり、或時は商人となり、長州さして行程に、備前藩の國老土倉某が領地周匝といふ所につき、そこにて旅の疲を休めんと、旅宿橘屋彌十郎が許に逗留せるに、ある日津山藩士田原平左衛門といふもの來り訪ふ、神ならぬ身の刺客なりとは夢にもしらず、旅のはとりに圍居し、打くつろぎて酒酌かはす内、平左衛門俄に懐劍取出し、謙次が脇腹目懸てぐさと突込しかば、しや曲者と、刀引抜き立あがるに、平左衛門怖れて逃出るを、のがさじと、追かけつれど突れし創や深かりけん、一二町走り行きて、終に氣絶して斃れたり、時に慶應元年十二月廿五日、其年卅四、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位高橋雄太郎

山梨縣甲府市愛宕町四十九地ノ一　高橋剛吉

高橋雄太郎、名は幸祐、椿里と號す、江州膳所藩士幸方の男なり、幼きより、學を好み、詠歌を能くす、夙に同志の人々と謀り、藩政の積弊を改めんとて、屢々藩主に建言せし事ありしが、これらの爲めに當路の者に憎まれ、遂に高橋作也、阿閉權之丞の徒と、同じく獄に投せられて死す、時に慶應元年十一月十一日なり、其折の歌に、

武士のならひと知れと身の果の
　かゝるへしとは思ひかけきや

またその獄中に在りける時の歌といふに

玉手箱あけてはいはし我こゝろ
　神こそ知れと打まかせつる

君を思ふ誠のたまをいたかすは
　かゝる海には沈さゝらまし

武士の手束の弓のつかの間も
　忘れぬ君に忘られやせん

昨日よりけふと變れる世の中に
　かはらぬものは憂身なりけり

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位田河藤馬之丞

滋賀縣滋賀郡勝所町字訓保近藤峡方　田河人三郎

田河藤馬之丞、名は武整、通稱は藤五郎、後に又左衛門と稱せしが、また藤馬之丞と改む、膳所藩の用人格にて、祿百二十石を領す、其人と爲り質直にして、武藝を能くし、また博く和漢の史籍に渉る、文久元治の際、擯でられて郡宰及び勝手取締役となる、慶應元年五月、森喜右衛門等と倶に讒者の爲に陥られ、つひに腹かき〳〵りて死す、年四十八、辭世の句に

いつにかへ肌ぬく今日の寒さかな

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位阿閉權之丞

滋賀縣滋賀郡勝所町字勝町二三一　孫　阿閉貞次

阿閉權之丞、初め猪三郎といふ、名は信足、字は貞廉、姓は源、文政十年三月五日、江州膳所に生る、父を權左衛門と云ひ、母は安見春、卅々膳所藩に仕ふ、權之丞長ずるに及び學を好み、京都の谷森大和介に就き國史を修め、旁ら和歌を善くし、又好んで佛書を渉獵し、心理を鍛錬す、且つ深く武道に達し、計算に長ず、文久元治の際、藩主權之丞を擢でて、大目付役に任じ。尋で勝手元取締役に轉じ、後大炮方頭取と爲し、祿百五十石を賜ふ、嘉永癸丑の頃より、外患漸く迫り、擧國紛々、諸藩其措を失し、士民其堵に安んぜざる事久しく、慘憺たる光景日々に新たらし、此時に際し權之丞同藩中、保田信解、高橋作也等と、ともに尊王攘夷の論を唱へ、屢々其徒を家に延き、密談謀議する事數回に渉れり、此時に當て同藩上坂某なる者、性佞媚、弓術を能くするを以て屢々京都守護職會津の邸に出入し、深く權之丞等の正義を忌み、之を會津の有志に詐訴して曰く、權之丞高橋作也等と黨を結び、窃かに叛を長州に送り、將に不軌を圖らんと欲すと、茲に於て會津の有志之を藩主に密告す、藩主大に怒て、遂に權之丞等十一人を獄に下す、時に慶應元年六月二十一日なり、同年十月二十一日自裁に處せらる、時に年三十九、安昌寺に葬る、權之丞の其刑場に臨み、將に自裁せんとするや、意氣毫も消摩せず、平日と異る處なし、檢視官曰く、遺言退書若くは詩歌等の辭世無きやと、權之丞俄かに目ヲ瞋からして曰く、余の心は皓として雪よりも白く、俯仰天地に恥ぢず、何んぞ遺言遺書を須ひんや、余は只死あるのみと、其心不言の中に執政者の横斷を怨れる者の如し、言ひ了て恭しく君恩の辱なきを謝し、從容刀を引て將に自ら腹を割かんとす、劍手倉皇措を失し、急に刀を下だす殊せず、權之丞言を放つて其輕忽を責む、差添人代て之を刎すと云ふ、初め權之丞將に獄に下らんとするや、隙め免るべからざるを知り、家人に囑して曰く今日の事吾素より生を期せず、藏する處ノ刀劍甲冑、是君祿の餘なり、吾受刑の後家財沒收の命あらば、毫も藏匿する勿れと、後果して沒收の命あり、家族其遺言を守り悉く武器を納付すと云ふ、權之丞入獄中左の歌を詠めり、

あけ暮に御國のことを思ふ身は
　醜の夷をにくまざらめや

世に晴ぬ眺めのみして果ん身の
　跡だに照せ秋の夜の月

よしあしのけぢめはいさや白浪の
　寄るときかは立むかはめや

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

滋賀縣滋賀郡膳所町字膳所神田守慎方

○贈正五位槇島錠之助　槇島順吉

槇島錠之助、名は光順、出羽國天童の藩士長谷部肇の二男なりしが、膳所の藩士槇島喜三郎の養子となりて其家を繼ぐ、天性沈毅にして寡默、幼きより文武のわざを好み、日夜怠らず勉勵せりとぞ、初め江戸藩邸にありしが、後膳所に移りて森喜右衛門、高橋作也等の諸氏に就き、專ら經史の講義を受く、此時天下多事にして、物議騒然たりしかば、錠之助慷慨悲憤に堪へず、遂に保田信解等と謀りて、大に勤王の說を唱へ、藩士を鼓舞せんとしたるに、藩の執政却て是等の所爲を憎み、讒訴して獄に繋ぎ、慶應元年十一月二十一日、命じて自刄せしむ、其時の歌に

わが身には赤きこゝろと一筋に
　思ひたかへしことぞ哀しき

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

滋賀縣滋賀郡膳所町字膳所增田フサ方

○贈正五位增田仁右衛門　增田勇馬

增田仁右衛門、名は正房、初め主計後に仁右衛門と改む、亦膳所の藩士にして、祿八石五斗餘を受く、天性穎敏にして學を好み、嘉永年中、京都に上りて學藝を練磨せしが、程なく藩に歸る、慶應元年五月、高橋森等の人々と同じく罪を受け、遂に獄中にて屠腹させらる、年二十六なりしとぞ、其絶命の詩及び述懷の歌に、

忽被幽囚禍。壯心總作灰。吼鯨水城上。吟虫古庭隈。淚染湘江竹。身殲廋嶺梅。何時變二膝下一。書レ地訴二斯哀一。

獄裡蕭々秋色塞。滿胸憂苦有レ誰憐。強慙二窗底一糊二細紙一。寫出訴レ愁歌幾篇。

君か爲め盡しゝかひも難波江の
　よしもあしきと替る世の中

獄中より妻かもとへ

このまゝにあはて果つ共末かけし
　契りはともに忘るへきかは

またその妹に

朝な〳〵むくらに繁くおく露は
　親を思ふのなみだとは知れ

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる、

○贈正五位深栖俊助

滋賀縣滋賀郡膳所町字錦中野寺民方

深栖俊助

深栖俊助、名は當道、通稱は幾太郎後俊助と改む、膳所の藩士吉左衞門の子なり、幼より學問を好み、諸史に渉る、同志高橋保田阿閉等と、同じく力を國事に盡しゝが、遂に獄中に自刃させらる、事は總て前に同じ、年二十五なりしとぞ、絶命の詩二首あり、

多年空過素餐身。一死如酬報國辰。
但恨吾家終絶祀。自今誰掃祖墳塵。」

蠻夷猾夏逐年頻。天下方無管仲仁。
今日微軀遭三斧鉞一。勝爲二被髮左衽人一。」

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位關元吉

兵庫縣莵原郡魚崎村

關金十郎

關元吉、名は敏樹、初名は半次郎、後元吉と改む、膳所の藩士にして、祿八十石を領す、其事蹟は阿閉田河等の人々と同くして別に記すべきふしなし、人となり正直にして文を好み、また槍術を能くせしとぞ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位渡邊宗助

京都市建仁寺々中西來寺

渡邊友

渡邊宗助、名は緝、通稱は初め宗太郎、後に宗助と改む、これも膳所の藩士、直綱の男にして、祿十五苞を受く、幼きより學問を好み、專ら經史を研究す、森喜右衞門、高橋作也等と事を共にして、遂に自刃を命せらる、其さまは前に同じ、年いくつか知れず、

明治三十一年七月七日、特旨を以て正五位を贈らる、

○贈正五位川瀨幸

川瀨幸子は、彦根藩の醫師飯島三太夫の女なるが、幼よりして池田都維那に養はれ、川瀨太宰を婿とす、幸子人と爲り沈靜順和にして、夫に仕て愼み深し、されど心ざま雄々しく、氣力ある事男子に讓らず、容貌さた肥大、一見して女丈夫と知らる、よく夫を助け諸事に周旋し、當時志士の出入する者、皆心服せしとかや、ある夜强盜二人、戸を破て押入りしに、太宰は家にあらざりしかば、婢僕畏れて皆潛み匿るゝに、幸子神色自若として、直ちに薙刀押取て立出でしにぞ、盜其勢に恐れけん、初めの氣色に似もやらず、忽ちに逃げ失せける、太宰の捕はれし折、新撰組の隊士佐野某等尾花川の家に蹈込み、汝が夫太宰は白河越にて捕へたり、汝も是より召つれ行かんと言ふ、幸子少しも騒く色なく、さらば御召に從ふべけれど、婦人の嗜みなれば、衣服を改むる間待ちたまはれと、奥の間に入りけるが、出で來る樣なきにぞ、隊士怪み押入りて見れば、時事に關係のふみどもは、一つかねにして火中に投げ入れ、愎劍もて自から喉を貫き居り、未だ息絶えざりしかと、隊士もその心の剛なるにおされ、其まゝ手を空くしていにしとかや、婢僕等さま〴〵介抱しつれど、五月の廿九日といふに、つひに創癒えずして死果てぬ、年は太宰より二つたけたりしとぞ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位澤島信三郎

京都市小川通り寺の内下る

澤島正定

澤島信三郎、姓は藤原、名は正暗、後に姓名を變じて大伴三郎方矩と稱す、膳所藩の世臣、高橋卯八郎幸方の男雄太郎幸祐の弟なり、天保十年八月十三日膳所に生る、安政三年同藩澤島彌治兵衞正之の死跡を嗣ぎ、馬廻役を勤む、信三郎幼より文學を好み、軍學蘭學に渉り、最も砲術に長ず、夙に勤王の志を抱き、實兄雄太郎、妹婿田河藤馬之亟、從兄阿閉權之亟、及び深栖俊助、其他同志と相謀り、國家を憂ひ、時世を憤慨して、殆んと他を顧ざるが如し、文久元年、藩主に從て江戸に祇役し、一年を經て國に歸る、藩主摺で書記と爲す、元治元年六月、藩命を受け再び江戸に祇役す、七月京都禁門にて、長州勢合戰を開きしと聞き、己も之に應せんとて、藩に乞ふて急ぎ藩に歸りしが、事既に全く鎭定す、因て速に東下すべき命あり、而して未だ發せず、幕吏朝旨を矯め、四方の義徒を逮捕し、專橫日に甚し、茲に於て信三郎慷慨悲憤、一死以て國家に許るし、自ら同天の事に任ず、乃同藩なる、榊原專藏、村田精一等と謀り、藩主に諫し、其江戸に至り將軍に勤るに勤旨を奉し攘夷の典を擧るを以てし、若し聽されば、更に水戸公に接して事を謀らんとす、尋で朝議一變、幕威日に熾なり、信三郎小藩の以て事を成すに足らざるを察し、

專藏精一等と謀り、九月ついひに書を遺し藩を去り、川瀬太宰と同じく、因備二藩に游說す、而して事遂に成らず、是に於て周防に入り、居ること數月、太宰は國に歸り、精一は備中に遊び、專藏は三條以下七卿に從て九州に航す、信三郎獨り止り居けるに、慶應二年幕府大兵を擧げて長州に攻來る折、信三郎海手の督將に撰まれ、奇兵二隊を率ひ、室積の濱を守り、尋で岩城山に屯す、六月幕兵を藝州宮內に逆擊し、九月小倉に轉戰して功あり、十一月兵を移して防州山口淨泉寺に屯す、是より先小倉に於て戰傷を負ひ、其經過良好ならず、遂に病を發し、三年七月二日、同志森寬齋の寓居に歿す、年二十九、同所淨泉寺に葬る、長藩主信三郎の死を聞き、碑を建て題して、近江膳所大伴三郎方矩の墓と曰ふ、信三郎脫藩の故を以て家名斷絕せしが、明治維新の際、藩主命じて同藩高橋作也の二男正定を以て其後を嗣がしむ、明治三年、藩主招魂社を建て祭祀せられ、旦祭祀料として、五ヶ年間玄米三俵宛を賜ふ、同九年京都靈山招魂社に合祀せらる、信三郎又和歌を善くす、其內を錄せん、

國を脫する時父に遺す

葉々くみし子をも今日しは國の爲
死せしものそと思ひたまへや
よしあしは人のおもひにまかしつゝ

御國の仇に死する大丈夫

高橋幸祐仁兄に遺す

ひるよるとこゝろくるしくかきならす
ことの葉こそは忘れたまへそ

長に在るの日友人に贈る

事し有らは誰もとるへき梓弓
とるにとられぬ世こそ悲しき

たとりゆく道にしけれる八重むくら
誰かとかまもてかりはらふやと

天皇崩御をはるかに西長に聞て

まつろわぬしこの醜男をきりはふる
賤かこゝろはたゆむものかは

四月の頃難波津に異人の來り、帝都へせまるよしを、はのかに西長に聞き神の社に奉る、

天地の神幸たまへ皇らきの
御國は甚やにさやさけるなり

同志の友某つくしにいたるに別をおしみて

あすよりは誰にかかさん賤か子の
浮世の旅の千々のおもひを

立別れよしや逢ふともわすとも
功はたてよ大君のため

病中の述懷

時來なは花とあらわる楢さへ
今は常盤の木々もまかへむ

たとり行道の枝折りは絕てけり
草ひす野へに迷ふ賤か子

もろともに御國をおもふ友なくて
ひとり經る世の身のあわれなる

脫藩の時家に遺せし書の末に

木枯らしに散れる木の葉の有てこそ
霜ふる秋としる人そしる

なからへて浮世のはしを忍ふより
いささよくふめ死出の旅路を

明治廿四年十三月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位村田精一

村田精一、名は宗武、通稱を初め明太郎、後に精一と改む、膳所藩士豐武の男なり、精一部屋住の頃より小姓にぬき出されて、廣米十八俵を賜はる、かねてふみ讀むことを好み、まの

た弓馳る技をも嗜む、川瀨太宰に仕へて、師匠の如くに尊み、榊原專藏、栗屋良之助、澤島信三郎らと、親しく交はりたり、元治元年二月、大阪にゆき、藤澤甫が弟子となりて學問す、七月都に變事いで來しより、藩主命を出して、人々の他鄉に遊學する事をさしとめしかば、精一直に立歸りて、城郭守衞の任に就く、程なく都の騷ぎも靜まりければ、ふたゝび藤澤氏の許に行て修學せり、九月幕府征長の師を起しゝ時、川瀨榊原澤島等長州を援けんとて內々國を立去んとす、精一之を聞出し、己れも旅裝を調のへ、我も共にと云ければ、三人は頭打ふり、我徒は是より、王家の爲に討死せんまでなり、御邊は主公の近侍なれば、思ひ止まりて輔翼せよ、吾徒の往きて長門に死するも、御邊が止まりて主公を輔翼するも、是皆勤王の爲め節義の爲めなりと、只管之をとゞめしかど、精一すこしも聞入ず、君たち今我をふり棄て行んとするは、我をものゝ用に立たぬ物と、見くびり給ふなるべし、いでいさぎよく腹かき切り、出立を見送らんと云つゝ、腰刀拔放ちたれば、三人驚き推とゞめ、遂に打連れ立出で、因幡備前の間を過ぎ、周防にゆく、精一獨り、備中倉敷に留り、居ること數月にして、周防に至り、熊毛郡立野村なる儒者岡村鵬七がもとに足を駐む、此村は毛利家の重臣清水美作が采邑なれば、清水家の臣下どもとひとつに居れり、幾ばくもなく、長門の明倫館

に入りしに、藩主之を擧用ひて教官とす、精一もはら尊王攘夷の説を以て、諸生を鼓舞せり、明る慶應元年十月、幕府の軍勢愈々國境まで、押寄せしかば、八幡宮の祠前にぬかづき、自から指を噛切りて、國難を靖め給へと祈請す、されど敵勢益々盛なれば、精一ひとり慨嘆し、やみなむ〳〵吾一死以て國に報いんのみと、大音あげて泣しとかや、二年六月、敵軍周防の大島を攻立てければ、清水家の手勢是を防がんと、手配りするを見て、其列に加はりて出陣す、味方の兵士は皆西洋の軍服を着せしかど、己ひとりは烏帽子を冠り、陣袍をつけ、弓を執り箭を負ひ、其いで立花やかにして、人目を驚かしたりとなん、此日熊七のせがれ、桂藏も出陣せしが、精一これに向ひ、吾かく新主に身を任せたれば、もし尊君が寄手の勢に加はりたりとも、救護せんこと叶ふまじと思へば、心惑はぬにしもあらず、されどかくなる上は猶躊躇すべからず、唯義理の有る所に從んのみと云ひ、既に波野まで出張せし頃、俄に戰爭を止むる旨の命ありしかば、和議整ひたりと推察し、憤惋やる方なく、刀引ぬき自から首刎んとする處へ、桂藏來かゝりり、刀もぎ取り、覺悟極めし次第をいかにと問へども、精一別に一言をも發せず、唯死して忠義の鬼となり、永く皇基を護せんといひ終り、即座に自刃して死したりとぞ、時に年二十四、清水氏いとあはれにおもひ、長徳寺におきて、葬のわざ懇にいとなみぬ、精一常て詠せる詩といふに、

今日向レ誰語二我歎一。腰間秋水影猶寒。
青天白日沈二妖霧一。志士仁人救二濟瀾一。
鯨鯢隨レ潮振二鬐尾一。狐狼當レ路整二衣冠一。
乾坤俯仰總如レ此。一死何邊報二餓肝一。

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位淡海槐堂　淡海淳一

淡海槐堂は、近江國坂田郡下坂本村の人、醍醐家に仕へて、板倉筑前介と稱す、嘉永癸丑以來、梁川新十郎、梅田源次郎等と、大に周旋する所あり、文久二年槐堂主として、演武場を洛東大佛の日吉山に設けしに、來り會する者頗る多し、其重なる人々は、眞木保臣、廣澤兵助、桂小五郎、品川彌二郎、武市半平太、平井收二郎、吉村寅太郎、阪本龍馬、中岡愼太郎、藤本津之助、鮎澤伊太夫、松田重助、村山秀一郎等なり、三年八月三條實美等、長州に下る折には、槐堂樣々周旋し、金二千兩を贈りて其行を餞せしとぞ、元治元年長藩の兵敗るゝに及び、槐堂亦幕吏に捕へられ、暫く獄につながれしが、慶應三年丁卯の歳、赦されて獄を出で、明治維新の際、大津裁判所參謀と爲り、十二年巳卯病にかゝりて沒しける、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て正五位を贈らる

○美濃國の部

○贈正四位梁川新十郎　岐阜縣美濃國安八郡曾根村五九九ノ二　梁川實

梁川新十郎、名は孟緯、字は公圖、別號を星巖といふ、濃州安八郡曾根村の人、稻津長考の子なり、幼にして花溪寺大隨和尚に就て、ふみ讀み手かく事を學びしに、和尚其凡兒にあらざるを知り、これを愛する限りなし、十二歳の時、父母の疾に侍し、湯藥を執り、晝夜懈る事なく、其沒するに及では、悲歎の餘寢食を廢し、よその見るめも痛はしく、人みな其孝心に感じあへり、後數歳を經て、家を舍弟長興に讓り、氏を梁川と改め、關東に游學し、古賀精里、山本北山の門に入り、また王子村なる、金輪寺に籠り居て、螢雪の功を積む事十とせばかり、遂に人の師と仰がるゝに至れり、此人天性詩作に長じ、當世の名家肩をならぶるもの無く、其妻紅蘭も亦同じ道にすき、夫妻相伴ひて鎭西に遊び、人物を訪ひ地形を探り、歸途京都に入り、賴山陽、貫名海屋等と交り、詩酒の遊に日を送るうち、彦根藩の巨室木股何某、賓師の禮を以て招待せしかば、暫くかしこに寄寓しつれど、猶心よからぬふしやありけん、これを辭して江戸に赴き、神田お玉が池において、玉池吟社を開らき、大窪詩佛、菊池五山等と相唱和し、名譽四方に聞え、從學ぶ者多し、新十郎是を導くに性情を本とし、忠孝氣節を勵ませし、世の常の詩人、只管風月を弄ぶものと、其趣いたくかはれり、其頃佐久間象山、同じ所に卜居せしかば、よりより往かよひ、密に經世の策を講じつれど、世に知るものとては無かりき、一とせ名所一見のためといひなし、房總二州に遊び、其地形を觀て歸り、翌年元旦一首の詩を賦し、外患あるべき由を言ひ、

滿城爭賀太平春。梅柳雲霞共一新。
不レ信天西氛祲熾。妖鯨翻レ海欲レ揚レ塵。

間もなく家を上方に移さんとす、ある人其子細を尋しに、答ていへらく、江戸は民物繁庶にして、一月の食料、七八十萬石に下らず、然るに其米大かたは、房總諸國より運漕す、若し外國の軍艦寄來らば、府下數百萬の生靈、飢餓に苦しむ事なしとは謂ふ可らず、我等無用の遊民は、一人たりとも立去りて、人口を減ずるこそよけれとて、俄に旅裝を整て、京都鴨川の邊りに、小庵をしつらひて移り住む、是しかしながら、

うはべには斯くいひなし、誠は彼の林子平、高野長英などが幕府の忌諱にふれ奇禍にかゝりし、覆轍を蹈まじとの心構へなるべし、かくて年月を歴る程に、衆に違はず、米、英、露、佛諸國の軍艦渡來し、世の中騒がしく成行き、剰へ藩議、朝旨が楽魁なれば、捕手を其家に差向しに、前日病死すと聞ゆ、そは疑はしとて、例の紅蘭を禁獄し、さまざま糺問せしかど、これを傳聞き、忠憤やるかた無く、頼三樹三郎、梅田源次郎等と、別勅を水戸家に申し下す事を謀り、また薩摩の西郷吉之助、肥後の横井平四郎とも密事を談合す、この折幕府に於て、勤王の士を捕んため、老中間部詮勝、上京する由風聞す、新十郎素より詮勝と相識る中なれば、これを諫めんとて、時二十五首を作り待ち居たるに、

贈二間部閣老一詩、節錄五首、

小謀大策漫紛々。一擧誰能掃二海氛一。
聖慮焦労無二盡夜一。数臣爭不レ効二忠勤一。
勢孤大樹支難レ得。運去駑牛挽不レ回。
欲レ奪二國家眞命脈一。只須レ竭レ力拔二群才一。

真レ援承久元弘例。事酷方今迥不レ同。
皇上只要レ殲二海侫一。未レ嘗一刻外二關東一。
當年乃祖氣憑凌。叱咤風雲卷レ地興。
今日不レ能レ除二外夷一。征夷二字是虚稱。

蒼天率土仰相望。葵霍心皆向二天陽一。

諸老何心極二朝命一。不レ知極得自家亡。

安政五年九月三日、急病さし起り、翌日七十歳にて身まかりぬ、程無く詮勝上京し、數多の浪士を召捕り、新十郎は彼等が渠魁なれば、捕手を其家に差向しに、前日病死すと聞ゆ、そは疑はしとて、例の紅蘭を禁獄し、さまざま糺問せしかど、申す所偽り無ければ、ゆるされぬ、新十郎容貌清曠、衣にたへざるが如し、頬骨耸え、眼光人を射、志氣の高邁なる事、おのづから詩句の内にあらはる、其詩諸體を兼ね、取りわき律絶に妙を得たり、一生の作數千百首、星巖集、同閏集、同戊集、同遺稿、香岩集、顧天集等、遥く海内に行はる、今の世此道の名家と呼ばるゝ者、大概は其門人なり、されど此人詩には限らず、書も畫も拙からず、晩年心を道學に潜め、王陽明、劉念臺の説を參取し、大に悟入する所ありて、蓼雷餘響、自營編を著はせり、これを讀みて其一斑を窺ふべし、

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正五位小原是水

東京市麹町區中六番町一番地
男爵 小原 廸

小原是水、名は忠寛、字は粟卿、仁兵衛と稱す、一に鐵心、

酔逸と號す、父を忠行と曰ふ、母は上田氏、世々大垣侯に仕ふ、七世の祖忠豊藩祖正眼に武藏の鮫井の郷に仕へて功あり、藩主封を攝津尼ヶ崎に移され、尋で大垣に移さるゝに及んで、亦從ふ、忠豊の子、忠顯、勇敢武略あり、善く衆を用ゐ、大に屬望あり、累進して城代となり、其子忠珍亦才略あり、幕府藩に命じて、飛騨州の土冠を平ぐるに當て、忠珍命を受けて往て之を治む、日ならずして之を鎮撫す、衆皆悦服す、今に至て祠を建てゝ祭ると云ふ、幕府大に其功を賞す、子孫世々其の職を嗣ぎ藩の名族たり、祿七百五十石を食む、曾祖能右の功によりて百石を加賜せらる、祖能令事に坐して百五十石を削らる、是水其の職を襲ぎ、居ること二年、藩主學事を奨勵することを勉む、是水をして其事を擔任せしむ、嘉永六年米艦の江戸灣に來るに及び、諸侯に命じて之が備を爲す、是水藩命を受け、戸田伊豆守を佐けて往て備ふ、是より先き、國事多端、年頻りに飢ゆ、是水乃ち私財を散じて窮民を恤ひ、是水又議を藩主に獻じ、租稅の法を改め、冗費を省き、大に財政を改革す、數年ならずして、倉庫充實し、民其堵に安んずるを得たり、文久二年疾病あり、職を辭し、加州の山中に居る、此冬再たび職に復す、明年秋藩主に從ひ幕府の命を奉じて、京師を守る、元治元年八月十八日、長藩士福原越後等の隙を窺すや、大垣の兵宸襟を寺に在り、是水其息忠敏、高岡三郎兵衛等と、兵を三隊に分ち、二隊をして沿道の長畧中に伏せ、一隊をして路に備へしむ、福原等之を知らず、三隊の夾み撃つ所となり却けらる、この冬武田正生等、兵を率ゐて京に上らんとするを聞き、藩主幕府の命を受けて鎗て美濃に備ふ、是水亦從ふ、是より先安政二年、藩主是水の功を賞し、祿三百五十石を加賜す、是水固辭す聽かず、遂にその百石を受け、二百五十石を以て年々公費に充つ、又慶應三年、百石を增賜してこれを賞す、是水固辭して終に受けず、將軍慶喜の大政を奉還し、王政に復し、制度盡く革まり、廣く人材を登用す、是水其徴士の撰に當り京に入る、是歳正月二日參與に任ず、會々伏見事起る、藩兵幕府を佐けて其先鋒たり、是水の息忠廸其中にあり、是水大に驚き使を馳せて大義を諭す、曰く、徳川内府今日の擧蓋し姦黨の爲めに誤まらるゝにこれ由る、汝何ぞ萬死を以て直諫せざると、既にして事終に及ばす、是水藩主の大義を誤まらんことを恐れ、朝廷に請ふて大垣に馳せ歸り、說くに大義を以てし、藩主をして上京罪を待たしむ、かつ爲めに事情を分疏して宥を請ふ、是に於て朝廷藩主に命ずるに、東山道の先鋒を以てし、功を奏して自ら贖はしむ、當時諸藩順逆を誤まるもの少しとせず、而して大垣藩の反て王事に勤むるに至りしものは、實に是水の功なりと稱ふべし、是の月十七日、是水會計事務局判事に任じ、閏四

月改めて會計判事となる、從五位に叙す、五月又江戸府判事を兼ね、會々病に罹り其職を辭す、乃ち特に鐙一具を賜ひ副ふるに褒詞を以てし、在職中の功績を賞す、明年朝廷藩兵の屢々戰功を奏せるを賞して、賞祿三萬石を藩主に賜ふ、藩主乃ち其千五百石を以て分ち是水に賜ふ、既にして諸藩版圖を奉還す、朝廷は更に藩主を以て藩知事とす、水乃ち大參事に任ず、四年正月本保縣權知事に任し正六位に叙す、未だ任に赴かずして免せられ、太垣藩廳の出仕に補せらる、五年四月十五日病て卒す、年五十六、是水人と爲り磊落奇偉、文學を好み、齋藤拙堂の門に入り教を受く、又經濟に通ず、詩文を善くし旁ら書を作る、性酒を嗜む、常に梅花を愛し、老樹數百を別墅に栽えて樂む、別墅を無何有莊と名く、蓋し此に名くるならん、是水の祖忠顯、亦老後別業を城北林村に營みて、一亭を其中に築き塵世を絶つの處とす、門を鎖して出でざると八年、終に老死世に處すべからざるを悟り、自及して死す、其子忠珍亦老を此に養ふ、爾後其の地荒廢に歸すると殆んど百五十年、是水其志を繼ぎ之を興さんと欲し、林村に至て其の跡を父老に問ふ、古樹急泉鳥聲寂として知るに由なし、乃ち新に一園を隣ひ亭を營す、號して小夢窩と曰ふ、閑あれば墨客騷人と共に樂んで以て日を銷す、而して性嚴格未だ甞て醉て頽然たるが如きことあらざるなり、藩主三世に歷仕して屢々國の多難に遭遇し、盡力斡旋功勞少なからず、屢懇願て以て重となす、著はす所錄卒訓詁、大船摘要、改革十則等あり

受藩命守江戸灣時作

孤安鞍頭感慨催。海門落日晩潮回。
誰知一片武夫恨。戍迹秋塞本牧臺。

守衛京師

臣節胸間一片存。仰觀天日照乾坤。
熊羆麾下士三百。守護皇宮第一門。

戊辰作

共仰政權歸帝朝。遺賢拔擢及漁樵。
若將世態比花候。是此春風第一朝。

會際伏見之變

大義我兵會所推。何由今日戰端開。
楚氛遮面漫々黑。竊認官軍仇視來。
錦旗已及浚江灣。徇聽螺聲振上林。
遙望洛南炎焰赤。自疑寫我欲燃心。

將發京賦此贈在朝諸友

敢忘天恩高九霄。桴林只合赴漁樵。
但令功業歸公等。我在山林如在朝。

無題

梅花三百樹。就中結吾廬。不延隱逸士。

不迎二章句儒。有客談二國事。其心冰雪如。
唐虞果何治。堯舜果何人。能隨二天下心。
以治二天下民。九重雖二深邃。四海可二坐觀。

明治二十年一月十五日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位西山謙之助

岐阜縣可兒郡久々利村学久々利

實兄　西山文雄

西山謙之助、名は倘義、幼名秀次郎といふ、後要人又謙之助と改む、美濃國可兒郡久々利村の人、西山春成の次男なり、幕府の旗下にして、尾張藩の附屬なる、千村平右衛門が家に仕へしが、慶應の初め暇を申受け、江戸に出で、齋藤龍善の門に入り、劍術の奥義を窮め、又平田鐵胤に從ひて、故典を學びしより、窃に勤王の志を懐き、偏に王政の恢復を謀らんと企つ、時しも幕府諸藩に命じ、毛利家を討つの擧あり、謙之助いたく憤激し、自ら謂らく、毛利家は勤王無二の藩なり、然るを叨りに兵を加ふること其曲實に幕府にあり、かゝる有樣にては幕府の滅亡も必ず近きにあらんと、之より諸浪士どもと志を合せて、幕府の隙を窺ひけるが、遂に相良總三、水原次郎、竹内啓、會澤元輔、丸山久成などいふ、十餘人の士と三田の薩州邸に潜みて、謀る旨ありしに、慕吏之を探知し、討手を差向けんとするよしなりければ、さらば先んじて事を擧ん、さるにても一つ所に居るは要無し、一は江戸に留り、一は野州に起りて、相呼應せんと、評議とみに一決せしかば、謙之助及び竹内等は、野州路の方の首領に撰まれ、慶應三年十一月の廿五日、窃に江戸を立出でぬ、此折謙之助故郷なる父兄に其志を告げやりける、

強ちに書かゝなむとおもふにも
先だつものは涙なりけり

倘義倏今般盡忠報國の士列に加はり、遠慮以來受來候國恩の萬一を、報じ奉り候心得に御座候、就ては生前拜顏の儀は十分不相叶儀と奉存候に付、書中を以て謝罪旁御訣別申上候、此回の盛擧は錦旗を奉じ、癸丑以來違勅之罪を問候決議に御座候、付而は江城を屠り候も近き內に可有之と奉存候、乍去烏合之徒頗る大望に付、成否如何、縱令敗を取候共、五百年之時と隔り候へ共、楠氏之徒と後世賞譽せらるべきは必定に御座候、實に奇代之盛擧不朽の名譽、不肖の倘義かゝる時に逢ひ候儀、士運に叶候仕合に御座候、併しながら廿三年之間御高恩を蒙り、殊更一兩年は百般之御苦慮乍奉懇、塵芥斗も不奉報、箇樣の事に立至り候、不孝の罪千萬恐懼之極に御座候、此程迄之存慮にては、一度上京

仕り、今一年も勤學之上、無事に御關に歸り、御老後の御孝養も可申上存込に候處、今般古來未曾有の盛擧承り込、生平の氣慨一時に起り來候、且此回悠々傍觀仕候ては、萬一之罰何共恐入、無據鄙情より前件之次第に御座候、不孝の罪御寛容伏て奉願候、母上樣には一段御悲傷可被遊と、乍憚御察申上、尙義舊に斷腸之思に御座候、近年の事に御座候國家の爲に命を致し候、人之母の和歌に、

四方の名を揚て歸れよかへられすも
　おくれさきたつ母にきかせよ

と詠出候是等思召合され、何卒御あきらめ之程、只管奉願候、(中略)尙義手馴し候瑣々たる器物其內相廻り可申、是は兄樣始妹とも、並に半之介へかたみとして御分ち可被下、尙義死後追善法事、並に法名等は御免被成下、相添置候たんざく一葉、是を表裝被成下、靈代として御祭り被下樣奉願候、(中略)追々心懸寫置候書、是亦其內相違候儀と奉存候、是等は弟瀧三郎生長後、悉皆御與へ可被下、文粹集語等は、彼長となり候節の素讀本にもと、寫懸候書に御座候、一體學問之資は、本居本田兩翁の書に非されば不二相叶一儀、近來始て感じ候、就ては同人儀行々は同家へ入門御させ被下、尙義の志を繼で、皇國之道を主張仕候樣、御申聞奉願候、是こそ瞑目後の御願に御座候(中略)兄樣始夫々へも、書狀差出し度は奉存候得共、筆とり候得ば先悲泣起候に付、認不申候間、宜敷御致祭奉願候、前後不覺書損等も多く、亂筆に御仁恕可被成下候、遠に遠ひ候はゝ、錦之御旗を奉と、上京可仕、其節ハ目出度拜顏可仕候、

我魂は兄の命に添ひまつり
　かくり世よりそ仕へ奉らむ

敏鎌もて繁木か本を掃ふこと
　掃ひ捨てゝむ醜の狂夫等

青雲の棚引くきはみ大皇の
　しらさむきさし隈てしるしも

いはとせと年は隔てと梓弓
　そのなき數に我もいらなむ

草を出てくさに入るてふ武藏野の
　野渡る月の今やみゆへく

此折幕府の方にても、心をつけて居たりしかば、諠之助が立去るを見て、是必ず異謀あらん、早く討取るべしと、笹谷木村なんどいふ、屈強の與力同心等を選はし、其跡を追はしめける、さても諠之助は下野に入り、出流山の觀音堂に隱れて、同志の集まるを待居たりしが、軍資徵發の必要ありて、數十の勇士を栃木に遣はし、足利藩の陣屋に至り、薺野司といふ者に金談を申込みたるに、彼快よく五百兩の金を調進すべき旨を諾し、即時に四百兩を出だし殘りは明日相渡すべしと答へたれば、各心おちひて旅舍にありしに、豈圖らん陣屋よりの密告によりて數百の幕兵突然と押寄せ來りて、四方より攻かゝりければ、不意を討れし事とて散々に打負けて遁げ歸る、竹內此報に接するや憎き奴原が振舞ひなりとて諠之助を招き、御邊早速彼の陣屋に至りて其不法を詰り、且殘金を受取り來られよと命じければ、諠之助やがて一人の從者を伴ひ馳せて栃木に至りしに、日は早や暮れて門を閉ぢ、堅く出入を禁せしも、門內には篝火設けて、いと嚴重に警戒する樣なれば、諠之助名刺を通じて頭取に面談せん事を申述べしに、一卒之を受けて內に入りぬ、稍暫くありてこなたに通られよと案內しければ、それにつれ門內に進み入ること七足八足忽ち門戶を鎖せる音と共に、炮聲一發、伏兵前後より起りて夾擊す、諠之助さわがず大聲に、卑怯者來れと呼びつゝ、太刀拔きかざして、數人を相手に苦戰せしかど衆寡敵せず、彈丸のために右脛を傷けらる、然とも少しも屈せず、左手にて大勢に渡り合ひ、十二三人を斬倒しつゝも、遂に其場に戰死を遂げぬ、時に年二十三、これ十二月十一日の事なりとかや、幕兵首に其首を門前にかけて、衆人に示せりとぞ、諠之助人となり魁梧奇偉、其性猛烈頗る和漢の學に通じ、兼て歌道を好めり、其初め家を出て〳〵江戶に赴かんとせしとき、左の一首を壁上にかき記して立去れりとぞ、

思ふことなりもならすもそのゝちの
　かくて空くやなんものかは

其國家を慨ふの志知るべきなり、後明治三年平田鐵胤が、九山久成等と謀り、門人渡邊義雄をして、そが屍を埋めし所を探り一片の石ぶみを建て、厚く弔ひけりとなん、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て正五位を贈らる

○信濃國の部

○贈正四位佐久間修理　　佐久間清三

佐久間修理、名は啓、一名大星、字は子明、象山と號す、通稱は啓之助、後修理と改む、文化八年二月十一日、信州埴科郡松代の城下竹山町の裏町に生る、裏町の傍ら一小丘あり象山といふ、因て此を以て號とす、其先桓武帝の皇孫高棟王より出づ、王の裔孫安房國佐久間の莊を食むもの、始めて姓を佐久間と稱す、中世信濃國飯山の城主となり、又轉じて長沼の城主と爲る、元祿年間故ありて譜を除かる、國族に三左衛

門といふ者あり、去て松代藩に仕ふ、子孫遂に之に留る、祖を國正と曰ふ、通稱は彦右衞門、父を國美といふ、通稱は一學、修理幼にして聰明穎悟、鄉黨皆神童と稱す、既に七歳の頃、擧止大人の如し、十五歳にして家學を受く、又易經を諳んじ、象數の大意に通ず、長するに及んで卓犖不羈、經論を以て自ら任とす、是時に方りて西洋諸國の使節來りて、交々互市を迫り、或は巨砲を放ちて民家を劫かす者あり、幕府騒然たり、而して海防の事漸く嚴なり、此に於て以爲く、是我志を伸るの秋なりと、因て潜心して海防の策を窮む、藩主眞田幸貫、賢にして度量あり、深く修理の人と爲りを愛し、擢んで近習と爲んとす、修理學未だ成らざるを以て固辭す、即ち學資を給して江戸に出でしむ、其鄉里を出づるや、其母送りて郊外に至り戒めて曰く、見學を修めんと欲せば、宜しく篤實以て道に志し、勤苦以て德に進むべし、兒若し我言を守らば、兒千里の外に在るも、猶我膝下に在るが如し、若し其志行凡庸にして、俗輩と異ならずんば、能く我れを養ひ我を扶くるとも、我更に樂まざるべし、我兒に云ふ可きもの是のみ、若この言を守らずんば、兒は我兒に非ずと、修理感泣是より志益々篤し、既に江戸に入るや、林述齋、佐藤一齋の二門に出入して經學を修め、又渡邊登、梁川新十郎、坪井信道等の諸名士と交る、曾て曰く、今の時は古の時に異なり、儒生止だ漢學をのみ修めて、他に實用の書あるを知らず、今や敵國外患將に至らんとす、書を讀ひもの宜しく萬國の書に渉獵して、其華を摘み英を採り、大に國光を發揚する所なかる可らず、何ぞ齷齪として腐儒古學の糟粕にのみ心醉すべけんやと、是より後熱心して西洋の書を學び、以て銃砲兵制、及び築城造艦の諸技を講じ、外寇防禦の策を書せり、後自ら迅發銃を製す、其製緻密巧を極め、西洋銃と逢ふ所無し、當時薩長及び肥前の諸藩、洋製の大砲を鑄る、皆これに倣ふと云ふ、辛丑の年藩主幸貫、閣老と爲りて海防の事を督す、即ち召して顧問とす、壬寅の冬修理上書して、海防策八條を献ず、悉に用ひられず、其後舶載する所の清魏邵陽の聖武記あり、之を讀んで笑て曰く、異域相知らざる者にして、其說暗合するは奇と謂ふべし、然れども彼は壁を堅くし野を清ひるを以て海防家の法となし、而して我は盛に砲臺の術を講じて、敵を遂へ肆つの計を爲し、驅逐攻戰して敵の死命を海上に制せんと欲するのみと、既にして藩主病を以て閣老を辭す、修理又從て松代に歸り母を看る、藩主祿を加へ郡中横目と爲す、未だ久しからずして、母を奉じ再び江戸に出で、木挽町に僑居し、子弟を集めて敎授す、諸藩士の來りて贄を奉ずるもの、日一日より多し、修理初め大に洋學の有要なるを悟り、苦辛百方和蘭語彙を著し、幕府に請ふて世に公行せんとす、幕府許

さず、是に於て怏々として樂まず、去て房總沿海の要衝を觀覽し、其海防の不完全にして用を爲さざるを見、歎息して去る、又品川沖の砲臺を見て酒ふて曰く、廟議之を以て果して外敵を防ぎ得ると爲す乎と、上書して其利害を論せんと欲し、故ありて果さず、嘉永壬子書を幕府に上まつり、著す所の砲卦の書を刻せんことを乞ふ、然れとも遂に允されず、是歲藩主幸其卒し、世子幸敎嗣ぎ、幸貫遷愛の都府樓の古瓦硯を賜ふ、修理感泣して曰く、先君當て三村養窩と臣を論じ曰く、修理琉瑕多しと雖とも、亦一豪傑なりと、臣之を聞て感激流涕、以謂らく其琉瑕多きものは臣の實なり、而して豪傑を以て稱せらる、臣之に當ること能はず、然れとも先君の明を以てして臣を豪傑と爲す、臣の榮實に大なり、臣固より先君の鴻恩を萬一に報ゆるに足らずと雖とも、又將に益〻駑鈍を竭して、以て先君の明に背かざるを庶幾ふのみと、拜舞して出づ、嘉永癸丑亞米利加の軍艦來り、幕府に迫りて報を促す、幕議決せず、軍艦將に長進して江戸城を砲撃せんと宣言す、都下戒嚴し物情恟々たり、修理單騎馳せて浦賀に至り、其の形勢を視察し、直に馳せて江戸に歸り之を藩主に告ぐ、藩主擢てゝ參謀と爲し、藩兵を訓練せしむ、既にして幕府吏を派して米艦を存問す、米使頗る驕傲にして、應接の間大に邦人を蔑如し、禮を爲さゞるの評あり、修理之を聞きて憤激に耐へず、直に

十策を盡し、書成るに及んで之を幕府に上る、然れとも卓異の見多く時俗に容れられず、幕府更に之を省する所なし、止た川路左衞門尉聖謨のみ其見に服せり、修理その言の用ひられざるを以て、快々として樂まず、時に幕府荷蘭人に托して軍艦を購はんとす、修理又策を献じて曰く、之を蘭人に托せんよりは、寧ろ邦人に命じて以て海上操舟の術に慣れしひるに若かず、且これをして外國の事情を熟知せしめば、他日緩急の際用を爲すことあるへしと、幕府亦省せず、長州の人吉田松陰寅次郎時に修理が說を聞て、慨然として袂を振ひ、海外に航せんとするの志あり、偶々墨國の軍艦長崎に泊すと聞き、書夜兼行して長崎に至る、至れば則ち露艦既に去る、松陰悵然として又江戸に還る、安政甲寅米艦復來り、本牧の岬を過ぎ横濱に突入す、幕府此急報を得て、松代小倉の二藩に警衛を命ず、修理召されて軍議に參與す、即ち部署を定め、意匠慘憺寢ねざるもの七晝夜、遂に隊長望月寛恕と共に兵を提げて横濱に臨む、時に幕府伊豆國下田港を開きて、互市場と爲さんと欲するの議あり、修理曰く下田は天險の地、外人をして一日も之に據らしむ可からず、かつ萬一の事あるに方り策應に便ならず、寧ろ横濱港を開くに如かずと、即ち馳せて江戸に歸り、藤田誠之進に依て水戸烈公に建白し、又外國奉行堀織部正利熙等に說き大に其不可なることを論ず、下田開港

の事遂に止む、六月松蔭米國に航せんと謀り、同志某と下田に至らんとす、初め松蔭の長崎に至るや、修理其意を察し、旅費を支給して大に其志を賞す、是に至て又密に計を授く、松蔭の行李中に其送別の詩あり、故に修理も亦松蔭の共謀者として逮捕せられ、遂に獄に下さる、獄中省侃錄を著はす、九月に至り、幕府更に其鄉里松代に幽するを命ず、乃ち望月寛然として曰く、是天下の大事なり、我身今禁錮せらるゝと雖ども、尚は一氣息の存するあり、默視す可らずと、即ち禁を破りて門人馬場某を京師に遣はし、書を梁川新十郎に與へ、大に開港鐵港の利害を論ず、新十郎即ち梅田源次郎及び池内大學等と謀り、其策を九條關白に呈せんと欲す、修理其報を得て大に喜び、詩を賦して新十郎に贈る、時に松蔭長門の獄に在り、私に書を裁し、門人高杉晉作をして修理に謁して之を呈せしむ、其略に曰く、時務を知ること先生の如きものは今の俊傑なり、矩方(松蔭)又昔日の少年に非ず、而して粗狂日に益し、處として恢弘せざること無し、茫々たる八州大疆を措くなく、之を牢獄に驅り納る、身繫くべきも狂は繫ぐべからず、觸忤の人に於けるや加ふることわつて滅ずることなし、一朝獄に死するも、丈夫の死處に非ざるを恐る、仍て問ふ幕府諸侯恃む可くんば、神州の恢復何れの處にか手を下さん、丈夫の死處何れの處か最も當れる、微言を以て高杉に示さは、

若使二先公久一レ其職一。不レ須二今日勞一レ辰。

既にして又外使の江戸城に入り、屢々强迫無禮の所爲ありと聞き、快々として樂まず、慨然として曰く、百年の後應に我心事を知るものある可しと、切齒扼腕之を久ふす、是歲幕府林大學頭を京師に遣して事を奏す、然るども意を得ずして歸る、幕府更に閣老堀田正睦を遣はす、明年二月此事を聞き、慨然として曰く、是天下の大事なり、我身今禁錮せらるゝと雖ども、尚は一氣息の存するあり、默視す可らずと、即ち禁を破りて門人馬場某を京師に遣はし、書を梁川新十郎に與へ、大に開港鐵港の利害を論ず、新十郎即ち梅田源次郎及び池内大學等と謀り、其策を九條關白に呈せんと欲す、修理其報を得て大に喜び、詩を賦して新十郎に贈る、時に松蔭長門の獄に在り、私に書を裁し、門人高杉晉作をして修理に謁して之を呈せしむ、其略に曰く、時務を知ること先生の如きものは今の俊傑なり、矩方(松蔭)又昔日の少年に非ず、而して粗狂日に益し、處として恢弘せざること無し、茫々たる八州大疆を措くなく、之を牢獄に驅り納る、身繫くべきも狂は繫ぐべからず、觸忤の人に於けるや加ふることわつて滅ずることなし、一朝獄に死するも、丈夫の死處に非ざるを恐る、仍て問ふ幕府諸侯恃む可くんば、神州の恢復何れの處にか手を下さん、丈夫の死處何れの處か最も當れる、微言を以て高杉に示さは、

僕の志願なりと、次で松蔭江戸に護送せられ、終に刑に處せらる、其の絕命の詞傳へて信濃に到る、修理之を見て潸然として曰く、松蔭は事業に急なりと、是よりさき文久二年、櫻賦を作りて懷を寄す、其意高潔人々傳誦す、遂に乙夜の覽に入る、天皇深く嘉賞し玉ひしと云、修理之を聞き七絕を作りて其の業を誌す、後十余年を經て修理の遺集成る、學友中村正直その上に題して曰く、匹夫の著作にして天覽を蒙るもの、前に佐川田の歌あり、後に先生の此賦あり、三百年間唯た二人のみ、無上の榮といふべしと、門人小松彬等、石に刻して江戸城の西北飛鳥山に建つ、初め甲寅の歲を以て罪を獲で松代に謫す、後九年を經て始めて宥さる、蓋し長門侯の力に因るといふ、是に至て長士の二疇、交々使を遣はして之を聘す、辭して往かず、是歲の冬將軍德川家茂、禮を厚くして召す、明年甲子春三月、遂に京師に行く、此時に方り擾夷の說盛んに起り、諸藩士の藩を脫して京師に聚合するもの多く、兒纂特に甚だし、而して修理獨り毅然として俗論に反し、超世の才を以て卓落の見を負ひ、千古を達觀して開港の說を持す、故に家族門人頗る危ぶみ、或は其出行を止むるものあり、聽かずして曰く、徽命再三に及ぶ豈辭す可けんや、かつ子等は余を愛する乎國を愛する乎、若し國を愛せば則ち我此行を止むる勿れ、我豈開港の行はれざるを知らんや、顧ふに國是未だ定まらず、今日に當りて國の長策を立つるもの、我を捕て誰かある、縱令之が爲めに一命を殞すも、他日必らず我說に從ふものあらんと、門人再び止むること能はず、淚を呑んで別る、既に京師に入り、將軍及び一橋慶喜に謁す、幕議之を陸軍局に隸し、浪華砲臺の事を督せしむ、修理人と爲り豪邁にして自ら時務を知れるを以て任ヒ、容易に人に屈せず、天下皆其の風采を想望せざるはなし、中川山階の二親王、召し問ふに當世の急務を以てし、松平容保亦之を見る、偶々島津久光京師に在り、其臣高崎某に命じ、就て時務を問はしむ、久光の說たる〳〵合す、而して朝野共に攘夷の說に狂し、久光志を得ずして將に薩摩に歸らんとす、而て修理が奇禍に罹らんことを恐れ、高崎某をして來りて說かしむ、修理盛激涕泣して曰く、貴賤別ありと雖とも見る所は則ち相同ヒ、千載を俟たずして知己を得たりと云ふべし、修理此論を持すること茲に二十餘年、天下に暴白するを得ば、死すと雖ともこの言を易ふる能はず、且古より英傑の士創業の秋に際し、猶得の見を悅くもの、未だ曾て身を殺して以て其志を成さゞるものあらず、修理尊俄に禍を恐れ命を惜まんやと、茶長嘆して去る、次で西鄉隆盛も亦來りて時事を問ひ、將に其藩に延かんとす、其幕府の徽に係るを以ての故に果さず、六月修理慶喜に上書し、名分を正し人材を養はんことを乞ふ、既にして水戸

の浪士多く京師に入りて、攘夷の詔を乞んとす、之を聞き愕然として曰く、是默視す可らずと、即ち上書して其利害を陳せんと欲し、疏を懐にして山階親王の邸に詣る、途中木屋町を過ぐ、刺客あり終に其路す所と爲る、實に七月十一日なり、年五十四、蓋し刺客は肥後の壯士川上彦齋なり、是より先長人桂小五郎、小松彰等、其の害に遭はんことを恐れ、之を勸て歸らしむ、修理聽かず終に禍に及べり、勝麟太郎曾て修理を見て意氣投合す、即ち娶はすに其妹を以てす修理、容貌魁梧、面長くして軀幹殆んど八尺に及ぶ、眼光爛々として人を射る、正に仰ぎ見るべからざるの威ありしといふ、

明治二十二年二月十一日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈從四位山本貞一郎

長野縣松本市南深志本町三丁目　近藤壽一郎

山本貞一郎は、信濃國松本町の里正、近藤弘美の二男にして、茂左衛門弘方の弟なり、同國伊奈郡山本鄉の地頭、近藤石見守の家隷、久保田信右衛門の養子となりて家を嗣しに、主人石見守死去し、後主が家政宜しからぬ事を諫言せしかど、取用ゐらるべきもなければ、永の暇をこひ江戸にゆき、寺島村と云所に假住居し、兵學また筆道を指南して居たり、此折から外國船近海に潛入り、幕府はさらにて、大小名みな防禦の策を論じ、世の中穩ならずなりゆくにぞ、貞一郎みづから憤を發し、われかすならぬ卑賤の身なれど、天下の御爲には粉骨碎身厭ふべきに非ずとて、兄茂左衛門と心を合せ、安政五年七月、都にゆきしに、長き旅路の疲にや俄に病の床に臥し、旅寓に居ては萬不便利なれば、兼て知り人なる、宇喜田一蕙と相謀り、木屋町三條上る、十一屋何がしが貸屋に引移る、然るに隱密の用向多かれば、他人を傭はず兄茂左衛門、從者の體になりかはり、貞一郎に服藥加療さする內、一蕙はあなたこなたを奔走して、兄弟の者の旅寓の事ども、引受けて取謀らひ、また靑蓮院宮、三條家、正親町三條家の三家にまひり、兩人が所存の程を申述べけるに、三條內府其志を賞美し、所存の次第、內々聞まほしと仰せあり、貞一郎やがて彼の館に伺候し、今の世の形勢を考るに、畝の御評議とは申上難く、殊更外國の船とも、しけしげ來りて近港を伺ふ、それが爲め天下人民の心おちゐず、また世の爲に忠義憤慨せる人々も、罪科にかゝるもの多し、これ皆關東執政、專橫の所爲に非ずや、因て我等思ひ附きし手段あり、其儀は關東に勅使を御差下しあつて、直に傳奏屋鋪へは入せられず、品川驛に旅館を定め、夫より江戸城に入り、大老井伊直弼が官位を指止め、

謹愼仰付られ、尾張前大納言、松平慶永等の謹愼をゆるし、二人共に以前の如く出仕すべき勅命を下され、引續き即時に御退出、尾張水戸の二侯に案內させて、水戸の館へ入らせられ、前中納言の謹愼指ゆるさるべき旨、當人へ直樣宣旨御下げになり、即日尾張邸に御止宿あるべし、また勅使の警固供人として、尾水の二家より各百人づゝ、下馬先へ指出さする樣、仰出され可然歟、さりながらかゝる重大の事は、我等がとかう申上る共、御取極はいかゞあらん、勅使都を御出立のよし承らば、我等もとく關東におもむき、よろづ御事缺けざるやう御取まかなへ申上奉る旨言上し、其他これまで天下の爲になるべしと思ひ居し事の數々、文章のかざり無く、有の儘にしたゝめし、手控書のまゝ捧げしに、內府其外公卿たち、內々評議せられ、具さに奏聞有ければ、天顏殊に麗はしく、國事に忠義なる者共かなと宣たまひ、其旨宇喜田松庵もて早速內達あり、兩人はこれを聞き、身に餘る冥加なりとて落涙にむせびしとぞ、然るに勅使下向の沙汰もやみ、間部下總守詮勝關東より上り來りて、都の內に旅寓する者共を、隱なく搜索するよしなれば、兩人も一まづ都を立退然るべしと松庵もて心附け有しかば、江州堅田のあたりに知る人あれば、それがかたへ立退んとかへり言し、さてつらつら思ひめぐらすに、われら今退きなば、却て尾籠の沙汰をも招かん、此儘靜まり居るべしと思案を定めて居ける內、ます〳〵搜索きびしくなり、此上は己れひとり主謀の罪を負ひ、自害せんと決心して兄に向ひ、ゆく〳〵御身を大切にせられ、年老たる父君に孝養然るべく賴入るといひつゝ、自ら毒藥を服して死す、時に年五十七、これ安政五年八月廿九日の夜の事なり、茂左衛門は家主を始めとし、交り爲き二三人がもとへ、右の趣告知らせあくる晦日の夕ぐれ、なきがらを鳥邊野の烟となし、また寺僧を請じ知人を招き、かたばかりの佛事をいとなみ召連來りし淸七に遺骨を持せ、九月三日の夕ぐれ都を立出、大津の驛に宿りしに、夜中ばかりに京都町奉行の同心、來りて兩人に繩打掛け、遺骨を取あげ、六角の揚屋へつれ行かる、其後公卿の家緣たち、また一蕙父子、水戶の鵜飼父子など、追々囚はれて入來る、又の年十月七日、茂左衛門は中追放いひ附られしが、文久二年十一月二十八日に罪赦さる、其後明治二年五月廿日、はじめ沒收せられし、家屋敷田畑控屋敷とも、元の如く下渡されしとぞ、明治二十三年　天皇殯國の節を嘉みし、靖國神社に合祀せらる、

明治三十一年七月四日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈正五位松尾多勢　曾孫　松尾珍臣　長野縣伊那郡神稻村

松尾多勢は、信濃國伊那郡山本村の人、竹村常盈の長女にして、文化八年五月其家に生る、幼より學を好み歌書皇典に通ず、年十九、同郡伴野村の松尾淳齋に嫁し、謹重にして能く夫につかへ、慶桑の業率先して家人を指使す、嘉永四年、夫に從て江戸に遊び、領主松平義建（美濃高須藩主）に謁し、語るに王室の事を以てす、義建歌を詠じて之を賞す、多勢常にいふ、幕府陽に王家を尊ぶが如く、而して陰に之が爪牙を削り、威力を奪ひ、自ら起つこと能はざらしむ、其詐術北條足利に勝る萬々なり、今の人臣たる者、袖手座視して可ならんや、それ國に盡す者獨り男子のみに限らじ、女子と雖も亦奮起せざるべからずと、時に平田篤胤の門下、勤王の說を唱ふるを聞き、是より廣く同門を募り其著書を講じ、密に四方憂國の士を起たしめんとす、此時幕政漸くみだれ、鎖國攘夷の議論囂々たり、多勢窃に以爲らく、時機已に來れり、予一婦女と雖も、大義を以て身を犧牲に供し、皇恩の萬分一に報じ奉ること今日にありと、益々四方の同志に結ぶ、文久二年八月家を辭し、特に京都に至て事を爲さんとす、是より先毛利氏夙に大義を唱へて、其藩士多く上京せる由聞きしかば、つひに憤然奮起し、夫に告げ暇を乞ひしも、猶人言を憚り、山本村の實家に行くと稱して、家を發し、九月十四日京に達し、島田某の宅に寓す、而して五條中山白川大原等諸公卿に謁し、平田篤胤が曾て著はせる古史成文を以て、之を御覽に供せんと欲し、此に至て白川家に上言す、これより先き各藩の脫士等、多く上京するを傳聞し、窃に旅寓に來り、謀議するもの少からず、仙石左多雄、三輪田綱一郎、藤本鐵石、石川一、水郡善之祐等救擧に遑あらず、皆　王室の式微を慨し、幕府の專横を惡み、或は生野銀山の擧を謀り、或は天の川辻の事を爲さんとする等、先づ來て密議せり、多勢其間に居りて、或は之を公卿に謀り、或は之が爲に同志を誘ひ、又藤本平野等の議協はざるに當りて、爲に周旋して之を治め、而して宇郷局と親善なるを以て、屢々禁中に出入するを得、之を以て上下の間、大に意志を洞達し、事を爲すの便を與ふ、而して彼機密を探り隱微を索ひるに至りて、男子は人の目する所と爲るを以て、常に自ら之に任じ、其志士の爲めに盡力せる功績一々記すべからず、既にして三輪田以下の諸士、洛西等持院に入り、足利三代の木像の首を刎ね、之を三條河原に梟したる事より、幕府多勢を索ること急なり、多勢乃ち走りて河原町なる長州邸に入り、長州家の保護に依り、僅に身を免るゝことを得たり　間もなく賀茂行幸あらせらるゝと聞き、感泣に堪へず　左の歌を詠す

君と臣の道をたゝすの神垣に
　いてましの世となるそうれしき

此時に當り各藩の脫士、民間の有志、多く同邸に集るを以て、幕府頻りに同邸を疑ひ、百方潛匿者を索む、偶故郷の夫病に罹り、男誠等急に上京して、母の居處を尋るを聞き、遂に共に微行して國に歸る、多勢又窃に筑波山の舉を助け、其上京の途、信州伊那を過ぐるや、自ら武田藤田等と謀る所あらんとし、病を力めて行く、途中病劇にして果さず、依て男誠等を遣し而議せしむ、而して武田等名古屋街道を行くと聞き、追て駒場驛に及び說かしめて曰く、此道を行けば必ず、大藩と抗せざるを得ず、宜く間道より京に達すべしと、遂に引返らしめ、清内路峠を越し、美濃國中津川驛に至り別を告ぐ、武田藤田等深く其厚意を謝し去りしとぞ、明治元年戊辰一月六日、時勢急進の京報達するや、親戚を集め家事を族人に托し、上京して國家に盡さんことを議し、直に男誠、二男竹村盈仲、三男爲誠、孫千振等數名を從へ、女婿北原信綱を伴ひ、晝夜兼行上京す、是に於て誠を北陸道總督高倉永祜に從はしめ、爲誠を東山道總督岩倉具定に從はしめ、北原信綱は副總督澤爲量に屬從せしむ、各々從軍力を竭さしめ、其身は鑾下に止まり、諸士の間に往來し、國事の謀議に與れり、二年三月風鑾東京に臨ませ玉ふに至て、兒孫と共に鄉に歸りぬ、而して多年國事の爲めに、祖先以來資產を傾けたるを以て、男等をして刻苦勉勵、農事養蠶に從事せしめ、自らは風月に吟詠し、以て其年を送り、明治二十七年六月十日歿す、年は八十四なりける、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て正五位を贈らる

○上野國の部

○贈從三位秋元志朝　東京市神田區駿河臺北甲賀町六番地　子爵　秋元興朝

秋元志朝は、但馬守と稱し、上州館林の藩主なり、もと毛利家の支封周防德山の藩主毛利日向守廣鎭の子、玄蕃の弟にして毛利元德の兄なるが、秋元久朝に嗣はれて、天保十年四月十三日其封を襲ふ、十四日但馬守と改む、秋元家もと宇都宮戸田家とは、近親の緣あるを以て、戸田家の山陵修復を思ひ立つや、志朝また之に同じ、文久二年ともに之を幕府に請願し、且河內國丹北郡島泉村には、其領の飛地あるが、　雄略天皇の御陵此に存在せる故、志朝一手を以て之を修繕す、然るに

世の中愈々さわがしくなりしかば、元治元年戸田忠至訪ひ來り、今や世の形勢を見るに、兵亂の起る近きにあるべし、兵亂一たび起る時は、山陵御修復の事に於ても、功を竣ずして中止する如き、恨事無しとも言ふ可らず、因て双方力を分け、相ともに急に竣功を計るべし、されば其廿餘ヶ所は、秋元家に於て引受けたまはれと言ふ、志朝乃ち重臣岡谷鈕吾に命じ、聖武天皇　元明天皇以下十七陵を巡視せしむ、此時幕府は長州藩の擧動を憎み、將に征伐の師を出さんと議す、志朝大に之を憂ひ、ひそかに朝廷に奏して、其擧をやめん事を請ふ、朝議之を嘉納し、總て志朝に御委任あるべき勅旨を賜ふに至る、一橋慶喜これを漏れ聞き、こは容易ならずとて、二條關白に逼り、其勅書をば召し上げ、猶これを幕府に告ぐ、幕府亦秋元家が譜代大名の家にありながら、幕府の手をも經ずして、直ちに密奏するなんど、僭越不當の振舞なりとて、以ての外に憎みしに、間もなく七月十九日京都の變（長州勢の暴發）起りしかば、幕府の嫌忌益々甚だしく、十月廿七日幕府より諭旨あるを以て、志朝乃ち不得已江戸に歸り、濱町の邸に幽居す、蓋し此事たる志朝の毛利元德と兄弟たるに基因せりといふ、重臣岡谷以下亦多く罪を蒙る、明治元年三月に及び、再び王事に勤勞すべき旨命せられ、七月上京して山陵副官に任せらる、翌年七月職を辭し、九月館林に歸る、九年七月廿六日逝去す、年五十七、護國院に葬る、

明治廿九年五月二十日、特旨を以て從三位を贈らる

○贈正四位高山正之　　高山守四郎

高山正之、其先は遠江守某より出づ、某は建武の亂に、新田左中將源義貞に屬し、頗る驍勇の名あり、新田氏滅びて後、某の裔も亦微にして民間に下り、世々上野國新田郡細谷村に居る、後良右衞門なる者に至り正之を生む、正之、字は仲繩、彦九郎と稱す、生れて俊異、既に非凡の骨相あり、早く父母を失ひ、祖母の鞠育する所となる、幼にして好で書を讀む、又古來英雄の事蹟戰鬪の勝敗を聞くを以て樂みとなす、年十三の時、一日太平記を讀で、中興の事業敗れ、忠節の士肝腦空しく原野に塗るを悲憤して止まず、慨然志を起し、竟に鄉を辭し京師に遊ぶ、時に年十八、師に就て學を修め、居る二歲にして史書に通ず、後出でゝ外に含し、廣く都下の士と交り、互に相往來す、後又江戸に抵る、幾もなく去て諸州を經歷し、足跡至らざる所なし、是より先祖母死す、正之哀悼止まず、廬を其塚側に結び、居る三年哀悼一日の如し、常に飯食を絕に至れり、事江戸に聞ゆ、有司之を旌表せんとす、而て却て鄉黨の趨ぶる所となり、獄に繫がる、然れども吏夙に正之の孝心人に過るを聞き、頗る其常に相反するを異とし、因て召て之を問ふ、吏先づ詰るに庶民にして刀劍を帶ぶるを以てす、正之對て曰く、臣か祖高山遠江守、南朝に勤めし以來二十有餘世、未だ嘗て一人の刀劍を帶びざるものなしと、其言の硬直且磊落奇偉、乃ち讓に由るを知り、憐み擧げて之を用ひんとす、正之曰く士貧賤と雖も、身を人に質するを欲せざるなり、君子は道あれば仕へ、道なければ仕へず、且學は人倫を明にする所以なり、士の道に志す者豈に盡く儒ならんや、臣書を讀むを好むも、彼の句を摘み章を綴るの腐儒に倣はず、又技藝を以て身を售る者にあらずと、有司自家擅斧の言を以て笑ふ、更に試に大學を講せしむ、其精確分明溢美なし、有司其聞く所に負かざるを以て竟に之を釋す、已に獄を出でゝ亦家を辭し四方に遊ぶ、豪俊奇傑の士に遇へば、輒ち與に時事を談じ、口泡を飛し扼腕切齒淚下るに至る、忠孝奇行の事を聞くや、必ず直に之を訪ふ、道の僻陋隔遠を論せざるなり、是より名聲愈々高し、時に中山大納言愛親、正之の人と爲りを奇とし、屢召して與に語る、江戸の人江上關龍、豐前の人梁又七、水戸の人長久保玄珠、立原萬、藤田一正等尤も相親み善し、初め正之江戸に遊び長久保玄珠を訪ふ、一見舊の如し、玄珠書を其鄉人立原萬に送り曰く、予江戸に在り、高山正之と交る、此人偶儻奇偉慷慨の人なり、空嚢にして天下を跋涉す、常に自ら魯仲連の人と爲りを慕ふと、萬書を藤田一正に見せしむ、一正時に年十三、景仰已まず、詩を正之に贈る其詩に曰く、

聞君高節一心雄。奔走求賢西復東。
遊學元懷奇偉策。正知踏海魯連風。

後一正萬と江戸に來り玄珠の家を訪ふ、正之大に喜び、一正に謂て曰く、予天下の人傑に交ること多し、而して未だ足下の如き卓越なる者を見ず、聞く君病多しと、因て勉むるに武技を習ひ、身體を強壯にするを以てす、天明年間歲大に飢て、上野尤も盜賊蜂起す、正之江戸に在り之を聞き、奮然蹶起して曰く、我舊閭をして斯の如きことあらしむ可らず、我死力を出して之を理むべしと、即ち江戸を去り板橋驛に至る、時已に夜、一室に酒を飲み笑談するものあり、之を窺ふに其徒十數人、關龍又七兩士も亦其中に在り、正之大に怪み、直に入て其の故を問ふ、即ち兩士正之の此行を危ぶみ、先づ往て事平ぐるに會へるなり、正之其平ぐを喜び、俱に與に歸る、夜に正之江戸を去らんとするに當り、關龍に囑り、別を告く、關龍其行を危ぶみ、俱に行き之を援けんと欲す、而て正之辭す、故に此に至ると云ふ、同年京師災あり、正之之を聞き大

に驚き、馳せて京師に赴く、途木曾山中を過る時已に午夜なり、賊跳り出で脅迫す、正之叱して曰く、汝上野の高山彦九郎を知らずや、今關下災あるを聞き、馳せて之に赴くなり、草賊何ぞ沮むと、賊皆刀を投じて慴伏す、後此賊嶽に在り、高山を天狗なりとして、恐怖せし狀を語る、正之豊顯に阿らす、義を見て爲す渴するが如し、公侯多く之を招致す、嘗て某侯に抵る、某侯正之に謂て曰く、予必らず闕失あらん、願はくは之を聞ん、正之揖して曰く、然らば則ち敢て言ふ所あらん、往來某所の民兄弟父の讎を復す、官之を護送するに囚徒と同くす、是等の事名敎に關する甚た尠からず、先づ是等に意を加へよ、侯謝して曰く、我指揮を失ひたるなり、後當に之を讀むべしと、是より先魯國侯蝦夷に到り邊海を窺察す、正之慨然往て此地を歷觀し、窃に虜情を探らんと欲す、而して未だ果さず、庚戌の夏遂に意を決して發す、發するに臨み玄珠に詣り別を告ぐ、玄珠之を壯なりとし、置酒して之を餞す、正之玄珠に謂て曰く、今日の行萬死固より甘ずる所なり、但一事君に托す可きものあり、僕に一女あり、天下の名士を得て婚を結ばしめんと欲す、藤田子定は無双の士なり若し君に因て之が薪水に從ふを得ば、僕復心慮に關するものなしと、子定は一正の字なり、既にして水戸を辭し北に向て馳す、下野の人蒲生君平、素より正之の人と爲りを慕ふ、其北遊するを聞き、追て陸奥の石卷に至りしも及ばず、適々後醍醐天皇の塔婆の下に出づ、塔婆蓋し南北の亂に官軍皆て陸奥を鎭撫す、故を以て今に至り天皇の供養を爲すなり、君平徘徊停立す、一樵夫あり前を過ぐ、因て問て曰く、汝偉人を見ざるか、對て曰く前に一士人の爲に、傭はれて水を荷ひ此に至る、其人即ち水を浴し禮服を着け、塔婆の下に跪き、文を出して之を讀む、一字を終る每に歔欷流涕す、恰も狂者の如し、君平曰く之なりと、其の何日にあるやを問ふ、今を去ること殆んど十餘日なりと、君平竟に及ぶ能はざるを慮り乃ち還る、正之既に南部津輕の地方を經歷し、松前に至り蝦夷不毛の境に入り、險を踰え嶂を踏み頗る艱苦を嘗む、而して屈撓せず、遂に松前に還り、既にして中國に達す、京に留ること數月、明年辛亥復京師を辭し西海に遊ぶ、是歲二月爽船紀伊の大島浦に至り、又筑前長門の邊海に出沒す、幕府大に驚き、令を四方に下して海防を嚴にす、正之西海に在ること凡そ三年、爽艦數々我邊海を窺ひ、上國復穩かならず、正之聞き遽に京師に歸る、其京師に入るや、每に先づ三條橋上に至り、遙に皇闕を望み、地に跪き叩頭して曰く、草莽の臣高山彦九郎と、途人士女恠み顧みて譁笑す、正之以て意となさず、一日郊外に遊び、足利尊氏の墓を過ぎ、其大逆を聲して曰く、咄汝何物の逆賊ぞ、敢て忠良を害し皇子を戕し、萬乘の至尊

を虐す、其罪天地に容れずと、且罵り且鞭ち、然して後已む、嘗て諸生と語り、笠置先登の事に及ぶ、正之曰く、逆賊天子に抗す、子孫決して遺るなからんと、一後生あり進て曰く、先生の言中らず、僕は實に當時帝に迫りし陶氏の裔なりと、正之瞋怒大に叱して曰く、賊胤我門を汚す勿れと遂に之を斥く、又曾て一志人を訪ひ、室直清の論著する所を見る、其楠公を論ずるに、召に應じて直ちに笠置に造るを以て、度量足らずと爲し、諸葛亮三顧にして乃ち廬を出るの事を引き、以て之を譏するに至り、憤激罵て曰く、腐儒何ぞ事を論ずるの迂なる、夫れ元弘の時は、豈に三國と同年にして而て論ず可んや、劍玄德なるもの元展を販し席を織るの人、自から稱して帝室の胄と曰ふ、豈能く其眞忘を辨せんや、孔明の三顧にして出るは、我心に於て猶以て早しと爲す、百顧を累るも亦設と爲さず、楠公の如きは則ち是に異なり、赫々たる王朝神器の在る所、六合の仰ぐ所、開闢以來神聖相承け、皇統連々之を無窮に傳へ、普天の下率土の濱、皆其聖恩に浴する所なり、而して楠氏は則ち廷臣の裔にして幾旬に居る、召命なしと雖ども豈國家の危難を座視す可けんや、　天皇の蒙塵を聞き猶然袂を投じて起る、安ぞ彼の諸葛の爲に効ふことを得ん、嘗を見る是の如きものは、百萬卷を見るも何の益あらんやと、怒髮逆衝、直ちに嘗を裂き前庭に擲つ、正之慷慨の餘、擧止常に狂に類すること多し、故に或は庸人の斥くる所と爲る、正之既に京師に居ること數年、終に志を當世に得ず、居常怏々として樂まず、再び西海に遊ばんと海に航して筑後に至り、森嘉膳の家を主とす、嘉膳亦奇士なり、居ること數日怏々病む所あるが如し、一日正之刀を拔き自殺す、嘉膳驚き問て曰く、何爲れぞ此に至る、正之曰く我常に國家に報せんと欲す、其忠たり義たる所以のもの、今や不忠不義の事と爲る、已ぬるかな、嗟吁愚の爲す所奈何んともするなし、是天の我を殺すのみ、子幸に我が爲に天下の人傑に謝せよ、嘉膳曰く、吾官に告て屍を檢するを乞はん、子且らく殊する勿れ、正之曰く諾と、則ち家人をして之を官に報ず、正之東方を指し問て曰く、京都及び故國は此か、嘉膳爲に東北を指示す、正之手を拍て再拜し儼然として端座す、談話すること平生の如し、既にして吏來り之を檢し、且其故を問ふ、正之曰く狂發するのみと、其他の事を問ふも復た答へず、吏乃ち正之屬らす所の物を閱す、毫も疑ふべきものなし、唯天下の名士大川勝區區書、及び忠臣孝子の行狀諸名家の送る所の詩文あるのみ、中に正之自から背する所の國歌あり曰く、

我をわれと思し召かや　天皇の
たまの御壑のかゝるうれしさ

未明に至り竟に絕す、年四十有餘、時に寛政五年なり、久留米

侯其死を憐み、遺骸を遍照院に葬る、正之の死す事三都に傳ふ、然れども其所以を知るものなし、明年人あり墳を建つ、則ち叔父劍持長藏なり、正之人と爲り矮軀にして白晳、双眼紫稜あり、聲雷の如し、其書を讀む放心するもの〻如し、而して通過すれば則ち、是非を別ち義理を明にす、かつて水戸に至り岩手村の孝子乙吉なる者あるを聞き、其家に至り禮服を着け之を主席に座せしめ、手を執り謂て曰く、二百年太平の澤に浴し、孝行子の如き者を得る、天幸と謂ふべしと、正之の忠孝を重んずる大概ね斯の如し、

明治十一年三月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○下野國の部

○贈從二位戸田忠至

東京市本郷區駒込浅嘉町二十九番地
子爵　戸田忠義

戸田忠至は、初め方之亟と稱し、後和三郎といふ、下野宇都宮藩主戸田越前守忠輪の弟主計忠舜の子にして、文政元年一たび與力木村内藏允の養子と爲りしが、故有て之を去り、重臣間瀬氏を嗣ぎ、間もなく家老職に進み、祿千石を食み、專ら藩政にあづかる、乃ち勵勉財務を整理し、大に文武の業を勵まし、藩政これが爲めに一新す、安政萬延の頃に及び、尊王攘夷の論諸方に起るに至り、忠至亦これに盡瘁し、攘夷の勅使を京都に請はんとて、藩の儒士大橋順藏を招き、托するに其使を以てせんとす、順藏其機未だ至らざるを說き、之を承諾せざるまゝ、因て館林藩士岡谷鈕吾に命ず、鈕吾乃ち其意を承けて上京し、宗家正親町三條卿に就き、密奏する所有て歸りしに、藩議にかゝりて禁錮させらる、文久二年正月、大橋順藏、及び藩士岡田新吾、松本鼎太郎等、幕府の爲めに捕へられ、忠至亦や〻嫌疑を受く、忠至此に於て思ふやう、尊攘の擧容易に行ふ可らず、然らば先づ此際に當て、世々の山陵を修復し、以て名敎の實をあげんと、乃ち之を幕府に請ふ、幕府もやがて之を許可し、始めて山陵修復の擧に至る、三年正月功を以て別家を命せられ、從五位下に叙し、大和守に任ぜらる、然るに慶應元年、水戸浪士の日光及び太平山に據るや、戸田家の討たざるのみならず、藩士の中これに一味したる者少なからずとて、領地の内にて三萬石を召上げ、藩主忠恕隱居申附らる、其實は山陵修復など、志を朝廷に盡せし事、譜第大名に似合はしからざる所業を、幕府より憎みての罰といへり、忠至乃ち深く歎き、正親町三條家に就きて、哀訴する所ありしかば、朝廷旨あり幕府に命じ、よろしく忠

至の功により、削封返し與ふべきむね仰せらる、されど幕府之を聽かず、忠至の功を賞せんとならば、別に三萬石は大和守に賜ふべく、削封は戻す能はずと答ふ、朝廷乃ちこれを忠至に諭す、忠至大に驚ろき、臣に三萬石賜はらん事、望外の幸なりと雖も、宗家の削封如何ぞ打捨て置く可けんや、臣が功は即ち宗家の功なり、臣が功を賞したまふあらば、よろしく宗家の封を復さしめたまへと述ぶ、朝廷大に其志を感じ、嚴に幕府に命ありて、つひに舊祿に復したりぬ、此年十二月、畿内及び丹州、百有餘ヶ所の山陵修復成り、賞として鞍馬を賜ふ、三年三月、孝明天皇御送葬御用掛の勞を慰すとて、時服及び金を賜はる、此時に當り、復古の議既に決し、維新の計畫、漸くに定まりしかど、朝廷も多年衰微の後の事とて、御用の出づべき所無し、岩倉具視大に之を憂ひ、ひそかに忠至を召し呼て、德川慶喜方にゆき、之をはからん事を命ず、忠至乃ち大阪に赴き、慶喜に謁して之を說く、慶喜因て手書を與へ、當時京都にありける所の、勘定方小堀數馬につかはし、やがて數萬圓の金を取り出して渡さしめしかば、忠至いそぎ之を具親に致せしほど、維新の計畫速かに實をあげしは、此功の力大なりしといへり、明治元年二月、參與職にして會計事務局判事を兼ね、八月東京行幸の路次取調を命ぜられ、十月二日鳳輦を三島驛に迎へ奉り、十三日供奉して着京、二年正月、又再幸御用掛命ぜられ、此秋宮内大亟に任じ、諸陵頭を兼ぬ、是より始終宮中に伺候し、朝恩を蒙る淺からざりしが、十六年三月三十日、從三位に叙し、即日薨ず、年七十五、東京谷中墓地に葬り、又遺命を以て其齒髮は京都に送り、先帝御陵の側に埋め、祭祀料金五百圓をば賜はりける、忠至性深く理財の道に長じ、宇都宮藩もと窮乏にして、屢々事に困苦せしを、忠至藩政を執るに及び、漸々に之が救濟の道を講じ、つひに悉く借財を償却せしなど、其苦心大方ならざりしとぞ、

明治三十年四月二十一日、特旨を以て從二位を贈らる

○贈從三位戸田忠恕

栃木縣宇都宮市大字松原町十五番地
子爵　戸田忠友

戸田忠恕、幼名は綏之助、弘化四年を以て生る、其先は内大臣藤原鎌足十一代、太政大臣公季六代、太政大臣實行の子戸田政光の次男、光忠の後なり、其子三郎左衛門忠次は德川佐命の功臣にして、二十四名將の一たり、五世の孫忠眞、有德公の寵を受け、進で老中と爲り、下野宇都宮城を賜はり、祿七萬八千石を受く、十一世の孫忠温又老中に任ず、忠恕は其七男なり、兄忠明子無きを以て嗣ぎ、從五位下に叙し越前

守に任ず、文久二年、松平慶永幕府の總裁と爲り、政令一新するに及び、諸大名をして時務を直言せしむ、忠恕乃ち宗臣間瀬和三郎（後戸田大和守）及び縣駒之進、廣田精一等と相議し、今日の世に當て、兵を強くするは士氣を振はすにあり士氣を振はすは始に反り本を報ずるにあり、よろしく皇陵の荒廢を修め、反始報本の道を明らかにせしむべしと、左の一書を幕府に差出せり、

此度御國政ノ儀、不憚忌諱申上候樣、厚被仰出難有次第奉存、間讀テ、言上仕候

癸丑甲寅以來、夷人渡來跋扈仕候ヨリ、御國內不穩未曾有ノ變事等種々出來仕候、乍恐被惱 敞慮候ニ付、於公邊モ深御心痛被遊候御儀ハ誠以奉恐入候、私儀先祖ヨリ數代相續仕、三百年來蒙莫大之御高恩、誠ニ是迄度々重キ御役相勤候段骨髓ニ徹シ難有仕合ニ奉存候、然ル處此節外濟國持ノ衆ヨリ夫々御爲メ筋建白仕候哉ニ承知仕候、全東照宮樣ノ御餘德御家ノ御浩瀚無此上御儀ト奉存候、私儀御譜代ノ家筋數代蒙御高恩乍罷在外濟ノ衆ニ後レ一廉ノ御爲メ筋不相勤儀、實ニ奉恐入日夜苦心愚考仕候得共、短才不智ノ身ニテ淺陋愚昧ノ說奉申上候儀、却テ奉恐入相扣候處、今般御國政筋ノ義心付候ハヽ申上候樣被仰出、御達面ノ趣篤ト敬承仕候處、本朝ヲ以テ世界第一等ノ神國ニ被遊度旨、誠ニ以テ恐悅ノ御儀ト奉存候、然ル上ハ是迄ノ通夷人陵屓等ニテ、片時モ御許容有之間敷候得共、癸丑甲寅以來御親攝第一ニ被遊候夷人ノ義故、突然ト御打拂ノ儀ニモ至リ申間敷、通商ノ利益追々被仰諭候上、御謝絕相成不申、右ノ節萬一致命ニ不隨時ハ、御掃攘ノ御所置ニモ可相成、其節私儀皇國ノ御爲拋身命義勇ノ働キ可仕義ハ常ニ志願ニ御座候得共、右夷人御掃攘ノ一擧迄何ノ御爲筋モ不相勤罷在候段背本意、先祖以來蒙御高恩候家筋、此節柄一日タリモ空敷相過候テハ對公邊恐入、又外濟ノ衆ヘ對シ急務ヲ傍觀沈默仕、夷人ノ虛喝ヲ恐候樣相聞ヘ無面目義ニ付、種々御爲筋相考候處、當今ノ急務ハ士氣振起仕候ヲ第一ト奉存候、其士氣振起仕候ニハ、反始報本ヨリ人情ヲ厚シ、忠孝ノ道ヲ養ヒ立候事、眞ニ强國ノ基ト奉存候、彼血氣ノ小勇ヨリ起候强ハ粗暴ノ所業ニモ至リ、眞ノ强國トハ相成申間敷候、右反始報本ノ祖先ヲ大切ニ存候、實情ノ厚ヨリ溢レ出候、忠孝ハ勇以テ振立候、士氣强國ノ根元實備ト奉存候、此忠孝ノ大節ヲ天下ニ示サレ御敎導被遊候ニハ、第一 天朝御代々樣之御陵多分荒廢ニ相成居候、此儀古來有志ノ者、癸傷仕候段衆々承知仕候乍恐萬乘ノ玉體ヲ被爲納候處、荒蕪ノ儘ニ被差置候儀、誠ニ無勿躰次第恐惱悲傷仕候事ニ御座候、臣子ノ分ニテハ一日モ安心難仕儀ト奉存候、殊ニ先般 天朝ヨリ御綠組モ被爲在候上ハ、猶更御陵御修補ノ儀御執行被遊候樣奉存候、右樣相成候ハヽ乍恐 今上皇帝ニハ追遠莫大ノ御孝道ニ相成、猶御當家ハ奉上廣大ノ御忠節相立、官武御一和ノ御趣意、彌以テ相顯ハレ、且官武御一同忠孝ノ道ヲ以テ御垂敎被遊候得ハ、海內一般御德化ニ浴シ、反始報本ノ情厚ク、眞ニ忠孝ノ士氣振起可仕、且 御陵御修補ノ事、鎌倉以來數百年絕テ無御座候處、御當家ニ至リ御修補ニ相成候得ハ、千萬年不朽ノ御盛功ニテ、御忠義ノ道相立、 天朝之御氣色ニ被爲叶、天下ノ人民一統ニ難有感戴仕、御武威モ無限相輝可申奉存候、仍之御陵御修補ノ儀ハ御强國ノ基、則天下無雙ノ一大盛事ト奉存候間、近々御上洛前ニ御修補ノ儀被仰出候得ハ、必御爲筋ト奉存候、尤此節柄ノ儀ニ御座候得ハ萬一國持衆ヨリ右ノ儀、天朝へ直願ノ程モ難斗哉ト心痛仕候間、可相成ハ早々被仰出候樣奉存候、今般厚御沙汰ノ趣、反復難有奉存候、愚意之趣此段奉申上候以上、

閏八月八日　　戸田　越前守

別紙

御陵御修補被仰出候得者、私儀爲冥加右御用相勤申度、全ク數代ノ御高恩奉報度微衷ニ御座候、尤右御入用筋ノ義、公邊御散財不相成樣家來共ニ申付工夫爲仕度、私儀元來勝手向不如意ニハ御座候得共、斯ル御時節御爲筋ニ相成候儀ニ付如何樣ニモ力ヲ盡シ、一家中粥ヲ啜候處、尊敬心切ヲ心懸修補可仕候、尤公邊御役人御出張ニテハ彼是御手重ニ相成御入費モ不少、又御陵被爲在候國々村里ノ場所ノ者共、自然迷惑可仕、私ヘ被仰付候ハヽ、重役共先立風雨寒暑ニモ苦心奔走仕、讀ヲ修補可仕候、斯ク奉願候儀、是迄ノ流弊ニ習ヒ寸功ヲ以テ後賞ヲ心懸候事ニ無之、又名聞ノ爲ニモ無之、全國家ノ御爲ヲ存、此度被仰出候流弊御一洗ノ一端ニモ可相成哉ト存居候儀御座候、尤尋常ノ御用筋ニテハ衆々必至困窮ノ勝手向中ニ難相勤候得共、別紙ニ申上候通、國家ノ御爲筋、士氣振起之基ト奉存候、又國持衆ニ對シ候テモ、御譜代家筋ニテ此節一廉之御爲筋不相勤候赤面ノ次第ニ付、必至ノ窮迫ヲ不顧奉願候儀ニ御座候、且擾夷ノ節ニ至リ候ハヽ、御陵御用中ニテモ早速先達仕、報國ノ働仕度奉存候、何卒微衷ノ處御賢察被成下、御陵御修補御用被仰付被下置候ハヽ、冥加至極難有仕合奉存候、尤數ケ國數箇所ノ御義ニ付、急々修補相整申間敷、積年ノ丹精ヲ以テ成就仕候樣心懸可申候、此段奉願候以上

閏八月八日

幕府も之を嘉納し、速かに朝廷に奏して允可を得、忠恕乃ち和三郎をして上京せしめ、此歲九月を以て工を起し、神武御陵先づ成る、朝廷詔を下して之を嘉みし、從四位下に敍せら

る、かくて慶應元年の冬に至り、百餘の山陵修補漸く畢る、明年正月、傳奏野宮宰相忠功を以て、左の書を下さる

戸田　越前守

山陵御修補之儀幕府ヨリ一切委任候處同姓大和守幷家來共爲致上京五畿內丹州多年荒蕪頽破殆可及廢絕百有餘所之山陵不失古制不謬眞僞亦下民無流亡移轉等ノ難苦御修補速ニ卒業幕府誠心之道相顯候ハ勿論當　御宇ニ至リ天祖以來連綿ダル　皇統顯御遵奉之道相立數十年之廢蕪一時ニ御發興御追孝莫大之御懿德赫々相輝積年之　叡念一旦ニ被爲遂候段畢竟忠孝之道深致研究官民之御厚心得候ヨリノ儀ト　叡感不斜御滿足　思召候因之破　宸賞先祖忠次へ贈從四位

下宣下越前守へ鞆卷御劍一振賜之候

仰せの如く御劍をぞ賜はりぬ、然るに此頃水戸の浪士等、兵を集めて各地に據り、日光近傍に屯せしかば、幕府命じて之を討せしむ、されど彼等の擧、元來尊王攘夷の意より出でしを以て、忠恕以下其志を憫み、强て急に討たざりしとて、幕府大に之を責め、其封土二萬石を削り、命じて退隱せしめ、將に奥州棚倉に移封せしめんとす、朝廷其山陵修補の功あるをもて、幕府に諭旨して封を復せしむ、既にして王政復古し、詔して入朝を命せらる、未だ發せざるに幕府の脫兵、大に宇都宮近傍に出沒す、忠恕乃ち藩兵を督し、守備の用意に及べるに、賊急に來り襲ふ、乃ち城を棄て走り、明日官軍の援兵と合し、大に戰て賊を破り、つひに城を復せしが、忠恕自から砲火を冒し、原野に暴露せし爲めに、邪熱の侵す所と爲り、つひに病て畢りにける、實に明治元年五月二十二日にして、年僅に二十二、朝廷哀悼侍從を贈り、東北亂平ぐに及び、賞として祿一萬石を加へ、支族忠友をして入り嗣がしめ、其舊宇都宮城內に建碑の擧あるを聞かるゝや、又金若干を賜はりぬ、明治二年六月五日、特旨を以て從三位を贈らる

○贈正四位蒲生君平

栃木縣宇都宮市新石町十七番地　蒲生　又右衞門

蒲生君平、名は秀實、字は君脩、伊三郎と稱す、下野宇都宮の人、本福田氏の子、後自ら氏を蒲生と改む、蒲生は近江の豪族なり、其先は藤原秀鄕より出づ、君平の父を帶刀正榮と曰ふ、正榮五子あり、君平は其末子なり、君平幼にして奇警あり、一日祖母の其系を語るを聽き、慨然として憤を發し、誓て祖先の名聲を興起せんと欲す、自ら氏を蒲生に復し、是より遊戲を作さず、好で書を讀み劒を學び、又生產を事とせず、稍や長ずるに及んで、鈴木石橋に從ひ書史を講究す、然れども甚だ章句を研究せず、特に忠孝大義に通じ、古來の英雄豪傑を慕ひ、自ら之に比せんとす、而して其見識の高き、自ら貶して以て自ら魯るを求めず、故に俗儒の擯斥する所となる、常に人に謂て曰く、我畎畝の餘夫を以て、生を耕耘に治むること能はず、又官に仕へて祿を干めず、書を讀み文章を作るも、亦曲學阿世の徒と與に伍を爲すこと能はず、朝暮を糜粥に凌ぐも、他の活路を營まず、座て困窮を取るは、如何なる所以ぞ、吾少時嘗て家に在り書を讀む、祖母傍より我に語り曰く、汝小兒と雖ども略ぼ字を知る、善く祖母の言を記せよ、汝に於て高祖の父にあたるもの、實に蒲生帶刀君の子なり、汝曾を諳み志を立て、謹て此語を忘るゝこと莫れと、我是に於て憤りを發し、志を立て古學を講究し、曠世の墜典を修めて、以て國恩の萬一に報せんと欲す、庶幾は其れ先祖を忝めさるべし、我生るゝや實に晩きなり、若し大化大寶の世に遭はゝ、大纓冠淡海二公の相業は企て及ぶ所に非ずと雖ども、然れども其位に在る者はその道を行ひ、其位に在らざるものは其言を行ひ、古を稽へて今に徵し、以て武衞を喬ひ百姓を安んじ、以て國本を固ふするは是我の願なり、又下つて天慶天正の亂に值はしめば、秀鄕氏鄕先兩公の將略勇武、或は驥尾に附て功を成すべきも、今や昇平二百年、竟に復施し用ゆる所無し、然りと雖ども安に居て危を忘れざるは古の善教なり、天下安しと雖ども虞る可き所の者、北に魯西亞、に英吉利の諸夷狄あり、屢々來て遊海を窺窬し、延を我神國に乘るゝもの斯に久し、邦內亦無賴狡賊邪敎左道の徒あり、此時にあたり名分を正して以て民志を定め、邪道を禁じて以て亂源を塞ぎ、天下を萬歲泰山の安に置き、此民をして堯舜の民たらしむべきなり、苟も吾說にして行はるゝことを得せしめば、則ち寰安の鴆毒を遠ざけ、戎狄の豺狼を驅り、嘗に一時擡陷郭淸の功を致すのみならず、斯民をして正朔を奉ずる忠なからしむべし、是吾の志なり、彼の悠々の徒曷ぞ共に談ずるに足んと、君平又常に皇室の陵夷するを嘆じ、身を以て國家の犧牲に供せんと欲す、是より四方に遊歷して、俊傑の士に交はる、其志を同ふするものに遇ふや、共に慷慨憂憤、淚數下るに至る、或は時に劇飮大醉、頽然として自ら放にし、身を物外に處するもの、如し、然れども憂國の念未だ嘗て頃刻も忘れざるなり、嘗て京師に遊び、路に或一寺を過ぎ牌堂に至るに、衣冠嚴然たる像あり、之を問へば則ち是利尊氏なり、因て忽ち怒氣天を衝き悲憤に堪えず、大醉其罪を數へて之を縛つこと數百なり、寺僧等驚奪はれ、敢て之を止むること能はず、又嘗て佐渡に航す、順德帝の陵を拜し、其荒蕪頽廢せるを見て、悲み泣て曰く、我神州一系萬歲、敢て神

器を覬ふものあらず、彼れ何等の逆賊ぞ、敢て至尊を絕海窮天の地に竄く、然れども祖宗の靈空しからず、逆賊一朝にして族滅す、唯怪しむ山陵荒廢、間々此に到るものあり、而して一人臣子の之を悲み、官に告げ修繕を計るものなし、嗟我國に生るゝ者、誰か天子の臣子にあらざらん、何ぞ遑運の此極に至るやと、因て之を鈴木石橋に策らんと欲し、直に歸る、道の一川、霖雨の爲に流水暴漲し、橋梁を漂すに遭ふ、乃ち衣を解き流を絕て前岸に達し、直に走り行く、其裸體たるを曼らず、行路の人皆指て之を笑ふ、君平數々山陵の荒廢せるものを見、大に之を悲み、將に議する所あらんとす、會々大竹與五なる者あり、京師より來り、君平に謂て曰く、朝廷近頃役小角に、神變大菩薩の號を贈ると、君平聞て輒はち泣て曰く、歷世　天皇の山陵荒廢、且諡號を上らざる者あり、而して彼れ小角の如きは、則ち異端左道の徒、行者と唱へ愚民を惑はす、何ぞ追號を賜ふことを爲んと、斯に於て當路の人に告げ、以て山陵の荒廢するものを修繕せんと欲し、躬自ら其地を歷視し、古圖書記を參考し、乃ち山陵志を作る、最も力を盡し思を焦し、平生の精力半ば此書に在りと云ふ、當時北夷蝦々蝦夷邊海に出沒して我國を窺ふ、上野の人高山彦九郎、常に邊海の事に意を盡し、今茲將に津輕南部を經て蝦夷に入り、蝦夷の事情を探んとす、君平素より彦九郎の人となりを聞き、其慷慨奇節の士たるを慕ひ、一たび面して肝膽を吐んと欲す、之を聞て大に喜び、直に結策して途に上り、遲て仙臺石の卷に到る、彦九郎此地を過る、既に十餘日前に在り、乃ち竟に追及する事能はざるを慮り、路を轉じて歸る、途に林子平を訪ふ、子平は仙臺の人、亦當時の人傑にして慷慨大志あり、君平眞率にして邊幅を修飾せず、孤劒一笠衣袴頗る敝惡なり、行裝野人の如し、子平の門を叩き刺を通ず、子平出で見る、心之を鄙み、呼で曰く喘々何物の野翁ぞ、自ら脩むること能はずして、却て人に望まんとは、豈何ぞ能せんやと、叱罵して揖せず、君平亦怒て曰く、吁山澤の腐儒、何ぞ自ら尊大なること斯に到るやと、遂ち相語らずして去る、丁卯の歲北夷又我蝦夷に來り、民家を掠め大に邊を擾る、君平時に江戸に住り、之を聞き憤滿に堪へず、遂ち不恤緯五編を著はし、山陵志と共に、之を京師及び幕府諸公の事を用ゆるものに献ず、有司其言の皆在野處士の言ふべき所にあらずと、これを郤け且詰問す、君平乃ち律文を引き故事を誦し以て陳辨す、是に於て慷慨益〻自ら痛み時事を痛む、時人目して狂妄となし、有志亦囚へて之を刑の重きに處せん事を議す、會々一碩儒あり、權貴の重んずる所と爲る、平生頗る君平の人と爲りを知る、故に其志を憫み、爲めに其他心なきを以て庇し、之を免るゝことを得たり、君平此より復言はず、自ら默々齋と號して以て自ら警む、其書齋に書して脩靜と曰ふ此吾の身を修めて而して名を爲す所以なりと、益々力を著述に專にし、傍ら子弟に敎授し、上書贈答常に自ら關東布衣を以て稱す、嘗て詩を賦して自から懷を述ぶ、其詩に曰く、

丈夫生有二四方志一。千里劍書何處尋。
身任轉蓬無遠近。思隨流水幾浮沈。
笑看尊酒狂先發。泣讀離騷醉後吟。
唯賴太平恩澤渥。目將三韋句一托二青衫一。

又

短褐空過二十年。悠々世事謬二周旋一。
曾期大義驅二侯國一。豈意微軀屈二市塵一。
求レ友一鄉無二共語一。讀レ書千卷有二誰憐一。
明時在野還知レ分。飢欲レ飡レ非二顏子賢一。

文化十年七月五日、疾を以て江戸の寓居に歿す、年四十有六、其疾起たざるを知り、自ら修靜葬大人墓碑銘を作る、乃ち之を江戸の北郊、谷中龍興山臨江寺の域内に葬る、水戸の藤田一正親く相交るを以て其墓表を撰む、世に高山彦九郎、林子平と、君平を稱して三奇人と爲す、而れども子平は幽閉せられて死し、彦九郎は自刃して歿し、其身を保ち終を善するもの、唯君平あるのみなり、

明治十四年五月三十一日、特旨を以て正四位を贈らる、

○贈從四位大橋順藏

東京市淺草區猿屋町十七番地　大橋義三

大橋順藏、名は正順、字は周道、納庵幽人屠龍居士と號す、父は清水赤城とて、上野國西群馬郡並榎村の人なるが、江戸に住み長沼流の兵學の師となり、其名大に世に聞ゆ、諸侯高祿を以て招くものありしかど、思ふ旨ありて仕官はせざりき、斯父にして、斯子ありといふためしにたがはず、順藏幼少の時より大志を懷き、其性深沈にして膽略あり、九歲の春、父赤城歌會すとて、友垣打つどひし折、家人をいましめ、子供等歌よまぬものども、此席に立入るまじき由、申つけたるに、順藏つと進み出て、三十一字だに言ひつらねたらんには、同席をゆるさる可きかとて、即座に一首を詠せしかば、人々大に驚きけるとかや、十三歲の時、ある夜用事ありて、獨り炭部屋に入りけるに、一人の大男の布もて面をつゝめるが居たり、しやくせ者といひもあへず組附てちつともはなさず、とかくするほどに、家内の人々、その物音に驚き、手燭をとりて行き見るに、隣家なる戸川氏の奴、薪を盜まんために來れる由なれば、後日をいましめゆるしやりぬ、その氣象想ひやるべし、

その後子細ありて、信州飯山の藩士、酒井某の養子となりしが、家貧く、父母學問する事を好まねば、折々近所の禪寺に行き、佛典また和漢の書を讀つれど、夫も父母の目を忍び、心にまかせず、物うき月日を送りいたるを、江戸なる舊友傳聞き、さまざまに周旋し、これを呼戻す事とはなれり、かくて二十歳ばかりにして、佐藤一齋の門に入る、例の貧生なれば佼學せんに油の代なく、同塾の人々より蛤貝一すくひづゝ油を申受け、燈火を點ずる事さへあり、まして書籍を購ふやうなければ、師家其外舊友より、借來りてこれを讀み、一度讀めば更に忘れず、晝夜勉強せし程に、其業大に進み、今は別に門戸を開き、徒弟を聚め可レ然と、いふもの、おほかりしかど、順滅いやいや財なくては人を聚む可らず、古より儒者清貧を樂むといふは、不得已の遁詞なり、其身の衣食だもたらず、いかでか人を養はんや、あはれ富家の助勢するものあれかし、我其力に依りて、國家の爲に、人才を養育せんといへば、實にさなりといふものあり、あされて是を笑ふもあり、その頃大橋淡雅といふは、世にしられし富家にして、しかも見識人にすぐれたるが、ある日一齋がり訪來て、おのれ年頃金穀を施し、數多の窮民を救ひつれど、彼等は無智文盲、何の用にもたらず、つら〳〵世のありさまを見るに、有レ財者無レ學、有レ學者無レ財、若しさるべき學者に財産を分け與へ、廣くその道を行はしめば、世の利益たるべしと思ふは如何といふ、一齋はたと手を打ち、そは妙案なりとて、やがて順滅を引合せければ、淡雅打喜び、これを養子とし、其長女にあはせて、大橋氏をゞ名のらせける、此時順滅年二十六、隅田川の西なる、村松町といふ處に、塾を開きけるに、生徒遠近より來りつどひ、年月をふるに從ひて名望漸く世に高く、大藩聘を厚くして、これを召抱んとするもの多かれど、養父淡雅のちなみに由り、宇都宮藩の士籍に列なれり、かくて嘉永六年、外國船渡來せしより、朝野の間議論かまびすしく、幕府亦令を下し、諸藩並に草莽の士に至るまで、意見あらば申出よと觸ける程に、順滅則ち上書して、和議の害を辨じ、又元寇紀略を著しゝに、人々其論の痛快なることを喜び、海内の士氣これが爲に振起せり、安政の初め、水戸前中納言齊昭幕府の大議に參預せしが、何事も言はずと聞へければ、順滅一書を著はし、責難錄と名づけ、これを諷諫す、程なく郭外小梅村に、かくれがをしつらひ、闢邪小言を著し、いたく洋人の譎詐にして信ず可らざる事を論じたるに、此書亦大に世に行はる、戊午の獄起るに及び、名儒山陽の子三樹三郎、死刑に處せられしが、世の人嫌疑を憚り懼れ、誰あつて其屍を引取るものも無りしに、順滅企を捐て、厚く葬りしかば、四方の志士、其高義を慕ひ、來訪ふもの多し、順滅つくづく

世のありさまを考ふるに、幕威内に衰へ、外寇外に逼る、所詮王政の昔に立戻り、兵權を天朝に歸するにあらざれば、何事も爲し得べからずとて、文久元年九月、門人椋木八太郎に命じ、忍びやかに上京し、正親町三條家、及び岩倉卿につき秘策を獻せしむ、其文に、

癸丑甲寅ノ歲、外國來テ通商ヲ乞ヘルヨリ以來、幕府ノ處置、一事モ其宜シキ所ヲ得ズ、因循姑息ノミヲ專ラトセラシカバ、外國ハ益々驕慢ヲ逞シウシテ、凡ソ其欲スル所、強テ乞ハズト云コトナク、幕府ノ有司ハ彼ヲ怖ルヽコト、日々ニ甚ダシウシテ、外國ノ強テ乞フ所ハ、是非ヲ論ゼズ利害ヲ問ハズ、總テ許サズト云コトナシ（中略）然ルニ天朝ヲ始メ奉リ、海内數十家ノ大藩ニ至ルマデ默々然ト手ヲ束ネテ、幕府ノ失策ヲ傍觀シ、皇國ノ滅亡ヲ待ツ如クナルハ、果シテ如何ナルコトゾト云ニ、最初列藩ノ中ニ於テ、水戸ノ景山老君ヲ巢窟トシテ、攘夷ノ策ヲ建ントスル者、兩三藩モアリツレドモ、處置ニ少ク失策アリシカバ、奸吏ノ爲ニ顚覆サレテ、其事空クナリタル始末ハ、遍ク世人ノ知レルガ如シ、サテ幕府ノ有司ドモハ、彼ガ威力ヲ怖ルヽノミニテハナク、彼ガ詭黠ニ眩惑サレテ、今ハ彼ヲ賴モシキ者ゾト思ヒ、反テ攘夷ヲ議スル忠士ヲ惡ミ、若シモ海内ノ諸侯ナドニ、攘夷ヲ謀ル者アラバ、或ハ外國ノ援兵ヲ假リテモ、其國ヲ討シメント欲スル勢アリ、カクテハ折角義旗ヲ擧テモ奸吏ノ爲ニ叛名ヲ負セラレ、外國ノ賊兵ヲ誘ヒ納レテ、皇國ヲ擾亂スルニモ至ル筋ユヱ、天朝ニ對シテ恐レナキ能ハズ、此ガ天下ノ諸侯ノ中ニ、縱ヒ忠憤ノ人アリトモ、容易ニ義旗ヲモ擧ゲ難ク、志ヲ稽シ迹ヲ晦マシ、徒ニ彼ガ跋扈ヲ切齒シツヽ、手ヲ出サヾル所以ナリ、サレバ勤王ノ義心アル者ニ、叛名ヲ負ハセズシテ、十分ニ其力ヲ出サセ、攘夷ノ快擧ヲナサントスルニハ、別ニ奇策ト云物ナク、只速ニ天朝ヨリシテ、外夷撫斥ノ勅命ヲ、公然ト海内ニ下シ玉フテ、感奮激發セシムルニ如ク無シ、（中略）然ルニ戊午ノ歲ノ三月廿日ニ、海内ノ諸侯ノ赤心ヲ、委細ニ聞シメサレントアル、アリ難キ勅諚ヲ下シ玉ヒ、其後モ德川家ヲ御扶助ノ意ニテ幕府並ニ水戸等ヘ、政事改正ノ勅ヲ下シ玉ヒシカド、兩度トモ幕府ノ奸吏ニ抑遏セラレテ、折角ノ叡慮モ天下ニ通ゼズ、空クナリタルノミニハアラデ、水戸ヘ勅諚ノ下リショリ、一番ノ紛擾ヲ生ジ出シ、貴キ公卿ノ方々マデ、寃罪ヲ蒙リ玉ヘルホドノ、莫大ノ災禍モ起リシコトユエ、右等ノ事ニ懲リ玉フテ、御英斷モツカヌナルベク、誠ニ御尤至極ノコトナリ、サレドモ前日ノ勅諚ハ、德川ノ武威ヲ憚リ玉フテ、其御論モ激切ナラズ、頗ル寬容ナリシガ上ニ、關東ヘ向ケテ下サレタルユヱ、反テ奸吏ニ抑ヘラレテ、

終ニ其效ナカリシナリ、是ハ鎌倉ノ頼朝ノ來、武家ト云者天下ヲ馭シテ、何レモ威力アリツレド、徳川ノ威力ノ如キハ、開闢以來ニ比類ナク、實ニ盛大ノ事ト云ベク、餘リ威力ノ盛ナルヨリ、天朝ヲ輕蔑シ奉リテ、絶テ名分ト云物ヲ知ラズ、僭上至極ノ事ノミ多シ、サレバ前日ノ勅諚ナドモ關東ヘ下サレタリシカバ、幕府ノ奸吏俗吏ノ徒ハ、少シモ天朝ヲ恐ルヽ意ナク反テ慢悔ノ念ヲ生ジテ、兇暴ノ處置ニモ及ベルナリ、然ルニ天下ノ人心ハ、兼テ外國ノ脅屈ヲ憎ミ、幕府ノ政事ノ因循ナルヲ怪シミ居タル所ナレバ、アリ難キ敬慮ノ旨ヲ、強テ沮抑シタルヲ見テ、扨々ケシカラヌ暴擧カナト、幕府ヲ疎シズル心ヲ生ジテ、人心ノ徳川家ヲ離レタルコト、今ハ十ノ八九ニ至レリ、サレバ敬慮ノ行ハレザリシコトハ、恨ムベキニ似タリトイヘ共、ソレニ因テ天下ノ人心、徳川家ヲ見離シテ、天朝ヲ慕フコトノ深クナルハ朝廷御恢復アルベキ所ソ、氣運ニ向ヘル筋ニシテ慶賀スベキコトモ云フベク、此時ヲ失フベキニハ非ズ、元來天地ノ間ニハ盛衰盈虧ノアル所ガ、一定自然ノ道理ニシテ、徳川家ノ威力ノ如キハ、餘リニ盈滿ヲ極メタルユエ、今ハ衰亡ノ運ニ赴キ、凡ソ有司ノ處置スル處、一事トシテ義理ニ當ラズ、諸侯ハアキレ、庶民ハ怨ミテ、海内ノ人心ノ暗ニ離レ切タル上ニ、金銀米粟マデ盡耗ニナリテ僅ニ有農府ノ有司共ガ、種々樣々ノ詐謀ヲ以テ、目前ノ急ヲ支悟スルノミ、故ニ古ノ徳川氏ナラバ、天朝ニテモ憚ラセ玉フテ、不臣ノ筋ヲモ忍ビ玉ヒ、御ヒカヘ勝ニテヨカンナレ共、今日ニアリテハソレニ及バズ、承久元弘ホドノ兇逆ヲバ、決シテ行ヒ得ザルナリ、然ルヲ天朝ノ方ニ在リテハ、幕府衰弱ノ内實ヲ、我々ホドニハ熟知シ玉ハズ、憚リ玉フ氣味アリテ、御ヒカヘ勝ノ勅諚ヲ竊ニ出シ玉ヒシカバ、奸吏ハ其氣ヲ見スカシテ、天朝ノ力ノホドヲ、制シ易シト侮リテ、道ヲモ義ヲモ問フコトナク、前年ノ暴舉ニ及ビツルニテ、幕府ガ逆勅ノ大罪ハ、固ヨリ多言ヲ待タザレ共、畢竟朝廷ノ方ニ於テモ、幕府ノ内實ヲ知ロシメサズ、威力ヲ憚リ玉フヨリシテ、御果斷ニ不足アリシカバ、反テ奸吏ニ制セラレテ、遂ニ其效ノナカリシナラズヤ、サレバ先ヅ徳川家ノ威力ノホドヲ明ニ見拔キ玉フテ、外面ハ猶盛大ニ似タリトイヘ共、實ハ衰弱極リテ、毫釐モ恃ミニハナリ難ク、又怖ルヽニモ足ラザルコトヲ、熟知シ玉フ所ヲ以テ、第一ノ肝要トナスコトナリ、此ノ御見識堅カラズシテ、幕府ノ威力ヲ憚リ玉ヒ、恐レ玉フ氣味アリテハ、奸吏ハ其氣ニ附込テ、反噬スルコトノ早キ者ユエ、熟慮テクンバアルベカラズ、サテ徳川家ノ祖宗ノ功ヲ、今マデハ深ク御思召サレテ、公武一和ト云處ニ、篤ト叡慮ヲ勞シ玉ヒ、何事モ幕府ノ方ヘ御

相談ノ上ナラデハ、敢テ一事モ令シ玉ハズ御ヒカヘ勝ニマシマセシ事、敦厚ノ至リト云ンカナレ共、今ハソレラノ例ニ泥ミ、因循シ玉フベキ時節ニアラズ、ソハ前ニモ申スガ如ク、徳川家ノ武威衰ヘハテテ天下ノ人心全ク離レ、僅ニ祖宗ノ餘澤ヲ恃ミテ、諸侯ヲ指揮スル迄ナレバ、一日一日ニ元氣傴レ、恢復スベキ機ト云物ハ、萬中ニ一ツモ見エズ、サレバ幕府ノ滅亡センコト、決シテ遠キコトニテハナク、近ク十年ノ間ニアランコト、錢ニカケテ明白ナレバ、誠ニ危殆ノ至リト云ベシ、カクマデ危キ幕府ニ對シテ、徒ニ脩格ヲ守リ玉ヒ、區々タル小義ニ泥マセラレ、何事モ御相談ノ上ナラデハ、決シ玉ハストニテハ、遂ニ御恢復ノ機會モハヅレテ、天朝モ亦幕府ト倶ニ顚覆ニ至リ玉フベク、此ヅ存ト亡トノ岐路ニテ、神州トナルモ、夷狄トナルモ、此一着ニ係レルコトユエ、如何ゾ御英斷ナカルベケンヤ、（中略）萬一海内ヘ詔勅アリシヲ、幕府ノ俗吏共怨ミ怠フテ、承久元弘ナドノ故事ヲ援キ、朝廷ニ弓ヲ彎ントスル共、家門モ譜代ノ大名モ少シハ名分ヲ辨ヘテ、朝敵ノ名ヲ受ルヲバ、深ク恐レテアル故ニ、彼是事故ニ假託シテ、京師ヘ向フ者トテハ、一人半個モアルマジク、若シ又兇逆ノ大名アリテ、幕府奸吏ノ暴命ヲ奉ジ、朝廷ニ弓彎カントナサバ、草莽微賤ノ間ニ蠢シ、勤王ノ忠志ヲ懐ケル者共、幾萬人モアルコトユエ、ソレ等ガ忽チ激興シテ朝敵ノ大名ヲ誅センコト、雞子ヲ碎クヨリモ易カルベク、承久元弘ノ時ノ如クニ、具多クモ乘輿ヲバ、孤島ニ遷シ奉ル迄ニハ、決シテナリ立タザルナリ（是ハ臆測ヲ以テ申スニ非ズ、某ガ門下ナル豪農ノ徒ニモ、百人二百人ノ兵ヲ率キテ、勤王セント欲スル者ドモ五六輩ハアルコトユエ、廣キ海内ノ間ニテハ、其夥シキ推テ知ルベシ）サレバ當今ノ朝廷ハ、御徴弱ニ似テ實ハ強ク、關東ノ幕府ノ方ハ、外面強大ニ似タリトイヘ共、其實ハ人心離レテ、衰弱殊ニ甚ダシク、朝廷ハ天ノ眷顧ヲ得タマフテ勃興アルベキ氣運ニ向ヒ、幕府ハ皇天ニ見離サレテ、仆ルヽニ近キ時節ナレバ、少シモ猶豫狐疑スルニ及バズ、天下ノ義士ヲ奮興セシメテ、天祖ヘ報答アルベキコトナリ、今マデ微弱ニマシマシツル、天朝ノ御威光モ、是ヨリ古ニ復セラレテ、實詐ノ無窮ニ至ランコト、瞭然トシテ火ヲ觀ルガ如シ、誠ニ愉快ノコトニ非ズヤ、是某ガ巨罪ヲ忘レテカヽル鄙論ヲ草定シ、若シ獻芹ニ詢ヒ玉フノ時モアラバ、速ニ身ヲ闕下ニ致シテ、策ヲ獻ゼント欲スル所以ナルノミ、

文久紀元辛酉九月謹書

折しも妻の弟菊地教中（介）宇都宮に在り、兒島草臣（強）平山繁義（兵介）が、老中安藤信正を、討取らんとの企に與力しければ、二人

順滅の許に來り、內々其指圖を乞ふに、順滅時機猶早しとて、これをゆるさず、間も無く又、敎中の同志なる、多賀谷勇尾高長七といふもの來り訪ひ、先生いまだ聞き給はずや、只今輪王寺の宮、日光におはしまし左右にさる可き人も無し、某等馳向ひ、これを奪取り奉り、敎中を輔佐となし、まづ宇都宮藩主を昧方につけ、筑波山に本陣をすへ、水戸結城の兵を集めなば、宮に向て弓引くもの、またあるべしとも覺へず、さすれば攘夷の先鋒は、我手に屬する事疑ひなし、あはれ先生帷幄に座して、軍慮を運らし給へかしと、事もなげにいひければ、順滅首を打ふりていやとよ、せいては事を仕損ずべし、今しばし待ち候へと、固くいさめ止めつれど、はやりをのくせとして、二人は心に落ずやありけん、翌日江戸を立去りて、近國を走り廻り、吾師大橋先生義兵を擧らる、志ある者は來り助けよと觸りさはぐにぞ、世を憤り事を好むともがら、忽ひ〳〵に馳集り、霜月八日の夜、勇長七を初として、下野の河野通植、小山朝弘、橫田新綱、同昌綱、下總の川連義路、國分五郎、福田又介、長谷川俊十郎、肥前の中野晴虎、江戸の宇野東櫻、乙葉大介、薩摩の鮫島雲城、上野の小關隼之進、長門の吉田榮次郎、筑後の松浦寬敏、伊豫の得能淡雲なんど、三十餘人の若ものども、順滅に打向ひ、いざいざとてせき立れど、順滅尙も同意せず、おのおの血氣にはやりて時機を知らず、時機を知るは識者に在り、誠に時節到來せば、我またためらふ事ある可らず、いでや機密の計を告け示さん、先頃我門人某を上京させ、內々一策を奉りつれば、朝廷これを御採用ありて、海內一般有志の徒に、攘夷の詔を下し給はん事遠きにあらず、其時こそは敎中を推て首領とし、宮の御供申されよ、我は即日西上して、西國諸侯に游說し、京都に於て旗を擧げん、かくする時は幕府を倒し、王權を恢復して、外寇を打攘はん事、心易かるべし、たとひ宮を取奉るとも、勅旨に背かば叛逆同然、朝敵の汚名を蒙り、勞して功無きわざならずや、ゆめゆめはやる事なかれと、懇に言諭しければ、人々かへす詞もなく、後期を契りて立去りぬ、爰にまたかの平山兵介等は安藤を討んとて、度々來りて談合す、順滅其勇烈を感じこれに計略を授け、ためし一通の書をかき綴り、斬奸趣意書と名づけ、別に同盟規約書をも作りわたへければ、大願成就せりとて喜びわへり、其後順滅京都の消息を得て、まづこれを敎中に報じおき、引續き自ら彼の地に赴き、一味の人々を呼集めんとす、

敎中に送りし書

電よりの荷物數箇、御遣はし被下、昨夜相屆、慥に受取申候、折節強介は留守に附、拙者相改候處、眞物に相違無之、印鑑等も所持致し居候間、即ち拙方に留置、今朝強介を呼

びに遣はし、只今參り、種々相談最中に御座候

花邨よりの消息絕て無之、甚だ懸念致居り候處、先日長藩の者來りて、拙生の藥方書、慥に 天覽に入候趣、花邨同志の者より、內々報道致來り候由の噺ゆへ、先づ々々榮幸の事と存候、然處右長藩の者、昨夜又々來りて、乍夜中是非共、而晤致度段申候に付、面談致し候處、其者口上の趣如左、

今日國許よりの飛脚到着致候、其飛脚花邨へも立寄候て、近狀探索致候處、南八事種々周旋に力を用るに付、幕吏より目を被附、殊の外危き樣子にて、多分近日の內被捕可申形勢なり、南八被捕候はゞ、必定先生へも、連累致候樣、相成可申も難計候間、何卒只今の內、奸吏の鋒を御避け被爲御處置有之度、今晚至急に御內通申上候、實は長州表へ、唯今急に、御招き申上候樣致度、少々は有司へも談じ見候へ共、兎角俗論多く、急の間には合兼候間、何方へなりとも、暫時御潛伏にて、樣子御見合せの方可然と奉存候云云

右の通りの噺に御座候、南八被召捕樣に相成候事、實に候はゞ、藥の功能も無覺束、其上扇町へも連累可致哉と、甚だ心痛罷在候中略何れにも拙生は、電の方へ面談致度筋も有之、昨夜の荷主抔も、拙生參り候はゞ至妙と申候故、近日强介同伴にて、貴地迄極密に參り、夫より電の方へも出掛可申と存候、其節御家內御初め、皆々樣も、御驚き無之樣、

且世間へ評判に相成不申樣、前以て巧に御處置被成置可被下、先は右至急申陳度、貴酬如此、草々頓首

龍岡より

望賀

浦安樣手展

この書中、暗號の文字多し、電とは戶田家執政某を指し、荷物とは平山以下を指す、花邨とは京都御所にして、藥方書とは、前の秘策をいふなり、扇町は即ち正親町家、浦安は敎中の變名、龍岡は順滅が居所、小梅村の渾名なり、こは時人小梅村をもて、臥龍岡と名づけしによる、

大橋義しるす

とかくするほどに、こととしも暮て、永の年正月になりぬ、此頃また宇都宮藩士に、岡田眞吾、松本鉄太郎といふものあり、一橋刑部卿を誘き出し、これを大將と仰ぎ、水戶の諸士をかたらひ、旗擧げせんと思ひ立ち、一通の上書を認め、來りて順滅に示す、順滅これに加筆し、かねて相議なる、一橋家の近習、山木繁三郎にたより、刑部卿の內意に備へん事を請ひしに、繁三郎一度はうけがひつれど、猶心中に疑慮を抱き、ざづ老臣にかくと告ぐ、老臣大に打驚き、其書を持ちて幕府に訴ふ、また宇野東櫻も心變りして、ひそかに其筋に告ぐ、幕吏素より順滅が擧動も怪みいたる折柄なれば、俄にこれを捕

へて禁獄す、兵介等此よしを聞き今は片時も猶豫すべきにあらずとて、同月十五日、同盟の士數人と、坂下門外に於て、安藤に擊かゝりしが、仕損じて、或は討れ或は自刄す、然るに此もの共が懷中せる斬奸趣意書は、必定學者の手に成りて、武人の所爲に非ずなど風聞ありしかば、幕府愈々順藏を疑ひ、町奉行黒川備中守をして、嚴しく糺問せしむ、順藏少しも驚く色なく、岡田松本は門人なれば、そが請ふまゝに一橋家の近習、何某に紹介しつれど上書の文意はかつて存せず、又坂下の一擧に於ては、初より關係不仕、但し拙者が一味せし證據ばしあらば、御見せ候へと、物靜に答へしにぞ、備中守返す詞なくてやみぬ、其後度々糺問ありけれど、答ふる所は前日に同じ、或る人ひそかに、順藏を獄に訪ひ、先生奉行の糺問に逢ひ、いつも同樣の御答あるは、深き子細の候にや、さるにても、されには例の名論卓說を吐き、有司等を屈り懲らし給ふこそよけれといへば、順藏いやとよ、かゝる小事にて、罪に落るは本意に非ず、また名論卓說などは、思ひもかけぬわざなれど、聊かいふべきふし無にしもあらず、さりながら、おのが弟子すら、心得違ひたる筋を、言論すは難かるに、まして理非を辨へぬ、俗吏に向て、爭論せんは無益なり、かの備中守、もとは我舍兄の門人にて、己れも物敎へし事ありしが、何事にも合點あしき男なり、其頃彼が名は多中なりしに、人皆これを愚中と呼びき、相手にたらぬ、愚中をやり込めたりとも、何の手柄にもなるまじとて、打笑ひけるとぞ、さる程に幕吏は、順藏が隱謀の證據を探出さんため、樣々手を盡しゝに、椋木八太郎は、順藏が復心の弟子なり、これを捕へ拷問すべしと、いふ者ありて、その行衞を尋ねしかど、深く匿れ忍びたれば、捕る事能はず、また順藏の妻巻子は、かねて夫が申含め置つる旨あれば、このたびの變事起りしより、證據たつべき書類をば悉く取隱し、しらぬふりして居けるに案にたがはず、幕吏數多入來り、家内を搜し索ぬれど、これといふべき物なければ、見非なく巻子を呼出して問ふに巻子容を改め、こは仰とも覺えはべらず、夫にて候ものは、諸人の師範たる身なれば、かく大それたる事を企つべきやうなし、よし其企あるにもせよ、何とてこれを婦女子と談合仕るべきと申立ければ、幕吏ども此上はとて、かの東櫻召問んとせしに、逐電して、行衞しれず、後に聞けば、順藏の門人國貞某といふ者、東櫻が不義を憎み、これを打殺せしとなり、是より先安藤信正は、一旦虎口をのがれしと雖も、坂下一擧以後は威權衰へ、あまつさへ、長藩始めむねとの大名、幕府に申立る旨あり、忽ち其職を褫れ、一橋刑部卿、松平大藏大輔、水野和泉守、板倉伊賀守等、代りて幕政を執り、いつしか疑獄の沙汰も弛るに行く折節、勅使大原左衞門督下向あり、赦免

の儀申合されけるにぞ、七月七日獄を出で、宇都宮藩に預けらる、されとかねて時疫に罹りいたりければ、同月十二日、四十七歳を一期として身まかりぬ、順藏學術純正にして、取わき性理に精し、初め王氏を主とし、後朱子に歸す、其經書を講ずるに、辯舌流るゝが如く、聽者心醉して倦む事なし、兵學は家庭の遺敎に據り新說を參取し、ことに海防に於て、苦心焦慮する事大かたならず、世には其攘夷を主張するを以て、海外の形勢を知らずといふ人あれど、しからず、それ知レ彼知レ己、百戰不レ危とは、兵家の套語、衆人の知る所なり、順藏いかでかこれを知らざらむ、當時太平打續き、人心怯惰異レ敵如レ虎、一戰せざれば其氣を振起すべからざる故かく言ひしなり、一日諸侯打つどひ、時事を論せし折、ある人順藏に打向ひ、御身は平生の時論にも似ず、近頃西洋の事など、取調べらるゝ由、承り及べり、幕府もし外國に使せよおらば、之をうけがはるゝやいかにと問ふ、順藏答へて、さればなり俗吏の後に從ひ行き、膝を窮廬に屈せん事は死すとも得せじ、古代遣唐使の如く堂々たる盛式を以て差遣さるゝならば、我亦命に應せんといひもあへず、一座にありける、小笠原敬齋憤然として席をたゝき、君子國に生れし者、身を醜夷の地に汗せん事、納庵先生に似合しからぬ御論なり、但し別に子細あらば、承はらんと詰寄るに、順藏更に取合はず、貴殿は誠に正直なる學者なりと、打笑ひけるとなむ、順藏生徒を敎るに鞭責を加へず諄々としてこれを誘導し、自然に正路に赴き、忠孝氣節を勵ましむ、されば大和筑波京都の變に、專ら尊攘を唱へ、國家の爲に身命を擲ちしもの、順藏の門人多かりき、是に付ても其薰陶の功、大なる事を知るべし、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位廣田精一　　廣田精一

廣田精一、名は執中、東海と號す、下毛宇都宮藩士なり、性沈默にして記憶よく、九歳の時始めて書を讀みけるに、さながら成童に異ならず、十三四歳の頃に及び、鄕人某氏に就きて敎を受けしかど、己が意見に合はず、それより家に籠りて、獨學すること數歳、後大橋順藏に從遊し、ひたすら勉強して、其業大に上達せしに由り、破格の拔擢を蒙り、藩學敎授となる、其頃外交の事起り、幕議朝旨に叶はず、物論かまびすしかりければ、精一いたく是を憂ひ、潛かに藩地を忍出で、江戸に赴むきて、順藏の子正叢の家に隱れ居しが、文久の末、京都大阪を經て長防に遊び、ひと先づ歸國し、程なく再び上

京し、嵯峨の天龍寺に屯集せる、長兵の群に入り、元治元年七月十九日、蛤御門の前に於て、烈しく戰ひけるが、味方遂に利なく、天王山に引退く、わくる二十日討手を引受け、若き人々の中に後年望みある者をば、窃かに間道より落しやり、眞木保臣以下十六人と、共に自殺せり、時に年二十八、精一兼て武藝に達し、わきて弓術にたけたりしかば、此日弓箭持出て陣頭に立あらはれ、さしつめ引つめ散々に射て、やなぐひの箭ひとつも餘さず、其後靜に物の具ぬぎ捨て、腹一文字に掻切りけりとぞ、間もなく京都合戰の噂、關東に聞えけるが、天王山の戰に、誰やらん、やなぐひの箭あまさず射盡し、いさぎよく腹切りしものあり、ことにすぐれて覺へたりと言ひ傳ふ、順藏の妻巻子、そは必ず廣田ぬしなるべし、平生友と打語らふに、戰場にて討死する事二ッはなけれど、亂軍の内に討死せんよりは、箭種のあらん限り防ぎ、さて故實の如く切腹せんこそ、武士の本望なれといへり、彼の人ならで、誰かさは振舞ふべきといひしが、後に聞けば、果して精一にぞありける、精一又和歌を好み、詠草數多ある中に、

君と親にわかれて數多ある中に
　ゆめより外に逢ふよしもなし
筑紫かたつくすこゝろは不知火の
　もゆる思ひに身をこがすかな

あふことのありやなしやは白雲の
　行方定めぬ身こそ悲しき
明日知らぬ我命ともしら浪の
　うえに影すひなつの夜の月
玉の緒の數ならすとて大君に
　さゝくる時のなからましやは
ものゝふのかゝみともせよ山櫻
　惜まれてちる花のこゝろを
ものゝふかしはし浮世を忍草
　忍びて後の事に遇はゝや
昨日まて嵯峨の山邊に見し月も
　けふは屍の上照らすらん

此他詩文手書等、其家に遺れるがうち、最期の折、高杉晉作に贈りし書簡一ッを此にあぐ、

今度之義擧大敗、士氣沮喪、總軍狼狽、一步不レ止、棄二輜重一皆遁之勢、長公之威名を損ずる而已ならず、天下有志者之心を挫き候事、加レ之河野久坂牛敷寺島入江、來翁來島討死、所詮尊兄一人、何卒割據を御主張被レ成、四君之任、一身に擔當被レ成候程之御盡力、伏望々々、失敬之至に御座候得共、是迄辱も交る諸君は格別、一隊中以下之人氣を平看仕候に、責貰

淳良、自和睦之風は有レ之候得共、乍レ去亦愚而弱之弊有り、殊に西洋兵法も御信仰故、一番之兵政、節制紀律之一定と申事無レ之、昨日之戰、平日操練之形に振向候者一人も無レ之、會之兵法に不レ及事遠し、此等の弊、急速御一洗、號令を嚴にし、兵士を精撰する事御擔當、兎角何事も御一身被レ任候樣、伏望仕候、小生輩は、上は　天子君父に申譯なく、中は長公に面目を失ひ、下は百姓町人にも愧入候、就ては因レ之手筈組變より、味方之事唯粗暴而已に陷り、名義を失ひ、剩へ拙劣之戰死も、殘念千萬之至、御推察可レ被レ下候、

廣田精一事

太田民吉

東洋兄足下

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈正五位岸上弘

東京市本郷區湯島天神町一丁目六十七番地

岸上操

岩上弘、名は安臣、通稱を初め文次郎、又貞吉といひ、後弘と改む、別號を志毅堂といへり、宇都宮藩士にして、父を勘三郎安止といひ、母は野口氏、弘は其第三子なり、天保八年辛酉宇都宮に生る、其先は三河野田の人、安止九世の祖國吉といへるが、德川家康の命を以て、藩祖戶田忠次に屬し、每に戰場に從ひ勇武の聞えあり、是より後世々藩の世臣たり、弘幼にして銳敏、早くより學問を好み、藩の學校に就き句讀を受け、稍長じて常陸笠間の藩儒江尻莊三郎の門に入り、後大橋順藏に師事し、其業大に進みしかば、安政五年藩邸學校の句讀師と爲り、別に若干の祿を賜はりて學校助教と爲る、弘人と爲り剛毅にして、頗る氣節あり、當時幕府の政令行はれず、人心離反の傾きあるを見て、弘ひそかに思ふ所ありて、同藩廣田精一とは、其交りいと深く、常に肝膽を以て相許すまゝ、相俱に打つれて、同志の間に往來し、以て時事を痛論せり、既にして幕吏の專橫益々甚だしく、朝廷の命令を蔑如し、正義の公卿を黜罰し、總て威力を以て、海內を鎭壓せんとの形勢に至りしにぞ、弘大に憤慨に堪へず、一日愀然として、今や我輩身命を拋ち、國恩に報ゆる秋なり、何ぞ猶豫す可けんやと、乃ち遺書二通を作り、一を以つて藩主に上り、一を以て父兄に留め、精一と共に藩邸を脫し途に上る、時に文久三年三月十一日なり、是より木曾路を經て、此月晦日京師に入る、留る月餘、去て又長州にゆき、久坂義助、高杉晉作に遇ひ、以て時事を討論せしに、意氣大に投合せしかば、

弘喜び謂へらく、ねがはくは此藩に賴りて素志を遂げんと決心し、つひに此地に留りて專ら身を國事に委ぬ、是年六月赤馬關外艦砲擊の擧の如き、弘精一と與て力ありといふ、元治元年、福原越後、國司信濃等、兵を率ゐて上京するや、弘また眞木保臣の軍に屬し、其煽手長を司さどる、七月十八日、越前及び一橋の兵と、大に鷹司邸前に戰ふ、弘頻りに煽手を指揮し、殆んど敵を破らんとせしに、會薩彦築四藩の兵來り圍みしかば、衆寡敵せず味方つひに敗る、弘と千屋菊次郎と、殿戰して味方を逃がし、天王山に上り見れば、眞木廣田等既に此にあり、間もなく幕軍來り逼りしをもて、弘等十七人、皆山上に切腹す、弘年二十八、弘の人と爲り、前既にいふ如くなるが、其容貌温和にして、而て自ら威嚴あり、氣宇は快豁にして浮燥ならず、其學校助教として、書を生徒に授くるや切實懇到、反覆解說せるにぞ、皆其明解に服しける、節に死するの前、京師よりして鄉里の友人に寄するの書あり、

是迄請托申上候得共、今者片金も御遣に不及御斷申上候、其故は不日絕命の時節と相成、最早今世にては御面會も難相成と今更痛哭仕候、右に付甚恐入候得共、僕樹宮潛在中拜借之壹圓、發足の砌の二圓二方、鈴木氏に御託の一圓二方、三口合五圓之金子、何卒僕へ香火に御供被成候と思召御惠被下度、伏て奉希候、又曾て御預置候衣着二領、何程にても御賣却の上、其金子僕より依頼の趣を以て、矢島官太夫君へ乍少々拜借金に返納被下度、是迄失敬不敢枚擧、右は地下にて百歲之後、奉謝候云々、

三月六日　　庫之輔樣　玉机下　　岸上　弘

又其兄に贈るの書あり

前略僕三月十三日江戸發足、同晦日京師へ安着仕候、同志之者の厚情にて、今日迄寂寥も安く無異罷在候間、乍憚御休意思召可被下候、當時危急之形勢にて、國家之爲に死候心得に候得ば、何時瞑目仕候も難計候間、是迄平生認候雜誌三冊差上候間、乍慮外遺物と思召御落手可被下候、今日より種々奔走繁多にて、以後御消息も仕兼候間、何卒御海恕可被下候、乍末筆母公御孝養專一御自愛伏て奉希候、御姉樣へも宣敷御傳聲是亦奉希上候、多罪々々、

弘再拜

濟之進樣

玉机下

二白脫藩後野田四郎と變名仕候御承知まで申上候

綠樹成陰春已過。昔時別恨又還多。

驪々照淚鴨涯月。今夜親情定如何。

大難前に横たはるに當て、從容措置かくの如し、以て其人と爲りの一斑を見るべし、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位縣信緝

縣　直樹

縣信緝は、幼字を玄吉といふ、長じて駒之進といひ、又勇記と改む、宇都宮藩の世臣なり、性磊落不羈、而して深沈大略あり、幼にして學に志し、大橋順堅の塾に入り、學成て家老に進む、安政年間以後、尊王攘夷の論盛んに起るに及び、信緝亦大に之を唱へしが、幕府はまた之を忌み、其師順堅以下多く捕はれて獄に下りしかば、信緝きつと思案し、かくては中々尊攘の擧、容易に行はるべくもあらず、其兵を擧げ幕府に抗するなんど、我藩の如きの能くする所にあらざるなり、如かず是は前修滯生君平の志をつぎ、兵力を以てせずして勤王を爲んにはと、乃ち山陵の調べ思ひ立ち、之を藩主の一族なる間瀨和三郎に說き勸む、和三郎も然るべしとて、之を幕府に建言し、漸くにして幕府の許可を得、それより上京して之に從事し、つひに數百年來荒廢に任せ居たる、世々の山陵をして古へに復せしめしは、全く信緝が力に由れり、既にして水戸の田丸稻之衛門、藤田小四郎等が　兵を擧げて日光に據るに至り、日光奉行塚原但馬守、其處置を宇都宮藩に請ふ、信緝乃ち謂へらく、田丸等もと正義の士なり、これと戰はん事快からず、されど之をして日光に居らしめば、勢ひ之と戰はざるを得ず、如何にもしてこれを他に轉せしめんと、行て之を田丸に說き、つひに太平山に陣を移さしむ、日光をして兵火の災を免れしめたる事、實にまた信緝が功たり、然るに幕府は却て之を疑ひ、水戸浪士と聲息を通じたりとし　藩に命じて禁錮せしめ、慶應の末に至り、再び藩政に參するを得、明治の初め召されて司法省判司と爲り、從六位に叙せらるに至る、後病を以て官を辭し、故郷に移り私塾を開き、以て後進を敎導す、かくて十三年病にかゝり、其十二月つひに鄉に沒す、年六十餘なりけり、信緝別號六石居士といひ、其書頗る世に尊ぶ、

明治三十年四月二十一日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈從五位那須唯一

那須唯一、名は正武、下野壬生の人なり、幼き時より、劍術

を好み、江戸にゆきて、齋藤篤信齋の弟子となり、其わざ上達して關東に名を得たり、かねて王室の式微をかなしみ、尊攘の志を起し、幕府の專横を憤りしが、文久三年、遂に同志の人々とといひあはせ、都に登り、長藩の邸舍に假すみし、勤王の事に拮据盡力す、八月其筋に異議さし起り、禁闕守衛解きゆるされし長兵、俄に歸國せしかば、それらと共に長州に還り、三田尻なる、越氏の塾に假居して、劍術を指南するに、門に入る者引もきらず、後遊撃隊に入り、力士隊の長となる、元來身のたけ高くて、膂力人にすぐれ時々力士とすまふに、まけたる事はなしとかや、元治元年の六月、長藩の冤罪を晴さんとて、來島又兵衛等といひ合せ、國をぬけ出て東上し、嵯峨天龍寺に楯籠る、七月十九日、谷戰最中に、又兵衛が討死せしを聞き、ますます奮激突進して、大勢の中にわつて入り、いさぎよく討死す、時に、年二十四、

明三十六年十一月十三日、特旨を以て從五位を贈らる

○陸前國の部

○贈正五位林子平

林子平、名は友直、仙臺藩松平陸奥守の臣、源五兵衛良通の男なり、もと幕府に仕ふ、故ありて伊達氏の藩俸を受るに及び仙臺に移る、子平幼にして穎悟不羈、常に山野に遊び鳥獸を驅逐す、年十二三の比、略は書史に通ず、喜で地圖を展觀し、終日食を忘る、邦土の廣狹山川の形勢、悉く諳記するに至れり、最も心を經濟實務の事に力ひ、故に國典の舊記法令を得れば、苟も徒視せず、若冠にして國を去て諸國に流寓す、性頗る廉潔の風あり、心を大義に存して貧を憂へず、常に曰く、齷齪として全を求ひるは丈夫の恥る所なり、國の爲めに盡す路れて而して後ち止むと、子平最も心を海防の策に盡し、小事に拘せられず、嘗て或人が高山彦九郎の人となりを語り、之を賞するを聞き笑て曰く、彼れ善く泣くのみ、蓋そ俱に天下を語るに足んやと、當時彦九郎君平子平を稱して、以て天下の三偉人と爲す、然れども其主とする處各相同しからず、子平は專ら心を邊防の事に用ゆ、嘗て外夷の窃に東洋を窺ふを聞き、憤りかつ憂て曰く、我國昇平日久しく、士氣柔弱上下苟安、未だ夷虜の何物たるを知らず、而して意へらく、彼れ貪獸に類すと、殊に知らず彼れ技藝精練、器械整備、海に百數の鐵艦あり、千里奔馳之に稱ふ砲銃あり、若し一たび變あるが如きは、邦家の安危知る可らざるなりと、是に於て慷慨憂憤、自ら奮て天下に先んぜんとす、乃ち西北の地を究極し、天下睡眠の士を警覺せしめ、以て皇國の基礎を確定せんと欲す、同藩の士工藤琢卿なる者、常に邊防の議あり、子平と意氣相投合し、交通尤も親密、後子平再び長崎に遊ぶ、會々夷艦の來港するあり、子平自ら就て夷人に接し、審かに海外諸洲の事情を諮問し、益々邊防の急なるを知り、是に於て海國兵談、並に三國通覽の諸書を著はす、前に藩主に其所見を上書するや、學政、武備、制度、法令、賞罰、地利、儉約、章服、及び雜篇の九篇とす、其文極めて平易にして、其言極めて深切なり、藩主見て大に之を賞す、海國兵談總て十六卷、初卷より十五卷に至り、水戰、陸戰、物見、夜軍、人數扱、器械、糧米、地形、城制、城攻、籠城、騎射、其他の事を說き、末卷は文武相兼て、國家を經濟し、食を足し、兵を增すの義を言ふ、而して其大意たるや曰く、西北諸蕃は概して地を棄ひ、疆域を拓くを以て務めとす、威力日に强く又航海の術に長ず、然るに我日本國たる、環らすに海を以てす、凡そ江戸日本橋より歐羅巴洲に至る、其間一水路にして阻隔あることなし、彼の襲來勢せずして至る、夙に之が嚴備を爲さゞる可らず云云、又三國通覽は、隣國朝鮮、琉球、蝦夷の地圖を明にす、其書に曰く、若し日本勇士をして此三國と一朝兵を接することあるの時、此書に資り以て應變をなさしめんとなり、而して海內未だ外寇の何者たるを知らず、人皆之を無根の事と爲す、幕府有司等議して、亦以て虛妄の說となす、乃ち命じて其梓を毀ち、子平を仙臺に護送し、兄嘉膳の家に禁錮す、時に寛政四年壬子五月十六日なり、是より先き子平江戸の藩邸に在り、一日甲を振し馬に上り邸門を出で、直に馳て水戸侯の邸に入る、門卒誰何す、曰く馬逸するなり、其姓名を問ふ、曰く仙臺の林子平なり、卒之を侯に白す、侯素より其名を聞く、召て之を見る、蓬髮毿々然として眼光人を射る、問て曰く、汝海國兵談を著す者に非ずや、曰く然り、因て酒を賜ひ、談時を移して歸る、子平性不羈甚だ狂に似たる所あり、而して世を憂ふ未だ曾て食頃も忘れざるなり、兄嘉膳妻を喪ふ、未だ殯せず、明朝を以て葬んとす、舉家紛冗、時正に窮冬寒氣凜烈たり、午夜の比衆皆寢に就んとす、而して子平在らず、衆之を怪み探す、偶々靈前に跪拜匍匐たるあり、嘉膳至り見れば子平死屍と衾を同ふして臥す、嘉膳驚き大に之を叱す、子平徐かに起て曰く、寒威甚だし、少く糗の衾を借るのみ、糗既に死す、倶に臥すも何の嫌あらんと、其放膽なる此の如し、然れども其禁錮に在る、惰眠せず欠伸せず、讒慎嚴肅、年を閱して終始一の如し、後病に罹る荏苒遂へず、嘉膳之を憂ひ、友人をして言しめて曰く、吾子罪に服するに在りと雖ども、其心曾て天地に愧づる所なし、他日必ず天日を見るを得べし、請ふ少しく逍遙自適して心を樂ましめよ、官敢て之を責めざる所なり、若し憂に過ぎ一朝不幸の事あらば、

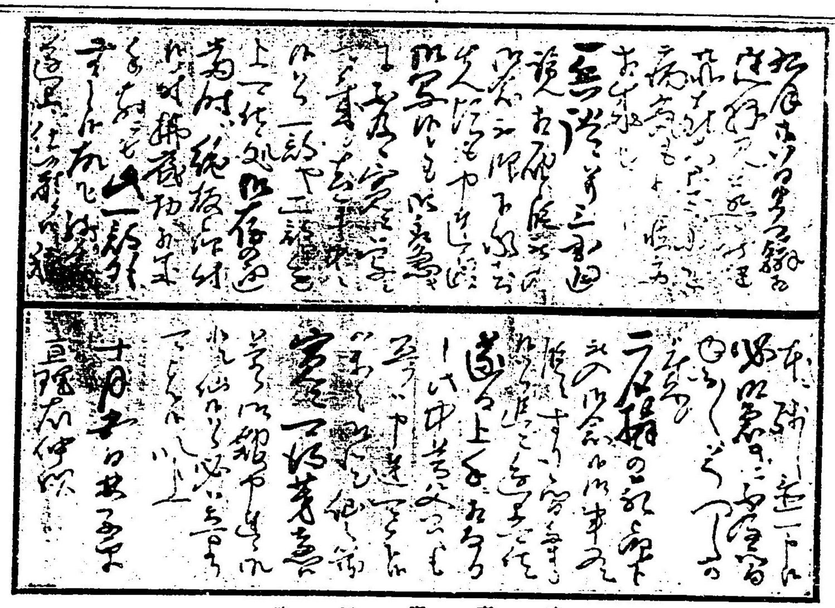

赦に遇ふも或は晩からん、設ひ子悔る無きも、兄等の遺憾何ぞ堪えん、子平辭して曰く、吾身を愛するを知らざるに非ず、然れども君の言の如くせば、是れ上を欺くなり、假令他に知る者無きも、豈天を恐れざらんや、後數日病愈篤し、遂に歿す、時に年四十有餘、後數年ならず將軍家齊太政大臣に任ず、是に於て四方に告て大赦を行ひ、諸罪を免ず、而して子平既に歿す、官乃ち大番頭泉田佐渡守をして赦免の狀を達せり、子平家貧しく妻子なし、其人と爲り慷慨大志あり、只臨々生を保つを屑とせず、常に心を外夷の事に勞す、是時位に在るもの概ね昇平に慣れ苟且に安んず、故に子平を以て罪と爲すを怪むものなし、獨り蒲生君平あり、子平の歿するを聞て上書して爲めに墳墓を立んことを請ふ、而して官許さず、其後外患の迫るに遭ひ、其先見あるを知り、乃ち始て墓を立るを許す、墓は仙臺市街の西龍雲院の域内に在り、表面に六無齋友直居士之墓と書す、子平將に瞑せんとす、辭世のこゝろを詠ず、

すくふへきちからのかひもなかそらの
めくみにもれて死すそくやしき

後五十餘年を經て、明治の朝に至り其大義愛國の誠意を嘉賞せられ、里門に旌表し、更に祭資料若干金を賜はる、

明治十五年六月三日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位中島虎之助　宮城縣仙台市東二番町　中島信成

中島虎之助は、仙臺藩の士なり、嘉永癸丑以降、時事に慷慨し、藩の兵備を緒むるに當り、式を西洋に取り、砲銃を鑄造し、自ら兵士を訓練す、文久年間、尊王の大義を唱へ、藩主伊達慶邦をして、朝廷の爲に藩屏の任を盡さしめんと欲し、屢藩佐幕論の熾なるを顧みず、二三の同志と周旋計畫し、慶邦の漸く其議を容るゝに際し、重臣の阻格する所と爲り、讒誣に遭ふて家に禁錮せられ、二三同志も亦皆幽黜せらる、虎之助藩論の正に歸せざるを歎じ、憂憤疾を致して遂に起たず、死す、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位三好監物

三好監物、名は清房、字は順民、其先は阿波に出づ、十一世の祖義元、鮑術を善くするを以て、藩祖伊達政宗に大阪に見え、祿五百石を賜ふ、祖を義綱と曰ひ、父を義明と曰ふ、母は菅原氏、文化十一年十二月三日を以て生る、幼にして父を喪ふ、母氏教ふるに義方を以てす、文武に長じ英智衆に超ゑ、癸利を好まず、維新の始め海内騒然、將軍慶喜大政を奉還するや、朝廷藩主伊達慶邦を召す、而して伊達藩東奥に僻し、上國の事情に暗し、慶邦監物の卓量なるを知り、擢んでゝ參政と爲す、監物慨然として曰く、我藩始祖以來勢を王事に積めり、今日の事豈獨り關西の諸藩に委すべけんやと、慶邦に勸むるに西上の事を以てす、慶邦先づ監物に命じ、兵を率て京に入り、禁闕を護せしむ、已にして伏見の變あり、四方の義士麕下に輻輳するもの幾萬人、先を爭て東伐せんとす、而して伊達藩の一方に雄たるを以て、特に詔して會津を討たしむ、尋て九條關酬澤の三公を奥羽の鎭撫使に任ぜられ、東海道より下す、監物兵をして三公を護せしめ仙臺を誘ふ、是より先き藩の執政阪英力等江戸に至り、宣言して曰く、薩長の二藩　聖上の幼沖を利し、德川の政權を奪ふ、其心事測る可らずと、衆之を是なりとし、一唱百和、堅ふして拔くべからず、監物國に歸り、頻りに大義名分の在る所を陳べ、議遂に決し、三使を迎へ大牙を藩に駐め、慶邦を贊けて軍を總べ、隣近の諸藩を督して會津を討つ、士氣大に振ふ、而して英力

以下私に黨與を結び、會津庄内の二賊に通じ、爭ふて誣言を放ち人心を煽動す、而して監物の固く正義を執るを惡み、讒搆至らざる所なし、監物衷情凛乎たりと雖も、而れとも其勢ひの爭ひ難きを知り、病と稱して職を辭す、監物已に職を去るや、英力等の凶徒、亦忌憚する所なく、遂に奥羽の諸藩を要し、王師を拒むに至る、是に於て監物國事の爲す可らざるを視、退て其采邑に寓す、既にして王師白川盤城の諸城を拔き、賊勢日に挫け衆心疑懾す、凶徒等乃ち監物の復た起らんを恐れ、兵を伏せ監物を召す、監物免れざるを知り、慨然として天を仰いで歎じて曰く、事此に至る亦如何ともする能はず、凡そ普天の下王臣たらずと云ふとなし、然れば則ち一たび朝命の出るや、誰か遵奉せざるべきや、而して狐疑して是に反せば、賊名を被むり家國を滅すと必せり、故に君主をして過ちなからしめん爲め、焦心苦慮至らざるなし、然るに奸徒等讒搆兒を斥け、猥に隣藩と通じ、會津を援けて官軍に抗す、即ち君の肉を食むに齊し、一旦戰勝つとも、今や官兵境に入り、直に城下に迫らんとす、此時に臨んで尚は之を悔ひず、却て我を讒す、渠等が所爲惡むべし、我苟も讒者の爲に辱を受けんより、寧ろ斷然引決するに若かずと、母を視て訣別す、母氏欣然として曰く、汝王事に殉ふて死す、吾復た何ぞ恨まんと、乃ち醍醐參謀に上る書を作り、二子に付して曰く、六師彊に臨まば、汝等宜しく之を持して、主母の爲に命を請ふべしと、是に於て一家掩泣す、監物從容酒を命じ、書書を作り和歌を詠じ、談笑自如平生に異ならず、夜半左右を屏け、端座して自刃す、未だ絕へず、目を瞋し長大息して曰く、咄兒賊の輩、詔勅の何物たるを知らず、斯の頑狷を如何せんと、言畢ると倶に絕す、實に明治元年戊辰八月十五日なり、凶徒之を聞き猶は其僞死を意ふ、因て尸を輿し、其黨をして檢せしむ、又諸士の監物と志を同ふする者を捕へ、悉く獄に下す、既にして官軍境に臨み諭告す、慶邦始て凶徒の罔蔽する所たるを知り、英力以下を逮捕し、罪を闕下に謝す、監物人となり勇斷果決、侃々諤々、苟も面從を爲さず、天下の事を憂ひ慨然として身を以て國に許し、苟も國家を益する所の者爲さざるなく、前後職に在ること廿年、監物妻菅野氏と謂ふ、七男四女を生む、翌月諸子監物の遺命を奉じ、磐井郡東山黄梅松柏山皇徳寺に葬る、年五十四、

明治廿四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○陸中國の部

○贈正四位高野長英

磐手縣陸中國膽澤郡水澤町醫師字大畑小路
高野長運

高野長英、名を譲といひ、號を瓚卓と稱す、江戸に住し醫を業とせり、父を後藤實仁と曰ふ、長英其三子なり、文化元年五月、端午を以て陸奥の膽澤郡水澤に生る、幼名を悦三郎と云ふ、年十四叔父高野玄齋に養はれ、名を卿齋と改む、玄齋は水澤の邑長伊達將監の典醫なり、長英就て教を家庭に受け、略ぼ蘭學に通ず、又儒道を兄直之進、及び義父阪東長安に學ぶ、年十七江戸に到り、神崎源造の家に投ず、源造は叔父玄齋の舊友なり、故を以て長英を愛する猶ほ子の如し、源造勉めて蘭醫吉原長叔の門に入らしむ、居ること三年、勤學怠らず、其業大に進む、長叔其奇才を愛し、名を長英と名づく、長英の水澤に歸るや、玄齋其學成らずして歸るを怒り、家に入るを許さず、長英慨然再び江戸に出で、長叔の門に在ること二年、長英嘗て長崎に遊ばんと欲するの志あり、偶ま長崎の醫師今村甫庵、長崎に歸らんとす、長英元甫庵を謀る、因て請て共に行かんと欲し、長叔及び源造に謀る、皆之を賛す、乃ち一書を鄉に贈り其情を告げ、且專行を謝し、甫庵と共に程に上る、時に文政七年八月なり、長崎に到り蘭醫「シーボルド」に從ひて、蘭學と醫術を學ぶ、孜々として怠らず、居ること二年學業大に進む、九年三月、和蘭貢使例に依り江戸に赴く「シーボルド」亦從ふ、長英初め之に從て歸らんことを鄉に報ず、而して猶其切瑳琢磨を望む、是に於て書を以て猶一年の遊學を父に請ふ、其長崎に在るや、其學資大概源造の支ふる所に係る、江戸の醫山田某、藥價五十兩を源造に負ふて肥前平戸に往き、松原見朴と稱し、松浦矦に仕ふ、生計餘裕あり、源造之を聞き、長英をして代て其債を促し、以て學資に充てしむ、長英乃ち山田を訪て源造の託を告ぐ、山田之を償ふに意なし、長英乃ち曰く、此金實に生の學資に充つるものなり、僅に衣食の料を給する、月に乏しからざれば足る、希くは力を蘭學に致さんと、山田曰く、藩矦多く蘭書を藏す、而して之を讀む者なし、徒に筐中に蠹す、卿若し之を讀み之を譯するの任に當らば、余當に藩矦に請ふて、卿の衣食を給せんと、長英大に喜び之を諾す、是より書籍に富み、復乘薪の勞なし、譯する所の書亦多し、皆有益の書なり、是より先き「シーボルド」の江戸より歸るや、天文司高橋作左衛門贈る所の、日本實測の地圖を携ふ、事國禁を犯すを以て長崎を逐はれ、復我國に來ることなし、之に坐する者數十人、長英其禍の己に及ばんことを恐れ、窃に長崎を去て薩摩に入る、長英の在らざる、會ま父玄齋病に罹り篤きを以て、門人を

して長英を迎へしむ、門人其の在る所を知らず、滯留日を經て玄齋終に沒す、已にして長英の歸るに及び、之を告げて共に歸らんことを勸む、長英曰く阿父兒をして遊學せしむ、應に將來に期する所あればなり、今業將に成らんとして阿父已に逝く、遺誡極りなし、事此に及ぶ何を爲さんとして鄉に歸らんや、我學に得る所を以て、將に江戸に出でゝ之を公にせんとす、若かず定卷を江戸に迎へて共に居んにはと、乃ち門人と袂を分ち去る、是歲遂に居を江戸麹町に移し、醫を業とす、時に天保元年、長英年二十七なり、奥州田原藩士渡邊華山、長英の才を愛し、延て藩の老君友信の蘭學の師とす、亦華山の人と爲りを慕ひ交り善し、共に西學を盛にせんと欲し、紀藩の儒官遠藤某に謀り、一社を設け名けて尙齒會と曰ふ、專ら政治經濟の道を講ずるの目的たり、天保九年十月、英將「モリソン」渡航の說あり、時に幕議の不可なるを憂ひ、夢物語を著して同志に示す、幕吏以て政治を誹議し、人心を惑はしむるものなりとして之を索む、會〻華山捕に就くを聞き、曰く、天命道る可らずと、遂に後事を友人に托し、自ら府尹に抵りて首白す、獄吏問ふて曰く、夢物語は夢中の記事なり、而して英國の人情風俗を記する詳密、汝嘗て彼國に航することありやと、長英曰く未し、吏曰く然らば則ち書中の記事皆無稽の說にして、唯世人を蠱惑するが爲にありやと、長英色を作して曰く、世上未だ天に昇り地に入りたる者あらず、而して能く天地の理を說くものあり、況んや英國の如き、相往來するを得るの地に於ておや、何ぞ其國情を知る能はざるの理あらんやと、抗辯屈せず、吏言を以て伏する能はざるを知り、長く獄に幽し、自ら降るの時を待つ、長英亦吏の威に勝能はざるを知り、憂國の衷情を發して他意あるに非ずと陳べ、以て宥恕を請へり、十二月二十八日、長英並びに華山とを召し、宣告を爲し、長英終に修身禁錮の刑に處せらる、獄に在ること二年餘、十二年四月三日獄に火あり、官悉く罪囚を放つ長英亦其中に在り、獄を出でゝ舊友大槻俊齋を訪ひ、髮を削り衣服を借り、醫師の裝を爲して去る、官物色して四方を搜索す、されど都下に潛むこと殆んど一年、後去て名古屋に至り、又逃れて伊豫に走る、宇和島藩主擢んでゝ譯官となす、大に用いられ、居ること三年、探偵少しく弛みたるを聞き、宇和島を出でゝ江戸に歸り、姓名を變じて高柳柳之助と曰ひ、鈴木春山に寄る、春山の知友松下齋醉あり、閣老水野忠精侯の臣なり、善く大砲を鑄造す、春山爲に介して交らしむ、齋醉長英の卓識に服し、其子健作をして火藥の製造火器運用の法を學ばしむ、長英亦志を盡し、其蘊奥を傾け之に授く、齋醉大に喜ぶ、而して後高柳なるは長英の變名なりと知る、然れども殊に隱して之を救はんと欲し、橫井宗也に謀る、宗也

乃ち軍務士官勝麟太郎に謀る、勝氏曰く、我は幕府の臣なり、高野氏は幕府の罪人なり、我にして高野氏を匿すは、義として爲す能はざるなり、然れども高野氏の我に於ける、素より怨あるに非ず、我必ず之を人に語げず、諸ふ去て復來ること勿れと、長英其言に服し、其手づから點竄批評する所の鈴錄外書を贈りて曰く、我嘗て君の家に來るの紀念と爲よと、此書今仍は勝氏の所藏に係ると云ふ、後又姓名を變じて澤三伯と曰ふ、是より專ら飜譯に從事し、梓に上すもの多し、大概人の需に應じて述ぶる所なり、嘉永三年薩摩侯齊彬の命を受けて、三兵操練の書を譯述す、其文巧妙、其意明覈、尋常譯書の比に非ず、蓋し多年積學の由て致す所なり、薩侯之を賞し、人に對して輒ち良書を得たるを誇る、當時伊東玄朴、蘭醫中頗る名望あり、嘗て薩侯に謁す、侯長英の譯書を出して之を示す、玄朴之を見て驚て曰く、是必ず高野長英の手に出でしものなるべし、今の時に方り蘭書を譯する此の如く精確を盡すもの、長英を措て他にあるを知らず、侯は其臣僚の手を經て之を得たるのみ、又長英の何人なるを知らず、然れども玄朴の言を聞き、心窃に長英の才學を慕ひ、之を護んと欲し、遍く人に問ふ、幕府の有司之を聞き、始めて長英の府下に潛ひを知り、復逮捕の事を令す、川路左衞門尉、其罪全く姦人の讒誣に係るを知り、百方之を庇す、事遂に及ばず、長英適〻松下齋醉の別業に往て病者を診す、偵吏の見る所と爲る、然れども敢て發せず、偶〻長英と囚を同ふせる者の、再び罪を犯して縛に就く者あり、官之に謀すに能く長英を發見して之を報せば、其罪を免れさんことを以てす、一日長英の居青山の家に入あり、笠を以て面を覆ふ、長英之を視れば嘗て囚を同ふせる者なり、長英に請て曰く、僕再び罪を犯して捕吏の探偵甚急なりと、因て遠く走らんと欲す、願くは少しく金を惠與せよと、長英之を信じ、金を與へて去らしむ、乍にして捕吏七人、來りて長英を捕へんとす、長英帶る所の短劍を拔て、一人を刺し、一人を傷け、大聲呼で曰く、命なり死すべしと、乃ち其刀を以て頸を刺す、捕卒驚き之を縛すれば已に絕す、實に嘉永三年十月晦日なり、時に年四十七、妻及び四子、幷に松下齋醉皆捕へらる、其他交る者、亦罰を受くる各差あり、妻は錮せられ、四子及び家財を妻弟某に附せられ、松下父子流に處せらる、長英人と爲り卓犖不羈、性酒を嗜み、醉へば即ち高談雄辯、人の瑕瑾を指摘す、殊に蘭學に長じ、以て一家を成す、勉めて政治經濟の學を擴張し、醫術は餘業となすに至れり、然れども世人其の譯書を賞するに當ては、其功實に崇敬すべきなり、獄中に在て記す所、「鳥の鳴く音」文辭の巧妙なる、是其漢文に巧なると共に、亦和文に通ずるを見るべきなり、

歎かる、身よりも歎く老の身を
歎きこそすれ歎かる、身は

明治三十一年七月四日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正五位中島源藏

巖手縣盛岡市新庄加賀野新小路四番地
妻 中 島 りん

中島源藏は、陸中國盛岡藩士なり、人となり方正信義を重んじ、幼より好で兵書を讀み、古今の成敗を論ず、曾て目附役となる、同僚と議合ざるを以て職を辭す、幾ばくもなく復職し專ら囹圄の事に與る、慶應三年德川幕府政權を奉還す、源藏時に藩命を受け、佐々木直作等と共に、楢山佐渡に屬して江戸を出づ、佐渡等は意幕府を佐くるに在り、源藏嘗て順逆を說き、利害を陳ずれども隨はず、反て之を疎ずるに至る、源藏憂憤病を爲し、日に甚しきを覺ふ、然れども猶正義を唱へて止まず、其言愈激亦心面に溢る、而して奥羽諸藩同盟成り、盛岡も亦其中に在り、使を以て江戸邸の士を招き下す、佐渡等議して大阪に赴き、海路國に就かんとす、源藏病床に在り、之を聞き驚嘆し、病を力め佐渡を見、百方其不可なるを陳辯すと雖も容られず、更に促して程に上らしむ、因て已むを得ず病を輿して大阪に赴き、逆旅に在り人に告げて曰ふ、主家興廢已に決す、苟も之を省みざるは國の重臣に非ざるなり、我生て亡國を見んよりは、死して忠義の鬼と爲り、君を護るに若かざるなりと、夜一室に兀座し、遺書を草し自ら其腹を屠る、未だ絕へず、偶、四戸次郎なる者來る、睇視して曰く、汝は佐渡の細作なり、汝等我を經ゆるに奸を以てす、今其れ虺か奸なるや、乃ち手を擧げ血を以て奸臣殺忠臣の五字を壁紙に書し、直作を呼び遺書を托し曰く、願くは佐渡に面せん、佐渡來るに及び告げて曰く、某無狀此死あり、請ふ國事に於て倘は三思を加へよ、佐渡諾して去る、因て弟に諭して曰く、吾れ死して忠義の鬼とならんのみ、汝善く父母を養へと、言ひ終り咽を刺して死す、年四十なり、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○贈正五位目時隆之進

巖手縣盛岡市上用小路二三
男 目 時 政 治

目時隆之進は、文政六年六月十六日を以て、陸中盛岡に生る、父を彦一郎と稱し、二兄ありと雖ども不幸にして世を早ふするが故に、隆之進其家を繼ぐ、天保十二年始めて使番に擢でられ、弘化二年目付役に轉じ、萬延元年寺社町奉行に任じ、大目付を兼ね專ら改政に參與す、慶應二年歳四十有四にして參政に列す、其職に在るや、廉潔を以て稱せらる、人と爲り質直、方正にして義を好み、常に 皇室の式微、幕府の弊政を歎じ、慷慨の情往々言論に發表す、三年德川氏の政權を奉還するや、天下の形勢頗る紛々たり、此時に當り隆之進、藩主の命を受けて京師に至り、時勢を觀察し方向を定め、藩主に復命するに、勤王の大義を以てす、藩主之を嘉納し、直に重役楢山佐渡へ勤王の赤心を含め、隆之進と共に上京せしめ、王事の爲めに盡す處あらんとす、時に四年四月なり、然るに佐渡藩京中窃かに時勢に惑ひ其志操を變じ、以爲く方今の朝議は、眞の宸斷にあらず、薩長等の諸藩、名を勤王に藉りて、天下を私せんとする者なりと、此時に當り奥羽諸藩、私盟既に決し、藩地に於ては重役南部監物專ら事を執り、密使を京師に遣して、奥羽の形勢を報告し、かつ佐渡等の歸藩を促せり、密使の京師に來着するや、佐渡及び三戸式部、佐々木直作、及び隆之進等、二條丸太町の藩邸に會して謀議する所あり、而して衆議皆奥羽同盟を可とす、獨り隆之進勤王の大義を唱へ、辨難抗論、飽まで屈せず、佐渡遂に隆之進に迫て曰く、子若し頑硬にして服せずんば、予は應さに職權を以て處する所あるべしと、是に於て隆之進共に爲す可からざるを察し、直に藩邸を出て從者に云つて曰く、今日國家の大事あつて寓舍に歸ること能はず、汝歸りて旨を貞次郎に傳へよと、遂に分れて行く所を知らず、是より先き其子貞次郎父に隨て京師に在り、今從者の歸り告げるによりて父の出奔を知り、大に驚きかつ以爲く、藩吏等隆之進出奔すと聞かば、必ず將さに追跡せん、而して我亦逮捕せらるゝに至るべし、若かず身を脫して父の跡を追はんにはと、直に寓舍を發し潛かに京阪の間に奔走して、父の所在を探ると雖ども未だ知る能はず、偶々同志北田貞治なるもの、亦同じく藩吏の追捕を避けて、長藩の下宿三條通某の家に潛伏すと聞き、其居を尋ねて之に投じ、倘潛かに父の所在を探る、初め北田貞治の藩邸を脫するや、直に三條木屋町なる木戸準一郎の邸宅を叩きて藩情を述べ、かつ隆之進常に國事に關して、窃かに貴藩の正義を贊敬慕せり、今や我が藩情斯の如く、隆之進亦出奔す、想ふに貴藩に遁りて訴ふる所ありしならんと、木戸曰く、我未だ其事あるを知らずと雖ども、暫く我藩の下宿に在りて難を避けよと、是に於て木戸の庇陰によりて、藩吏の逮捕を免がれ、貞次郎と會するに至れり、他日門前馬踏の告あり、少時にして一士人入來り、北田等に謂て曰く、隆之進の居所遂に探知することを得たり、各々宜く心を安んせよと、此一士人は即ち品川彌二郎是なり、然るに我藩吏の追跡尙甚だ嚴なるを聞

き、貞次郎等品川に請ふて、更に長藩の邸に移る、是より先隆之進藩邸を出で從者に別れてより、直に長藩の本陣に至り、重役に面會して群かに藩情を述べ、且曰く請ふ願くは貴藩特殊の恩寵を蒙り、我藩主從來勤王の素志を朝廷に達せんことをと、長藩之を聽き能く之を容れ、事茲に於て熟する、隆之進藩邸を脫してより、佐渡等又顧慮する所なく、京師を去て大阪に行き、海路を經て歸藩せんとす、是より先隆之進の同志、島忠之なるものも藩邸にありしが、佐渡等京師出發の際に當りて藩邸を脫し、祇園神社の近傍擊劍家額田某の所に潛伏し、時々諸藩の事情を隆之進に通告せしが、中島源藏大阪の宿舍に於て屠腹せしかば、直ちに隆之進に急報す、之によりて隆之進書を認め、長藩士を以て岩倉殿に呈す、其の趣意たるや、佐渡等　朝廷へ御暇を願ひ、歸藩の途に付き大阪に滯在せり、彼其儘歸藩相成ては、我藩の爲めには非常なる不都合を生ぜんゆへ、何卒疾かに佐渡の歸藩を御差留下し被度云々、然るに如何なる事情の行違やありけん、佐渡ついに歸藩し、仙臺塞澤港へ着船、上陸するや仙臺藩と會合、相共に同盟の兵を擧げんことを密約し、直ちに盛岡に入り藩主へ說くに、方今の　朝命は眞の宸斷にあらず、專ら薩長の奸策より出づ、故に　朝命を奉ずるに不ㇾ及と、遂に藩主を欺きて秋田口を防禦す、既にして同年七月下旬に至り、東北遊擊將軍久我侯の越後地に向て出發せらるゝに際し、隆之進以爲く、今回久我侯に從て東下し、窃かに機を察して一藩反正の策を運すに若かずと、即ち其志を述て之に隨從し、參謀船越洋之助、池田德太郎に就て藩情を陳述す、是を以て久我侯の大阪に滯陣せらるゝや、在阪の重臣三戶式部を召され、西海を經て秋田表に上陸すべき旨を命せらる、重臣等陽はり諾して退き、直に東海を經て歸藩せり、猶もなく久我侯の一行滊船に乘じて大阪を發し、長州下の關を經て越後新潟に着船す、隆之進の新潟に着するや、佐渡等既に歸藩し、隣藩秋田を襲擊すと聞き驚歎に堪へず、流涕數行同志に語て曰く、主家の運命茲に竭きたり、復如何ともし難し、然れども尙盡所なかるべからずと、即ち詳かに藩情を具し、今日の事は專ら重臣等の爲す所にして、固と藩主の素志に非ざるを陳ず、久我侯深く其志を感じ、迨て其藩の義は厚く詮議に及ぶべき旨內諭あり、茲に於て隆之進は貞次郎等を從へ、船越參謀と共に海路秋田に向ふ、既にして隆之進等の久保田城下に到着するや、仙庄及び其他の賊兵、進擊甚だ急にして、城下を隔つること數里の地に達す、而して藩の如きも、鹿角及び小保內の二方面より進擊し、特に鹿角口よりする處の軍兵は、到る所町村に放火し、既に十二所大館に及び、其勢甚だ猖獗なり、此時に當り薩長肥三藩の兵士、奮戰劇鬪遂に諸藩の賊兵を却く、此

に於て奥羽の形勢稍一變し、藩の如きも重臣三戶式部を十二所に遣はして、罪を軍門に謝せしむ、參謀前山精一郎延見し之に謂つて曰く、謝罪の事我之を聞んとす、然れども其藩の如き、曩に奥羽鎭撫使九條殿の南部地方を通過するに際しては、勤王無二の狀を表しながら、陰に賊軍に通じて王師に抗す、抑々何たる悖事ぞや、若し果して事藩主の素志に非らずとせば、宜く應さに其首謀を罰し、首級を致して實効を表せざる可からず、汝等退宿熟考の上答ふる所あれと、使者即ち退宿す、是より先前山參謀の久保田城を發して、十二所に出陣せんとするや、隆之進貞次郎に謂て曰く、今や我藩兵を鹿角口に出して猖獗を逞ふす、盍ゝ罪を　朝廷に重ぬるものなり、汝參謀に從つて十二所に出張し、臨機の處置を以て主家の覆滅を濟へよと、之に依て貞次郎前山參謀に隨て十二所に在り、參謀に請ふて曰く、某願くば我藩の使者に一面し、謝罪の實効を立つべしと、即ち出でゝ其宿舍を叩き、三戶式部に謂て曰く、今日我藩の賊名を天下に得るや、實に遺憾止むことなし、然れども是其に臣子の罪なり、今將た誰をか恨みんや、曩に我輩京師の藩邸を脫するや、偏に主家勤王の素志を貫かんと欲するのみ、然れども事像期する處に差ひ、今此極に至れり、復如何ともし難しと雖ども、豈盡す所なくして止むべけんや、故に來りて足下と謀議する所あらんとす、請ふ願くば疑ふことなかれ、我之を聞く事成るときは功を君に歸し、事敗るゝときは獨り身座するのみと、今日の計は他なし、首謀者の一死を以て、我公の　朝廷に他意なきを證するの外、其道あるを知らざるなり、足下以て如何となす、使者曰く、今某の一死を以てせば、則ち如何、貞次郎曰く不可也、首謀者應さに其責に當らざるべからずと、使者之を然りとし參謀に謝して國に歸り、而して遂に事を果さず、幾ばくもなく奥羽諸藩追々歸順に及び、隆之進及び同志の者共、久我侯より船越參謀を以て賞詞を賜はり、歸藩盡力すべきの命あり、依て秋田より横手を經て直に歸藩す、藩主深く其志を感じ、隆之進を家老に擧げ、其他同志目時貞次郎、島忠之、北田貞治等、各ゝ使番申付らる、然して隆之進に一藩反正の處置を委任す、貞次郎危疑して曰く、今や藩人多は我徒を見ること殆んど讐敵の如し、此時に際して遽に此重任に當るは豈策の得たる者ならんやと、隆之進曰く我苟て之を聞く、事難を避けざるは人臣の職なりと、今や國家多難何んぞ主命を辭するの違あらんやと、幾くもなくして監察使來り、盛岡城點檢ありて藩主利剛父子を東京に召さる、是に於て一藩恐慄發動す、隆之進深く之を憂ひ、即ち衆を諭して曰く、　朝廷は至仁なり、赤心反正の實効を表はし、謹で命を待つに如かずと、自ら藩主に從て上京し、芝金地院に次す、此時に當り在藩の奸

黨俗吏等、續々禁を侵し、農或は商に打扮して入京するもの幾十人、遂に奸黨勢を得、君側の小人に通じ、大小の事總て首謀檜山佐渡、佐々木直作等に謀るに至り、物議沸騰、隆之進は國を賣り禍心を包藏するの姦賊なりと揚言し、喃弄風評至らざるなく、更に反正恭順の狀を見ず、於是隆之進切齒憤懣に堪へず、衷情相禁ずる能はず、日夜端座沈思、遂に屠腹以て己の忠情を示さんと欲す、同志の士其言語容貌常ならざるを察し、切に之を諫止す、十二月十七日、藩主利恭其先祀を承き、岩城の地拾三萬石を賜ひ、白石城に治すべき旨朝命あるや、奸黨俗吏黒瀞して曰く、隆之進曾て窃に長藩士に結托し、藩主を岩城に移轉し、恩賞として己の采地を盛岡に受くるの密約あり、聞く既に其證章を交換せりと、猶百方讒構し、遂に奸黨の爲め、二年正月廿日、藩主父子の嚴命を以て、麻布藩邸中長屋に幽閉せらる、後數日ありて歸藩を命せられ、直に重罪人の取扱を以て、監吏六七輩を附し、肩輿を以て護送せらる、途中偶々貞次郎の上京するに會す、因て袂別かつ戒て曰く、人生は朝露の如し、誰か百年を期せん、豈讒構を恐れて志を動かし、毀譽を以て事を枉ぐべけんや、只能慎んで安逸を思ふ勿れと、日を經て和賀郡黒澤尻驛某の旅舍に宿す、夜三更從者を呼ぶ、至れば即ち兩刀正服を具へて庭中に置き、隆之進其傍に屠腹し、從者に言て曰く、此族亭は我公の時に休憩し給ふ處なり、其室中床上に置く所の拿衣は、昔て公の賜ふ所なり、汝等汚すことなかれ、鄙郷の後宜く幼孫を保護し、我家をして不忠不孝の者あらしむべからずと、手を血にして報國の二字を粉牆に大書し、我遺憾なし快く斃れんのみと、言ひ畢て瞑目す、時に年四十七、實に明治二年二月八日なり、隆之進死後尚長藩士と恩賞密約の嫌疑を以て、其證章を得んと欲し、其家を搜索し其家族を詰問する等、實に慘酷を極む、然れども素より認識なるを以て、其證なくして止む、後隆之進の事績 獻聞に達し、深く御悼惜あらせられ、同三年五月三日、隆之進の死節を賞したまふとて、祭粢料金二百兩を賜ふ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○陸奥國の部

○贈從四位西館孤清　西館武雄

西館孤清、名は建久、通稱初め壯太郎、後平馬といふ、孤清は其別號なるが、後年これを以て稱と爲せり、家世々奥州津輕藩に仕ふ、孤清少壯にして撃劍を善くし、また經史に渉り、擢でられて世子の近侍と爲る、後更に勘定奉行と爲り、文久年中用人に轉ず、是時に當り幕府政衰へ、諸侯爭て京師に朝す、藩主の宗家近衛公、乃ち遙に書を下し、亦津輕藩主の朝覲を勸む、此時幕府も亦屢々召さんとするにぞ、いづれに適從すべきやと、さまざまに論議の末、兩つながら辭せんとて、其使を孤清に命ず、孤清乃ち命に應じ、事成らざれば生きて還らずと、先づ江戸に赴きて情を陳し、次で京師に上り近衛公に就き、百方懇請して其事を遂ぐ、かくて其身は京師に留まり、内外の事を措置せりとぞ、明治元年王師東征の折、奥羽諸藩朝廷の思召を疑ひ、同盟して以て官軍に抗せんとす、津輕藩亦將に其盟に加はらんとするの聞へあり、孤清之を聞て大に懲き、急に近衛公に謁して、藩議を翻さん事を謀る、近衛公乃ち朝命を請ひ、又手書を賜ひしかば、孤清大に慷慨し、臣死なざれば則ち必ず功を奏せんと、直ちに藩に立歸り、つぶさに順逆の理を說きしかば、一藩つひに方向を誤らざりき、此に於て王師の入り來るや、叅謀府を津輕に移すに至る、皆孤清が力なりしと云ふ、函館の役起るに及び、又屢々功ありしかば、つひに權大參事と爲りぬ、後藩主が諸政を革むるや、翼賛する所少なからず、既にして退隱し、以て其老を樂み、明治廿五年九月廿五日病で終る、年六十有四といへり、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從四位を贈らる

○羽前國の部

○贈正五位吉田大八

吉田大八は、羽州天童の藩士なり、慶應四年戊辰の春、藩主織田信敏に從ひ京師に在り、時方に 廷奥羽征討の議決し、信敏に命じて、鎭撫使の先導たらしむ、信敏乃ち其祖信長が勤王の遺意を繼がんと志し、先づ大八をして國に歸り事を謀らしむ、大八いそぎ馳歸り、東西に奔走して、朝旨を奉體し、皇威を宣布せんと謀す、然るに隣邦莊内藩、賊軍に與して來り襲ひ、城郭皆爲めに焦土と爲る、且仙臺米澤等亦反して王師に抗し、奥羽列藩多くは之に應ず、大八潜伏して賊を避け、以て、恢復を圖りしかど、四方皆賊にして如何共する能はず、間關崎嶇して沖原に至りし時、山形の兵の爲めに捕はれ、暫く山形及び米澤に幽せられしが、既にして本藩に致し、藩内の獄に押籠められる、間もなく賊將相議して、之を盛刑に處す

べしと、岸勘解由、秋元鐵輔をして來り檢せしむ、大八聞て少しも驚ろかず、沐浴正服して訣飲し、詩を作て曰く、

　衆口鑠金實信哉。郭爲二焦土一屋爲レ灰。
　男兒須レ識義不義。腰下寶刀龍吼來。

乃ち靜かに割腹して死す、時に年三十七、實に戊辰六月十八日の事なりしとぞ、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

○羽後國の部

○贈正四位平田篤胤

東京市小石川區小日向第六天

平田盛胤

平田篤胤、姓は平、幼名正吉、通稱は大角、又大壑と號す、安永五年八月二十四日、出羽國秋田城下手形谷地下町の自邸に生る、遠祖大和田伊賀守家胤、後奈良帝天文年中、佐竹義重に事ふ、家胤六世の孫玄胤と云ふ、玄胤の男を依胤と云ひ、依胤の男を大和田清兵衛祚胤と云ふ、即ち篤胤の父なり、母は駿州小野侯の家臣那珂氏の女、那珂氏蚤く歿し、繼母小野氏篤胤を遇すること極めて過刻なり、而して後來篤胤が家を脫して東上せしは、其苦痛に堪へざりしが爲めなりと云ふ、篤胤は幼年より實に其の辛艱困辱の中に敎育せられたり、辛艱困辱は即ち篤胤をして豪傑たらしめたる父母にてありしなり、八歲の時秋田藩の儒士中山菁莪に就て漢學を學ぶ、而して幼より剛健の氣を負ひ、人に屈せざるの性を有せり、一日菁莪塾の諸生、篤胤の傲岸なるを憎み、會讀輪講の次に、衆論惡く篤胤を責めたりしに、篤胤神色嚴厲、頭髮爲に振ふ、是に於て諸生皆其志氣の屈すべからざるを知り、遂に恐れて止みしと云ふ、十一歲の時叔父柳元老に從ひて醫術を學び、名を玄琢（或は玄瑞に作る）と改めたり、而して篤胤家に在て、日夜文武の業を勵まし、砥礪懈りなかりしが、繼母の峻酷なるに由て、始めて家を脫して東上せんことを謀る、然れども嚢中一空、殆と洗ふが如し、因て家兄に乞ひて靑銅一百文を得、又兄多賀主水に乞ひて金一兩を得たりければ、之を學資として遊學の途に上りたり、已にして將に江戶に達せんとする數日、資全く竭き、一渡津に遇ひしが、舟夫篤胤か半錢だもなきを見、渡船に應せず、篤胤乃ち其之を爭ふも益なきを以て自ら衣服を頭上に纏ひ、一躍して泳ぎ去らんとす、舟夫之を見て其志氣に感ずる所ありけん、改めて渡さんことを以てす、篤胤此に至りて之に應せず、奴輩何ぞ爾の力を借らんと、遂に自ら泳ぎて渡津を過しと云ふ、既に江戶に達したれど、

親戚故舊の顧るべきものも無けれは、師父知人の托すべきも無かりし、因て俗に云ふ大八車なるものを輓き、又消防人夫と爲るの已むべからざるに至りぬ、既にして更に轉じて俳優市川團十郎に依り、弟子たらんことを乞ひしに、團十郎之を憐み、爲めに篤胤をして其兒を訓育せしむ、篤胤因て屢〻劇場に出入し、演本の誤謬を訂正せしことありと云ふ、其後又轉じて常盤橋外なる、某店の炊夫と成る、適〻松山城主板倉侯、常盤橋見附の勤番を役し、一日厠にありしに、咿唔の聲あるを聞き、從者をして之を尋ねしめたるに、是篤胤が、店頭に在りて、書を讀める聲にてありしなり、侯之を奇とし、其番頭平田篤穩をして、其家に宿し、以て學業を研究せしむ、篤穩子無きを以て、乃ち篤胤をして其家を繼がしむ、實に寬政十二、篤胤廿五歲の時にてありし、是より先篤胤、參州岡崎の城主水野侯の家臣、石橋宇右衞門の女を娶る、一日反古を紙屑屋より買ひ取りしに、其中に古事記の古本ありしかば、其妻之を見て篤胤に謂て曰く、是皇國の古史、必ず讀まざるべからずと、此に於て篤胤之を熟讀し、始めて皇道の古奧深遠なるを知り、斯學を研究するの志を起したりと云ふ、享保天皇）に献上し、天覽叡感の四字の印章を、著書の巻頭に相用三年、篤胤太宰春臺の著書を見、其不經を憤り、乃ち一書を著はし、名けて「呵妄書」と曰ふ、是を篤胤が書を著はしたるの始と爲す、文化元年、篤胤家號を稱して眞菅乃屋と稱し、

始て門戶を開きて、徒弟を敎授せり、五年七月神祇伯白川殿、命を諸國附屬の神職に下し、大に古學を敎授せしむ、篤胤之に與りて最も力ありと云ふ、篤胤思を古學に潛め、東西古今の史籍を涉獵し、佛書を究めて佛を擊ち、儒書を閱して儒を排し、一に我國の古道を崇び、是を以て忠君愛國の士氣を涵養し、是を以て尊外卑內の氣風を勦除せんと欲す、當時其著はしたる者德行式、古道大意、鬼神新論、西籍慨論、出定笑語、伊吹於呂志等あり、皆神學の道を發揮したるなり、八年篤胤年三十六、門人柴崎直吉の招に依りて、駿河に往き、諸生を敎授す、已にして復江戶に歸り、十三年始めて鹿島宮、香取宮及び息栖神社に詣り、遂に諸社を巡拜し、「天然ノ石笛」を得たり、因て家號を「伊吹乃屋」と改め、通稱を大角と謂ふ、文政五年七月、東叡法主より命あり、其著書を徵す、篤胤乃ち古史成文、開題記、神代系圖、靈能眞柱等を上りしに、法主之を賞し、白羽二重二匹、上下地一具を賜はる、七月京師に上り、富小路貞直卿の傳奏により、古史成文、古史徵、開題記、神代系圖、靈能眞柱、古史傳抄寫等を仙洞御所（光格

三年、篤胤太宰春臺の著書を見、其不經を憤り、乃ち一書を著はし、名けて「呵妄書」と曰ふ、是を篤胤が書を著はしたるの始と爲す、文化元年、篤胤家號を稱して眞菅乃屋と稱し、

ゆべき勅許を蒙り、幷に金銀彩色の御短冊二百枚を賜はれり、已にして江戶に歸り、天保七年十一月、大扶桑考成り、之を東叡法主に献せしに、翌年正月十八日、御用人進藤周防守

隆明より、法主の命として篤き褒詞を達せらる、此に於て其名大に聞へ、尾張水戸田安等の諸侯、各之を招くに至る、然れども遂に之に應せず、唯其著書を献せしのみ、而して諸家より、扶持米及び金銀等を賜はるもの多く、薩摩の島津侯は、亦秋田藩士となれり、此時に當りて篤胤が主唱したる、神道尊王忠臣國體國魂國風の説、漸く天下人心を風動し、大義名分の論亦熾んなるに至る、而して篤胤が、皇室及び他の一般社會よりは、誠心を以て善く遇せられたりと雖ども、之が反動として幕府よりは、太甚しく忌憚する所と爲り、其著扶桑國考の如きは、之が絶版を命せらるゝの已むべからざるに遭遇せり、曾に之れのみならず、天保十二年六月、幕府命として篤胤の身分全でを剝すことゝなりぬ、又尾張侯より學資として扶持米を賜はりしも、此時より遂に止められ、種々の不幸は今や頭上に懸り來れり、當時篤胤の歌に曰く、

今は朝三の實もなし老猿の
　土をはみてや神習はなむ

朝三の實さへめされつけふよりは
　子等は土はめ道救へてひ

三の實は皆めさるとも我死なじ
　新具薩姫の坐ひ限りは

而して瞞腔の慷慨述るに由なく、家を根岸の閑處に徙したり、其暇を水戸侯に乞ふや、歌を詠じて曰く、

今の世に引人もなき陸奥の
　あたゝら眞弓張らずもあらなむ

間もなくついに國に崇遣はさるゝ旨を達せられ、又著述の自由をも奪はれ、決を拂て決然秋田なる鄉國に赴きたり、其途上歌あり曰く、

青蠅の空を飛ぶ世に耻る身の
　面を照らせ王鉾の道

武藏野に棄られぬとも久延彦の
　さだ秋の田に立榮えまし

十三年輪王寺宮の薨葬に由り、天朝無窮曆を朝廷に上り、金三千四百疋を賜はれり、天保十四年閏九月十一日は、實に篤胤が歿せる日なり、其辭世の歌に云ふ、

思ふこと一つも神に勤め終へず
　けふやまかるかあたら此世を

秋田城北廣澤山に葬る、弘化二年三月、神祇伯白川王、諡號を賜びて神靈能眞柱大人と曰ひ、文久二年正月、改めて靈祉號を贈ると云ふ、篤胤二男一女あり、二男夭す、因て碧川鐵胤を門下に舉て次女に配し、以て家系を嗣がしむ、篤胤氣力强健、博聞强記、大藏經を三回閲せしことあり、著書一百餘部、束修の門弟五百人、尋常入門の者二千餘人に至る、嘗て門下の俊才八士を撰び、各其長する所に隨て、學術の一理を授けて曰く、此八士を混じて一圓と爲さば、亦一篤胤なきを憂へずと、篤胤人と爲り廣額隆準、眼大にして觀骨高く出で、風岸凛然として犯すべからず、人欺くに私を以てすれば、一見肺肝を見るが如し、而して平居人に接するや温雅、事あれば猛烈、目眦裂くるの慨ありと云ふ、

明治十六年二月二十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈從四位生駒親敬　男爵　生駒親忠

生駒親敬は、初め大内藏といひ、後讃岐守と稱す、嘉永二年十一月江戸に生れ、世々幕府交代寄合にて、羽州矢島の領主たり、慶應三年十月、幕府政權を奉還し、朝廷よりして諸藩の藩主を召す折、親敬乃ち勤王の素志を貫かんと欲し、ひそかに侍醫小野冬菴を呼び、細かに内意を含め、醫學研究を名として上京し、以て便宜周旋せしめ、更に又用人松原淳一郎に助川太右衛門をやり、素志を朝廷に上陳せしむ、

今般王政復古ニ付諸侯上京被　仰出、同列ニモ追々被仰付候趣傳承仕候、小臣祖先大織冠鎌足ノ孫、參議從三位房前ノ後裔、左京進家廣四代、親正者被叙從五位任雅樂頭、賜議駐

國一圓、高松丸龜兩城ハ其所築候、其子一正叙從四位下任讃岐守、正俊叙從四位下任讃岐守、曾孫高俊叙從四位下任壹岐守、世襲父祖之所領奉頂　朝恩候段、當時春遇ノ厚、子孫ノ面目誠寶難有仕合ニ奉存候、然ル處寛永中家隷其不都合ノ儀ニ付同國沒收、於出羽國矢島庄一萬石被宛行、萬治中嫡子右衞門尉高清、愛弟ノ餘權之助俊明へ二千石分知仕候、即分家甸之助祖先ニ御座候、高清八千石ニテ柳之間席萬石格參勤交代仕、領政向等都テ自分仕置致來候儀御座候、兼々勤王志願ニ御座候得共、文久四年甲子歲、奉窺天機、且弊邑之土產ヲモ貢獻仕度、幕府閣老迄同候處、其儘指揮無之、變土ノ少封押而モ　朝覲仕兼候段、不堪遺恨奉存候、然處近畿ノ同列遲々　朝覲仕候間、御沙汰ノ儀モ可有御座ト旦夕渇望候へトモ、不任心底悲嘆消光罷在候、累世全ク勤王可仕家筋御座候へハ、何卒御垂憐被成下、上京被仰付候儀奉歎願度、先達而家隷共申含馳登セ候處、其後無程奥羽鎭撫使御下向被仰出候趣傳承仕候ニ、付テハ幸小臣所領羽州ノ一班ニモ御座候得ハ、分家甸之助引續急速罷下、一萬石ノ御軍役ニ候得共、地理熟知ノ兵ニ候得ハ、御先鋒之御行伍ニ被爲加度、乍恐奉懇願候、上ハ不厭犬馬之勞勉勵盡力仕、聊奉報無究之

天恩侯樣相成候ハヽ、祖先ノ本懷小臣面目千海萬岳難有仕合奉存候、此段出格之御沙汰被成下候樣、御執成幾重ニモ奉歎願候、誠恐誠惶謹言、

二月二十一日　　生駒大內藏

明治元年三月、諸臣を集めて勤王の決意を諭し、つひに秋田藩と同盟し、朝敵庄內征討の師を出す、七月觀音森の賊兵を破り、又三崎口を攻め、幷に功あり、既にして賊軍鳥海山を踰へ、不意に來りて矢島を襲ふ、親敬自から兵を指揮し、力戰して之を防ぎしも、衆寡敵せず、退いて新庄村に據る、是より秋田の官軍と合し、各所の戰ひに參列し、九月十八日に至り、矢島を取返へさんものと、秋田及び、平戸の援兵を借り、二十日つひに之を復す、奥羽平定の後東京に召され、勤王の功を賞するとて、永世祿千石を賜ふ、矢島藩を置くに及び、其知事に任せられしが、藩廢して後東京に移り、十三年九月九日、病て歿す、年三十二、親敬人と爲り温厚篤實、而して武藝を好み、又仁愛の心深く、人皆其早世を惜まざるはなかりしとぞ、

明治廿九年五月二十日、特旨を以て從四位を贈らる

◎北陸道

○若狹國の部

福井縣若狹國遠敷郡小濱四津村

○贈正四位伴信友

伴　信　興

伴信友、初め鋭五郎と稱し、後に州五郎と改め、一に特また事負と號す、若狹國小濱藩の人、山岸次郎太夫惟曾の第四子にして、安永二年二月廿五日を以て生る、長じて同藩伴平右衞門信當の養子となり、藩主酒井忠貞忠進に歷仕す、文政四年病の爲めに致仕す、是より志を和漢の學に潛め、敬神尊皇の志厚く、專ら國史神典を研究す、又兵籍に精しく越後流兵法の奥義を極む、是より先本居宣長の著書を見て、深く其卓識に服し、村岡春門を介して門人たらんことを求む、會々宣長病に罹り終に起たず、信友大に哀痛し乃ち歿後の門人と爲る、人と爲り温厚篤實、博聞强記、平生群書に涉獵し、宣長の志を繼ぎて、其遺缺を補ひ、著はす所の書、百十餘種、其說皆精確にして、一も私言を發せず、中にも竹葉抄の如きは最も精力を注ぎたる所にして、當時　天覽に達したることありと、其皇室に關する者には、長柄山風、中外經緯傳、幾櫻記、南山巡狩錄、南朝舊記、宇知都志麻、武邊叢書等あり、神祇に屬する者には、神名帳考、神社私考、瀨見の小川、驗の杉、蕃神考等あり、古文古歌を解する者には、高橋氏文考、伊勢物語雜考、催馬樂奇語考、上野三碑考、萬葉略解補遺等あり、其他松の藤廼正卜考、假字本末及び隨筆、比古婆衣歌集、文集等あり、六國史の如きは畢生の力を盡して、諸書に對照校正し、朱批紙に滿つ、明治十八年、宮內省命あり、之を其後裔より借り得て、つひに謄寫せりと云ふ、平生著述に耽り、一室に端座して拮据夜分に至り、外出遊覽を喜ばず、一日友人長澤伴雄（紀州藩士）來りて共に嵐山の花を賞せんことを勸む、信友歌を作りて之を辭す曰く、

行きて見ぬ人は嵐の山櫻
　花と文とはいづれ勝れる

然れども居常意を攝生に用ゐ、朝夕中庭に出でゝ弓を彎き、刀を揮ひて身體を健にす、曾て攝生の道を、友人杉田玄白に問ひしに、玄白乃ち七不可の戒を書して贈る

昨日非不レ可二恨悔一。明日是不レ可二慮念一。
飲與食不レ可二過度一。非正物不レ可二苟食一。
無事時不レ可レ服レ藥。頗二壯實一不レ可レ過レ厉。
勤二動作一不レ可レ好レ安。

信友大に悅び、左の歌を作て謝せりとぞ、

そこひなき君の言葉を流れての
　世にも留めん水莖のあと

其弟子を敎ふる甚だ懇篤、尊王愛國、修身齊家の要を說きて諄々倦まず、或日述懷の歌を詠じ、子弟に示して曰く、

事しあらば君が御楯となりぬへき
　身を徒にくたし果めや

又其性謙退なるを以て、著書の誤謬あらんを慮り、上木して世に傳ふるを好まず、然れども晩年名聲漸く高く交誼を求むる者甚だ多し、水戸烈公、白川樂翁、紀州一位公、日野資愛、平田篤胤、本居大平、藤井高尙、近藤芳樹、足代弘訓、中島廣足、加納諸平、伴林光平、八田知紀、淺田宗伯、杉田玄伯、村田春門、藤田彪、妙玄寺義門、佐藤信淵、內山眞龍、堤朝風、野々口隆正、齋藤彦麿、城戶千楯、穗井田忠友、植松有信、本居內遠、高田與淸、矢代弘賢、菊地容齋、石川依平、谷森善臣、服部中庸、千葉葛野、飯田年平、中山美石、黑川春村、御巫淸直、鼏井近江守、淸人江芸閣等その最たり、初め平田篤胤と交り尤も深し、篤胤古史徵を著はすに及び、信友未定の稿を自家の說に交へて出しければ、大に恚りて終に之と絕ちたり、弘化五年十月十四日、京都所司代屋敷に病歿す、享年七十四、辭世の歌に曰く、

いまはには何をかいはんよの常に
　言ひし言葉ぞ我が心なる

遺骸は若狹國遠敷郡伏原村發心寺に葬る、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈正四位梅田源次郎　梅田良三

梅田源次郎、初めの名は義質、後定明と改む、雲濱と號す、若州小濱の藩士、矢部重助が二男なり、重助は矢部某の養子本姓梅田なるをもて、源次郎は梅田氏と稱す、源次郎わかきとき江戶にゆきて、林大學頭の門に入り、修業すること八年學成りて諸州に漫遊し、後大津また京師に住居し、弟子を聚めて敎授す、外國の事起るに及で、深くこれを憂ひ、水戶の藤田誠之進、高橋多一郎、長州の高杉晉作、久坂義助など、當世の俊傑に交り、攘夷の義を唱ふ、この時小濱藩主酒井若狹守、京師の所司代たり、召して書を講せしめんとす、されど其藩臣なるを以てこれを禮遇せず、源次郎使者に向ひ、我君某が舊臣なるをもて、使役したまはんには、抱關擊柝の職といふとも、謹でつかへざるべきにあらず、もし師を迎へ、道を聽かせたまはんとならば、其禮これ輕かるべからずと、固辭して其招きに應せず、さて自らいふやう、我なまじひに藩士たればこそ、かゝるうさき事もいできつれ、浪人の身ならんには、中々心安かりなんとて、この後は兩刀を帶せず、心のまゝにふるまひたりき、斯て世の中物騷しうなりゆく程に、源次郎憂國の心止みがたく、同志の士なる、小林良典、高橋俊璣、森寺常邦、田中河內介、飯田左馬、淨田一蕙、梁川新十郎、賴三樹三郎、成就院忍向、及び豐島太幸小弐、山科出雲守、春日讃岐守、丹羽豐前守、若松木工頭、伊丹廢人等の人々と、忍び〳〵に相語ひけるは、幕府武威衰へ、有司怯惰にして、共に大事を謀るにたらず、唯三家のうちなる、水戶中納言殿は、尊王攘夷の志、祖光光圀より相傳して、忠誠無二の英主なるが、さいつ頃幕府の失政を歎き、しば〳〵上書してこれを論じけれど、用ゐられずとこそ聞つれ、あはれこの人を將帥とし、兵馬の權を掌らしめんには、天威を奉戴し夷狄を攘去らんこと、掌を反すが如くなるべしとて、近衞、鷹司、一條、三條、久我、中山の、諸公に就て之を密奏す、尾張越前の藩主も思ひ謀るよしやありけん、越前の藩士橋本左內といふもの上京し、前中納言の子息一橋刑部卿をもて、幕府の世繼にせんことを申請ふ、源次郎等これと心を協せ內々周旋する折から、攘夷せよとの勅を水戶家に賜ふ、此事やがて幕府に漏れ聞え、安政五年十月、密議に與かりし人々、捕はれて獄に下るもの多し、捕手往向ふとき、源次郎は病で臥所にありけるが、少しも驚き騷ぐ色なく、しばし待たまはれとて、傍にありける、硯引よせ、

身在二病牀一兒叫レ衙。此心偏欲レ攘二戎夷一
　如今死別兼二生別一只有二昊天後土知一

と壁上に書しるしぬ、かくて江戶に檻送せられ、小倉藩に預けられ、鞫問數度に及び、有司源次郎に向ひ、汝口に朝旨を唱ふれど、誠はさる人の指揮に從ふものなるべし、眞直に白狀せよといひしかば、源次郎聞もあへず、某たゞ攘夷の大義たるを知るのみ、この外に答ふべき事候はずといふ、有司怒りて獄卒に命じ、抱石の拷問を行はしめ、とくいへとせしめしかど、終に一言を發せず、六年九月十四日、つひに小倉藩邸に死す、年四十四、

明治二十四年四月八日、特旨を以て正四位を贈らる

○越前國の部

○故從一位松平慶永　福井縣福井市福井城町字御屋形　侯爵　松平康莊

松平慶永、幼名を錦之丞といひ、春岳と號す、榮井鴎渚、碟川皆其別號なり、越前福井藩主なり、父は田安齊匡にして、慶永文政十一年九月二日を以て、江戶の田安邸に生る、幼にし

て岐嶷氣節あり、天保九年九月四日、將軍の命を以て福井藩主松平齊善の嗣と爲り、同年十月二日封を襲ぐ、其歳十二月十一日柳營に於て元服し、將軍の偏諱を賜ふて慶永と名のり、正四位下左近衞權中將兼越前守に叙任せらる、慶永國家太平日久しく、上下頽りに奢侈に赴くを歎じ、乃ち天保十一年三月、自ら家臣の衣服宴會贈遺等の制限を定め、且諸經費の半を減じて專ら質素に從ふ、同十四年五月十九日、始めて封に福井に就く、行くに先だち水戸烈公に謁し、以て一藩に主たるの要道を問はれしと云ふ、嘉永元年六月、福井を發して江都に入り、牛痘苗を外國に求めんことを幕府に請ひ、三年二月始めて種痘所を置く、蓋し我國種痘の嚆矢なりしと云ふ、慶永また大に西洋兵式の取るべきを知り、新に蘭式の砲術を用ひ、之を家流と稱して普く藩士に教ふ、六年六月米國使臣、軍艦を率ゐて相州浦賀に來る八月七日外國に對する處置に就き、幕府の問に對ふ其大略に曰く、

外國使節彼理、其書中ニ於テ己レノ兵威ヲ挾ミ妄リニ、我ガ國法ヲ以テ無知ノ政體ト稱ス、妄慢至レリ豈憤激ニ耐ユベケンヤ、然ルニ公家ニ於テ、別ニ之ガ嚴備ヲモ爲サヾルハ、或ハ一時ノ權變ナルベシト雖モ、一時苟偸ノ小計ヲ以テ國家ノ大事ヲ誤ルガ如キハ明君ノ爲サヾル所ナリ、今縱令寛ヲ稱シ、仁ヲ衒ヒ以テ彼ニ處スルモ、皇國清覇雄壯ノ和魂アル者ニシテ、豈一日モ之ガ備ナクシテ可ナランヤ、若シ因循遲緩以テ公家武運ノ衰弱ヲ天下ニ知ラシメバ、列藩ノ諸侯亦或ハ輕侮離叛ノ心ヲ起サン、況ンヤ、耽々機ヲ見ルニ敏ナル彼ノ西夷ニ於テヲヤ、當ニ一快戰場ヲ開キ、以テ一ハ西夷跋扈ノ念ヲ斷タシメ、一ハ昇平ノ睡夢ヲ攪破シ、愈々以テ皇國ノ威柄ヲシテ、日輪ト共ニ赫々タラシメザルベカラズ、而シテ今彼等ニ當ルニ足ルベキ軍艦ナキヲ以テ、寧ロ海岸ニ堅牢ノ砲臺ヲ設ケ、數千門ノ巨砲ヲ備ヘ、以テ必戰ノ意ヲ示スベシ、然ラバ則チ士卒敵愾ノ氣ノ起ル、豈之レナシトセンヤ、且ツ其間ハ公家君民ヲ論ゼズ、衣ハ以テ禮ヲ破ラザルニ足リ、食ハ以テ時ヲ失ハザルニ足ラシムレバ可ナリ、須ク上ハ日光廟ト雖モ、修覆營繕ハ之ヲ省キ、且ツ講和ノ妄論ハ一切之ヲ耳ニスベカラズ云云、

慶永最初の意見は蓋し斯の如し、安政元年九月魯艦大阪に來る、慶永之を聞き直に急使を以て天機を伺ひ、兵を出して以て禁闕を護るべきや否やを問ふ、未だ兵を出すに及ばずして魯艦已に去る、爾後益々福井に於て洋銃を製せしめ、以て緩急の用に備ふ、慶永又藩の諸士が、或は文弱に流れざる者は、粗暴に陷るを病ふるや、明道館を設けて和漢闇の學を授け、兼ねて武藝傳習科を置き、以て有爲の藩士を養ふ、又公家の調君を述つるの議に於て、屢々手書を呈して一橋慶喜の賢明

以て天下を托すべきを論じ、更に井伊大老の許に至り、大に嗣君の當を失ふべからざるを論難す、直弼答ふる能はず、蓋し直弼も慶喜の賢を知らざるに非ずと雖も、其己れに不利なるを忌みて、紀井大納言治貺の子慶福を以て、嗣君と爲さんと欲するなり、慶永又更に登城して以て之を論ず、諸老唯々すれども而も敢て之に從はず、加ふるに互に嗣君の事を論ずるの罪を以て、慶永は屏居謹愼を命ぜられ、一橋、水戸其他嗣君の事に就き、大老の意に逆ふ者は悉く罪に坐せらる、文久二年四月僅に之を免さる、蓋し大原三位、島津中將の、朝命を乞ふて之を解くなり、而して慶永は直に登城を許され、復び時政に參するを得たり、此時慶喜を以て後見職と爲し、以て內政を統べしむべきを論じ、尋で朝命を以て慶永幕政の總裁と爲る、文久三年春將軍に從ふて上洛し、諸公卿の間に奔走して攘夷を論ず、又參內して 龍顏を拜し天杯を賜ふ、而て三月九日、己れの志業の成るべからざるを歎り、斷然總裁職を辭す、蓋し慶永島津齊彬と意見を同くし、以て公武を調和し、國本を固めて徐に攘夷の擧を爲さんと欲せしなり、然れども當時浮浪の輩輩殺の下に集まり、尊ら無謀の尊攘を唱ふるを以て、朝廷の方向漸く之に傾かんとせるに、幕府はまた之に反して、姑息因循の說を唱へ、內を衛ひ外に媚ぶるを以て主とす、是を以て慶永と志を同しくする齊彬は、其志の行はれざるを憤り

て國に歸り、慶永も亦其志の行はるべからざるを知り、且一に兵力を養ひ以て徐に其機を察せんと欲するや、同月廿一日決然遂に官を棄てゝ國に還る、此歳十月七日、朝廷の再び召すを以て上洛し、皇居勤番を命ぜらる、翌元治元年四月八日、詔して從來の勤勞を賞し御暇を賜ひ、且つ士卒を留めて禁闕の警急を戒めしむ、明日將軍手づから常用の刀劍を賜はり、更に金千兩を賜ふ、十一日詔して參議正四位上に任叙せられ、十九日國に歸る、慶應元年幕府長州再征の擧あらんとするや、書を奉じて其不可を切論す、行はれず、此歳將軍大阪城に於て薨じ、一橋慶喜之を繼ぎ、喪を秘して仍ほ長州再征の擧あらんとす、慶永其天下の信を失ふを極論すること數四、議終に僅に寢むを得たり、其歳十月を以て福井に還る、三年三月幕府の下問に由て、兵庫關港を議す、其略に曰く、

兵庫ノ開港ハ、先帝ノ許サレザル所ナリト雖モ、今日時勢兩ツナガラ開カザルヲ得ザルニ至レリ、蓋シ此一擧、或ハ以テ外國ニ對シテ威信ヲ保ツベキナリ、然レドモ此事 天朝ニ於テモ、亦之ヲ聞然ニ付セザル所ナレバ、宜シク天下ノ公論ニ從ヒ、天下多數ノ人心ヲシテ永服セシムル所アルベキナリ、若シ夫レ事ノ孟浪ニ亙リ、臆斷ニ流ルヽガ如キアラバ、是益々威信ヲ內外ニ失フ所以ナリ、威信ヲ內外ニ失ハヾ將何ヲ以テ、天下ニ處セン云々

蓋し此時慶永已に、時運の開港に及ばざるべからざるを知るなり、三年四月十二日、朝命を以て上洛し、土佐少將豐信、薩摩中將忠義、宇和島少將宗城等と、共に國事を論じて建白する所あり、朝廷命じて國事多端の間、滯京して以て賛議せしむ、既にして政權返上の議起る、慶永乃ち將軍慶喜の決意を慫慂し、以て斷然王政の復古を圖らしむ、時に板倉閣老に令す、閣老深く政權奉還の擧を嘆惜するを見て、大に公私大小の殊なるを論じ、以て天下の情勢を說く、蓋し慶永の意に謂へらく、這般の英擧に對し外藩の或は政權に執着して、千歳の英斷を防遏するあらんことを恐る、即ち先づ閣老を說き、以て其他に及ぼさんと欲するなり、慶永伏見鳥羽の戰闘止みて、慶喜關東に遁ると聞き、大に浩嘆痛息し、以爲く已に干戈を動かすに至れば、武臣たる者は宜しく軍を出して以て朝敵を征すべし、然りと雖も今の朝敵は我宗家たる德川氏なり、弓を宗家に引くは是倫常の許さゞる所なり、將之を奈行せんと大に苦慮し、終に斷然職を辭せんことを乞ふも允されず、乃ち留りて京師を護る、又喜を將軍及び其近臣に致して、早く罪を闕下に謝して以て、永く宗祀を絶たしめざるを勸む、四月權中納言從二位に叙せらる、五月時政に就て建議する所あり、其要は帝室の經費と太政官の經費とは當に分離せしめざるべからず、而して若し太政官に要する經營にして、闕乏を告ぐるに方りては、從來の御用金課出法を以てせずして、其金額を公然天下に發表し、以て之を賦課し、其課出金は必ず國債となし、返辨の法は別に其有司をして議せしむべしと云ふに在り、六月積年勤王の功を賞して永世祿一萬石を賜ひ、七月民部卿に任ぜられ、八月大藏卿を兼ぬ、幾ばくもなくして乞ふて本官及び兼務を免じ、更に大學別當侍讀に任ぜらる、九月王政の復古に際し、非常の功勞あるを賞し正二位に叙せらる、三年七月職を免じて勝香間祇候を命ぜらる、六年十二月車駕其第に幸し、家屬等へも亦謁を賜ふ、十四年七月勳二等に叙し旭日重光章を賜ふ、二十一年九月特旨を以て從一位に叙せられ、明年六月勳一等に叙せられ、旭日大綬章を賜ふ、二十三年六月二日病ひで東京に薨ず、年六十三歳、其月八日を以て品川海晏寺に葬る、訃報の天聽に達するや、天皇之を悼惜し玉ひ、同月七日式部官をして左の勅語を宣ふ、

至誠憂國夙竭讃扆之重任大義勤王以賛中興之宏猷偉勳有成純忠可嘉今也淪亡昌勝惜悼玆賜金幣以弔慰

なる宣旨と金幣千圓を賜ふ、慶永又詩歌を善くす、其一二を左にかゝぐ、

偶成

眼看年々開化新。研レ才磨レ智趁レ圖レ身。
靡然習俗流二浮薄一。能守二忠誠一有二幾人一。
權貴爭登猿若坊。彩棚呼レ酒伴二紅裝一。
吾生不レ容區々伎。坐見乾坤大劇場。」

又

「大君の詔にしあらは武士よ
　　疾くはせまるりうけたまはるべし

述懐

昨日放レ晴今日雨。人情反覆亦相同。
胷肝吐握盡分耳。號二泣昊天一訴二寸衷一。」

至竟功名不レ値レ錢。雲翻雨覆瞬時間。
何人此際拋二塵累一。笑向二青冥一放レ鶴還。」

○贈正四位橘本左內

東京市麹町區平河町六丁目九番地
實弟　男爵　橘本綱常

橘本左內、名は綱紀、字は伯綱、宋の忠臣岳飛を景慕し景岳と號し、又本居宣長が歌の意を取り、櫻花晴輝樓ともいへり、父は彦也とて、代々越前福井藩の醫師なり、左內幼より穎敏にして學を好み、十六歳の時、身僻鄕に居り、坎蛙の見を免れざる事を歎き、笈を負て京攝の間に遊び、緒方洪庵の門に入て醫業を修む、父の病氣なる由を聞き家に歸りて其職を繼ぎ醫員に列す、安政元年江戸に赴き、杉田成卿の弟子となりけるに、成卿これに一部の書を授く、左內夙夜研究して、一月の內に卒業せしかば、成卿打驚き、書中の事を問試るに答辯流るゝが如く、聊かよどむ事なし、明年國に歸り、藩主松平慶永に擢用せられ、醫籍を削り親衛隊に入り、重ねて江戸に遊學せしめらる、折しも外國互市を要求し幕議因循にして決せず、朝廷を始め奉り、下は草莽浮浪の士に至るまで、一戰して外寇を打拂はんと爲りさわぐ者多かれど、左內これをよしとせず、皇國忠孝の俗を養成し、富强の基を建るはさる事ながら、廣く海外諸國に交り、彼が長技を採用ゐんも、亦今日の急務なり、されば洋書を講ずる者、善く學ばゞ其利多く惡しく學はゞ大害あり、一概には論ず可らずといへり、同き三年國に歸りける時、藩政改革あり、還に膺りて學務を掌り、文武二道を興し、別に洋學の一科を設く、一年を經て學監となる、是より先き、藩主慶永、將軍家多病にして子無く、其職に堪ざる事を憂ひ、さるべき人を世嗣とし、幕政を釐革せんと欲す、德川宗室の中に於てこれを求るに、一橋刑部卿慶喜年長じて英才の聞えありければ、薩摩中將島津齊彬と申合せ、たび〳〵老中に說勸つれど兎角の返答もせず、此夏參覲

して前識を建白せしが、紀伊中納言慶福を迎立るの内議ありと聞き、いそぎ左内を國元より呼寄せ、侍讀に補し意中を尋ねらる、左内素より同案なれば、彼方此方に遊説する程に、幕府並に諸藩の志士、左袒するもの少からず、勘定奉行川路聖謨は、幕吏中の俊傑なりしが、左内の説を聞きいたく感服し、ある時人に語りて、彼年若と雖も、見識高く議論切實なり、我多く人に交りたれども、いまだかほどの英才を見ずといひ、又水戸の武田正生も、吾友藤田東湖は海内無雙の士と思ひしに、橋本某に遇ひ、世間又一人の東湖ある事を知るといへり、此頃の事かとよ、幕府外國和約の勅許を申請はんため、先づ儒官林大學頭韓を京都に遣はし、海外の形勢を見聞せしめ、引續き老中堀田正睦、勘定奉行川路聖謨、大目付岩瀬震等上京せり、慶永これを聞きひそかに左内を召し、今度の一擧、甘言を以て朝廷に説き勧め、あながちに勅諚を申下し、あまつさへ紀伊家より幼主を迎立んとの結構なるべし、汝とく京都に馳行き様子を伺ひ、機に臨み變に應じ、よきに取計らへとありしかば、左内畏り候とて、五年正月江戸を立出て、桃井亮三郎又は伊織と變名し、忍びて京地に入り、土佐少將山内豊信の添書を持ち、先づ内大臣三條實萬に謁見し、其後青蓮院宮尊融法親王に伺候し、主人慶永の意見は、かやうかやうに候と詳に申述けるに、親王左府御感斜ならず、さらば將軍の世繼たらんものは誰ぞと御尋あり、左内則ち水戸中納言齊昭の第七子、刑部卿慶喜可然と申あげ、是も御同意なりける程に、内々此由諸卿また列藩の志士にも告知らせしかば、慶喜の名望ます〳〵高く、今は關白九條尚忠も、これを叡聞に達すべく思はれつれど、太閤鷹司政通異見あるに附き、はか〴〵しくは事行かず、左内一計を案じ出し、鷹司家の侍講三國大學といふは、もと越前の者にて同國のちなみ有り、且は有志の士なればこれにたより、同家の執事小林筑前守（良典）に説き込み、遂に太閤も同心協力せられ、左大臣近衛忠熙に内談あり、此儀に附ては先年薩藩中將より左府へ降勅の執奏あらまはしき旨、内願せし事さへあれば一議に及ばず承引あり、やがて奏聞せられけるにぞ、左内打喜び、大願成就せりと思ひの外、爰にひとつの障礙こそいできたれ、仔細いかにといふに彦根少將井伊直弼は、幕府譜代大名の首座なるが、近來關東威勢熾へ、水戸家の人々只管天朝を尊崇するを見て、内心快からず、去によつて家臣長野義言を遣はし、ひそかに關白九條家に出入させ、紀伊中納言其年幼と雖も、當將軍と血縁遠からずなど、さま〴〵説勧め、關白遂に其詞を信じ、諸卿の中にも、これに同意するもの少からず、まして幕府の有司どもは、一橋刑部卿の英明を忌み、幼主を立んと欲する鯊多かりければ、輙從に於ても御斟酌あり、左内がかねて建白せし、年長英才人望の三徳を選ぶ事は仰出されず、三月廿二日、傳奏東防城總長、堀田正睦の旅館に行向ひ、内外多端の折柄、いそぎ副將を定むべしとの勅諚を傳へられければ、正睦畏りやがて岩瀬震を、關東に歸へし遣はし、其身も四月三日に都を立去りぬ、總じて此程左内が苦心焦慮せしありさま、筆舌にはいひ盡し難し、そは其同志に遣りし書、三條内府、また青蓮院宮に上りし書を讀み、一斑を窺ふべし、

二月十五日ノ書翰

偖此ノ情狀モ千緒百難、例ノ御方々ニハ得拝唔、肝膽吐露仕候、兎角萬事書生輩ノ爲ニ、種々公武嫌疑モ相生シ、却テ皇國ノ御爲筋ニモ不相成事、出來可申哉ト、深ク痛心罷在候、且所々耳目口舌饒多、針モ棒ニナリ冥々モ昭々ニ異ナラス、勢誠ニ所措手ニ困リ切申候、乍去衆テ厚ク爲天下蒼生、御心配ノ條々、隨宜處分仕置候、何分今後ハ國家寧靖、人情鎮伏候テ、上々様ニ御關慮不被爲在シテ、事治リ候様ノ御世ニ相成候樣、微臣ノ心願ニ御座候、縷々得御意度候へ共、秘中ノ秘、露泄ヲ恐レ指扣申候、呉々上爲國家下爲生民、精々心配致ス事ニ候、吾藩ノ儀モ憊朧ノ御建白振、西洋風ニヲ皇國思ノ狀ハ無之云々ト、上下ニ御沙汰有之哉ニ候、此儀等御耳ニ入候共、愈ニ御勢志被下間敷候、此地ノ一義ハ、萬緒微力ナリニ周旋可仕候、書ハ恐漏泄、不書ハ患不盡、人事都テ如此、此際寸情、萬々諒察、

二月廿九日書翰

此表ノ儀ハ、實ニ技外ノ事、一ハ喜一ハ恐、其上傑出ノ人材無之、謀多多口ヨリ出候故、屋壁動浮搖、實ニ稅駕ノ處ヲ不知候、殊ニ當時ノ勢、東西双方ノ嫌疑有之、直情徑行ニテハ行先盡ク指支、無據紆回ニ路ヲ經、一言ニテ可說破處モ數十回ニ相成候位、別シテ諸公卿ニハ過激無之候へ共、貪欲ノ諸大夫遠偏執心ヨリ、様々ノ口申唱、書生ノ焰ヲ煽候事不鮮、又從來關東御處置ニ行屆無之廉モ、此迄ハ鎭伏致居候へ共、此度ハ一頓ニ湧出シ、其邊ヨリ益此般ノ一議決衆候儀モ有之、堀閣拙劣ノ爲、大ニ輕蔑ノ意生有之、關東ノ言辭取信ニ不足ト申意味モ相立、實ニ荊棘艱辛、固驚鈍故算策不得其方儀トハ存候へ共、扨々歎息ノ至ニ候、過日來人不知他へモ種々周旋致置候處、聊ツヽハ其驗モ有之候ハヽ、又シテハ傍ヨリ水ヲ入、是ニハ困リ申候、其上關東ノ列侯ノ奸猾家、内廷ノ無識者ヨリ、種々讒說流レ込、此邊難敵モ不容易、殊ニ御家ノコトモ半信半疑ノコト故、甚以產難爲說迄、日々疾首焦心罷在候、殊ニ可恐ハ公卿モ御氣象有之、議傳共關東御役人ヨリハ格別ニテ、中々口才筆才モ有之、應接位ニ事缺キ不申候へ共、迚モ眞才實學、治世安民ノ深謀宏圖ハ一人モナシ、萬一仕損シ候テハ、徒ニ内

輪紛擾疑惑而已ニ、可相成哉ト痛心仕候、乍併當時ノ模様、此儘ニテ相濟可ト申モ不被思、吉凶善惡不可分形ニ候、先小拙按ニテハ、此後正論勝候ヘハ、西城ノ事後見輔佐ノコトマテ、勅命ニ出、將軍家ニモ上洛ニ相成、主上ト將軍トノ御直談有之、且後見輔弼ノ御方々ト、此表有志ノ公卿方ト熟評相立、實ニ天下ノ風ヲ丕變致シ、殆慶元ノ昔ニ返リ、海防軍備等、充分可相成存候、此方ニ相成候ハヽ、假令此度ハ墨國ヘ御返答少シク手間取候共、神州ノ威外夷迄耀候手段モ、逐々可相立ト存候、不正論相勝候ハヽ、今度ノコトハ無難ニ可行候ヘ共、亦不數年公武御不和相生シ、邦內ノ亂トモ可相成、關東ニ於テ其際ニ、英發果敢ノ御處置有之候ハヽ、夷狄ノ害ハ可免候ヘ共、恐ラクハ關東ハ例ノ奸吏充滿、一二ノ齊人ハヽ、衆楚ニ可難敵存候、左スレハ眞誠ニ治世安民ノ略アリテ、其位其任ニ被居候ハヽ、今度輕禍爲福ノ機關トモ可申、東照宮ノ靈助トモ可申候ヘ共、不得其人中ニ、正不正半分雜ニテ、班殿ノ所詘ト相成、益天下人心不固、不知所向様ニ可陷歟ト心痛仕候、右正論を達候ニハ、何分應司大閥、內豎宣旨ノ職ニ被居候テハ不被行勢、依テ此遊色々運籌候者モ有之候ヘ共、固極人臣ノ位ニ被居、殊ニ七十ノ老翁ニテ、至尊ニモ鞠育ノ御勞、思召捨被遊兼候御擔様、何分古今至難ノ事ニ候、西丸ノコトモ、既ニ內降可有之ニ定居候處、爲此沮却仕候位、何分當時ノ模様、此儘ニテ相濟可ト申モ不被思、吉凶善惡不可分形ニ候、先小拙按ニテハ、此後正論勝候ヘハ、西城ノ事後見輔佐ノコトマテ、勅命ニ出、將軍家ニモ上洛ニ相成、主上ト將軍トノ御直談有之、且後見輔弼ノ御方々ト、此表有志ノ公卿方ト熟評相立、實ニ天下ノ風ヲ丕變致シ、殆慶元ノ昔ニ返リ、海防軍備等、充分可相成存候、此方ニ相成候ハヽ、假令此度ハ墨國ヘ御返答少シク手間取候共、神州ノ威外夷迄耀候手段モ、逐々可相立ト存候、不正論相勝候ハヽ、今度ノコトハ無難ニ可行候ヘ共、亦不數年公武御不和相生シ、邦內ノ亂トモ可相成、關東ニ於テ其際ニ、英發果敢ノ御處置有之候ハヽ、夷狄ノ害ハ可免候ヘ共、恐ラクハ關東ハ例ノ奸吏充滿、一二ノ齊人ハヽ、衆楚ニ可難敵存候、左スレハ眞誠ニ治世安民ノ略アリテ、其位其任ニ被居候ハヽ、今度輕禍爲福ノ機關トモ可申、東照宮ノ靈助トモ可申候ヘ共、不得其人中ニ、正不正半分雜ニテ、班殿ノ所詘ト相成、益天下人心不固、不知所向様ニ可陷歟ト心痛仕候、右正論を達候ニハ、何分應司大閥、內豎宣旨ノ職ニ被居候テハ不被行勢、依テ此遊色々運籌候者モ有之候ヘ共、固極人臣ノ位ニ被居、殊ニ七十ノ老翁ニテ、至尊ニモ鞠育ノ御勞、思召捨被遊兼候御擔様、何分古今至難ノ事ニ候、西丸ノコトモ、既ニ內降可有之

御大議にして、中々草莽微賤之臣等、齒牙に可懸所には無御座候へ共、御趣向に依候ては、皇朝之御亘患、幕府之御恥辱とも可相成奉存候に付、蹤分出位、奉絕言語候へ共、責て露計にても、奉報國家之深恩厚澤度に付、萬死之罪を犯し齋戒沐浴し、謹て鄙言を拜陳仕候、

一皇國尊き萬國無比は、主上天日嗣に被爲在、臣子亦諸神之胤を辱するは勿論、風俗淳美、士大夫忠義に厚く、廉耻を尙び、農商質實、尊上守法、下に不軌を謀り法遊に觸る民鮮く、上に捨軀守節人多きよりして、政令法度、寬大嚴肅にして、各其職を務め其業に安じ、且土地之膏腴、萬邦に卓越して、物產饒多、金石草木より、魚貝禽獸に至る迄、給足せざるものなくして、今日まで衣食飽暖に暮し來るは、實に皇國に生れずんば不叶義にて、此等盡く天恩に關係仕る事と難有奉存候、

一扨此迄外寇無之義は、固天神地祇冥々之中に、御加護被爲在候義は申迄もなく、夫弘安之度、北條時宗、元兵二十萬（通例十萬ト申傳候へ共實は兵數二十萬の内十萬と申は元人歸大敗之言に可有御座候）を屠し、文祿之度、豐臣秀吉、朝鮮八道を蹂躙仕候後、異國迄も傳聞仕、格別之武威、贊稱仕居候樣子も相聞、此擧は頗る皇國尙武之御稜威を、羅に足事に御座候へ共、今日迄外患なきは、全此に限る樣に心得候は固陋之偏見と奉存候、元來皇國之形勢は、四方大海を以て際とし、所謂天險之國にて、彼秦始漢武之勇駕馭之者あり候ても、曾て堊塵も、手指不相成位の事に御座候、然處近來西洋之諸蠻風習、蟄術日新を勤め候より、奇器を制し巧術を創め、旦日に干戈を動し、鄰國攻擊仕候へども、先頃一統同盟仕、歐邏巴丈之亂は、過半鎭靖仕候、彼之國風、皇國幷に漢土抔とは、大に相違仕、元來我一國にて、事給物足と申譯には不參、鑛山多き國は專ら堀採を事とし、之を各器什に製作して諸方へ鬻き、材木に富は木器、毛獸に富は職工、平原曠野は植蒔を務、沿海島嶼は漁獵を業として、皆各相互に交換貿易して、生涯を送り候樣に相見へ申候、依之自國之物を自國にて賣候へば、利益も不夥、且右樣之國柄故、自分有餘、不足之者も御座候に付、遂に他邦他洲へ齎罷候事とは相成申候、然處何れ之國にても、無故して不圖外國人來候て、商賈を乞候とも速に許可不致に依て、先堅艦に乘じ、國信を持し、所欲之國々へ罷越、各國人民之爲、有無相通度事申込候事、恰も先年黑夷浦賀に渡來仕候如くにして、種々利害を論じ、啓蒙を示し、天地公共之譯を論し、之を說倒仕、其國未だ蒙昧に候へば、彼奇器巧術を教て其民を誘物產を起さしめ、其國之物を我に引受、他國へ資附候事、西洋一體の通習にて、

目今外夷御處置之御儀者、實に古今未曾有之重事、國家之

唯交易を乞和親を結候に付て、強ち奸計惡謀有之と申事も無御座候、今日道路にて承及候へば、長崎箱館兩所之外開港不相成、下田之儀は彼より不便を申立候事に候へば、幸之義故閉港可致旨、廷議御決に相成候趣、元來私共窃に傳承罷在候には、御役人樣方には御存に御座候へ共、叡慮は初より通商御好不被遊事、御堅確に被爲在候由、然處果して十分之御英斷、實以皇統之御基礎、萬古不動之御義に可有御座、草莽同樣之賤臣に於ても、感泣仕難有奉敬承候、右樣御英斷御座候に付ては、不容易御事柄等も出來仕、皇國御安危之界とも可相成奉存候一件、兼て心配仕居候に付、出位踰分之罪奉恐入候へ共、萬死を冒奉言上候、右前文之通開港御斷にては、西洋諸夷も自然と皇威に屈し、已後事故萬端、御指揮に可奉從は勿論に御座候へ共、夷狄之國固利を獲に汲々仕候風習にて近來は萬國を同盟に致し、盛に通商仕度見込之趣に相見候旨、夫英夷抔は悍暴輕慄之氣甚者に有之、殊更黑夷と表裏を爲居る者に御座候へば、彼等其前望を失より、萬一騷傲不遜之擧動抔仕、巨艦巨橹擅に數指上せ、關東近海は不申及、大阪幷西北海邊迄へも、停舶罷在、處々にて發砲、或は備なき處を窺、上陸抔相催、事急速に出候はゞ、數百年太平にて、暖飽に安し、尊ら遊戲のみに耽居候萬民、一時騷擾散亂仕、農商各其業を安業候樣にも成行可申、其中には窮民貧丁、衣食を獲飢渴を免れんと欲し候より、或は偷竊強奪等仕、寡婦少丁は不及申、尋常之良民、爲之鄉土を安處仕兼可申、諸大名に於ては、自國沿海之警衛は勿論、且皇居之守護、幕府へ之援軍等にて、在國の兵員等減少仕、一國之締方、自然今日之如く、行屆兼候儀も出來可仕、別して無賴奸惡之亡命者等、黨を結群を成、山野に横行仕候樣の事御座候はゞ、强勢外寇は爲差儀無御座候共、忽皇國一圓之動搖紛擾と相成可申歟に奉存候、其等之間に乘じ、夷狄附入候はゞ、自然皇國之御恩を忘却仕、應求仕候樣の不届者出來可仕も難計、左候へば以ての外之御大事に御座候間、何卒今日より豫め、其邊之御手配被爲在候樣、奉希上度候、固是等之儀は、必ず絕無之事柄に可有之候へ共、事變は兎角倉卒不測之際に發し、候者に御座候へば、天下之政務を被議候、御方樣に被爲在候而は、兼て此邊迄も御遠謀可有御座候儀と奉愚考候、偖又右は至極之過慮に御座候て、我皇國之御儀は、治教清明整肅、庶民親其上死其長之道を忘れず、士大夫節義を勵、廉恥を重し候儀に御座候へは、必定上下一致力戰仕、外夷擊退之功可奏事と奉存候へ共、近來西洋諸夷戰爭に慣れ、兵卒精練を勤め、規律嚴整に

相成、殊に利器を製し、英墨など五大洲に於は、頗る强兵之名も有之者共に御座候へば、唯一概蔑視仕候而は、却て莫大之御恥辱を惹出し候儀も可有御座、固より徒に我所長を頼み、彼之伎倆不慮は、兵道に疎なる儀に御座候へば、此等之儀は兼て御熟慮被遊、沿海警備之策、分明御評決被爲在、且今之內に諸大名へ、逐一嚴重に御申渡御座候樣之儀奉願上度、無左しては實以安心不仕次第に御座候、

一是非右等之處迄御見込も被爲附、御降命御座候共、兎角大平之習にて、優柔平弱に相流れ、緩急之御用に相叶申間敷哉と心痛仕候、其譯は近年幕府より、追々兵備之筋被仰出も御座候へ共、諸大名之內、未だ十分行屆候國々は、澤山にも承及不申候、今度は實に千歲之一時に御座候へば、沿海之砲臺、幷に兵備を始、糧食器械陣營等に至る迄、夫々速に相調、假令一旦緩急御座候とも、其節不差支樣心掛可申旨、列侯へ緊しく被仰出、無御座候て、當今之儘にて夷狄を防禦仕候は、恰も徒手空拳にて、數頭の狂犬を擊殺仕候同樣にて、恐くは可惜士命を、夷狄に爲取候樣に可相成哉と、深く慨嘆罷在候、

一右兵備之事、斷然御英斷にて被仰出候はゞ、忽天下忠憤之士氣迄も一振起仕、隨分戰爭之御用にも相立可申候へ共、此等之事其號を發し令を下すの將、勇邁英果に非ざれば、又乍慶格仕、再三に及び候ては、上之被遊候處に、下不應樣に相運、乍恐御威光にも拘り候樣可相成哉に過慮仕居申候、殊に戰闘は錙々無二之身命をも棄擲仕、親墓之父母愛昵之妻子さへも、不顧位の義に御座候へば、在上之將、仁勇を不具して、敵を滅すべからざるは勿論、迚も味方之驅馳も、六ヶ敷可有之奉存候、此邊衆て主人にも深心配仕居候故、近來痛く盡力仕候向き御座候へ共、天未だ其賊を察し給はず、殊に世上之迷惑動搖を幸として、心にもなき誤言諂辭を以て、縉紳之御方樣を奉瞞候儀、實に言語同斷之次第、上奉對皇朝、次は德川家へ被對、實に不忠不義之事共と、微臣に於ても憤激罷在候、主人儀固庸劣怯懦、中々不足論者には御座候へ共、報國之赤心は、誓神明確定仕居、從來深皇國之御爲奉存、於關東天下之大計長策、肝膽を吐陳述周旋等罷在候、依此却て奉對皇朝候ては、今日迄一辭片語諂誤も不奉獻、只管愚能に向幕府、皇朝之御爲にも可相成儀、竭盡仕置候間、此等之義、去丑年已來之建言を始、言上之事共、幕府へ御聞糺被下候はゞ、過半御曉解可被遊奉存上候、將又近來持論一轉候、和議主張仕候も、深思御座候儀にて、中々當今之國力形勢、戰闘に因て固守六ヶ敷、且前文之

委にて、戰闘等斷然出來候儀に候哉、主人愚昧にて決斷仕兼居候、此等之箇條、尙又御勘考可被成下候、畢竟戰闘申立候とも、忠孝之誠に不發時は、後世ゟ申候へば忠臣とも不奉存、一旦屈之計にて和議を唱候とて、行々皇國を不汚見込候はゞ、是姦邪にも候まじく、且古より主君へ對し、强斷果爲之策を敎設、事起て倉皇狼狽仕、却て割地請和之術を說出し、或は危急之節に臨んで、逃去候儀忠臣之例も御座候間、此等尙又御熟慮、可被成候樣奉希上候、

一列藩より逐々手筋を求、皇朝尊崇之事、或は幕府之隱事など內訴被仕候方も有之候趣、密々傳承仕、此其志爲皇朝候哉如何、畢竟三百年太平にて、列藩無難に暮居候は、御代々樣御聖明之所致には御座候へ共、東照公之力も亦不少樣に奉存候、然處近來幕府政體、陵遲仕候向も御座候へ共、未だ暴逆苛烈之惡政も無之、所要諸有司之不得其人に歸候儀にて、大樹公には其邊咎なき儀乍知、右樣之儀申上候は、全南北朝之古昔、反覆之國守も同斷之所業、實に可惡之至と奉存候、皇朝にて此等輕薄之人を御賴み被遊候ては、後日之御患害にも可相成奉存上候、乍去列藩之儀は、兼て御熟知も無御座御儀に被爲在候へば、其是非忠邪、一々御分明にも難被遊筋も可有御座哉、萬一左樣之御事も被爲在候はゝ、是迄衆論與言にて、忠と申居候者、正と申居候者を、忠正と御定被遊、今度俄に忠正に見掛候者は、今一應篤と御糺し被遊、御的證御座候上、御信用被成下度候、

かくて左內は正睦に先だち、同月十一日江戶に歸り、勅定宣下の始末、落無く申述けるに、慶永いよ〳〵これを信用し、あげて左右の執事となし、專ら尊王佐幕の事を周旋せしむ、この時幕府井伊直弼を大老職に補し、紀伊中納言を迎へて儲嗣とす、無程將軍家薨去あり、直弼遺命を傳へ、慶永其外有志の公卿大名を譴責し、水戶の老臣安島帶刀以下、逮捕せらるゝもの多し、左內主君の身の上を案じ煩らひ、是れ全くおのが所爲に出たりとて、自殺せんとせしを、慶永懇にさとし、しばし思ひ止まりつる折柄、ある夜幕吏來りて、左內が部屋を搜索し、數多の書類を持去り、翌日町奉行石谷因幡守の廳に呼出し、これを慶永の邸內に禁錮す、其後また評定所に於て、吟味の末獄に下され、間も無く死刑に處せらる、これは是れ六年己未十月七日の事なりき、同時連座の人々、公卿の家司、武家の陪臣なればおのが主君に罪蒙らせじと、さまざまに言ひ黑め、こたびの事一己の所存に出る由、申立るもの多かりしに、獨左內はしかいはず、天下の治亂は將軍の賢否に在り、賢才を以て副將にせんため、勅諚を申請ふ事當然の理ならずや、某素より主命を承り、かく計らひて候と、眞直に申たれば、有司ども天晴いさぎよき白狀かなとて、其後は重ねて糺問せざりしとかや、獄中に在りて資治通鑑を讀み、每日その註を書き居たりしに、漢紀に至り筆を擲ち、刑場に赴きぬ、辭世の詩二首かくなん、

苦寃難ㇾ洗恨難ㇾ禁。俯則痛悲仰則吟。
昨夜城中霜始隕。誰知松柏後凋心。」

二十六年如ㇾ夢過。顧思平昔感滋多。
天祥大節嘗心折。土室獨吟正氣歌。」

又獄制を論じて、獄は惡を懲らし、善を勸むる爲に設る處なり、されど多き囚徒の中には、人を殺す者もあり、火を放ち物を盜む者もあり、耳に聞き目に見るもの、おしからずといふことなし、幸に罪ゆるされて獄を出るもの、身に一錢の蓄なく、飢渴にせまりて、先に聞つる盜人の術を試みんとて、小惡もすゝみて大惡となり、小盜も變じて大盜となるともがら數多あり、されば囚獄は惡を懲す所にあらずして、惡を勸むるの場といひつべし、若し此害を止めんとならば、早く罪人に職業を授け、其身を使役し、其勤惰によりて、或は廣き所に移し、或は狹くして身を容れ兼る室に入れなんとし、又は敎師を迎へて聖賢の道訓を申聞け、或は稗史野乘にもあれ、勸善懲惡の旨にかなひたらんものは、これを讀むことを許し、さて罪ゆるされて家に歸ることあらば、獄中作業にて得たる錢をもて、糊口のもとでに充しめば、爰に始めて前非を悔ひ、惡人も善人となるべしといへり、近き頃政府において西洋諸國に習ひ、獄中の制度を改められしが、左內早くこれに心附きしは、卓越の見識なりと、心ある人は語りあへり、左內身のたけ高からず、色白く形柔和なれど、其心剛毅、大節に臨みて奪ふ可らず、死する時年二十六、門人遺骸を千住小塚原に假葬し、其後これを故郷に改葬す、この人いまだ妻を娶らず、舍弟二人、綱維といひ、綱常といふ、皆かくれなき名士にて、其家富み榮えけるは、忠義の果報なるべし、

明治二十四年二月二十七日、特旨を以て正四位を贈らる

京都市下京區佛光寺通高倉東入

○贈正四位鈴木主稅　鈴木重弘

鈴木主稅は、越前福井藩士なり、夙に經世の志を抱き、藩主松平慶永を輔佐し、常に國事を以て自ら任す、天保の末年より、海外諸邦の船舶我が邊海に出沒し、昔日の形勢に非ずと雖も、幕府猶姑息を事とするを以て、主稅窃に之を憂ふ、嘉永癸丑の夏、米國使節渡來するに方り、主稅此機に乘じ、幕政を改

革し、全國の軍備を擴張せしめんと欲し、意見を慶永に上つる、慶永之を納れ、屢々外事を處するの策を、老中阿部伊勢守に進むもの、皆主稅の起草せし所といふ、主稅深く水戸の藤田誠之進、熊本の長岡監物、尾張の田宮彌太郎等と交りを結び、國難を救濟するの要務を論じ、又橋本左內を薦めて、慶永の帷幕に參與せしむるなど、當時藩論を一定し、藩屏の任を盡さしめしは、主稅の力尤も多きに居るといふ、

明治三十一年七月四日、特旨を以て正四位を贈らる

○贈從四位中根雪江

岐阜縣岐阜市今川町

男爵 中根已巳

中根雪江、名は師質、初め通稱を靭負といひ、後雪江と改む越前福井の藩士なり、其祖は從五位下讃岐守平忠正より出づ父名は衆諧、母は平本氏、文化四年七月三日を以て生る、天保元年十月家を繼ぎ、祿七百石を領す、天資沈靜寡言にして才を愛し人を容るの量あり、其身を處する節儉自から守り、粗衣短袴敗るゝに非ざれば換ず、性學を好み、書に於て寢食を忘るゝなく、尤も心を國典に留む、壯年笈を負ふて東に遊び、平田篤胤を師とし從遊年あり、喜びで尊王の說を主張す、後劇職に在りと雖も、鉛槧倦色なし、其詞賦唱酬は、直に肺腑を吐き、雕鏤を事とす、嘉永六年六月、亞米利加合衆國の使船、相州浦賀に至り、通商互市を要求す、邊境騷擾、幕府列藩に命じて海防を議せしむ、時に雪江江戸に居住す、當路の人就て以て諮詢す、雪江詳に利害得失を述べ、一として遺すところあるなく、其言皆肯綮に中り、聽くもの歎服せざるはなし、是より其名益々世に顯はる、慶應の末年、幕府還政の議起る、廷議列侯及び、有志諸士を京師に徵集し、遍く意見を問ふ、雪江また徵されて參與職に拜す、明治元年正月、徵士と爲り、屢々京阪の間に往來し、庶政を料理す、尋で驛遞租稅等の事務を管し、皆始て端緒に就く、其職を罷めて鄕里に歸らんとするや、辱なくも拜謁を仰付られ物を賜ひ、二年九月、特に勅して祿四百石を賜ふ、三年四月、藩侯また賞典祿百五十石を頒給す、是に於て廊宅を宿浦に卜し、名けて松陰漁屋といふ、餘生を一竿に托して煙簑雨笠自ら娛しむ、十年 天皇西京に行幸在せらるゝや、雪江出でゝ恩を謝し、尋で東京に赴き、淹留すること數月、偶々疾に罹り、十月二日遂に客舍に歿す、年七十一、事聞す、內廷震悼の餘、金若干を賜ひ以て祭奠を助く、雪江好で質學を講じ、蘊蓄深遠、明時に遭遇し以て之を事業に施し、終に其功を成す、死すとも餘榮ありと謂ふべし、其著に昨夢記事、戊辰日記、奉答記事

其他數種あり、

明治十八年三月六日、特旨を以て從四位を贈らる

○贈從四位酒井歸耕

酒井外衛吉

酒井歸耕、初名は忠温、後に直道、通稱は彦六、又十之丞といふ、舊福井藩の世臣なり、祿八百二十石を食む、藩主松平慶永の時、大番頭用人の諸職を歷、萬延元年四月擢でられて、側用人となり、後中老に進む、是時に當て幕府の政漸く衰へ、國威萎靡振はず、歸耕深く之を憂ひ、同僚中根雪江、毛受洪等と共に、慶永を輔て大に力を國事に盡し、屢々京都及び大阪に出、或は王公貴顯に謁し、或は幕府の重臣、及び諸藩の名士に接し、以て慶永の本志を達せしめ、文久三年六月、慶永父子京師に出で、同志の諸藩主と共に戮力して、國家の爲め大に盡す所あらんとするや、歸耕執政岡部豐後、奉行三岡八郎等と、共に鹿兒島熊本の二藩に赴き、告ぐるに藩議の在る所を以てし、議協て還り、元治元年十一月、藩主茂昭征長副將を以て、豐前國小倉に出陣するや、歸耕其軍に從ふ、長防伏罪解兵の議あるに方り、本多敬義等と共に、遽州廣島尾張征長總督の本營に赴き、其讓を贊し、慶應二年六月、慶永大阪に赴き、長防再征の非を幕府に論難し、尋で家茂將軍薨去、一橋中納言其喪を祕し、將軍に代て自ら長防再征の擧を遂げんとするや、慶永愈々之を非とし、力を極めて之を爭ひ遂に其擧を止ましむるに方り、歸耕本多敬義等と心を協はせて之を輔翼し、其功勞尠少ならず、同三年、王政革新の時に至り、中根雪江、毛受洪と共に、參與職拜命、更に中興の大業を輔翼し、明治元年正月、北陸道鎭撫使高倉三位、四條大夫の京都を發するに方り、歸耕參與職を辭し、兩使に隨行使事を贊助し、越前加賀越中の三國を經て、越後に達し、事畢て歸藩す、同二十八年二月病で歿す、

明治三十六年十一月十三日、特旨を以て從四位を贈らる

○加賀國の部

○贈從二位前田慶寧

東京市本郷區本郷本富士町二番地

侯爵 前田利爲

前田慶寧は、加州金澤の藩主なり、其先は贈太政大臣正一位菅原道眞の遠裔、藩祖權大納言贈從一位前田利家十四世の孫

なり、父は權中納言正二位齊泰、母は德川氏將軍家齊の女なり、天保元年五月四日を以て、江戸本鄉街の甲第に生る、十三年二月二十二日、幕府に朝し、將軍に黑書院に謁し首服を加ふ、從五位下に叙し、筑前守に任ず、即日正四位下に進み左近衞權少將に任じ、筑前守故の如し、弘化二年九月、始めて國に就く、嘉永五年十二月十六日、左近衞權中將に轉ず、安政五年十一月二十三日、正四位上に進む、慶寧人と爲り、頴敏、父母に事へて恭順、幼より幕府の偕修を慨歎し、王朝の式微を痛み、窃かに心を皇室に寄す、藩內有志の士之を側聞し、皆感奮之を翼賛して、其志を成すを思ひ、私に近侍の臣に因て上書し、天下の形勢及び順逆去就の大義を陳說す、慶寧これを嘉納し、其志を執る益々固し、元治元年の春、幕議長藩を討せんと欲す、時に慶寧藩に在り、京報に因り幕議を傳聞し以て不可と爲し、父侯に勸め建議之を止めしむ、尋で父侯に代り入京し、幕命を以て闕下を守衞す、乃ち自ら意見書を持し、閣老水野和泉守に面し、長藩及び草奔志士の爲めに辯解する所あり、且宜しく之を處するに寬典を以てすべきを說く、既にして長藩の三老臣兵を率ゐて東上し、伏見嵯峨の間に駐屯し、藩主父子の寃を訴へ、陳情書を各藩に移し、以て救解を乞ふ、慶寧奮て朝幕に勸說し、毛利藩父子の朝謚を解んと欲し、老臣以下數人を二條關白、一橋中納言、會津中將、及び閣老稻葉美濃守に遣はし、論陳せしむる所ある者數々なり、而して幕議つひに其言を容れず、かつ將に諸藩に令し、長人を討伐せんとす、慶寧憤懣其適々疾ひあるに託し、任を辭し國に就く、發するに臨み長人入犯し、京中兵火起る慶寧顧みずして引き去る、藩之を聞き、其變に際し、守りを棄て縱ま丶に京師を去る、迹頗る反に黨するに涉るを以て、大いに幕嫌を憚かり、侯命を以て之を嚴譴し、其藩に歸るや一室に幽し以て幕府に謝す、慶應元年四月、幕府藩に命じ其謹を解かしむ、二年慶寧幕命に應じ江戸に如く、是歲藩主老を告げ慶寧封を襲ぐ、乃ち加賀守と稱す、尋で參議に任じ、中將を兼ぬ、三年の冬、詔を奉じ入京す、是時に當り朝議大變革を決行し、德川慶喜の奏請を容れ、其軍職を罷め、攝關兩奏幕府所司代等の諸職を廢し、會津藩兵の宿衞を免じ、代るに薩土藝諸藩の兵を以てす、是に於て物議紛然、人心倘々たり、慶寧德川氏の臣僚、或は憤激輕舉名分を過まり、不測の變を生ずるを慮かり、意を老臣に銜め、二條城に遣はし、慶喜に勸め、且阪府に下り變を避けしめ、乃ち書を朝に致し暇を請ひて國に還る、明治元年、朝命本藩をして兵を北越に出し、薩長二藩と協力して賊を討しむ、是に於て統率兵若干を出し軍に從はしむ、又大いに金穀を發して軍資を助く、二年正月、慶寧金澤を發し、京師に朝す、二月上表して封土を奉還す、三月車駕京師を發し東京に幸す、慶寧扈して後驅に備はる、六月朝旨北越の戰功を賞し、祿一萬五千石を加賜す、尋で之を辭す許されず、是月朝廷慶寧を以て金澤藩知事に任す、七月從三位に叙し、詔して藩に就き諸政の改革を施行せしむ、三年上書して太政官を造營し、以て內廷外朝の別を立るを建言し、祿米二萬石を献納し以て其資を助く、四年廢藩の令出、慶寧本官を免じ、東京に移住す、七年五月十八日、病を以て府下根岸の邸に薨ず、享年四十有五、私謚して恭敏と曰ふ、

元治元年五月將上京途經越前謁新田義貞廟

深林園古廟。感慨淚霑襟。我亦勤王者。
與公同此心。

明治二十六年七月四日、特旨を以て從二位を贈らる

石川縣金澤市池田町十九番地

○贈從四位松平大貳　松平貞

松平大貳、名は康正、姓は源、人持組松平久兵衞の第二子なり、同宗松平康職、潤三郎と稱す、亦人持組にして、秩四千石を領す、安政元年康職沒し子なし、是に於て大貳、其後を承け、家を嗣ぐ、通稱初めは鈴吉郎、後に主計といひ、つひに大貳と改む、三年小松城番と爲り、五年算用場會計局奉行に登り、能州幕領地の事を兼掌す、是歲其劇務勤勞を賞し、禮服一領及び絹二匹を賜ふ、萬延元年世子の側用人と爲る、文久二年三月、世子に扈して江戸に抵役し、三年二月老職と爲り、六月加判に列す、十月世子及び公嫡琢多度若君の側用人を兼ぬ、元治元年正月、命を受け出で京師に駐劄し、藩務を總理す、三月二十六日使命を滯び、閣老水野和泉守邸に詣り、侯の建言書を幕府に致す、既にして世子侯に代り入京す、適々長藩士福原越後等、伏見嵯峨の間に來り、訴寃の事に及びしかば、世子爲めに幕府に勸說して、長藩の寃を解かんと欲す、大貳同職山崎範正と、使命を奉じ屢々二條關白、一橋中納言、會津中將、及び閣老稻葉美濃守の館に詣り、世子の意見を面陳す、一橋公等終に世子の言を鵜かす、朝議亦長藩の訴願を納れ、福原等愼激事を發するに及び、世子歸を告げ、遽かに京師を去る、藩論之を非とし、侯また老臣長大隅守に命じ、世子に會し行を返へさしむ、世子乃ち海津驛に逗り、使を金澤に遣り、退京の事由を陳疏せしむ、侯又老臣前田土佐守を海津に遣り、世子に謹愼を命じ、かつ引て國に歸らしむ、而して藩論以爲らく、世子の變に際し、歸りを告げ、命を俟たずして遽かに就く、其迹長藩に黨するの嫌あり、應に幕謚

を被り國難を速くべしと、因て罪を從行の老臣に歸し、責し、同族康久の長子康蕃をして其後を承けしむ、慶應元年四月、幕命世子の謹愼を解く、世子乃ち贈及び、祭粢料を其家に問頻りに至る、大貳乃ち以爲らく、事此に至り事由を辯するに由なし、かつ身輔導の任に在て、善く此の間に處する能はず、以て咎を世子に致し、禍を國に及ぼす其罪大なり、自から責を引き罪に服し、以て後患を絶めんに如かずと、意已に決し、密に之を土佐守、及び橫山隆淑に語り、世子の海津を發するを俟て、將に自から處するあらんとす、世子海津に在る十餘日、八月十一日を以て行を發し、歸路に就く、大貳行に後るゝ一舍にして從ふを請ふ、之を許す、世子怒を命じ、怒大貳の族舍の前を過ぐ、大貳正服して舍前に出で拜す、世子與中より願望し、淚を揮ふて去る、蓋し側かに其意を開知するあるなり、怒已に過ぐ大貳內に入り、其家臣志賀喜兵衞、佐川良助等を召ひ後事を托し、屠腹して死す、良助其首を斬り、喜兵衞趨て土佐守の旅亭に至り之を告ぐ、土佐守來て其屍を檢し、追て世子に及び、具に其の狀を聞す、世子涕泣して曰く、吾れ當に畢生大貳の忌齋を修し、以て其忠に答ふべきなりと、大貳死する時、喜兵衞良助殉を請ふ聽かず、曰く死して我に從ふ、生て嗣子に仕へ、以て之を輔導するに如かず、是即ち我に忠なる所以なりと、年四十三、喜兵衞等其屍を收め、假りに之を火葬し、遺骨を持して金澤に歸り、其先塋の次に禮葬す、侯之を聞き其忠死を嘉し、秩七百石を加賜し、大野木仲三郎、名は克敏、姓は源、金澤藩士克貞の次男なり、天保十四年四月十三日を以て生る、少きより國學に志し、武術を研きわりしが、文久年中、世上の議論騷がしく成りしも、一藩の士風偸惰なるを打歎き、永原恒太郎、不破富太郎

石川縣金澤市小將町三百町十二番地

○贈正五位大野木仲三郎　親盛　大野木　克省

三十一年七月四日、朝廷大貳の死事、勤王に係るを以て之を追賞し、特旨を以て從四位を贈らる、康蕃朝恩に感戴し日を擇び、九月十一日其忌日に當るを以て、東京小石川傳通院に於て、佛式に從ひ報告贈位祭を擧行す、前田公乃ち金百圓を奠し以て祝意を致す、

等が、心を盡して國事に奔走するを賛け、たび〳〵藩主に建言して、大義を明にし士氣を皷舞し、一廉勤王の任を盡されん事を申請ひ、又頻りに執政が許へもゆきて、建議するなど、懇慨悲憤の念少しも止む時なし、曾て十一月朝廷新嘗祭典を擧るの日に當り、以爲へらく今霄　主上國民の爲め、親臨して祀を致し、徹夜寢に就かせられずと聞く、下民たるものいかで安眠すべけんやと、是より每歲此夜は獨り端坐して寢ねず、以て旦に至るといふ、元治元年の三月世子に先だち、叔父大野木源藏克正とひとつに都に上り、諸藩有志の士と交りて國事を議し、又屢々建議せし事ありつと云ふ、折ふし七月十九日のわけがた、俄に藩下に變事差起りしに、長州藩士小島彌十郎といふ者、有栖川宮の使なりとて、藩の出張の營中に來り宮の御館まで護送せられん事を申請ひしかば、仲三郎事急にして、此趣を長官に申述ぶるの暇無く、青木新三郎と謀り、矯りて世子がいひつけの趣にいひこしらへ、兵卒に護送させけり、程なく國に歸りしに、右の越度によりて罪せられ、一先づ我家に屛居申付けられしが、更に同藩士玉井貞寛が許に禁錮せられ、終に十月十九日、罪さだまりて切腹を命ぜらる、時に年二十二、その建言の遺稿、わづかに一篇のみ殘れりとぞ、明治二年十月、藩命大赦に因て仲三郎罪ゆるされ、同三年特に祭粢料若干金を賜ふ、同二十四年九月、朝廷其勤王殉難の節を追賞し、靖國神社に合祀せらる、

明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる

東京市芝區三田豐岡町二番地

○贈正五位小川幸三　小川直子

小川幸三、初め三義と稱す、名は忠篤、字は士信、靖齋又後素と號す、姓は源、其先忠次藩祖高德公に仕へ、軍功を以て著はる、子孫事に座し祿を喪ふと云、祖名は忠政一志正に作る父名は忠安、一方と稱す、加賀國石川郡鶴來村に住し、醫を以て業とす、幸三天保七年正月十三日を以て生る、幼にして大志あり、十四歲の時始めて京師に往き、典藥太田伊豆守に師事し醫を學ぶ、居る五歲にして歸り、其父に請ふて曰く、醫は病を濟ふに過ざる者なり、願はくは天下を濟ふの術を學ばんと、父其志を壯とし之を許す、是より專ら儒學を修め、江戶に往き藩儒小林棠の門に入る、學成て國に歸り、徒を聚め業を授く、されど其素志に非ざるなり、故に幾何なく再び京師に遊ぶ、文久二年八月歸藩し、封事を上り、京師の事情當世の急務を論陳す、閏八月二日、召れて城內に入り　側用人大村致知等に面し、上書の旨を陳說す、然るに此事長藩の忌諱を受けし